

令和8年3月定例会

# 観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

## 会 議 録

長 崎 県 議 会

# 目 次

## (3月11日〔関係部局所管事務概要説明〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
関係部局所管事務概要説明	3

## (3月12日〔関係部局所管事務概要説明・経済対策補正審査・委員間討議〕)

1、開催日時・場所	4
2、出席者	4
3、審査事件	4
4、経過	
《委員会》	
関係部局所管事務概要説明	5
《分科会》	
文化観光国際部長予算議案説明	5
県民生活環境部長予算議案説明	6
土木部長予算議案説明	6
文化振興・世界遺産課長補足説明	7
観光振興課長補足説明	7
物産ブランド推進課長補足説明	8
資源循環推進課長補足説明	8
都市政策課長補足説明	8
港湾課長補足説明	9
予算議案に対する質疑	9
予算議案に対する討論	26
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	27

## (第1日目)

1、開催日時・場所	28
2、出席者	28
3、審査事件	28
4、付託事件	29
5、経過	
《分科会（土木部）》	
土木部長予算議案説明	30
監理課長補足説明	31
予算議案に対する質疑	32
予算議案に対する討論	37
《委員会（土木部）》	
土木部長総括説明	38
都市政策課長補足説明	39

港湾課長（参事監）補足説明	40
砂防課長補足説明	41
住宅課企画監補足説明	42
住宅課長補足説明	42
道路建設課長補足説明	44
議案に対する質疑	45
議案に対する討論	50
決議に基づく提出資料の説明	50
都市政策課長補足説明	51
陳情審査	51
議案外所管事項に対する質問	52

## （第2日目）

1、開催日時・場所	78
2、出席者	78
3、経過	
《分科会（文化観光国際部）》	
文化観光国際部長予算議案説明	78
文化振興・世界遺産課長補足説明	80
予算議案に対する質疑	80
予算議案に対する討論	99
《委員会（文化観光国際部）》	
文化観光国際部長総括説明	99
観光振興課長補足説明	103
議案に対する質疑	105
議案に対する討論	110
決議に基づく提出資料の説明	110
スポーツ振興課長補足説明	111
議案外所管事項に対する質問	112

## （第3日目）

1、開催日時・場所	137
2、出席者	137
3、経過	
《分科会（県民生活環境部）》	
県民生活環境部長予算議案説明	137
予算議案に対する質疑	139
予算議案に対する討論	144
《委員会（県民生活環境部）》	
県民生活環境部長総括説明	144
県民生活環境課長補足説明	146
男女参画・女性活躍推進室長補足説明	147
生活衛生課長補足説明	148
自然環境課長補足説明	149
議案に対する質疑	150
議案に対する討論	155

決議に基づく提出資料の説明	155
県民生活環境課長補足説明	156
交通・地域安全課長補足説明	157
食品安全・消費生活課長補足説明	158
地域環境課長補足説明	160
資源循環推進課長補足説明	163
自然環境課長補足説明	164
議案外所管事項に対する質問	165
《分科会（交通局）》	
交通局長予算議案等説明	178
管理部長補足説明	179
予算議案に対する質疑	181
予算議案に対する討論	184
《委員会（交通局）》	
交通局長所管事項説明	184
決議に基づく提出資料の説明	186
議案外所管事項に対する質問	187
委員間討議	201
審査結果報告書	202

**（配付資料）**

- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部：経済対策）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部：経済対策）
- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部：経済対策）
- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部：追加1）
- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係説明資料（文化観光国際部：追加1）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部：追加1）
- ・ 分科会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）

3 月 1 1 日

(關係部局所管事務概要説明)

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月11日

自 午後 2時01分  
至 午後 3時52分  
於 委 員 会 室 3

松尾 泰子 文化振興・世界遺産課長  
文化振興・世界遺産課企画監  
(世界遺産・日本遺産担当)  
村山 拓男  
小柳 剛志 ながさきピース文化祭課長  
ながさきピース文化祭課企画監  
(国民文化祭事業担当)  
伊東 猛  
長野 敦志 観光振興課長  
インバウンド推進課長  
(参事監)  
小宮 健志 物産ブランド推進課長  
庄司 孝繁 国際課長  
貝淵 裕幸 国際課企画監  
(平和推進・国際協力担当)  
久間 哲彦  
川瀬 亨介 スポーツ振興課長

2、出席委員の氏名

山村 健志 委 員 長  
坂口 慎一 副 委 員 長  
田中 愛国 委 員  
小林 克敏 〃  
溝口 芙美雄 〃  
徳永 達也 〃  
山田 朋子 〃  
宮本 法広 〃  
中村 一三 〃  
堤 典子 〃  
鶴瀬 和博 〃

大安 哲也 県民生活環境部長  
下野 明博 県民生活環境部次長  
立石 寿裕 県民生活環境課長  
本多 千穂 男女参画・女性活躍推進室長  
石田 祐子 人権・同和対策課長  
大嶋 誠之 交通・地域安全課長  
谷村 重則 統計課長  
渡邊 渡 生活衛生課長  
生活衛生課企画監  
(動物愛護管理センター整備担当)  
荒木雄一郎

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

太田 彰幸 交 通 局 長  
岩崎 良一 管 理 部 長  
柿原 幸記 乗 合 事 業 部 長  
江頭 興祐 貸 切 事 業 部 長

岩永 俊一 食品安全・消費生活課長  
赤澤 貴光 地域環境課長  
佐藤 貞夫 水環境対策課長  
山内 康生 資源循環推進課長  
深谷 雪雄 自然環境課長

伊達 良弘 文化観光国際部長  
村田 利博 文化観光国際部政策監  
加藤 一征 文化観光国際部次長

6、審査の経過次のとおり

— 午後 2時01分 開会 —

【山村委員長】ただいまから観光生活建設委員会及び予算決算委員会 観光生活建設分科会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、サイドブックに掲載しております「委員配席表」のとおり、決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議事に入ります前に、選任後、初めての委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、観光生活建設委員長を仰せつかりました山村健志でございます。

坂口副委員長をはじめ、委員の皆様、並びに理事者の皆様方のご指導、ご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

さて、本委員会は、文化・芸術やスポーツの振興、魅力ある観光まちづくりによる交流人口の拡大、国際交流、県産品のブランド化の推進など、地域の活性化に取り組む「文化観光国際部」、多様な活動主体による連携・協働や、女性活躍の推進、食の安全確保、地域の環境保全など、豊かな安全・安心な地域づくりに取り組む「県民生活環境部」、道路、橋梁、港湾等の整備や維持管理、頻発化・激甚化する自然災害を踏まえた防災・減災対策など、社会資本の整備に取り組む「土木部」、そして、県民生活に不可欠なバス路線の確保と、長崎の観光を足元から支える「交通局」、これら4つの部局を所管しておりますが、いずれも「県民生活の向上」と「県内経済の活性化」に欠かせない役割を担っているところでございます。

また、各部局ともに、県政の様々な重要課題を抱えており、いずれも、喫緊の課題と認識しております。

委員の皆様におかれましては、山積する課題の解決に向け、県民の目線に立って、より効果的な事業の提案なども含め、積極的に論議を深めていただきますようお願いいたします。

また、理事者の皆様におかれましては、委員会における論議を真摯に受け止め、長崎県の発展のために行政を推進していただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

それでは、私から副委員長並びに本日出席されている委員の皆様方をご紹介します。

〔副委員長・各委員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、理事者側の挨拶 及び 紹介を受けたいと思います。

【太田交通局長】交通局長の太田彰幸でございます。よろしくお願いいたします。

観光生活建設委員会の開会にあたり、理事者を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

観光生活建設委員会所管の文化観光国際部、県民生活環境部、土木部、交通局の4部局においては、文化・観光やスポーツの振興、安全・安心な生活の確保、環境の保全、社会資本の整備、公共交通の維持など、県民の生活に密接に関連した事業を行っております。

私共といたしましては、長崎県総合計画や各部局が策定した計画の着実な推進とともに、市町や県民の皆様とも力をあわせながら、県民の皆様が安全・安心で快適な暮らしの実現、地域の特徴や資源を活かしたまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

山村委員長、坂口副委員長をはじめ、委員の皆様方のご指導、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、観光生活建設委員会所属の各部局長をご紹介いたします。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山村委員長】 それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、堤委員、鵜瀬委員のご兩人をお願いいたします。

今回の議題は、観光生活建設行政所管事務について、第65号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、ほか1件の審査、令和8年3月定例会における本委員会の審査内容等について であります。

次に、審査方法について、お諮りいたします。

審査の方法については、サイドブックに掲載しております「審査順序」のとおり、本日から明日にかけ、委員会を協議会に切り替え、関係部局の所管事務の概要について説明を受けることとし、土木部の所管事務の説明が終了した後、分科会において、付託された議案に限って審査を行います。

審査終了後、3月23日からの委員会の審査内容等について、協議することとしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、所管事務の概要説明に関する質問等につきましては、特に理解しにくかった点につ

いての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月23日からの委員会の中で行うことにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を協議会に切り替えます。準備のため、しばらく休憩いたします。

---

— 午後 2時08分 休憩 —

---

— 午後 3時51分 再開 —

---

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、土木部の概要説明を受けたのち、分科会による補正予算の審査を行い、審査終了後は、「令和8年3月定例会の審査内容等」について委員間討議を行うことといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

— 午後 3時52分 散会 —

---

3 月 1 2 日

(關係部局所管事務概要説明

・ 經濟対策補正審査・ 委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月12日

自 午前 9時59分  
至 午後 2時15分  
於 委員会室 3

真鳥 喜博	都市政策課長
平 博敏	道路建設課長
田崎 智	道路維持課長
本多 健一	港湾課長(参事監)
田中 隆	港湾課企画監 (港湾管理担当)
小川 秀文	河川課長(参事監)
岩永 彰	河川課企画監 (ダム担当)
田中 良一	砂防課長
小島 俊郎	建築課長
進藤 政洋	営繕課長(参事監)
野口 孝	住宅課長
小柳 正典	住宅課企画監 (訴訟・管理担当)
牛島 孝二	用地課長
船越 一成	盛土対策室長

2、出席委員の氏名

山村 健志	委員長(分科会長)
坂口 慎一	副委員長(副会長)
田中 愛国	委員
小林 克敏	〃
溝口 芙美雄	〃
徳永 達也	〃
山田 朋子	〃
宮本 法広	〃
中村 一三	〃
堤 典子	〃
鵜瀬 和博	〃

伊達 良弘	文化観光国際部長
村田 利博	文化観光国際部政策監
松尾 泰子	文化振興・世界遺産課長
長野 敦志	観光振興課長
小宮 健志	インバウンド推進課長 (参事監)
庄司 貴繁	物産ブランド推進課長
川瀬 亨介	スポーツ振興課長

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

大安 哲也	県民生活環境部長
山内 康生	資源循環推進課長

5、県側出席者の氏名

山内 洋志	土木部長
中村 泰博	土木部技監
犬塚 尚志	土木部次長
椎名 大介	土木部参事監 (まちづくり推進担当)
高稲 稔也	監理課長
金子 哲也	建設企画課長
濱崎 正一	建設企画課企画監 (入札・契約担当)

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（観光生活建設）

第65号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）  
(関係分)

第66号議案

令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正

予算（第5号）

7、審査の経過は次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【山村委員長】委員会を再開いたします。

これより、昨日に引き続き、関係部局の所管事務の概要説明を受けることといたします。

委員会を協議会に切り替えます。

— 午前 9時59分 休憩 —

— 午前11時07分 再開 —

【山村分科会長】委員会を再開させていただきます。

これより、第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち、関係部分のほか1件について、分科会による審査を行います。

なお、理事者の出席については、付議案件に関する範囲でサイドボックスに記載しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、国の「強い経済」を実現する総合経済対策」に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。

それでは、文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の2ページをお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿って、令和7年12月16日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、諸収入537万5,000円の増であります。歳出予算は、企画費1,075万円の増、商業費1,500万円の増、観光費4億8,000万円の増、合計で5億575万円の増であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

1、光熱費高騰の影響を受けている指定管理者の公共サービスの維持・継続を支援するための経費として、長崎歴史文化博物館運営事業費1,075万円。

2、光熱水費や人件費を含めた原材料価格高騰による価格転嫁の影響などから、県産酒需要の減少が見込まれるため、消費拡大キャンペーン等を実施し、県産酒の消費拡大を支援するための経費として、長崎県産酒消費拡大推進事業費1,500万円。

3、物価高騰の影響を受ける観光業界の活性化を図るため、本県が旅行先として選ばれるためのプロモーションを展開し、国内外からの誘客を促進するための経費として、観光業界活性化プロモーション事業費4億8,000万円を計上いたしております。

この結果、令和7年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、59億8,138万9,000円となります。

なお、歳出予算総額には、今議会に議案として提出しております経済対策以外の補正予算の金額についても含まれております。

繰越明許費について。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国の経済対策に伴い、適正な事業期間を確保するため、観光費4億8,000万円について、繰越明許費を設定するとともに、同様の理由により、商業費1,500万円を増額しようとするものであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村分科会長】次に、県民生活環境部長より予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。それでは、県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

お手元にお配りしております資料のうち、令和8年3月定例県議会予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料、県民生活環境部の2ページ目をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿って、令和7年12月16日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金5億6,082万4,000円の増、歳出予算は、環境保全費5億7,563万1,000円の増を計上いたしております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

海岸環境保全対策推進事業について。

海岸漂着物対策として、国の予算を活用し、市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理や発

生抑制対策を行うことなどに要する経費であります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

海岸環境保全対策推進事業の実施において、年度内に必要な事業期間が確保できないことから、産業廃棄物対策費5億7,563万1,000円について、繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】次に、土木部長より予算議案の説明を求めます。

【山内土木部長】土木部関係の議案についてご説明をさせていただきます。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料、経済対策補正、土木部の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いしておりますのは第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分、第66号議案、令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第5号）であります。

今回の補正予算ですが、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿って、令和7年12月16日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

第65号議案のうち、土木部所管の補正予算は合計1,482万2,000円であり、電気代、燃油高騰の影響を受けている指定管理者の公共サービスの維持・継続を支援するための予算を補正しようとするものであります。

このほか、第66号議案については3ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わ

らせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】次に、文化振興・世界遺産課長より補足説明を求めます。

【松尾文化振興・世界遺産課長】予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料、文化観光国際部の4ページをご覧ください。

博物館運営費につきましては、予算額1,075万円を計上しております。電気代等の高騰の影響を受けている指定管理者を支援し、公共サービスの維持・継続を図ることを目的といたしまして、文化振興・世界遺産課が所管する長崎歴史文化博物館の運営に係る光熱費について、当初予算として7,325万2,000円を計上しておりましたが、実績において不足することが見込まれるため、差額の1,075万円を支援するものでございます。

私のほうからは以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【長野観光振興課長】それでは、私のほうから、資料5ページに基づきましてご説明をさせていただきます。

観光関係の経済対策といたしまして、観光業界活性化プロモーション事業費4億8,000万円を計上してございます。この事業は、物価高騰の影響を受けております観光業界の活性化を図るというものでございまして、本県が旅先として選ばれるためのプロモーション等の展開を行い、国内外からの誘客を促進していこうというものでございます。

取組につきましては、大きく3点ございます。

まず1点目でございます。

旬な話題を生かした情報発信でございますけ

れども、これは今年1月に、長崎がニューヨーク・タイムズ紙の「2026年に行くべき52か所」に選定されたことや、V・ファーレン長崎のJ1昇格などといった交流人口拡大に効果が高い旬の話題を生かしていこうということで、Web、SNS、雑誌等のあらゆるメディアを活用した国内向けプロモーションや、現地へ出向いた観光物産PRなど、欧米豪・東アジア向けプロモーションを展開するとともに、J1昇格を契機に、プロスポーツクラブと連携したプロモーションを実施するなど、長崎の露出を高めていこうと考えております。

次に、広域周遊への効果波及に向けた情報発信の強化でございますけれども、この話題性の高い場所で高まった関心を、しっかりと県内各地への周遊につなげるため、メディアプレスツアーの実施、平和、歴史、食といったPR映像の作成など、県内の多様な魅力を発信してまいりたいと考えております。

最後の3点目でございます。来訪者の円滑な移動に向けた受入れ体制の強化でございますけれども、このような情報発信の効果による来訪者が県内を円滑に移動できるよう、MaaSの活用や長崎空港からの二次交通対策に取り組むとともに、インバウンドが集中しております主要都市からの誘客を促すため、観光案内機能の強化を進めてまいりたいと考えております。

この事業につきましては、繰越明許費を設定させていただいております、次年度も切れ目なく、関係課と一体となって展開してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村分科会長】次に、物産ブランド推進課長より補足説明を求めます。

【庄司物産ブランド推進課長】 続きまして、資料の6ページのほうをお願いいたします。

長崎県産酒消費拡大推進事業費といたしまして、酒造用原料米の高騰による価格転嫁などの影響により、県産酒の需要減少が懸念されている状況を踏まえ、消費の下支えを図るための事業経費として、1,500万円を計上いたしております。

事業内容といたしまして、まず、県産酒指定店を対象とした「県産酒飲んでみんなキャンペーン」でございます。これは、県内の飲食店において、県産酒を注文された方へデジタルスタンプを付与し、抽選で県産品が当たるキャンペーンを実施し、飲食店での消費拡大を図ることとしております。

次に、「県産酒買ってみんなキャンペーン」でございます。これは、県公式オンラインストア「ながおしセレクト」において県産酒特集を実施するとともに、ECモール内での酒類購入に使用できるクーポンを発行することで、オンラインでの県産酒購入を促進することとしております。

これら2つのキャンペーンにつきましては、令和8年6月から8月までの3か月間の実施を予定しております。

そのほか、県公式ユーチューブ番組「酒マニア」の総集編動画の作成や多言語の字幕への対応など、県産酒の情報発信強化にも取り組むこととしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【山村分科会長】 次に、資源循環推進課長より補足説明を求めます。

【山内資源循環推進課長】 海岸環境保全対策推進事業の補正予算について、ご説明させていた

だきます。

観光生活建設分科会補足説明資料の3ページをご覧ください。

この海岸環境保全対策推進事業は、長崎県海岸漂着物対策推進計画に基づき、市町が実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策の支援を行うものです。

今回の補正予算につきましては、国において決定されました「強い経済」を実現する総合経済対策予算のうち、防災・減災・国土強靱化関係の推進関連の予算を活用しまして、令和8年度の事業予算を前倒しで確保するためのものです。この予算は、国の令和7年度補正予算で38億円が計上されており、補助率は離島地区が10分の9、半島・過疎地域が10分の8、その他の地域が10分の7となっております。

また、漁業者が自主的にボランティアで持ち帰ってきた漂流ごみを市町が処分する費用については、10分の10となっております。

今回、補正予算として計上しておりますのは、事業費として5億7,563万1,000円であり、そのうち5億6,082万4,000円を国庫補助金予定額として計上しております。この補正予算につきましては、全額次年度に繰り越すこととしており、令和8年度の実施に係る予算額については、別途ご審議いただく令和8年度当初予算の7,374万6,000円と合わせて、6億4,937万7,000円を確保させていただきたいと考えているものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【山村分科会長】 次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【真鳥都市政策課長】 第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち、都

市計画費について、補足してご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料（経済対策補正）土木部の3ページをお開きください。令和7年度3月補正（経済対策補正）事業予算書で説明をいたします。

これは、電気代、燃油高騰により、影響が生じている指定管理者に対し、公共サービスの維持・継続のために支援を実施するものです。予算額は1,137万7,000円になります。

支援する対象施設は、県立総合運動公園になり、その指定管理者に対し支援するものです。

支援額につきましては、令和7年度の指定管理者の事業計画における電気代等の予算額に対し、執行見込額が超える分を支援負担金として支援するものになります。

財源といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全額国費が充当されます。

以上で、都市政策課の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【本多港湾課長】第65号議案、令和7年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち、港湾空港費部分及び第66号議案、令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第5号）について補足してご説明いたします。

観光生活建設分科会補足説明資料4ページ、令和7年度3月補正経済対策補正予算事業説明書をご覧ください。

これは、電気代、燃油高騰の影響を受けている指定管理者に対し、公共のサービスの維持・継続のために支援を実施するものです。この支援に要する経費として344万5,000円を計上して

おります。

内訳としましては、長崎水辺の森公園や松が枝国際ターミナルビルなどを管理する長崎港常磐・出島地区及び松が枝地区の指定管理者に対して321万5,000円、長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバー、小江ボートパークを管理する指定管理者に対して、23万円を計上しております。

支援金額の算定につきましては、今年度の指定管理者の事業計画における電気代等の予算額に対し、執行見込額が超える分を支援負担金として支援するものでございます。

財源としては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全額公費が充当されます。

以上で港湾課の補足説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【山村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【小林委員】文化観光国際部、その経済対策、事業名 観光情報発信事業費。重点支援地方交付金を財源として、ここに書いてあるように、4億8,000万円の事業、その事業概要ということは、物価高騰の影響を受けている観光業界の活性化を図るため、本県が旅行先として選ばれるためのプロモーション等を展開し、国内外からの誘客を促進と、こういう内容になってますね。

そこでお尋ねしますがね、この事業の背景にはね、先ほど観光振興課長からお話があったように大事なこと、あんまりさらっとこう言うから、どのくらい大事かということを受け止めているかと。大変なことを言ってんだよな、君は。そういうことをさらっとこう言ってるんだけど

も、実はですね、観光振興課長がアメリカのニューヨーク・タイムズね。アメリカのぞ、大村じゃないぞ。アメリカのニューヨーク・タイムズ。2026年に旅行先として行くべきね、52か所。これが発表されて、何とその中に、我が長崎市がね、入っているというようなことであります。

私もね、今年のお正月の1月8日、長崎新聞を実は拝見をいたしました。そこで今のような、そういうこの2026年、旅行先として行くべき52か所の中の、何と長崎が17番目。それから沖縄が46番目だったかな。そういうようなことでね、明らかになってるわけだよ。

それで、こういうニューヨーク・タイムズが、我が長崎市を17番目に持ってきて発表してくれたと、選定していただいたということは、これは大変なことであって、これは、このニューヨーク・タイムズというのは言うまでもなく、アメリカの有力紙であることにとどまらずですよ。これはもう世界で、すごく評価されている有力紙です。

そういう状況の中で、それだけのやっぱり評価を受けているということは、これは大変な追い風だと思うわけです。これはもう、あなた方はね、大変な、実はしてやったりということで、これはもう快挙と、私はそう思っているわけだ。

そういうことだから、このチャンスを、生かさない手は絶対ないと、こう感じるわけですね。

そこでね、こういうアメリカのニューヨーク・タイムズ辺りから、こうやって選定されることによって、どれだけのですね、やっぱり、観光振興という形の中で、いわゆる効果が期待できるのか、この辺についてね、今、見込みであるかもしれないが、どのような考え方を持っているか。

もちろん、過去においてね、富山とか、あるいは山口市とか、いろんなところが、大阪もあったかな。そういうところが選定をされている過去の実績もあるわけだ。そうすると、我が長崎市がこういう形で選定されたということによって、どのようなこういう観光効果があらしめるのかと、この辺について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

**【長野観光振興課長】** 今回、ニューヨーク・タイムズの2026年に訪れるべき52か所に選定されたということで、他県の事例になりますけれども、他の自治体においても、このニューヨーク・タイムズの52か所に過去に選ばれたというものがございます。そういったものを見ましても、単なる話題づくりにとどまらず、やはり観光客数の増加であったりとか、消費の拡大につながるといった効果が見られるところでございます。

例えば、2024年ですけれども、山口市でございますが、やはりこのニューヨーク・タイムズの選出を受けて、これは関係機関が算出したところ、県全体で年間54億円の、経済波及効果があったといった試算も行われてございます。

特に、外国人だけではなく、国内旅行者が改めて注目したといったような、消費効果も大きかったというふうにお聞きしております。

また富山市の事例、2025年ですけれども、こちらも同じく外国人観光客にとどまらず、国内宿泊客数の増加にも、全体としてつながったということで、やはりこのニューヨーク・タイムズへの掲載というのは、海外向けの効果だけではなくて、国内向けにも波及をしっかりと持つものというふうに認識しているところでございます。

本県としては、今回の選出を一過性の話題に終わらせることなく、しっかりと観光消費の拡

大につなげてまいりたいというふうに考えております。

【小林委員】今お話があったように、ニューヨーク・タイムズに選定をされたことで、過去の事例で、例えば今お話があった山口市、これは県全体で54億の経済効果があったと。また、富山市においても、県全体で相当な効果があったというようなことから、本当にしてやったり。快挙。こういうふうに私はね、あなた方を激励したいと思っているわけだよ。

要は、これから大事なことは、どういう取組をやるかと。世の中における、例えば私がちょっと記憶にあることは、あのコロナ禍の中においたときに、あのね、宿泊クーポンか、ああいうのをやって、非常に即効性があって、かなり評判が高かったよね。ああいうような形で、今、物価高で非常に、やっぱりある意味では消費等も落ち込んでいる。これを、やっぱり元気な、観光県長崎県としてやっぱりこのやっていくためには、どういう事業を取り組むかということがとっても大事で、私はこのチャンスを、どんなことがあっても生かさなくちゃいかんと、こう思ってるわけですよ。

そこでね。今言うですね、宿泊クーポン券みたいな、非常に何というか、即効性、こういうものがあったり、そんな状況で、そういうこの宿泊クーポン券をまたやるような考え方の中で取り組んでいくのか、取り組み方についての内容、その辺を観光振興課長にお尋ねしてみたいと思います。

【長野観光振興課長】今回の取組で宿泊クーポンに取り組んではどうかといったご意見かと思っております。

宿泊クーポンは、コロナ禍の中のいわゆる起爆剤として、かなり大きな効果をもたらしたと

いうふうには認識しております。

やはり短期的な需要喚起先といたしまして、やっぱり一定の即効性が期待できる手法であるというふうには思っております。特に近県からの誘客については、有効な場面もあります。

ただ今回、やはりニューヨーク・タイムズの2026年に行くべき52か所への選定。先ほども他県の事例を少しお話しさせていただきましたけれども、その観光の需要をクーポンによる割引で、一時的に動かすというよりも、今は、やはり高まっている本県への関心を、しっかりと実際の来訪につなげるといったような場面ではないかなと。

先ほど委員からもおっしゃっていただいたように、このチャンスをしっかりと生かしていく必要があると思っております。

それで、今回の事業におきましては、一時的な値引きによる需要の前倒しということではなくて、本県の魅力と選ばれる理由というのをしっかりと届けながら、来訪や県内の周遊、観光消費の拡大につなげていくプロモーションを重視して取り組んでいきたいというふうに考えております。

【小林委員】よく分かりました。

そういうダイナミックにもっと何て言うか、端的じゃなくして、ずっと一過性じゃないようにしていきたいと。こういうことをね、あなたが今、一生懸命強調しているわけだよ。かなり気合が入ってもらわんと困るし、入っているように見受けられるわけよ。これはもうあなた、異動せんとおらんばいかんぞ。継続せんばいかん。

そういうようなことの中でね、じゃあ次はね、インバウンド推進課長、今回、こういうようなね、ニューヨーク・タイムズからのバックアッ

プを受けて、追い風を受けたわけだ。こういうようなことで、あなたのとこの、このさっきも言った事業内容の1に、旬な話題を生かした情報を発信。事業費として3億6,500万円が計上されております。

先ほどから話している、こういう状況の中でですね、欧米豪、それから東アジア、こういうところをですね、対象としてプロモーションを展開したいと。こういうような形で、この議案の中にあるわけです。

だから、そういう点からしてみても、これは私にはですね、この非常に、このプロモーションには、やっぱり期待をしたいと。抜本的なプロモーションをつくってやってもらいたいと、こう思っているわけだよ。

ただ、残念ながら、今、長崎県にはですね、インバウンドがね、極めて低下というか、あんまりね、これは私は大村で、この空港のところにおるからよく分かるわけだけど。2万人とか1万人とか、そういうような、まずいわゆる九州の中で、一番の最下位なんだよ。そういう状況で、果たしてこの欧米豪の人たちが、どれぐらいこの長崎県に来ていただいているのか、そのようなところについては、どのようにですね、説明ができますか。

【小宮インバウンド推進課長】観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、2025年、令和7年の1月から12月、1年間の外国人延べ宿泊者数の速報値になりますけども、国・地域別の数値で見ますと、本県が約51万6,000人泊となっておりまして、この51万6,000人泊のうち、欧米豪からのお客様が約8万1,300人泊となっておりまして、全体に占める割合としましては約17%という状況でございます。

【小林委員】 今ね、インバウンド推進課長は、

本県には、大体この欧米豪は、大体全体の17%ぐらいはその方々ではないかと。この17%というのはね、他と比較ができないから、多いのか少ないのか分かんわけだよ。全国平均は幾らぐらいになってるのか、分かるか。質問の通告はしとらんぞ。分かりますか。

【小宮インバウンド推進課長】 同じく速報値で申し上げますと、全国の合計が約1億5,300万人泊という状況でございます。このうち、欧米豪の宿泊が約3,980万人泊でございますので、占める割合としましては、約27%になるという状況でございます。

【小林委員】 今ね、インバウンド推進課長がよく答えてくれたと思うんだけども、大体全国平均が27%、長崎県は17%と、こういうことで、かなりのやっぱり落差があるわけだな。選挙なら落選だよ。そういう感じがするわけで、やっぱりその辺から考えてみてもですね、これからプロモーション等を通じながら、しっかりやっていただかなければいかんということ、そういう課題がね、見えてくるような感じがしますね。

ではそこで、お尋ねしますがね。これは答えきらんかな。ちょっとインバウンド推進課長ね、例えばですよ、欧米豪、ここのプロモーションの在り方と、東アジアのプロモーションの作り方、在り方。ここはやっぱり、これは全然もう国民性も、あるいは求める内容も違うと思うんだよ。そういう点を考えると、当然同じものを作るわけにいかんと思ってる。だから、欧米豪に対してどういうことに力を入れていくのか。あるいは、東アジアについてはどのようなプロモーションに力を入れていくのか。それを答えることができますか。

【小宮インバウンド推進課長】 委員ご指摘のとおり、欧米豪市場の日本への訴求のコンテンツ、

それから東アジアの旅行者が求めるコンテンツは異なっておりまいますので、特に欧米豪市場においては、長崎市は被爆地として認知されているという状況でありますけれども、離島・半島地域を含めて、本県全体は、まだまだ観光地として認知は高くないということで、私も認識をいたしております。

こういった機会を活用して、今回の事業ではインフルエンサーなど、情報発信力の高い方を招聘して、各種メディアまたはSNS等、様々な媒体を活用したプロモーションを実施してまいりたいと考えております。

まずは、欧米豪につきましては、認知度を高めていくというプロモーションを実施したいと思っております。特に今年は、日本とイタリアの国交樹立160周年という節目の年になりますので、本県が有します世界文化遺産の長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産、そして天正遣欧少年使節、こういった本県独自の歴史文化を継続して、ヨーロッパ等には、情報発信を行ってまいりたいと思っております。

東アジア市場につきましては、特に韓国のソウル、釜山から直行便がございますので、こうした直行便を利用したインバウンド誘客に注力してまいりたいということで、メディアを活用したプロモーションを実施することといたしております。

【小林委員】天正遣欧使節、これは大村も関わって、何て言うのか、大変タイムリーで、こういうプロモーションを、非常に期待をしたいと思っております。

このプロモーションを実施することによって、どんな成果を考えているのかと、そういうところについては答えますか。

【小宮インバウンド推進課長】先ほど答弁いた

しましたように、東アジア、特に韓国が、ソウル、釜山から直行便が就航しておりますので、今回のプロモーションの効果としては、比較的早いタイミングで宿泊、飲食、ショッピング等、観光消費額の分野で消費拡大が期待をされます。

一方で、本県と直行便がない欧米豪につきましては、今回のプロモーションを実施することで、直ちにインバウンドのお客が増加するという状況にはないかと思っておりますけれども、欧米豪はなかなか即効性にはつながっていかないと思っております。

先ほど観光振興課長が答弁しましたように、今回の契機を、今後のプロモーションにしっかりと継続して行うことで、令和8年以降、令和9年、令和10年につながるように、継続して取り組んでまいりたいと思っております。こうした継続した取組が、観光業界の活性化の下支えになるというところで、注力してまいりたいと考えてございます。

【小林委員】伊達部長、あなたの出番だ。今言うように、アメリカのニューヨーク・タイムズ社で、長崎市が17番目にノミネートされたということはですね、大変ありがたいことです。これは、この間の天皇皇后両陛下を迎えて、ああいうピース文化祭も盛大に、やっぱり誇るべきですね、成果を収めて、あなたは静かだけどよくやってるよね。本当に、よく頑張ったと思うんだよ。

今回の観光に、これだけの、やっぱりノミネートされて、選定されたということは大変なことです。

それで、ここで、ある意味で部長に尋ねたいことは、こうやって長崎市がやっぱり選定された。確かに長崎はああいう駅周辺の整備も、全部整備をされて、ホテルなどの棟も立派にで

きて、これ大変な環境整備が整って、本当に世界から、国内だけじゃなくして、どうぞお客様、来てくださいとね、こういうようなことで、我々はある意味では自信持ってお客様を迎えることができると思うんです。

ただ、1つ、願わくば、やっぱり今回のこのいわゆる選定は長崎市だけに偏りすぎて、いわゆる長崎県全体が、やっぱり周遊すると、こういって、長崎市だけじゃなくして、長崎県全体が、今回のニューヨーク・タイムズで盛り上がる、こういうようなことを考えるべきじゃないかと思うが、部長の見解を求めたいと思います。

【伊達文化観光国際部長】まずもってお褒めの言葉をいただき、ありがとうございます。

委員ご指摘のとおり、今回のニューヨーク・タイムズの記事で紹介されておりますのは、やはり被爆クスノキでございますとか、カステラ、そしてグラバー園など、長崎市内のスポットでございますので、他県の事例を見ましても、一義的には、長崎市に注目が集まるといふものだと考えております。

そのため、県といたしましては、その効果を県北でありますとか、県央、島原半島、そして離島、幅広い形で、波及させていく、これが本当に重要であると考えております。

県内各地への、しっかり関心を高めて、広域周遊につながるような、施策をしっかりと講じていく必要があるものというふうに考えてございます。

今回、1,270万人というその購読者を抱えるニューヨーク・タイムズに取り上げられたことは、これは広告換算額の総額でいっても、10億円を超えるというようなことも言われております。このまたとない好機を、しっかりと最大限に活用しながら、国内外から代表的観光地として選

んでいただけるような観光立県長崎を目指してまいりたいというふうに考えております。

【小林委員】 部長、よくぞ答えていただいた。それでニューヨーク・タイムズが、1,270万人ぐらいの購読者がいると。あなたも結構調べているんじゃないかな。大したもんだ。それで、金額とすればこうだということまで、さすが長崎県の観光を任せていい部長である。

そういうことから考えてね、今、長崎県全体の底上げを図っていこうと。物価高によって、長崎県の観光消費額はやっぱり低迷している。これを何とか打破しないといけないんという、1つの追い風、きっかけ、チャンスに、こういうふうにしてもらいたいと思っております。

ぜひですね、今回の本当に皆さん方の努力で、ここまで上り詰めた本県の観光業整備、しっかりやっていただくように、私は激励して終わりたいと思います。

【山村分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【徳永委員】 今の小林委員の質問にも関連しませんが、このインバウンドに対してですね、この受入態勢整備事業、7,800万円が計上されておりますけども、この長崎空港からのインバウンド向け二次交通対策の内容について、質問いたしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】 今回の二次交通対策につきましては、韓国からの直行便がございいますソウル線、そして釜山線から、それぞれの航空会社、また韓国側の旅行会社から長崎市内方面、それから佐世保市内方面の空港リムジンバス、これ以外に、島原半島に向かうバス、それからハウステンボスに向かうバスを何とか運行していただけないかという強い要請を受けてございます。今回は、試験的に期間を限定して、雲仙行きの直行バスとハウステンボス行き

の直行バス、こういった商品を組み込んだ旅行商品を、韓国側の旅行会社に造成していただきたいと考えております。

県内各地域に、韓国からのお客様を送客できるように、試験的に取り組んでまいりたいと考えております。

【徳永委員】私が、議長のとときに課長と一緒にソウルに行ったときに、大韓航空の副社長から、やはりこのハウステンボスについては非常に大きな期待と、そしてソウルからも、もっと行くと、韓国からもですね。それだけのハウステンボスの魅力、この財産というのを言われましたよね。そういう中で、課長も一生懸命頑張っただけでPRをした中での、効果はあったのかと思いますけれども、私が思うのは、1つ、今、先ほど小林委員からあったように、この長崎空港の利用者というのが非常に少ない中でですね、今度私の一般質問で取り上げますけれども、1つは、長崎空港からのあればいいんですけどね。福岡空港からというのは、ちょっとあれなんですけど、これ今どういう状況なんですかね。

例えば、試験的なものなんですけども、福岡空港からも、今、何かやっていますか。長崎県へのバスの運航実績はありますか。

【小宮インバウンド推進課長】過去、コロナが明けた後に、福岡空港から本県への送客というところで、バスを実証的に運行した事例はございますけれども、あまり乗車率が良くなかったということで、一旦中止をしているという状況でございます。

【徳永委員】ちょっと後でまた言いますけれども、分かりました。

そういう中でですね、今回この長崎空港からのこの試験的なものなんですけど、これいつ頃、この実証実験をやるようにしておられますか。

【小宮インバウンド推進課長】私どもが把握しております観光庁の宿泊旅行統計調査において、本県のインバウンドの宿泊者が、年間通して、6月と9月が少し落ち込むというデータがございます。今回は韓国側の旅行会社、それから県内のバス事業者、こういった関係する皆様との協議等がございますので、予算成立後、速やかに継続して協議を行ってまいりますけれども、実際、このバスの旅行商品造成して販売をするという期間も考慮いたしますと、8月から9月頃の実施になるものと見込んでおります。

【徳永委員】私が知る限り、過去もやってるんですよね。例えば雲仙。結果がよくないということで、この閑散期がいいのかどうか、これはどういうことでこの閑散期というものがいいという判断をしたんですか。

【小宮インバウンド推進課長】ソウルから大韓航空、それから釜山からエアプサンが就航いたしておりますけれども、やはり韓国のお客様からすると、この夏の時期は九州は暑いというイメージ、印象が先行しております。夏ダイヤについては、冬ダイヤと比較すると、便数も減少するような傾向もございますので、夏の時期であっても、雲仙は比較的涼しく過ごせるということもありますので、この夏の時期に島原半島を訪問いただく、この夏の時期に家族連れでハウステンボスを訪問していただくというところを1つの狙いとして、この夏季ダイヤの就航に合わせた旅行商品の造成というところに、1つのポイントとして、このバスを、直行バスを運行させるという狙いで、造成を旅行会社にお願いしたいと思っております。

【徳永委員】はい、分かりました。

過去にね、やったけども、なかなかこの効果というのが出なかったということで、ただ雲仙

の観光関係の皆さんは、非常にですね、これ以前から私にも、やはりこのバス、空港からの、これやっぱり要望が大きいんですね。ただ、やはりこういった実証実験等やったけども、なかなかやっぱりいい結果というか、利用者がいないということで、非常にもう、今後、こういうものをもうちよっと諦めぎみというかですね、あった中でですね、こういったソウルのほうからソウル便、そしてまた、韓国の航空会社からこういう要望があったということは、非常にいいことであります。

そういう中でですね、今回は試験的な取組とあるけども、今後は、この事業をどのように展開されるのか、お伺いをしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】今回は国の交付金を活用いたして、実証的に展開をするということで、企画をいたしましたけども、今、現段階では、3つのステップで事業構築を考えてございます。

今回は第一弾として、個別具体の旅行会社に直行バスを組み込んだ造成をお願いしますけども、次のステップとしては、複数の旅行会社に旅行商品を造成して、多くのお客様にこの直行バスを利用していただく。まずはステップ1、ステップ2で、この直行バスがあるということを知っていただく。お客様の利便性を向上させるというところを狙いとして考えております。

最終的にステップ3としましては、国内外の全てのお客様が、定期便として島原半島への直行バス、ハウステンボスへの直行バスということで、まずは認知を図って利用者の利便性を向上して、全てのお客様に利用していただくということで、徳永委員もご指摘のとおり、以前も、実証で、トライアルで直行バスを走らせたということも、私も承知しておりますけども、やは

り関係の皆様、交通事業者の皆様からお聞きすると、どうしてもこの直行バスが運行しているということをご存じないお客様が多くいらっしゃるということですので、このPR、路線のプロモーションを兼ねて、一足飛びではなくて、ステップを踏んで、今回取り組んでまいりたいと思っております。

国の施策等もですね、活用しながら、地元自治体、それから関係団体、交通事業者とも、よく協議のうえ、どういった方法が取り得るのかというのは、研究してまいりたいと考えてございます。

【徳永委員】確かに、要は長崎空港のインフォメーション、あそこのやっぱり案内がね、非常にやっぱりよくないんですね。これ言われてます。行かれる方、出てくる方にもやっぱり空港でですね、到着便からのやっぱり受入れなんですよね。そういうところもね、やっぱりあそこのインフォメーション、そしてまた表示板等ですね、ここをしっかりとした対策を取っていただきたいと思っております。

先ほど私がちょっと福岡空港、ちょっと話が前後したんですけれども、以前私が、釜山からソウル便で帰ってきたときに、もう満席だったんですよ。これLCCだったんですけどね。若いカップルの方にお聞きをしたときに、どういうコースなんですかと聞いたら、福岡空港に行った後ですね、福岡で2泊、1泊が別府なんだというプラン。まず到着した日には、福岡の屋台とか、食を満喫をします。そして明くる日が、今度は2日目は湯布院に行って温泉。今度は3日目は、また帰って、福岡でショッピング、また夕食もやって3泊4日なんだということでもあります。

そして、私が福岡空港で目にしたのは、とにかくこの博多駅のやっぱりバスターミナルもそ

うなんですけどね、とにかく亀の井バスあれが満席なんです。福岡空港でね、長崎行き的高速バスなんか見たときには、がらがらなんです。福岡国際空港で。

こういったことを考えればね、やはりPR不足ということと、やはりこのハウステンボス、この雲仙という、これは有名なんですよね。これはやっぱり、そういったもののね、しっかりとプロモーションをかければ、私は決して、福岡には滞在するかもしれませんが、その大分に行く分がね、私は長崎に引っ張れるというのが、非常にあると思いますし、またこのソウル便をね、しっかりと活用できれば、さらなる私は実績、効果というものがあると思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

また、先ほどのですね、このプロモーション事業、4億8,000万のうちのこのプロスポーツクラブと連携したプロモーションという事業が予定をされておりますけども、この事業内容についてお聞きをいたします。

【川瀬スポーツ振興課長】プロスポーツクラブと連携したプロモーションの事業費については、2,000万円となっております。

次に、事業内容についてですが、今回のV・ファーレン長崎による8年ぶりのJ1昇格は、本県の交流人口の拡大や地域経済の活性化に資する契機であると認識しており、ホームゲーム開催に伴い、観戦チケットや飲食、グッズ購入など、観客増加に応じたスタジアム内での直接的な消費の増加が見込まれるところでございます。とりわけアウェー客については、スタジアム周辺のみでの滞在にとどまらず、県内各地を周遊される可能性がありまして、スタジアム周辺の消費にとどまらない幅広い効果が期待されることか

ら、アウェー客向けの情報発信は大変重要であると認識しております。

そこで、県外で開催されるアウェー戦において、スタジアム周辺に本県のPRブースを設置して、パンフレット等を配布するとともに、当該スタジアムの大型ビジョンを使い、試合前やハーフタイムに本県の観光物産等のPR映像を放映することで、本県の魅力を発信したいと考えております。

また、ピーススタジアムで開催されるホームゲームにおいても、アウェー客に向けた観光・物産等のPRなどを行うことで、県内周遊の促進や本県の認知度向上につなげてまいりたいと考えております。

【徳永委員】このJリーグをちょっとね、アウェーの取込みというのを見たらですね、Jリーグにおけるアウェーサポーターの取込みはですね、地域経済活性化とスタジアムの集客において、非常に重要な戦略となるということ。2025年時点では、新スタジアムの誕生やJTB等の旅行会社との提携などを背景に、さらに高度なおもてなしが求められているということも言われております。

その中でですね、まずアウェー客を呼び込むアウェーツーリズムの強化とですね、次は地域全体で歓迎ムードの醸成、ホスピタリティ。それにテーマパーク級のスタジアム体験。というようなことを言われております。

そして、各Jリーグのチームがですね、そういったことを勉強しながらやっております。例えば広島ではですね、さっきあった平和、原爆のですね、そういった平和学習の取組とか、松本というチームはですね、農園、農業の体験というようなものもやっているということで、やはり私も以前、山形に行ったことがあるんですが、

雲仙市、国見町でキャンプをして、J1に昇格したものですので、ちょっと応援に行ったんですけど、やっぱり行ったらですね、天童市だったんですね、スタジアムが。やっぱり行くんですね、近くで、せっかくだからということで、やはりもったいないんですね。純粹に応援だけ行く人もいるでしょうけれども、やはりそういったものを、観光を含めて行く人。たまたま長崎に来ていて、やはりサッカーを見る人も、いろいろいるんですけども、そういう方にも、そういうものをまた広げていくというのも、非常に大きな私は成果があると思うんですけども、今後そういった中でですね、このJ1というのは、やはり、失礼ですけども、J2よりはさらに、それだけの観客数が増えております。

現に、どうなんですか。このホームで2試合やったときの、状況というのは。

【川瀬スポーツ振興課長】 J1に昇格して、委員ご指摘のとおり、2試合消化されている状況でございます。

2試合の観客数については平均2万37人となっております。次に、アウェー客数についてですが、アウェー客数については、Jリーグやクラブからの発表はございません。しかしながら、クラブからお聞きしたところによると、今年のJ2平均、今年のV・ファーレンのJ2のアウェー客の平均値が約1,000人というふう聞いておりましたが、それと比較して、2試合消化時点で約1.5倍弱ぐらい増えているというふうにお聞きしているところでございます。

【徳永委員】 スタジアムシティもでき、そしてまた環境が全然違いますよね。そういう中で、このスタジアムだけではなくてですね、先ほど言った長崎のこのニューヨーク・タイムズで取り上げられたものもまた取り組みながらですね、

ピーススタジアムということで、非常にそういう意味では発信力もあるところでありますので、そういったところもですね、フルに活用していただいて、そして長崎の魅力を知っていただければ、この事業費がですね、大きく私は貢献するものと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

【山村分科会長】 それでは、午前中の審議はこれにてとどめまして、午後は13時30分から開催したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

-----  
— 午後 零時 7分 休憩 —

-----  
— 午後 1時29分 再開 —  
-----

【山村分科会長】 それでは、分科会を再開いたします。

なお、鶴瀬委員から、午後の審査を欠席する旨の連絡がっておりますので、ご了承をお願ひいたします。

午前中に引き続き、補正予算の審査を行います。質疑はありませんか。

【堤委員】 堤です。よろしくお願ひします。

午前中に引き続いて、観光情報発信事業費についてお尋ねをします。

午前中に、インバウンド向けの二次交通対策ということはお説明がありましたので、それ以外のところで、3番のところですね、来訪者の円滑な移動ということで、やはり県内移動するというのは、本当にいろいろな、都市部に比べて大変な状況があるかと思うんですが、まずMaaSを活用した県内周遊促進ということが挙げられています。これをですね、具体的にどういうふうなことを考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

【長野観光振興課長】 MaaSを活用した県内周

遊の促進ということで、今回の事業におきましては、このMaaS、これ企画切符でございますとか、道図とか、例えば交通機関の時刻表を見なくても、移動者が目的地までのですね、移動手段をしっかりと見ることができる、また様々な、地域の施設の入場料であったりとか、コンテンツの紹介といった、幅広くできるようなサービスになっております。

九州では九州MaaS、これは九州全体での取組で、会員数約100社、これ交通事業者、関係団体いろんなものを含めて100社で構成する仕組みでございます。また県外見ますと、ゼンリンさんがストローカルといったようなものを展開されているというところもあります。

あと大きく、全国的にも、JR系のそういったMaaSといったような、仕組みを持ったものがございます。

これを使って、県内に来ていただいた方に、まずどうやって、交通機関を、利用すればいいのかとか、例えば自分が行きたい場所があって、その間にどういった観光コンテンツがあるのかというのを、しっかりとPRできるのではないかとというふうに考えておきまして、その中に企画切符を載せたりとかですね。あるいは、こういった周遊で回ってはどうかといったようなルートのご案内とかですね。そういったものを、このMaaSを使ってやっていければというふうに考えているところでございます。

【堤委員】九州MaaSということも取り組まれているし、JR系とか、全国展開するMaaSもあるということですがけれども、QRコードを読み込んで、いろんなところに行く手段が示されたり、交通手段調べたり予約をする必要はなくて、目的地までの最適なルートが示されるとかですね、一括で支払いなどができるとか、様々な利便性が

高いものであるというふうに受け止めているんですが、国交省の取組の中に、長崎MaaS推進事業というのがあります、昨年ですかね、長崎市での地域交通、公共交通に関する長崎電気軌道とかを利用するような、そういうMaaSというのも取り組まれたように、ちょっと調べたらあったんですけども、これは長崎市だけの取組になるかと思うんですが、その辺はどういうふうに捉えていらっしゃるのか、お尋ねします。

【山村分科会長】 休憩いたします。

-----  
— 午後 1時34分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時35分 再開 —  
-----

【山村分科会長】 再開いたします。

【長野観光振興課長】 委員お尋ねの、長崎のMaaSの取組というのは、全体で九州MaaSの実行委員会というのがございまして、その中で各地域においても、独自にしっかりと取り組んでいくという枠組みがございます。その中で、長崎県内でのその各事業者の取組を推進していこうというのが、その取組でございまして、私が先ほど申し上げました九州MaaSというのは、もう全体の中のものでございます。これはもう一体となって取り組んでいるというふうな認識であります。

【堤委員】 はい、ありがとうございます。突然、なんか振ってしまってすみません。

本当に交通手段というか、どうやって行ったらいいかというのが、私たち、国内の交通でもやっぱり迷うところがありますので、特に観光客に対してはですね、こういったMaaSの活用ということは、非常に有効かと思っています。

それと、最後にありますインバウンドが集中する主要都市からの誘客に向けた観光案内の強化ということ、これについてですね、インバウ

ンドが集中する主要都市と言いますと、日本の観光の中のその東京や、京都や、大阪や、そういったゴールデンルートと言われるところをばつと想像してしまうんですけども、主要都市から長崎にどうやって誘客するかという、その強化の部分について説明をお願いします。

【小宮インバウンド推進課長】委員ご指摘のとおり、私どももゴールデンルートからの誘客を考えてございます。

法務省の出入国管理統計によりますと、2024年、令和6年度になりますけども、欧米豪のインバウンドが来日されるときに、東京の羽田空港の利用者が260万人程度ございます。千葉県にあります成田空港を利用して入国された方が、約220万人いらっしゃいます。全体で、610万人ほどの欧米豪のお客様が、令和6年度、いらっしゃってますけども、今申し上げた数字で、羽田空港利用者が約42%、成田空港利用者が約36%ということで、もう8割弱の欧米豪のお客様が、こういった羽田、成田を利用して、訪日されております。

こういったことから、まずは東京の交通結節点であります東京駅周辺の、観光情報センター等で協議を進めているところでございます。そこで本県の多言語のパンフレットを設置することと、本県の映像を、ディスプレイで放映するといった取組、また現地に、多言語対応のコンシェルジュが常駐しておりますので、コンシェルジュによる本県の観光地の案内、こういったものを考えてございます。

もう1か所、関西についても、入国されたインバウンドのお客様が、京都、大阪、関西方面もお出かけになられているという情報でございますので、大阪についても、観光案内所等を検討しております。大阪駅周辺の梅田地区、また

は道頓堀等がございます難波エリア、こういったところを中心に、今、観光案内所の設置等について、検討を進めているところでございます。

【堤委員】 はい、ありがとうございます。

羽田、成田、それから関空もあります。そういったところから、やっぱり欧米豪の観光客がたくさん来日をされるということで、そういったところに長崎の情報に触れることができるような観光案内所、そういったものを取り組むということですね。旅行会社の方にお話をお聞きすると、欧米豪の観光客の皆さんというのは、2、3週間とか、1か月とか、長期の旅行をされて、聞けば1人30万円ぐらい、日本にお金を落としていかれるということも聞きました。それであれば、やはり長崎の離島であったり、そういったところまで案内して連れてくることができればですね、様々な観光地、日本の食とか、それから体験とか、そういったことが非常に人気が高いとお聞きしていますので、ぜひそういったところの観光につなげていただけるような、そういう取組にしていただきたいと思います。そういったところの観光につなげていただけるような、そういう取組にしていただきたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】委員ご発言のとおり、欧米豪のインバウンドのお客様は、比較的滞在日数も長く、1人当たりの観光消費額も多いという状況でございますので、私どもも今回の取組を通じて、やはり、旅マエ、それから旅ナカ、それぞれフェーズがございます。旅マエのフェーズでは、今現在取り組んでおりますFIT向けのOTAサイトへの特集記事の発信でありますとか、今回のニューヨーク・タイムズに掲載されたというホットな情報を、あまり時間をかけずにWebですとかSNS、そういった媒体を活用しながら拡散を図ってまいりたいと考えております。

また旅ナカの情報で申し上げますと、やはり長崎の歴史や文化、食、お酒、こういったものが、欧米豪のお客様には大変人気があるという情報もございますので、こういった歴史・文化、特に本県特有のキリスト教関連遺産ですとか、こういったものはほかにない、唯一無二の独自の歴史・文化でございますので、欧米豪のお客様には、特にこういったキリスト教関連遺産の巡礼ツアー等々も含めて、ご案内してまいりたいと考えてございます。

やはり県内を周遊していただくことで、離島・半島の近く、地域の魅力に触れていただいて、しっかりと長崎のプロモーションを行って、満足していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

【堤委員】長崎はやはり観光資源の宝庫だと思いますし、本当にもっともっとですね、強気に出て、プッシュしながら、この観光政策を進めていただけたらと思っています。よろしく願いいたします。終わります。

【山村分科会長】ほかに。

【宮本委員】お疲れさまです。久しぶりの委員会となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからも二、三ですね、質問をさせていただきます。

文化観光国際部の観光業界活性化プロモーション事業費4億8,000万円について、これは午前中も、そして先ほどもですね、いろいろ質問あっておりますけれども、確認の意味も踏まえて質問をさせていただきます。

補足説明資料を頂きまして、5ページですね。いろいろ確認をさせていただきたいと思います。

まず、事業概要、目的等の中にですね、観光業界、物価高騰の影響を受けている観光業界の

活性化を高めるということが目的だということです。非常に大事な視点です。

まず確認したいのは、観光業界がどのくらい物価高騰の影響を受けているのか。例えば、宿泊客が激減しているとか、要は、ホテル、観光に対する、電気代が上がっていて、なかなか経営が非常に厳しい状況にあるとか、そういったのが背景にあるかと思うんですが、長崎県内での程度ですね、物価高騰の影響を観光業界が受けているのか、ざっくりした数字でも構いませんけれども、そういったのが分かれば教えていただければと思います。

【長野観光振興課長】物価高騰の影響を受ける観光業界の影響の部分でございますけれども、やはりエネルギー価格の高止まりでございますとか、人件費、当然仕入れの価格というのは、ご承知のとおり高騰しているというような状況でございます。これはご承知のとおりかと思っております。

本県でも昨年の、これはもうちょっと古いデータになりますけれども、4月に、宿泊事業者についても少しアンケートを取りました。その際、実際の販売価格に、そういったコストの増加の分が反映できているかということ、全くできていないというのが3割ぐらい。一部というところが、6割ぐらい、やはりかなりの事業者が、その当ても反映できていないという状況でございます。

その後、全国の数字もございまして、昨年の7月に、これは調査会社が実際調査をしております。そのデータを見ますと、全体的には、やはり全産業的にも価格の転嫁というのが追いついているかということ、4割ぐらいが価格転嫁できているんですけども、それ以外できてないというような調査結果もございます。そういった中で、

旅館・ホテル業界がどうかというと、25%程度にとどまっているということで、背景にはですね、旅行者が、個人旅行化が進んでいく中で、単純に高い、安いということではなくて、実際、価格に合った体験とか、コストパフォーマンスとか、そういうのを求めてきているという状況もあって、なかなか価格に単純にコストが上がったから上げれないという、業界の状況も、あるというふうにはお聞きしております。

そういった意味から、我々の今回の事業でしっかりと需要をまず生み出して、そういった環境を後押しできないかというふうには考えているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

背景をですね、ちょっと確認させていただきまして、目的等についてもですね、明確になりました。ありがとうございます。

そういった背景を踏まえて、4億8,000万という財源を使って、これ重点支援地方交付金ですが、事業をされるということで、確認をいたします。

主な事業内容、1番と3番、午前中、先ほどもですね、いろいろ質問もあっておりますが、ちょっと非常に面白いなと思ったのは、2番のですね、広域周遊への効果波及に向けた情報発信の強化ということで、話題性のある場所以外の周遊を促進ということで、今回取り組まれます。

これはマスメディアを使って広く情報発信するということは非常に重要ですし、先ほどからあっていとおおり、観光業界の方々にとってみると、やはり広くですね、広域周遊していただきたいという声も、私自身も聞いているところです。

これ、3,700万円ですが、県内ですね、多様な魅力発信に向けたメディアプレスツアーとい

うこと、それから平和とか歴史、非常に長崎は大事ですが、食もですけど、などをテーマとしたPR映像作成とあります。これ、もう少し具体的に教えていただければと思います。

メディアプレスツアー、これ年に何回かするのか、春夏秋冬、春夏秋冬するのか、1回で終わるのか。その後、情報発信として雑誌とかSNSに上げるのかを踏まえて、あとは歴史、平和ということも踏まえて、話題性のある場所以外というところで、どういったところを想定されているのかについて、ちょっとより詳しく教えていただければと思います。

【長野観光振興課長】 これは、今回の2番目の取組の、今回の話題性のある場所以外ということ。これは先ほど午前中も、部長からも答弁していただきましたけれども、やはり今回の一番大きな注目されている場所というのは、どうしても長崎市という形になってございます。

具体的に、このメディアプレスツアーをどうやってやっていくのかというのは、これから具体的には会社を設定していくというような形になりますが、できれば新聞であったりとか、いわゆる複数の媒体はもとより、出版社の方であったりとか、そういったところに旅行、特に、旅行を意識したところを持つような方々に、県内各地を実際見て回っていただいて、それを広告という形ではなくて、雑誌のいわゆる特集記事みたいな形で、掲載をしていただくというようなものを考えております。

今回、経済対策でございますので、できるだけ速やかにですね、効果を実現したい、発現したいというふうには思っております。一番の取組というのは、やはりWeb、SNSを活用して、速やかに情報を拡散したい。ただ、この雑誌とかですね、メディアに掲載するとなると、少し

時間がかかります。そのタイムラグを、少しでもWebで発信をしてつなぎながら、最終的に、できるだけ早い段階で、この雑誌であるとか、そういったところに露出させていって、午前中からお話をしているように、この話題を途切れさせないような形にしていきたいというふうに思っております。

それに合わせて、今回、平和、歴史、食といったテーマのPR動画も作成することにしておりますけれども、やはり本県の魅力でございます歴史、文化、食、こういったところを、長崎市内にとどまらず、県北、県央、島原、あるいは離島まで含めて、こういった方々をお連れして、広く情報発信ができればというふうに考えているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。もう1回確認、再度確認です。

そうするならば、いわゆる主な事業内容の1番と2番で、長崎県内を広く、くまなく網羅して、それをWeb、SNSで発信、雑誌発信、あるいは、人に応じて欧米豪に発信するという理解、今回の事業で経済対策って、長崎県内全体を情報発信するというイメージでいいのか、教えていただければと思います。

【長野観光振興課長】 先ほど、繰り返しになりますけど、情報の入り口としては、やはり長崎でしっかりそのニューヨーク・タイムズに取り上げられたといったことは、入り口にしたいというふうに思っております。ですので、それをきっかけにして、注目を集めて、この2番でやっているような全体のイメージを、どんどん拡散していくといったイメージ。これをやっつけ中で、しっかりと我々も戦略を持ってやっつけなければなというふうには思っております。やはり今、注目が集まっているのは、先ほどスポー

ツの話もございますが、どうしても長崎市の話は、入り口として上げざるを得ないのかなと。

ただ、それだけにとどまらず、それをきっかけに、周遊につながるように、あらゆる場所の、情報も併せて発信していくといったようなイメージを持っていただければというふうに思っております。

【宮本委員】 はい、ありがとうございます。了解しました。

要はこういったものを通じて、長崎県内の宿泊客を増やすということの理解をさせていただきました。より広く、県内外からの観光客がですね、この事業によって、長崎というのはいいところなんだっていうのを、もともと情報発信、今までもされてきていらっしやるでしょうけど、より一層深くされて、観光業界が、また再度、潤うような形でですね、取組をしていただきたいということのを要望させていただきます。

それともう1点ですが、長崎県産酒消費拡大推進事業費について、お尋ねをいたします。

これ、1,500万円の重点支援地方交付金を使つての事業ですが、これもですね、補足説明資料でありまして、6ページになりますが、これも物価高騰による影響を受けての目的ということで、主な事業ということで、掲げてあります。

まず1番の「県産酒飲んでみんなキャンペーン（仮称）」ですが、これ対象となるのは、指定店ということです。指定店というのは、県内のホテル、そこに書いてあるとおりですが、これが今一体どのくらいあるのか、そして、この指定店が増加傾向にあるのかを、まずは確認をさせていただきます。

【庄司物産ブランド推進課長】 今回、飲んでみんなキャンペーンの対象となっております県産品愛用推進指定店の数でございますけれども、

令和8年3月の時点で754店舗ということで、平成27年度が373店舗でしたので、当時と比べますと381店舗の増加となっているという状況でございます。

【宮本委員】 はい、ありがとうございます。

まずはそこを対象に、デジタルスタンプ等々を活用して、県産品をプレゼントするというところで、県産酒の消費拡大につなげますということで、一定の理解をいたしました。

次にですね、県公式のオンラインストアの「ながおしセレクト」であります。この「ながおしセレクト」は、県公式のオンラインストアということですが、次に、これの利用状況とか、閲覧数、これが今どの程度売り上げがあるのかも分かれば確認をさせてください。

【庄司物産ブランド推進課長】 「ながおしセレクト」でございますが、昨年9月17日に最初の開設をしております、訪問者数の数が9万3,637名、そのうち購買の件数が718件となっております。2月末時点の売上額は350万円程度ということになっております。

【宮本委員】 はい、ありがとうございます。

県公式オンラインストアとはいえ、なかなかまだ周知のほうできていないのかなという印象はちょっとあるものの、ここで県産酒特集を行うということですが、そもそもこの「ながおしセレクト」に登録していらっしゃる県産酒、酒造名、酒造者と言えいいのですかね。県産酒がどの程度、「ながおしセレクト」に登録をされているのか、これをまず教えていただければと思います。

【庄司物産ブランド推進課長】 「ながおしセレクト」に登録をいただいている酒造メーカーにつきましては、10の酒蔵さんと、1つの酒の取扱事業者、11の事業者さんが登録をしている

状況でございます。

【宮本委員】 これは長崎ですよ。これ全部は確か、網羅されていないと思いますが、これ、今後、ここの「ながおしセレクト」での県産酒特集をするのであれば、全部の酒造会社に登録をしていただく必要があると考えますけど、これはどのような形で今後周知されていかれるのかを教えてください。

【庄司物産ブランド推進課長】 我々も「ながおしセレクト」につきましては、多くの酒蔵さんに登録をしていただきたいと考えております。酒蔵さんにおいては、直販のECサイトを持ってもらったり、それぞれの、既存の流通形態を変えたくないという思いで、酒蔵さんがいらっしゃるのも事実でございます。

我々としましては、「ながおしセレクト」が、必ず購入の場だけでなく、周知の場でも活用していただきたいと思っておりますので、そういったことも酒蔵さんに、ご理解いただきながら、「ながおしセレクト」の登録については引き続きお願いをしていきたいと考えております。

【宮本委員】 そもそもここに登録しないと買えないわけなので、ちょっと見たところ、他県の方が多かったような気が、じゃなかったですかね。違ってたらすみません。

長崎の県産酒の酒造さんや、県産酒をより多くですね、いち早く登録に結びつけていただきたいということもですね、要望させていただきます。

この「ながおしセレクト」ですけれども、昨年立ち上げられたということで、県公式オンラインストアですが、これはどうでしょうか。先ほどおっしゃったとおり、酒蔵にとっては自前のECサイトを持っていらっしゃる、一方では県

公式もあるという中で、「ながおしセレクト」の県産酒だけでは限らず、そのほかの物産も取り扱っていらっしゃるんでしょうけど、今後この「ながおしセレクト」のオンラインストアについては、より一層力を入れていく必要があるかと思いますが、これはもっと周知徹底をしていただきたいというふうに考えておりますが、今回の事業だけではなくてですね、もうちょっと力を入れていく必要があると考えるけど、その点について、来年度からの何か考え方とかあれば、お聞かせいただければと思います。

【庄司物産ブランド推進課長】「ながおしセレクト」につきましては、県産品のブランド化と購買促進を目的に、今年度立ち上げたところで。現在、運営につきましては委託事業者のほうに、委託事業として実施を行っているところですが、3年後に運営の持続化を目指しているところです。そのためには、売上げの向上ですとか、登録商品数の増加というのが当然必要となってきます。

今年度におきましても、県内を回って、各市町において、事業者向けの説明会とかしておりますけれども、県の公式サイト、設立の趣旨とかをしっかりお伝えして、今後も引き続き登録事業者の、増加に努めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】 はい、ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の事業はですね、1番が指定店での取組で、2番が「ながおしセレクト」での取組になってます。どうせやるならですよ、県産酒の消費拡大なので、店舗で買った際にも、こういうキャンペーンをやる必要性というのは出てくるんじゃないかなと思ひます。私自身は、店舗で飲むよりも、お店で飲むよりも、店舗に行つて買うほ

うが多いんですね。という方も結構いらっしゃると思うので、直接店舗に行つても、こういう県産酒の消費拡大になるようなキャンペーンも一緒にできればと、ちょっと考えますが、その点についてはいかがですか。

【庄司物産ブランド推進課長】 今回のキャンペーンは、委員おっしゃるとおり、県産酒を取り扱う飲食店を対象としておりまして、酒販店、いわゆる酒屋さんについては対象外となっております。酒類の小売店、いわゆる酒屋さん等につきましては、県産品愛用推進協力店、ちょっと似たような名前ですけど、別の制度で、日頃より県産品の愛用の協力をいただいているところです。

今回、経済対策の補正予算としましては、飲食店を対象としたキャンペーンをしておりますけれども、来年度、当初予算の中で、県産品愛用運動の中で、県産品愛用推進協力店、販売店のほうについても何らかのキャンペーンが実施できないか、今検討しているところでございます。

【宮本委員】 はい、ありがとうございます。ぜひですね、店舗でも、こういった県産酒の消費拡大ができるような取組をお願ひしたいと思いますし、来年度ですね、楽しみにしつつ、また提案をさせていただければと思ひます。

もう1点なんですけれども、今、酒蔵さんも蔵開きというのをよくされていて、結構、コロナ禍を挟んで、コロナ禍で一旦落ち込み、また徐々に蔵開きに来ていただくお客さんも多いという状況も聞いているんですけども、その蔵開きに合わせてですね、もう一つ提案なんですけども、こういう県産酒の拡大キャンペーンをやる、より一層盛り上がるのではないかなと思ひますし、酒蔵さんも非常にありがたいキャンペー

ンにつながるんじゃないかと思うんですが、その蔵開きに合わせて、こういった事業を抱き合わせるという考え方について、いかがでしょうか。

【庄司物産ブランド推進課長】 県産酒の振興については、日頃我々も、酒蔵さんでつくられている酒造組合ですとか、直接県内の酒蔵さんとも連携しながら、こういった取組がいかとうことは、お話をしているところでございます。

蔵開きにつきましても、我々も酒蔵さんのほうから、蔵開きは直売のいい機会になりますし、直接、来場した方に県産酒の魅力を紹介できるいい機会だということは、聞いているところでございます。

ですので、我々としても、県産酒のファンづくりに蔵開きというものはすごくいい機会と考えておりますので、引き続き酒造組合や酒蔵さんとも、お話をしながら、蔵開きに対して、こういった支援とか、ご協力ができるかというのは検討していきたいと考えております。

【宮本委員】 ぜひお願いしたいと思います。

この1,500万円でありますけれども、こういった予算を使ってですね、非常に米が高止まりしていて、お酒を作るのも大変だという状況も聞いております。非常にですね、先ほども観光もそうですけれども、長崎にはおいしい酒がたくさんありますので、こういった事業を使ってですね、どんどん発信をしていただきたいというふうに考えていますが、最後、部長、県産酒の消費拡大推進事業費、これを踏まえてですね、来年度からの県産酒消費拡大に向けての決意をいただければと思います。

【伊達文化観光国際部長】 今、宮本委員おっしゃったように、現在酒蔵を取り巻く環境としましては、原材料費の高騰で、かなり苦しい状況

であるというふうにお聞きをしております。なかなかその価格上昇分を転嫁できないというような状況もございますので、我々としても様々な手法を講じながら何とかこの県産酒の、販売促進、拡大に向けて、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【山村分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第65号議案のうち関係部分及び第66号議案は、議案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は議案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時 4分 休憩 —

-----  
— 午後 2時 5分 再開 —  
-----

【山村分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で、本分科会の関係の議案審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会観光生活建設分科会の審査を終了いたします。

引き続き、3月23日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。  
理事者の皆様、お疲れさまでした。

-----  
— 午後 2時15分 散会 —  
-----

-----  
— 午後 2時 6分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時 7分 再開 —  
-----

【山村委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これより、3月23日からの本委員会の審査内容等を決定するため、委員間協議を行います。

審査方法などについて、お諮りいたします。

審査方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 異議がないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時 7分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時14分 再開 —  
-----

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 ほかに意見がないようですので、これをもちまして本日の観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を終了いたします。

お疲れさまでした。

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月23日

自 午前 9時58分  
至 午後 3時47分  
於 委員会室 3

真鳥 喜博	都市政策課長
平 博敏	道路建設課長
田崎 智	道路維持課長
本多 健一	港湾課長(参事監)
田中 隆	港湾課企画監 (港湾管理担当)
小川 秀文	河川課長(参事監)
岩永 彰	河川課企画監 (ダム担当)
田中 良一	砂防課長
小島 俊郎	建築課長
進藤 政洋	営繕課長(参事監)
野口 孝	住宅課長
小柳 正典	住宅課企画監 (訴訟・管理担当)
牛島 孝二	用地課長
船越 一成	盛土対策室長

2、出席委員の氏名

山村 健志	委員長(分科会長)
坂口 慎一	副委員長(副会長)
田中 愛国	委員
小林 克敏	〃
溝口 芙美雄	〃
徳永 達也	〃
山田 朋子	〃
宮本 法広	〃
中村 一三	〃
堤 典子	〃
鵜瀬 和博	〃

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（観光生活建設分科会）

第1号議案

令和8年度長崎県一般会計予算（関係分）

第10号議案

令和8年度長崎県港湾施設整備特別会計予算

第13号議案

令和8年度長崎県交通事業会計予算

第52号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）

（関係分）

第60号議案

令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正  
予算（第4号）

第63号議案

令和7年度長崎県交通事業会計補正予算（第1  
号）

第64号議案

令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予  
算（第4号）

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

山内 洋志	土木部長
中村 泰博	土木部技監
犬塚 尚志	土木部次長
椎名 大介	土木部参事監 (まちづくり推進担当)
高稲 稔也	監理課長
金子 哲也	建設企画課長
濱崎 正一	建設企画課企画監 (入札・契約担当)

---

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

(1) 議案

第26号議案

長崎県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

第27号議案

長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

第28号議案

自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例

第29号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

第30号議案

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例

第31号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

第32号議案

長崎県営住宅条例の一部を改正する条例

第37号議案

契約の締結について

第38号議案

契約の締結について

第39号議案

契約の締結の一部変更について

第40号議案

財産の取得について

第41号議案

財産の処分について

第42号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第47号議案

長崎県観光振興基本計画について

第48号議案

第5次長崎県環境基本計画について

第49号議案

第5次長崎県男女共同参画基本計画について

(2) 請願

なし

(3) 陳情

・要望書（島原天草長島連絡道路（南島原市深江町～口ノ津港間）の早期事業化についてほか）

---

8、審査の経過次のとおり

-----  
— 午前 9時58分 開議 —  
-----

【山村委員長】ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第26号議案「長崎県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例」ほか15件であります。そのほか、陳情1件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分ほか7件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに掲載してお

ります審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限って再度の質問ができることといたしますので、よろしく願います。

これより、土木部関係の審査を行います。

【山村分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案について説明を求めます。

【山内土木部長】おはようございます。それでは、土木部関係の議案についてご説明をさせていただきます。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料土木部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第10号議案「令和8年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、第60号議案「令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）」であります。

初めに、土木部所管の令和8年度当初予算についてご説明をいたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、人件費等の義務的経費、経常的な管理経費及び継続事業費、その他事業の執行上当初予算に計上

を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上しております。

これにより第1号議案のうち土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ3ページから4ページに記載のとおりであります。このうち歳出予算につきましては、公共事業費は新規箇所を除き上半期までの所要見込額として289億9,758万7,000円、単独事業費につきましては、上半期までの所要見込額として100億4,849万1,000円となっております。

歳出予算の主な内容につきましては4ページをご覧ください。

都市計画関係では、都市改造費2億5,395万7,000円、道路関係では、道路新設改良費100億7,576万4,000円、交通安全施設費公共・単独合計で19億5,543万8,000円。

5ページをご覧ください。

道路災害防除費、公共・単独合計で27億6,702万9,000円、港湾・空港関係では、港湾改修費、公共・単独合計で39億7,991万7,000円。

6ページをご覧ください。

河川砂防ダム関係では、総合流域防災費8億4,271万9,000円、河川改修費27億4,185万円、河川総合開発費8億2,746万6,000円。

7ページをご覧ください。

急傾斜地崩壊対策費として20億3,255万円、砂防事業費として17億8,100万円、住宅関係では、公営住宅建設費16億5,396万7,000円、県営住宅維持管理費16億5,256万5,000円、盛土関係では、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく調査費として4,403万7,000円などを計上しております。

続きまして、債務負担行為につきましては、8ページから11ページに記載のとおりであります。

このほか、第10号議案については、11ページ

から12ページに記載のとおりであります。

次に、第52号議案のうち、土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ12ページから13ページに記載のとおりであります。

補正予算の主な内容は、13ページ以降に記載のとおりでありまして、新幹線事業費3億5,455万7,000円の減、国直轄道路事業負担金10億4,137万5,000円の減、道路災害防除費20億3,685万8,000円の減、総合流域防災費3億8,913万3,000円の減、国直轄河川総合開発事業負担金として7億4,986万5,000円の減、急傾斜地崩壊対策費として2億750万7,000円の減、港湾改修費として5億684万7,000円の減、重要幹線街路費2億4,299万3,000円の減、公営住宅建設費12億2,638万6,000円、河川等災害復旧費24億223万9,000円の減などを計上しております。

続きまして、繰越明許費につきましては、15ページに記載のとおりであります。

このほか、第60号議案については、15ページから16ページに記載のとおりであります。

最後に、令和7年度予算につきましては、本議会において補正をお願いしておりますが、歳入におきまして、国庫支出金等に未決定のものが、歳出におきましても年間執行額の確定等に伴い今後整理を要するものもありますので、3月をもって専決処分により措置させていただきたいと考えております。ご了承賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】 次に、監理課長より補足説明を求めます。

【高稲監理課長】 土木部の令和8年度当初予算（案）の概要について、補足して説明いたしま

す。

観光生活建設分科会補足説明資料の3ページをご覧ください。

令和8年度当初予算は、骨格予算となっており、公共事業費及び単独事業費は、上半期の所要見込額を計上しております。

そのほか、災害復旧事業費、人件費、維持補修費、物件費等については、年間の所要額を計上しております。

令和8年度当初予算（案）の総額は、上の表の太線で囲んでおります一般会計と特別会計の合計で617億380万2,000円となっており、令和7年度当初予算との比較は記載のとおりです。

次に、普通建設事業費は、中段の表の太線で囲んでおります公共事業費、単独事業費等、直轄事業負担金の合計で419億3,115万5,000円となっており、昨年度との比較は記載のとおりです。また、下段の表には、前年度経済対策補正の国の内示額と県当初予算の公共事業費、単独事業費を15か月予算ベースで記載しております。

なお、一般会計歳出予算の内訳は、事業区別に表の右側に記載しているとおりで

続きまして、4ページをご覧ください。

土木部の繰越明許費について説明いたします。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。表の左端の欄は、上から総務費、土木費、災害復旧費となっております。一般会計と港湾施設整備特別会計を合わせた土木部の合計は、1,192件、662億4,352万4,000円で、その内訳につきましては記載のとおりです。この額は、令和7年9月及び11月議会で議決をいただきました繰越額と今回計上しております繰越額を合わせた令和7年度の累計額となります。一般会計合計欄は、内訳として、通常分①と経済対策補正分②に区

分しており、通常分①は739件、312億8,203万8,000円、経済対策補正分②は448件、344億7,648万6,000円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【山村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堤委員】おはようございます。当初予算の河川総合開発費8億2,746万6,000円とあります。このうち、石木ダム建設の事業費というのは幾らぐらいになるのか。そしてこの当初予算の内容、どういったことのための費用なのかということをお尋ねします。

【岩永河川課企画監】河川総合開発費約8億2,700万円を計上しておりますが、そのうち石木ダムにつきましては、7億7,000万円を計上しております。内容につきましては、現在施工している付替道路工事等の継続事業を行うための費用及び測量設計費を計上しております。

【堤委員】7億7,000万円が石木ダム建設の事業費であるということですね。付替道路の継続の事業、それから測量設計ということですが、今回は骨格予算ということで肉付けは次の機会にされると思うんですが、今年この石木ダム事業について、本体工事に着手するということは、昨年、大石知事は言われていましたけれども、その見通しとか、そういうところはどういうふうになっているのか、お尋ねします。

【岩永河川課企画監】次の議会以降で肉付け予算を計上する予定となっておりますが、それにつきましては、今後、発注する見込みであります付替道路工事等の費用を計上するということを考えております。

【堤委員】そうしますと肉付けをされても付替

え道路の工事発注の費用に充てられるという、そういう理解でよろしいんですか。

【岩永河川課企画監】現状では、そのように考えております。

【山村分科会長】ほかにありませんか。

【田中委員】せっかく石木ダム関係が出たので、ちょっともう少し深掘りしてみたいと思うんだけど、付替道路、何本もあります。しかし、特に大事なのはやっぱり兩岸を上流に結ぶ付替道路、県道と町道になるわけだけど、この予算をもってして、どれぐらいの進捗率になるのか。7億7,000万円。しかし繰越があるのは、あなたたちは言わないからね、繰越が7億7,000万円ぐらいのものはあると思っているんだよ、過年度の繰越が。そこら辺ちょっと説明してください。

【岩永河川課企画監】今、田中委員おっしゃいましたように、令和8年度当初予算は7億7,000万円ですが、昨年度、令和7年度の補正予算、これにつきましては8億1,400万円持っておりますので、合わせますと約16億円近く、これが現在の実行予算ということになっております。

それが完成した際の進捗率なんですが、金額ベースでいくとちょっと進捗率を出すのは難しいんですが、約50%程度になるというふうに考えております。

【田中委員】平成27年かな、付替道路の関係、県有になったのは。土地がね、平成27年度と私は理解しているけど。本体は令和元年だけだね。だからもう10年かかっているんだ。付替道路だけで10年ね、平成27年から。だから平成28年にしたって、ちょうど10年、もう11年目に入るんだな。11年目に入ったとしても50%程度というのは、これはちょっと職務怠慢だ。付替道路だからね。ダムができると上流の皆さん方は何か孤島に追いやられたような感じになるんだよ、

ダムができる。集落の真ん中にダムができる。上流に40世帯ぐらいある。その人たちの道路を確保して工事に入るぐらいなのが私は常識だと思って、この前予算質疑をやったんだけどね。本体はまだしも、これが遅れているのは、やっぱりどういう理由なのかね、もうちょっと聞かせてほしい。

【小川河川課長】付替道路につきまして、あまり進捗していないんじゃないかというお尋ねですけれども、付替道路につきましては、施工者、反対者双方の安全を配慮しながら切れ目なく行ったところがございます。その結果、令和7年度末現在、付替県道3.2キロメートルのうち、1.9キロメートルが着手しております。また、ダム本体の工事期間中に住民の方が使用する迂回道路、これにつきましては、約1.7キロメートルありますが、先週供用を開始したところであります。付替道路、今後についても今の状況を見ながら進捗を図っていきたいというふうに考えているところです。

【田中委員】あえて私と見解が違うので発言しておきたいと思うけど、工事に入る工事用道路は、途中から下りていったらね、これができているからいつでも工事発注できますよというあなたたちの言葉は信用できる。それは工事用道路なんだから、あくまでも。両方使うけどね、地元の人も。しかし、やっぱり地元の人としてはダムができた道がないわけだから。これだけは兩岸のこれだけは上に結ぶような形で先行してやるのが普通の考え方だと思っているので、50%というのには反対というか、私は疑問を持つ。10年かけて50%だ。あと10年かかるよ、今みたいな速度でやっていると。今の倍の予算を組んだって5年かかる。5年。これもちょっと困る、もうちょっと早くやらなきゃ。7年でできるんだ

からね、7年でダムが。そのときに間に合わせればいいよなんて問題だ。上流の皆さん方の対策というのはちゃんとやってもらわないと困るということを発言して終わります。

【宮本委員】確認の意味も踏まえて、大切な当初予算なので質問をさせていただきます。

部長から説明がございました分科会の関係議案説明資料の7ページです。これについて一つちょっと確認させてください。

公営住宅建設費と県営住宅維持管理費です。住宅関係ですけれども、多様化する県営住宅へのニーズに対して、低廉で快適な住宅の供給を推進すると同時に空き家対策のための支援ということで、まず公営住宅建設費、公共事業16億5,396万円です。私、久しぶりにこの委員会なので、この規模が例年どうだったのかも踏まえて、ちょっと大きいのかなという気もしたので、この16億5,396万円について、まずはちょっと詳しく教えてください。

【小柳住宅課企画監】今、宮本委員からお話がございました公営住宅建設費約16億5,400万円余りでございますけれども、建設費といたしましては、建設の分は西諫早団地、そして川口アパートの建設関係の予算となっております。そのほか、既設の住宅の改修というところで、その分の予算も計上させていただいているというところでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。大きなものは西諫早団地と川口アパートということで確認をいたしました。西諫早と川口アパート、これは来年度でこの費用で、この財源で終わるのか。それぞれどれぐらいかかるのか、工期についてもちょっと教えていただけますか。

【野口住宅課長】まず、川口アパートにつきまして、こちら計上されているもののほとんどの

ものが解体費用、現在の川口アパートの解体に要する費用でございます。川口アパートにつきましては、新川口アパートが今年度完成してございまして、正確に言うと令和7年12月に完成してございます。現在は、古い川口アパートから新しい川口アパートへ移転を希望された住民の皆様様の引っ越し期間ということで、1月から3月まで当ててございます。令和8年度でございますが、冒頭申し上げた旧川口アパートの解体工事を1年間かけて行うという計画でございますので、それに相当する予算でございます。

西諫早団地につきましては、今回議案も四つ上げさせていただいてございますが、そこでご説明いたしますけれども、その工事に係る設計だとか、工事費用の一部というものが含まれてございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。西諫早は、確かに議案の方でも出ているので、後で確認をさせていただきます。

また、老朽化している県営団地が多数県内にもあろうかと思っておりますので、順次、計画等々があられると思っておりますので、それに沿って工事をしていただきたいと思います。

次の県営住宅維持管理費ですけど、これは全体的なものになるかと思っておりますが、どこか大きな維持管理で要するところがあるならば教えていただければと思います。

【小柳住宅課企画監】 県営住宅維持管理費約16億5,000万円でございますけれども、大きなものとしたしましては、現在の県営住宅の指定管理者に対する指定管理負担金というのが大きなものとなっております。

【宮本委員】 ありがとうございます。指定管理費ということで確認いたしました。

最後ですけれども、空き家対策のための支援

を通じて生活環境の総合的な整備を推進するとあります。これ、すみません、大変初歩的な質問で申し訳ないんですが、公営住宅、県営住宅が空き家対策としてどのくらい利用されているのかというのがここで分かるのかどうかですけど、この費用の中に空き家対策のための支援ということで費用が含まれていて、今現在、空き家対策でされているということなんでしょうけれども、それについて大変初歩的な質問で申し訳ないんですけれども、今分かっていることがあれば教えていただければと思います。

【野口住宅課長】 まず、県営住宅が空き家対策に資するかの話ですけれども、県営住宅というのは、公営住宅法に基づいて整備された低所得の方に向けた低廉な家賃でお住まいいただく住宅でございますので、直接的ないわゆる空き家対策というものとは関連はございません。今回予算に含まれているものは、令和5年12月に空き家法が改正されて、そのときに空き家の管理をする支援法人というものが新たに法で創設されたものですから、そういった支援法人の方の後押しをするような新規事業としまして令和6年度から空き家d eミライ創出事業というのをつくらせていただいております。こちらには、国費を入れておりますので、公共事業として行ってございますから、その分の相当費用が今回当初予算には含まれてございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。県営住宅、たしか空き家対策じゃないんだろかなと思ってましたので、法改正に伴う支援法人への予算ということで確認をさせていただきました。県営住宅につきましては、委員会でいろいろ質問させていただければと思います。

【山村分科会長】 ほかにありませんか。

【徳永委員】 今回の予算は、骨格予算というこ

とでありますけれども、部長、今60%ですよ、今の段階では。心配なものですから、大体これどのくらいになりますか、当初予算では、予想では。今骨格予算ですと60%しかないんですよ。前年度は約1,000億円あったわけですよ。令和8年度もこれくらいは確保できるというような、我々そういう理解でよろしいでしょうか。

【山内土木部長】 予算については、必要な予算が確保できるように努めてまいりたいと思います。

【徳永委員】 努力は必要ですけれども、大体これくらいはあるという考えでいいんですか、前年並みには。

【金子建設企画課長】 15か月予算ということになると思うんですけれども、今回経済対策補正予算で土木部関係は昨年度より約15%増となる予算がついております。例えば当初予算で1.0になったとしても全体の15か月、予算としては前年度より増えるのではないかと。これは国から当初予算の内示がないと分かりませんが、そういうふうになるんじゃないかなということは予測しているところでございます。

【徳永委員】 安心しました。しっかり取っていただかなければ、非常にやっぱり今経済対策も必要で、本県やはり公共事業のですね、事業というのは非常に長崎県の経済にとっても大きな要因でありますし、また物価高騰等もありますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思えます。

【山村分科会長】 ほかにありませんでしょうか。

【田中委員】 あとでまた議案外的な感じでも話をさせていただこうと思うんですけども、私が関係している河川で早岐川というのがあるんですけど、大規模特定河川事業という位置づけになっているみたいね。大規模特定河川事業、名前

で事業名でいろいろ区別があるけれども、そこら辺をちょっと教えてもらえますか。

【小川河川課長】 大規模特定河川事業についてのお尋ねですけれども、この事業といたしましては、整備区間において、特に重点的に投資を行って整備を図らなくちゃいけない区間、背後地の資産の状況だとかもそうです。浸水被害の状況もそうですけれども、特に重点的に整備する区間ということを位置づけて、この事業で予算を、個別補助ということで予算を確保してやっているところです。

【田中委員】 それを聞くと安心するんですけどね。特別枠でやってくれるぐらいの気持ちでやってもらえれば、それはありがたい話です。

ところで今年度は大体どのくらいの規模になるという想定になってますか、今年度は。

【小川河川課長】 令和8年度当初予算につきましては、約4億7,000万円の予算を予定しております。

【田中委員】 事業規模が大きいので、それはもう分かると思う。予算をもう少しつけてやっぱり10年ぐらいではある程度めどが立つような事業の枠組みにしてもらわないと、20年たっても完成するかどうかわからない。早岐川の場合、1期工事、2期工事がありますのでね。20年なんて言われると、本当にがっかり来るから、10年でも長いと思うのに。その10年でさえね、それは特殊な事情がありました。6年間、遺跡調査というのをやらされたからね、6年間。金額にしたって、あれ12億円ぐらいだったと私は記憶しているけどね。12億円が遺跡調査で、何が出たのか。言いたくないけど、それは土木の関係だから言いませんけどね。河川の予算でやっているんだからね。ほかの予算でやっているならともかくね。それで進捗が遅れている。事業認定か

らすると20年かけて、ようやく事業認定してもらって、10年という大きな流れでいう位置づけだけれども、はっきり言ってね、二つ目の橋は完成しているというけど、下は空洞にならないければ川にならないからね。だから言いたいのは、事業予算を組んで、事業をできるだけ進めてもらわないと、まちのど真ん中に川をつくっているのよ、まちのど真ん中に。だから私は川づくりだけれども、これはまちづくりだから辛抱してよと言ってきてるんだけど、用地の関係、補償からいうと15年近い歴史があるわけ。それでもまだ本当に形としては川の形を成していない。橋がようやく一つできて、二つできたぐらいでね。だから事業予算をもうちょっと多く組んでほしいし、組む方法を教えてください。予算が増える方法をあなたたちに教えてもらおうと思って、教えてもらえると私はそういう動きをするから。

【小川河川課長】早岐川の事業費等々についてのお尋ねですけれども、先ほど田中委員おっしゃったように早岐川につきましては、遺跡調査、多くの方の建物の移転補償等ございました。そこで長年期間を要したんですけれども、令和4年から本格的に工事に着手されているところです。今1号橋、2号橋、工事をやってますけれども、今後は大きな事業の工事の一つであります県道橋の架け替え、これを控えているところです。それに伴って多くの事業費、現場の混雑等々予想されますけれども、まずは県道橋架け替えに予算をしっかりと確保して、今後の事業の推進を図っていききたいと思っております。

【田中委員】 よろしくお願ひします。というのは、家屋の補償だけでも家屋の移転だけでも100軒を越すのよ、世帯数、アパートなんかもあったからね、100軒を越すのよ。はっきり言って石

木ダムとあまり変わらないぐらい。2期工事になるともっと増える。石木ダムの移転の家族よりもっと多い人たちが移って協力してもらえている。だから事業は進んでいくんだけどね。協力してもらえらば、どんどん進めてほしいという感じが、協力した人もやっぱりそう思っている。移って、あとはどうなったかなというのは誰でも関心があるわけで、ぜひ事業の進展をよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点だけ、交通安全施設で書いてあるから、その中で、私が関係しているというか、地元の202号の浦頭地区の交通安全はどうなっているのかな、ちょっと聞かせてください。これ予算が入っているのかどうか。

【田崎道路維持課長】 お答えします。一般国道202号の針尾東工区でありますけれども、そちらの方は今回の当初予算、骨格ですけれども、計上といたしましては2,900万円ほどの事業費を確保してございます。今回は、今年度用地に着手しておりまして、用地を取得できたところから工事に入っていきたいというふうに考えてございます。

【田中委員】 これもはっきり言って遅過ぎる。進展しない。なぜ進展しないのか。我々は4年間を区切っているいろいろ見るのよ。選挙前に事業化していたんだよ、我々の選挙前に。形としては、何も見えないじゃないの。あそこに事業が入っていることだって知らないよ、普通の人。もう202号、最後の歩道だ。観潮橋から西海橋まで歩いたとすればね。私は、両方歩道ほしいけれども、片側歩道でさえ、まだ満足につながっていない。私が言ってるのは、ほとんどのことが30年お願ひしてるんだ、30年、県当局に。進まない。この前の選挙の前に事業化したから、皆さん方にできますよと、歩道がようやくできてつ

ながっていきますよ、観潮橋から西海橋までは、片側だけでも歩けますよという話を、国道ですよ、国道202号。それが来年選挙というから、この4年間ね、今年どうなるのか分からんけれども、形が見えない。木1本切っていない、はっきり言うかね。事業があつてるのか、進んでいるのかさっぱり分からない。これは地元にもう少し説明してもらわないと、協力してもらえないよ、こんな感じでは。ぜひもうちょっと具体的にお聞かせください。4年間なぜ進まなかったのか。

【田崎道路維持課長】お答えします。事業化されますときに、地元説明会、測量設計を行いましたして用地取得の交渉に入っていくということで、具体的には、令和7年度から用地の取得の交渉を始めているということでございます。現在、進捗状況といたしましては、約50%ほどの用地取得ということでございますので、また引き続き、用地取得のお願いを、交渉を続けながら用地取得できたところにつきましては、工事を開始していきたいというふうに考えてございます。

【田中委員】これで終わりますけど、用地交渉が50%できているというのは、それはありがたい話だ。だけど木が1本も切られてないのよね。202号走ってもね。4年間木1本切れないというのは、それはやっぱりはっきり言えば職務怠慢だ。事業化したということは、我々も期待して、ようやく何十年もかけてお願いしたのが事業化したかと思って、4年間待つけど木1本も切っていない。あそこに事業があるというのは、関係者だけしか知らないよ、あそこに歩道ができるなんということは。だからある程度、看板でも出して、ここには歩道がちゃんとできますみたいな感じの予告というか、それぐらいしてもらわないと4年間何もない。木1本切れない。それじゃあ、ちょっと困るということ、あと県北のほ

うで、少し我々も厳しく追及しますよ、県北は事業自体やってるからね。しかし本庁でもやっぱりちゃんとした情報を取ってもらわないと、50%間違いなく取得できてるんですね、確認しておきます。

【田崎道路維持課長】正確には面積ベースで48%という取得状況でございます。

【山村分科会長】ほかに質疑ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】質疑がないようですので、これをもって、予算議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第10号議案、第52号議案のうち関係部分及び第60号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「第1号議案に反対します」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】それでは、まず第1号議案のうち関係部分について、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【山村分科会長】起立多数。

よって、第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ほかに異議がある議案はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】次に、その他の議案について採決いたします。

第10号議案、第52号議案のうち関係部分及び第60号議案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【山村委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【山内土木部長】土木部関係の議案について、ご説明をいたします。

観光生活建設委員会関係議案説明資料土木部の2ページをご覧ください。また、これに追加1をお配りしておりますので、そちらも併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第29号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第30号議案「長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例」、第31号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第32号議案「長崎県営住宅条例の一部を改正する条例」、第37号議案「契約の締結について」、第38号議案「契約の締結について」、第39号議案「契約の締結の一部変更について」、第40号議案「財産の取得について」、第41号議案「財産の処分について」、第42号議案「公の施設の指定管理者の指定について」であり、その内容は記載のとおりであります。

なお、横長資料を配付させていただいております。

ます。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明いたします。

4ページの中段をご覧ください。

和解及び損害賠償の額の決定について。

令和6年度及び令和7年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定7件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいております、その内容は記載のとおりであります。

訴えの提起について。

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る訴えの提起1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりであります。

5ページをご覧ください。

契約の締結の一部変更についてということで、令和7年6月定例会で可決された主要地方道平戸生月線橋梁補修工事(生月大橋P5橋脚補修工)、令和5年11月定例会で可決された浦上ダム建設工事(仮設工3工区)、令和6年11月定例会で可決された一般国道382号道路改良工事(仮称)檜滝トンネル)及び令和5年6月定例会で可決された川口アパート建替事業において、地方自治法第180条に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容については、記載のとおりであります。

6ページ中段をご覧ください。

公共用地の取得状況についてということで、令和7年11月1日から令和8年1月31日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況については、佐世保市における江迎川河川改修工事ほか1件であります。

次に、主な所管事項についてご説明いたしま

す。

追加1の資料をご覧ください。

石木ダム建設の推進についてということで、石木ダムについては、川棚川流域の住民の生命と財産を守り、佐世保市の慢性的な水不足を解消するため、必要不可欠な事業であります。現在、ダム本体左岸部の基礎掘削工事がほぼ完成したところであり、付替道路についても今月18日には、付替県道1工区及び迂回道路が供用開始となり、本格的なダム本体工事に着手できる状況となっております。

また、平田知事は早速川棚町を訪問し、今月5日には事業へ協力いただいた方々と、今月10日には事業に反対されている川原地区にお住まいの方々とお会いしてきたところであります。

事業の推進に当たっては、こうした地元住民の皆様や有識者のご意見等もお聞きするなど丁寧な対応を重ねながら、引き続き佐世保市及び川棚町と一体となって取り組んでまいります。

元の資料の6ページ下段をご覧ください。

幹線道路の整備についてということで、県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向けて高規格道路の整備を重点的に進めております。こうした中、去る12月14日、西九州自動車道の松浦インターから平戸インター間の7.5キロメートルが開通いたしました。今回の開通を受け、地域からは移動時間の短縮による利便性の向上など喜びの声が寄せられております。これにより、地域雇用の創出や産業の活性化、観光振興の促進など多方面にわたる効果が現れてくるものと考えております。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する高規格道路の整備推進に全力で取り組んでまいります。

7ページをご覧ください。

旭大橋下周辺の道路区域の活用についてということで、旭大橋下の周辺の道路区域につきましては、現在、道路法に基づく道路占用許可により長崎駅周辺への来訪者が利用する民間駐車場として有効活用しております。

当該地は、長崎市の中心部に位置し、長崎駅に隣接していることから、新幹線の開業や駅周辺の整備が進んだことで、さらなる有効活用が可能な場所と考えており、道路区域という法的制約を踏まえた上でどのような活用ができるのか民間事業者の意見を幅広く聞くために、去る1月26日からサウンディング型市場調査に着手しております。今後、調査の結果を踏まえ、様々な波及効果が見込まれる利活用の実現に向け、検討を進めてまいります。

なお、旭大橋下周辺の道路区域の利活用については、補足説明資料を配付させていただいており、後ほど担当課長からご説明をさせていただきます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【真鳥都市政策課長】観光生活建設委員会説明横長資料土木部の4ページをご覧ください。

第29号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分についてご説明いたします。

都市政策課が所管する屋外広告物の設置許可などの事務に関する内容になります。

屋外広告物行政に関しては、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の設置などに関する基準を定めた屋外広

告物法及び長崎県屋外広告物条例による事務について、長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき、市町が実施することができることとなっております。

現在、屋外広告物の設置許可に関する事務の実施状況としましては、①景観行政団体であり、独自の条例を制定した市町が実施しているのが3市町、②権限移譲により市町が実施しているのが9市町、③中核市が実施しているのが2市、④県が実施しているのが7市町となっております。

今回の改正の理由といたしましては、景観行政団体である五島市が、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき独自の条例を制定し、本年4月1日から施行することに伴い、移譲事務の範囲を変更するものであります。五島市は、今回、独自の条例を制定したことにより、先ほど説明をいたしました事務の実施状況において、②のところから①のところへ変更となります。

この結果、五島市自らが実施する事務となるものについては、権限移譲から削除し、一元的に実施する必要がある事務となるものについては、県から新たに権限を移譲するものであります。

なお、今回改正する条例の施行日は五島市が独自に制定した条例の施行日に合わせ、本年4月1日を予定しております。

5ページをご覧ください。

移譲事務の具体的な内容の一覧表を記載しております。現在、県から五島市に権限を移譲している事務は、表の右側の権限移譲市町の欄に丸印がついたアからウ及びカからノの事務になりますが、今回の改正により独自条例制定市町の欄に丸がついたイからカの事務に変更となります。具体的には、右端の区分の欄をご覧ください。Aの削除の事務は、市の独自条例に基づ

いて五島市が自ら実施する事務となるため、移譲事務から削除することとなります。Bの継続及びCの追加の事務は、独自条例を制定した市が一元的に事務を行う必要があるものであり、Bは従来どおり、移譲事務を継続するもの、Cは新たに事務を移譲する必要があるもので追加するものとなります。

今回の改正により、五島市が行う屋外広告物の設置許可に関する事務は、これまでと変更はございませんが、市自らが地域の実情に応じた良好な景観を形成するために制定した独自の条例により、屋外広告物の規制を一元的に行うことが可能となります。

以上で、第29号議案に関する説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山村委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【本多港湾課長】第29号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分について補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会説明横長資料6ページをご覧ください。

今回、第29号議案のうち、港湾課が関係する部分は、長崎県港湾管理条例に関する部分となります。長崎県港湾管理条例の一部改正に伴い、市町が処理することとしている規定を削除したことから、所要の改正をしようとするものです。

改正内容につきましては、長崎県港湾管理条例の上屋使用料等の一部施設使用料について、使用期間の長短により異なっていた単価を月単価に見直すことに伴う使用期間の延長の許可に係る規定を削除しました。このため、長崎県の事務処理の特例に関する条例につきましても、該当部分を削除するものです。

最後に、4に記載のとおり、公布の日から施行させていただきます。

以上で、第29号議案についての補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

引き続き、同じ資料の27ページをご覧ください。

第40号議案「財産の取得について」ご説明いたします。

28ページをご覧ください。

今回取得をしようとする財産は、長崎港小ヶ倉柳地区に配置するストラドルキャリアというコンテナ貨物の運搬等に使用する荷役機械でございます。長崎港小ヶ倉柳地区の現存するストラドルキャリアは、平成10年に製造されたもので、既に耐用年数を経過し、老朽化が著しく、利用に支障を来しているため、更新を行い、安定した荷役作業を確保するものでございます。今回の財産の取得は、地方自治法施行令の特例を定めた地方公共団体等の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されることから、一般競争入札を行いました。

入札の結果は、29ページ、入札結果一覧のとおりでございます。令和8年1月7日に入札を行い、1者の入札参加者があって、落札者となったロジスネクストジャパン株式会社九州支社と1月9日付で仮契約を行い、今回、財産の取得の案件として上程させていただいた次第でございます。

なお、30ページにストラドルキャリアの納入場所、仕様、写真を添付しております。本案件につきましては、予定価格が7,000万円以上の動産の取得であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づく議決案件に該当いたしますことから、県議会の議決を得ようとするものです。

以上で、第40号議案についての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【山村委員長】次に、砂防課長より補足説明を求めます。

【田中砂防課長】観光生活建設委員会説明横長資料8ページをご覧ください。

第30号議案「長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例」について補足してご説明いたします。

今回ご審議いただきます長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例につきましては、崖崩れ等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建つ住宅など災害危険住宅の移転を促進するため、移転者の住宅移転に要する経費に対して助成措置を講ずることを規定したものであります。

9ページをご覧ください。

改正内容としましては、社会資本整備総合交付金交付要綱のうち、災害危険住宅の移転に係る国の助成事業である崖地近接等危険住宅移転事業が拡充され、除去費として災害危険住宅1戸当たりの限度額から平方メートル当たりの限度額に変更されたほか、新たに引っ越し費用についても1戸当たりの限度額が新設されたことを受け、国要綱に合わせた助成を行うため、現行条例における災害危険住宅の移転に対する1戸当たりの助成限度額の削除を行うものであります。

なお、崖地近接等危険住宅移転事業における負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市町が4分の1となっております。

条例の施行日については、公布の日からを予定しております。

以上で、第30号議案の補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【山村委員長】次に、住宅課企画監より補足説明を求めます。

【小柳住宅課企画監】第32号議案「長崎県営住宅条例の一部を改正する条例」について補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会説明資料横長表の11ページをご覧ください。

今回ご審議いただきます長崎県営住宅条例につきましては、県営住宅等の管理に必要な事項を定めたものでございます。

改正内容でございます。12ページをお開きください。

1点目の裁量世帯の見直しでございますが、現在、高齢者世帯や障害者の方がいらっしゃる世帯、子育て世帯など、特に居住の安定を図る必要がある世帯につきましては、裁量世帯として収入基準の上限を緩和し、入居しやすいよう配慮しているところでございます。このうち、子育て世帯につきましては、現在の小学校就学の始期に達するまでの者から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある扶養家族ということで、小学校就学前から高校生世代まで引き上げるというような改正をしようとするものでございます。

次に、2点目の家賃債務保証業者の導入でございますけれども、現在県営住宅に入居される際には、高齢者世帯や障害者の方がいらっしゃる世帯、生活保護世帯などを除き、連帯保証人を1名つけていただくことを条件としております。今回、連帯保証人の確保が困難な入居希望者につきましては、連帯保証人の代わりに家賃債務保証業者と家賃等に関する保証委託契約を結んでいただくということで県営住宅に入居していただけるよう、所要の改正をするというもので

ございます。

3点目の改良住宅の管理終了でございますけれども、現在、改良住宅として本県が唯一管理をしております旧川口アパートが令和8年3月末をもって用途廃止となることから所要の改正をしようとするものでございます。

なお、施行日につきましては、いずれも令和8年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【野口住宅課長】第37号議案「契約の締結について」、第38号議案「契約の締結について」、第41号議案「財産の処分について」及び第42号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、県営西諫早団地建て替え事業に係るものであり、相互に関連しておりますので、4議案について併せてご説明させていただきます。

観光生活建設委員会説明資料横長表の15ページをご覧ください。

1の事業の目的についてご説明いたします。

昭和48年から順次整備された県営西諫早団地は老朽化していることから、建て替えと既存住棟を活用した住戸改善を併用し、現状の907戸を597戸に集約・再整備いたします。

再整備に当たっては、従来型の工事発注と設計からその後の維持管理までを一体的に発注するPFI方式を使い分けることで、効率的に事業を進め、また集約により生じる余剰地を民間に売却・活用いただくことで、エリア全体の価値の向上、活性化を目指すものでございます。

2の事業の概要についてご説明いたします。

第37号議案としてお諮りする新築棟1棟110戸が①でございますが、こちらは、県で設計、積

算を行う従来型の工事発注によるものでございます。

②の第38号議案は、新築棟2棟210戸、改善棟4棟150戸、関連する既存住棟の解体11棟、21年間の指定管理、余剰地売却を一体的に契約するPFI事業の契約についてお諮りするものでございます。

これらに含まれる余剰地につきましては、土地2万平方メートルかつ7,000万円を超える財産の処分となりますことから③の第41号議案としてお諮りさせていただくものでございます。

さらに、指定管理につきましては、公の施設の指定管理者の指定となりますので、④の第42号議案としてお諮りさせていただくものでございます。

16ページをご覧ください。

3の従来型の工事発注の概要でございます。

新築工事、延べ面積が6,744.15平方メートルの鉄筋コンクリート造11階建て、契約の相手先は、上滝・高瀬建設・ライムインモト特定建設工事共同企業体、契約金額は、税込みで17億9,208万7,000円、工期が630日間で、令和9年12月下旬の完成予定となっており、総合評価落札方式による一般競争入札で選定を行ったところでございます。

4のPFI事業の概要でございます。

事業内容は、設計・建設・解体のほか、入居者移転の支援、21年間の維持管理運営及び余剰地活用となっており、事業者提案による自主事業もでございます。事業手法は、BTO方式のサービス購入型であり、総合評価落札方式による一般競争入札で選定を行いました。事業期間は21年間の維持管理を含め、令和30年3月31日までで、契約額は113億4,586万2,000円、契約の相手先は、福德不動産グループでございます。なお、

グループ構成企業につきましては、資料右表の記載のとおりでございます。

17ページをご覧ください。

5のPFI事業者提案についてご説明いたします。

県営住宅の建て替えについては、広場を囲む南向き2棟で構成され、鉄筋コンクリート造10階建て、北棟が101戸、南棟109戸の全210戸が整備され、既存4住棟では後付けエレベーターを新設するとともに、室内の段差解消や水回り改修などを行い、コストを抑えつつ住環境の向上を図ります。

余剰地につきましては、戸建て分譲地や子育て支援施設、高齢者福祉施設などを配置するとともに、売却する県営住宅棟の一部を改修し、新たに民間賃貸住宅として活用することも予定されております。

18ページをご覧ください。

6に全体工程表をお示ししております。

今後の事業工程としましては、4月より先行して従来型の新築棟建築工事に着手いたします。PFI事業においては、設計をはじめ、令和9年1月から既存住宅の改修、令和10年4月から既存住宅の解体、あと道路整備工事を進め、令和11年から建て替え住宅の建設を行う予定でございます。

19ページをご覧ください。

7の完成イメージでございます。

敷地東側からの鳥瞰となっております。

このように民間事業者の優れたアイデアを活かし、効率的かつ経済的に県営住宅の適切な再整備を進めてまいります。

以上で、第37号議案、第38号議案、第41号議案及び第42号議案の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【山村委員長】次に、道路建設課長より補足説明を求めます。

【平道路建設課長】観光生活建設委員会説明横長資料21ページ、第39号議案「契約の締結の一部変更について」ご説明いたします。

22ページをご覧ください。

工事名は、主要地方道長崎南環状線道路改良工事（（仮称）江川トンネル）、工事場所は、長崎市鹿尾町から江川町でございます。

本事業は、並行する国道499号において、交通渋滞が著しく交通事故も多発している状況であることから、今回のトンネル工事も含めた自動車専用道路を整備し、交通の円滑化、安全性の向上、地域振興等を図るものであります。

工事延長2,137メートル、幅員は車道6.5メートル、全幅で10メートルであり、トンネル工2,137メートルを施工しております。

契約相手は、三井住友・小宮・増山特定建設工事共同企業体、現在の契約金額は、消費税を含め94億2,240万5,300円であります。今回15億2,163万6,600円増額し、109億4,404万1,900円に変更するものであります。併せて工期について、令和9年3月19日を令和9年8月31日までに変更するものであります。

23ページに位置図、平面図及びトンネルの断面図を示しております。

24ページをご覧ください。

主な変更理由についてご説明いたします。

まず、トンネルの掘削においては、左下の表にあるとおり、安全に施工するため支保パターンは、地山が硬いCⅡから柔らかくなるごとにDⅠ、DⅡ、DⅢへと変更となります。資料中央の図で、CⅡを水色、DⅠをだいたい色、DⅡを緑色、DⅢを赤色で表示しておりますが、当初想定より脆弱な地質が出現したことにより、

例えば資料中央の下矢印の区間では、CⅡからDⅠに支保パターンが変更となっております。当初と変更の支保パターンを全体的に比べてみると、水色からだいたい色の区間が増えていることが分かるかと思えます。

このことに伴い、右下図のとおり、ロックボルトの本数や長さ、吹きつけコンクリートの厚さが変更となり、さらにトンネル下部にインバートコンクリートが追加となっております。

加えて、資料中央の赤枠の箇所においては、特に天端の崩落などが懸念されたため、補助工法を実施しております。補助工法の内容としては、右下の図にあるとおり、切羽前方の天端に鋼管ボルトを打ち込み、薬液を注入することで地山の補強を行うものであります。これら支保パターンの変更及び補助工法の追加により、約10億9,000万円の増額となっております。

25ページをご覧ください。

肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの令和6年3月改正に基づき、切羽の自立が悪い箇所では、右下の図のようにトンネル切羽面からの岩石の肌落ちを防止するため、DⅠより地質が悪い箇所では、切羽面にコンクリートを吹き付ける鏡吹き付け工を追加しております。資料中央の赤枠の箇所が令和6年4月以降の施工部分の対象区間であり1,447メートルの区間で鏡吹き付け工を追加したことにより、約3億7,800万円の増額となっております。

26ページをご覧ください。

トンネル掘削中に想定以上の湧水が発生したことにより、濁水処理設備の処理能力を向上しております。このことにより、約5,000万円の増額となっております。これらの変更に伴い、工期を約5か月間延長し、令和9年8月31日までに変更いたします。

以上で、第39号議案の補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山村委員長】 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案に対して質問をさせていただきます。

まず、第30号議案「長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例」ですけれども、これは国の要綱に合わせた条例改正ということで説明がありました。横長資料の8ページですけれども、これ、長崎県においては、次のページのがけ地近接等危険住宅というのは、県内においては結構あるんじゃないかなと思います。まずは、これに該当するような対象区域がどのくらいあるのかというのを教えていただけますか。

【田中砂防課長】 事業の対象となる区域数は令和8年2月末時点で県内の土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンと呼んでおりますが、これが3万6,188箇所ございます。内訳としましては、土石流5,255箇所、急傾斜3万933箇所、地滑りはございません。

現在ですが、土砂災害特別警戒区域への補助制度を持っている市町が長崎市、佐世保市、西海市、雲仙市の4市でございます。4市の土砂災害特別警戒区域数は1万6,066か所となっております。

【宮本委員】 詳細にわたってご説明ありがとうございました。

対象区域、地域と言うんですかね、戸数それだけあるんだなということを確認いたしました。ちなみにこれ改正なので、今までもこの条例があって、これを利用して、活用し

てという言い方が適当なのかどうか分かりませんが、実績についてもちょっと教えていただけますか。

【田中砂防課長】 土砂災害特別警戒区域の住宅移転はこれまで2件ございます。内訳は、平成31年に佐世保市内で1件、除去のみでございます。もう1件は令和4年度に長崎市で1件ございまして、除去と移転を行っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。それぐらいなんだなということですね、確認をいたしました。もっと多いのかなと思っておりましたが。

今回の改正で、除去費限度額が1戸当たりから面積当たりになりますよということと併せて、引越費用も限度額が1戸当たりが新設されたということになります。これも今回の条例改正によって、その対象区域の方々にとってはプラスなのかマイナスなのかということもちょっと併せて教えてください。

【田中砂防課長】 除去費限度額がこれまで住宅の大きさに関係なく1戸当たり、危険住宅1戸当たり97万5,000円で行ってまいりました。今回の改正におきまして危険住宅1平方メートル当たり、木造住宅で3万3,000円、非木造住宅で4万7,000円となっております。これは令和7年度時点の額でございます。これによりまして、住宅の大きさによって比例しますので、上限が今まで1戸当たり97万5,000円だったのがその上限がなくなっていると考えております。このことから当該事業を活用される方にとっては、負担軽減になるのではと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。こういった改正をどうやって周知していくのかと。周知方法について教えてください。

【田中砂防課長】 周知について、ホームページやパンフレットへの掲載を行っているところで

ございます。今回の改正に伴いまして、全市町に対しまして、条例改正についての説明を行っております。その際に、改めて要綱を持たれているか、策定または更新の有無についても確認をさせていただいております。

また、これまでも要綱のない市町におきましては、土砂災害特別警戒区域の指定等に合わせて要綱策定についての働きかけを行ってきており、引き続き行っていきたいと考えております。

また、今後は6月の土砂災害防止月間、これは毎年行っているんですが、そういった機会に長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の制度についても周知を図っていきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。あらゆる場面で周知徹底をしていただきたいと思います。これを活用してももちろん手出しというのは相当出てくるんでしょうけど、危険な区域に住まれてる方にとっては非常に広さ当たりでの限度額が設定されたというのは大事な観点だと思いますので、周知の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第32号議案についてお尋ねいたします。

長崎県営住宅条例の一部を改正する条例についてで説明ありました横長資料の12ページになります。家賃債務保証業者の導入ということで、これ今までは連帯保証人を1人求めていたけれども、厳しい場合、この家賃債務保証業者によって、連帯保証人がいなくてもいいですよ。これは非常にありがたいことだというふうに感じています。

そこで、この家賃債務保証業者というのが県内には何社あるのか教えてください。

【小柳住宅課企画監】 家賃債務保証業者というのは、県内というよりも、どちらかというと、

例えば九州とか、そういった形の中で実際事務を行っていただいているというところがございます。県内にも既に2市で導入されておりますので、複数の業者がいらっしゃるものと考えているところがございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。既に2市で導入していて、県内というよりも全国的な保証業者であるということを確認いたしました。

既に高齢者とか、生活保護世帯は、連帯保証人は要らないものの、確保が困難な入居者にとっては、この保証業者との契約で済むんでしょうけれども、この家賃債務保証業者を利用しても断られる世帯というのがいるのか、実績でも構わないんですけれども、過去2市とかで導入されたときに、断られた方がいらっしゃるのかどうか。これは最後の砦という言い方をするとちょっと申し訳ないんですけれども、これで断られる方が発生するののかどうかについても教えてください。

【小柳住宅課企画監】 家賃債務保証業者、当然民間の事業者でございます。保証契約を結ぶ際に、当然審査というものがございますので、多くないとお聞きしておりますけれども、やはり断られる方がいらっしゃるというふうにお聞きをしているところがございます。ただ、私たちも業者さんと少しお話をしている中で、できるだけ幅広く取っていただけるように働きかけというか、そういったお願いをしていきたいというふうに考えているところがございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、困難な方は非常にありがたい制度、保証業者とも契約というんですかね、ができるような働きかけをお願いしたいというふうに思ひます。ありがとうございます。

次に、第40号議案についてですが、これもち

よつと確認をさせていただきます。ストラドルキャリアというものを県で取得しますよと。財産を取得しますという条例、議案です。事業の目的等々も書いてありますけれども、まずこれも契約相手方がロジスネクストジャパン株式会社九州支社、1者だけでありまして、落札業者が1者だけです。これについて、まずは教えてください。

【本多港湾課長】第40号議案についてのお尋ねでございます。今回のストラドルキャリアというのは特殊な荷役機械でございます、国内で製造ができる企業が実は1社しかございません。この案件はWTOの入札になりますので、国内には2社あることが確認しております。ですので、入札の結果、国内の1社が応札したということになります。

【宮本委員】ありがとうございます。ちょっと確認ですけど、今まで頑張ってくれていたものも、ここの会社でいいのかというのが分かれば教えていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

【本多港湾課長】すみません、前のといたしますか、実は会社が平成24年には4社ございまして、その4社が平成25年には合併とか吸収とかされて3社になっております。それが平成29年に1社になっておりますので、結果としてその会社が取っているといいますか、吸収していますので、そういうふうな形になるかなと思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。これ、写真が30ページに載ってるんですが、これが新しく今回購入するストラドルキャリアの耐用年数、どれぐらいもつのか教えてください。

【本多港湾課長】ストラドルキャリアの耐用年数ですけども、これは17年になっております。

【宮本委員】ありがとうございます。17年とい

うことですが、ちょっと比較して申し訳ないんですけど、今まで使っていたものという言い方が適当なんですか。これは今までもって来ていたのかも教えてください。

【本多港湾課長】現在使用しておりますストラドルキャリアは、平成10年度製造でございますので、約27年間稼働しております。大分老朽化して修理も大変になっているという状況でございます。

【宮本委員】ありがとうございます。27年使っただけでかなり頑張ってくれていましたね。耐用年数17年なので、一応耐用年数ということでしょうから、これ以上も使えるという認識をさせていただきました。

次に、このストラドルキャリアの使用頻度というんですか、かなり頻繁に使うものなのかどうか、コンテナの荷役ということなんですが、使用頻度についても教えてください。

【本多港湾課長】現在、長崎港小ヶ倉柳地区にコンテナの船舶が入りますのは定期で週2便です。不定期で1便ございます。それが入港した際の荷役作業となります。それにコンテナ自体を県内外から運搬された、陸上で運搬されてくるものがそれを扱うこととなりますので、それで平均いたしますと、1日当たり4時間の稼働が平均的に使われているという状況でございます。

【宮本委員】ありがとうございます。平均して1日4時間の稼働ということで確認をいたしました。これは県が持っている財産として取得しますよということで、これを業者に貸すんですよね。使ってもらおうということでしょうけれども、賃料、どれぐらいの価格、費用で貸すのか教えてください。

【本多港湾課長】ストラドルキャリアの賃料についてですけども、将来3年後に物が入ります

ので、そこまでに条例とかを変えることになるんですけども、今考えとしましては購入代金と維持管理費を合わせて、それを償却するという形で料金を設定しております。まだ将来ですので、今回の分はございませんが、現在の使用料としましては1時間当たり1万7,630円での条例単価となっております。

【宮本委員】 ありがとうございます。3年後の条例改正ということで、現在のもお答えいただいております。県の財産になりますので、適正な価格でという言い方が適当かどうか分かりませんが、賃料設定をよろしくお願ひしたいと思います。

【山村委員長】 ほかにありませんでしょうか。

【田中委員】 第38号議案、第39号議案の説明を受けたけれども、久しぶりに請負契約が100億円を超える契約なんだね。それでももう少し具体的に聞きたいと思うんだけど、これは支払いの関係はどういうシステムで仕組みで業者に支払いが行くのか。工期が長いのもある。令和30年なんていう工期というか、設定されている。そこら辺、県が支払いをする資金繰りの関係をちょっと聞かせてください。

【野口住宅課長】 第38号議案、西諫早団地建替事業などPFI事業に関するご質問でございます。

こちらは、冒頭説明させていただきましたとおり建替事業と改修事業、そしてあと、それに先立つ設計監理というものも入ります。長きにわたる維持管理、21年間というのもございます。こちらは、それぞれの業務の出来高見合いでお支払いするというような契約になっております。ですから、まず設計が始まるというところで、設計を来年度から再来年度にかけて行い、それが完了する時点での支出がまず発生いたします。

そして、その後、建設工事に着手していきますと、そちらの建設工事に出来高が上がっていく。それについての出来高の報告をいただいて、それに基づく支出をしていくという流れになります。解体工事も同様の考え方をいれるようにしてございまして、おおむね工事に係るものにつきましては、工程表でも示させていただきましたとおり、工事につきましては、建設工事の完了が大体令和13年、そしてその後解体工事が令和13年から14年にかけて終わりますので、工事に関するものはそこで一定の支出が完了するという形になります。その後、維持管理が長きにわたり発生いたしますので、その後は維持管理の分を単年ごとに支出していくというような資金のやりくりになってございます。

【平道路建設課長】 第39号議案、江川トンネルの支払いに関する件について説明いたします。

まず、今回の工事でございますけれども、トンネル工事ということで非常に規模が大きいと。そうした工事を発注する場合は、県といたしましては、国債設定といたしまして、国の方から許可を取りまして債務設定を行うようにしております。その債務設定を行いましたらば、今回の工事でございますと、令和4年10月から今回令和9年8月まで行おうとするものでございますが、各年度ごとに工事の出来高というのを決めて、その年度ごとの支払い限度額というのが決まってくる。これは契約書でちゃんとうたうようになっております。その単年度当たりの出来高を確認した後に、各年度ごとに検査を行って、それを行いましたらば、その年度ごとの支払いを行っていくということになっております。最終年度に全ての契約金額に相当する金額をお支払いしまして、工事が完了するということでございます。

【田中委員】 第38号議案、これは工期というよりも契約期間が長いものだから、21年間の契約になるわけね。それでどういう感じで払っていくのかなというのがちょっと私も初めてのケースだったから聞いたんだけどね。説明を受けたので100%私も理解していないけれども、100億円ということで限定して聞いたので、それはそれで終わりたいと思います。

もう一つは、第39号議案、109億円、これは一つは、契約変更、15億円の変更が出てくるわけね。金額が大きいものだから、最初に想定できなかったということになるんだろうけれども、最初の契約のときに。途中でそういう問題が出てきて、この時点で15億円。やっぱりちょっと1割以上の追加というのは私はちょっと疑問に思う、その規模においてね。15億円ぼんと追加ですよという話になるわけだからね。そこら辺をちょっと聞きたいということなんです。技術的なことは私は分からない。ただ、お金の問題で判断すると、15億円変更になりましたからぼんと契約を上乗せする。そこら辺においてね、これは何の規定もないのかな。幾らでも上乗せすると。審査はどうなっているのか。あなたたちと業者だけで審査するような形になっているのか、そこら辺も含めてちょっとお聞きします。

【平道路建設課長】 今回の契約変更でございますけれども、約15億円の増額となっております。そのうちの10億円がトンネル工事、支保パターンの変更に伴うものでございますけれども、今回トンネル工事に先立ちましてボーリング調査等を行っております。まず、ボーリング調査におきましては、各坑口に1本ずつ。それから垂直ボーリングと言いまして、路線の延長にわたって、その延長約200メートルごとに約9本の鉛直ボーリングを行ってます。このほか弾性波探査

と言いまして、その地質の状況を調べるような探索も行っています。しかしながら、実際に設計時点で地山の状況を完全に把握することは困難な状況でございます。

こちらにつきましては、トンネルの標準仕様書に記載がありますので、そちらを説明させていただきます。その標準仕様書によりますと、トンネルの設計基準が他の土木構造別の設計基準と最も異なるのは、照査設計に対して施工中に適宜修正設計の必要性を判定かつ断定する行為が実施されることがある。すなわちトンネル設計とは、当初設計のみを示すものではなく、施工中にその段階で採用している設計を日常的に照査し、修正する一連の設計作業を行うと位置づけることができる。このように、実際の施工に当たりましては、その地質状況を綿密に把握することは困難でございます。このため、施工段階におきまして、経済性、施工性、安全性を常に追求し、地質が変わったときには、切羽判定委員会というのを実施しております。それによって地質が変わったことを確認した後に、適宜適切な設計を行うようにいたしております。

こうしたことから設計金額が幾ら増えるかということにかかわらず、確かに現場で安全に施工するために必要な設計であれば、それに相応した設計変更を行うという考え方に基づいて、今回変更を行わせていただいております。

【田中委員】 理屈は分かるんだけど、要は基準というか、上限というか、それはないんですかと。変更、あなたたちがその専門だから、私はもうお金の話だけしてるんだけどね。100億円ほどの例えば契約で、追加して100億円出たなんてことになると、再契約をすべきじゃないか的な感じがするけど、この場合は、15億円。それでも1割を超える変更という感じでいうと、ちょ

っと疑問に感じるなということなんです。基準があるのかないのか。

【平道路建設課長】基準と申しますと、財政上の制約はあるものの、基本的には今回設計の目的が、トンネル工事を完成させるということでございまして、それに対して必要な設計変更の上限は設けられておらず、一定のその2割、3割というところまでは、設計変更も可能な対象範囲であると考えております。大幅な増額の場合は、別途議論が必要かと思えますけれども、基本的には上限はなく変更していくものと考えています。

【田中委員】財源は国の補助事業。国は言えはすぐ承知してくれるのかどうかね。県の金が出るわけじゃないと思う。大体方程式があるからさ、補助事業であって、交付金事業であってと。それをすぐ国が認めてくれるのか、そこら辺をちょっと聞かせてください。

【平道路建設課長】今回の江川トンネルにおきましては、今年の長崎の再評価委員会に諮っております。その再評価委員会に諮る前に、当然国の方に対しても、全体事業費に大きく関わる案件であることから、事前協議を行った後に再評価委員会に諮っております。つまり国は、何でも言えば変わるものでありませんで、適切な設計変更が必要であった旨を実績に基づいて報告することによって、国からも変更を認められているというところでございます。

【山村委員長】ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第29号議案のうち関係部分、第30号議案乃至第32号議案及び第37号議案乃至第42号議案については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出があった政策等決定過程の透明性の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【高稲監理課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。

提出しております内容は、1,000万円以上の契約状況一覧表、決議・意見書に対する処理状況、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和7年11月から令和8年2月までに実施したものであります。

初めに、2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事・建設工事関連の委託・その他の三つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付しております。

次に、535ページをご覧ください。

決議・意見書に対する処理状況について、石木ダム建設推進に関する決議に対する県の対応状況を記載しております。

次に、536ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、593ページから611ページまで附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【山村委員長】次に、都市計画課長より説明を求めます。

【真鳥都市政策課長】旭大橋下周辺の道路区域の利活用について補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会補足説明資料、土木部の3ページをご覧ください。

長崎駅に隣接する旭大橋下周辺の道路区域、面積で約6,300平方メートルについては、現在、道路法に基づく道路占用許可により、駅周辺への来訪者が利用する民間駐車場として有効活用しております。当該地は、長崎市の中心部に位置し、長崎駅に隣接していることから、新幹線の開業や駅周辺の整備が進んだことで、さらなる有効活用が可能な場所と考えており、道路区域という法的制約を踏まえた上で、どのような活用ができるのか、民間事業者の意見を幅広く聞くためにサウンディング型市場調査に着手しております。

調査に当たっては、中段に記載しております提案条件①の通常の道路占用と②の歩行者利便増進道路、通称ほこみち制度による道路占用の2ケースで利活用方法の提案を募集しております。

4ページをご覧ください。ほこみち制度について説明させていただきます。

ほこみち制度は、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築を目指すため、道路区域内に歩行者の利便増進を図るにぎわいを目的とし

た空間を設置することが可能となる制度になります。この制度を活用した道路占用においては、歩行者の利便増進に資する施設として、ベンチや食事施設などが定められております。なお、来客者用の駐車場は、対象施設に含まれておりません。

また、占用主体が道路維持管理の協力や占用区域外の除草や清掃などを行う必要があります。

ほこみち制度では、歩行者の利便増進に資する施設の設置に合わせて、道路維持管理の協力などを行う場合、占用料の90%が減額されます。

補足説明資料の3ページにお戻りください。

下段のサウンディング型市場調査のスケジュールについてご説明いたします。

1月26日に提案募集を開始し、2月25日に説明会を実施しました。今後4月から5月にかけて、利活用の方法や周辺への波及効果などの具体的な提案を受けるとともに、ヒアリングを実施する予定としております。

以上で、旭大橋下周辺の道路区域の利活用についての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【山村委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に掲載しております陳情一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象番号は1番です。

陳情書について質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】質問がないようですので、陳情書につきましては、承っておくことといたします。

審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、

土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時46分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時28分 再開 —  
-----

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の審査を行います。

議案外所管事務一般に関する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【中村(一)委員】 眉山のトンネルの件でお尋ねいたします。

島原道路には、トンネルがかなりありますけれども、まず、眉山のトンネルの明るさ、あれは国の基準を満たしているのか、まずもってお尋ねをいたします。

【田崎道路維持課長】 眉山トンネルの実情について答弁させていただきます。

眉山トンネルは、延長905メートルございます。交通量が1万台余りということでございます。供用が平成24年度供用ということでございます。現地を確認しましたところ、照明が切れているところがあるということを知っています。トンネル照明につきましては、道路の照明灯設置基準という基準がございますので、それに基づいて、当初設置をしております。道路の状況というか、周辺の電気の状況とか、昼とか夜とか、ついたりつかなかったりする照明灯は中にございます。ずっとついておかないといけない照明灯もございますので、その照明灯が幾らか

切れているものがあるというふうに認識してございますので、そのことで少し暗い状態になっていますということでございます。

【中村(一)委員】 照明の照度というのは足りているんですね。基準を満たしているんですね、そこをまず聞いているんです。

【田崎道路維持課長】 消えているところは暗いので、そこは満たしていないということでございます。

【中村(一)委員】 満たしていないということですよ。あそこのトンネルを通ったときに、私たちも何回か要望があつて通つたんですけれども、非常に暗いんですよ。真ん中のところが球が切れているというようなことで、私もうかつだったんですけれども地域の人からここ二、三か月の間に3件ぐらいお電話をいただいて、あれはどうかならんとかというような話になつて、振興局の方に何回か電話をしたらしいんですけれども、何もしてくれないというようなことで、ちょっと私の方に来たんですけれども。あれ、いわゆるLEDの計画が令和7年度から長崎県の計画に入っているんでしょう。そういったときに、まず第一にそこの明るさを改善しなければいけないというふうに思っているんですけれども、1回通つたことはありますか、課長。

【田崎道路維持課長】 通つたことはございますが、最近ちょっと通つたことがないので、最近の状況は存じませんが、振興局等からの情報によると委員おっしゃるとおりのことで、今対応中ということではございました。今、眉山トンネル自体は、トンネルの照明の種類があるんですけれども、セラミックメタルハイドランプということで、今つけているLED灯具とちょっと時期が、以前につけているものから、違う種類となつてございます。同じラン

プを調達しようというふうに考えておりましたが、なかなか調達がうまくいきませんので、LEDに順次変えていきたいというふうに考えてございます。LEDの製造に少し時間がかかっているということで、現在まだ工事が遅れているというところでございます。

【中村(一)委員】LEDに変えるということだけれども、根本的に今、明かりがついていますが、それを皆撤廃して新たにLEDをつけるのか。それともそれに付け足してLEDを加えるのか、それはどうなんですか。

【田崎道路維持課長】LED化につきましては、照明の器具自体は老朽化を迎えたトンネルから順次更新をしていっております。その場合は、器具ごとLEDに変えますけれども、今回の場合は、照明器具がまだ老朽化してないので一部分だけLED化、更新ということになるかと考えてございます。

【中村(一)委員】確かにあそこは非常に暗いので、早急に計画を立てて明るさを増していただきたいと思います。この間、2月20日ぐらいだったですか、眉山のトンネルの近くのボックス入口で20歳の女性が交通事故でお亡くなりになって、それが一概にそのトンネルのせいとは言えませんけれども、トンネルのところで壁にぶつかって事故を起こされているんですね。そういったこともありますので、十分な明るさの確保対策は取っていただきたいと思いますが、再度答弁をお願いします。

【田崎道路維持課長】トンネルの照明につきましては、日常点検でパトロールしながら灯具が切れてるところの球替えとかいうことを行っていきたいというふうに考えておまして、安全な走行ができるように灯具の点検等も徹底してまいりたいというふうに考えております。

【中村(一)委員】よろしくお願いをしたいと思います。

次に、一般県道山口南有馬線の今の進捗状況をちょっとお尋ねをいたします。

【平道路建設課長】一般県道山口南有馬線井手清水工区の進捗状況ということでございますけれども、こちらの工区につきましては、令和4年度に事業化し、これまでに測量設計を進め、令和6年1月に計画説明会を開催いたしております。現在、用地取得について進めているところでございます。

【中村(一)委員】当時お願いをしたときには、用地の取得、全て地域の人には印鑑をもらって工事にかかっていたわけですがけれども、なかなか用地交渉に入ったときに、同意がないんですけれども、今のところ大体用地交渉として何%ぐらいいってるのかお尋ねをいたします。

【牛島用地課長】井手清水工区の用地の進捗状況ですけれども、面積ベースでいきますと今45%の取得状況となっております。

【中村(一)委員】45%、半分ですね。非常にあそこの山口線、道が狭くて、今はバスが通っていないんですけれども、前は県営バスが通っていたんですけれども、非常に湾曲で狭いところがあるんですけれども、その部分が用地買収のところから工事には入れないんですかね。用地課としては、大体何%ぐらい売れたら工事に入るとか、そういった方法はできないんですか。

【平道路建設課長】現在、用地の取得について進めているところでございますけれども、先ほど答弁したとおり進捗率45%でございます。このうち用地買収していない地権者の方、こちらがその当該工区のちょうどバイパス部分であったりとか、現道拡幅の部分の土地を所有されております。そうしたことから買ったところだけ

部分的に着手したとしても十分な効果が発揮できないことから、そちらの現在取得できていない地権者のところを買収した後に工事に取りかかりたいと考えております。

【中村(一)委員】ありがとうございます。45%ということは半分もまだできていないということですが。用地交渉等に非常に職員の皆さん方行かれるんですけれども、大体用地交渉には、月に1回とか、あるいは2か月に1回とか、どういった交渉で用地の交渉をされるんですか。

【牛島用地課長】事業の進捗状況にもよりますが、大体月にその工区とは別にして、月に10回近くは大体出てると思うんですけれども、相続とかいろんな関係がありますので、時間を要したりするとかあるかと思えます。

【中村(一)委員】月に10回も大体交渉はされているんですね。ああ、そうですか。いずれにしても、あそこの工区は非常に狭くてカーブが多くて狭いので、できれば非常に大変な作業だと思いますけれども、もう少し説得をしていただければというふうに思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

もう一つはちょっと今回も川口アパートあたりでインフレスライドについてちょっとお尋ねをしたいんですけれども、非常に建築資材や労務費が高騰が続く中でインフレスライド条項の運用状況をしっかり把握をして必要な改善を行うことは建設業者の経営と公共工事の安定的な施工を確保する上で極めて重要だと考えますが、本県におけるインフレスライド条項の適用状況と具体的な手続について、まずは伺いをいたします。

【金子建設企画課長】インフレスライドといいますのは、これ急激なインフレーションによりまして、請負金額が著しく不適當になったとき

に、受注者が請負代金額の変更を請求できる制度でございます。これは、まず受注者が発注者に協議を行います。それで基準日を設定いたします。その後、その基準日から以降の残工事分の変更前後の差額から変更前の1%を超えたものがインフレスライドの対象になるということでございます。

本県においては、令和5年度においては34件、令和6年度においては37件、このインフレスライドを適用してございます。

【中村(一)委員】34件と37件が今インフレスライドということですね、分かりました。この件についてはあとで額とインフレスライドの件数を聞こうと思ってたんですけれども、額は分からないですかね。

【金子建設企画課長】額については、変更契約額が総トータルであるものですから、ちょっとこれだけ抽出はしてないような状況でございます。

【中村(一)委員】それじゃあ、運用の概要をちょっとお尋ねをいたしますけれども、県の建設工事標準請負契約書におけるインフレスライド条項の位置づけと、その運用の基本的な考えについては先ほどお答えをされましたね。分かりました。手続等はどのような感じで行くんですか。

【金子建設企画課長】手続の詳細なんですけれども、まずスライド協議の請求というものを受注者から発注者へ申請を行います。これにつきましては、インフレスライドの場合は、残工事が2か月以上残っているものが対象となります。その後、発注者の方で基準日の設定をいたします。基準日は、請求日から14日以内に設定するというふうな決まりがございます。その後、発注者の方で残工事の確認、再積算をしましてス

ライド額の算出をし、契約変更すると、こういう流れでございます。

【中村(一)委員】 大手企業あたりは、こういう制度は確かに知っているというふうに思っておりますけれども、中小企業とか小規模事業者、これは多分大きい工事になってインフレライドが適用されると思うんですけれども、その34件と37件ですかね、受注額が大体幾ら以上の業者さんですか。

【金子建設企画課長】 最近労務単価が年5%から6%ぐらい上がっていますので、これについては、金額が多い少ないに関係なく、請求があるものと考えております。ちょっと具体的な金額というのはちょっと把握しておりませんが、全体的に上がっておりますので、金額としては満遍なく請求があつてんじゃないかというふうに推測しております。

【中村(一)委員】 手続あたりのフォロー、要するにどのようにしたら、このインフレライドが適用されるんですかということは、何か会議を開いて建設業者さんたちにやるのか、あるいは文書でこういうインフレライドが適用されますよというようなことで周知をするのか、その周知方法についてちょっとお尋ねをいたします。

【金子建設企画課長】 最近、ちょっとインフレがかなり進んでいるということで、インフレが急激に進み出したのは令和4年度ですね、具体的には令和5年1月に説明会、これは業界を対象とした説明会を県内9か所で開催をしております。また、説明会に用いた資料もホームページに掲載してございます。なかなか中小に行き渡っていないという面もやっぱりあると思われまして、この点については受注業者に対して、既存の資料がございまして、そういう資料を活用して

周知を図ってまいりたいと考えております。

【中村(一)委員】 一応周知等は県内9か所あたりでしているというようなことですね。というのは、非常に小規模事業者、中小事業者あたりはそこまで行き着いてないんですもんね。受注高によっても違うんでしょうけれども、今回の川口アパートとか、あるいはこの間の大亀トンネル、ああいったやつはこういうインフレライドをして非常に業者さんたちには喜ばれると思うんですけれども。非常にこのインフレライドを適切に活用することで、県の公共工事が安定的に遂行するとともに、地域の建設業者を守り、災害対応やインフラ維持管理の基盤をしっかりと確保していくべきだと思いますけれども、部長の再度の見解をお伺いして終わります。

【山内土木部長】 インフレライドは、今委員からお話ありましたように、この物価高が多い中で、特に重要なことかと思っております。

重要なことは2点あると思ひまして、まず1点は、やはり先ほど委員がおっしゃったようにしっかりと周知をするということだと思います。基本的に受注者の皆さんからの申出によって動き出す制度でございますので、こういう制度があるんだということをしっかりと周知することは、まず最も肝要かというふうに考えております。

もう一点は、それに対して速やかに発注者として対応することかなと思っております。なかなかいろいろ資料とか出していただくことになると思うんですが、それについて提出された資料に基づいて速やかに対応するということが、私どもとしても振興局に対する指導を徹底してまいりたいと思ひます。

【中村(一)委員】 ありがとうございます。終わります。

【徳永委員】 それでは、土木部における技術職員の採用と退職の状況について質問したいと思っております。

先般の一般質問で、私も県、そしてまた知事部局を含めて質問した中に、本当はここでもやりたかったのですが、時間の問題もありましたので、今日は委員会で質問したいと思えます。

まず、先ほど申し上げたように、今土木部における技術職員の採用と退職の状況について、まずご質問いたします。

【高稲監理課長】 令和6年度に実施をしました県職員採用試験におきましては、土木職員につきましては大卒と高卒の区分を合わせた39名の募集に対しまして、38名が受験をしまして、最終合格者数は17名でありまして、このうち採用の辞退者を除いた令和7年度の採用者数が11名でありました。

また、建築職員につきましては8名の募集に対しまして、14名が受験をしまして、最終合格者は7名で、採用辞退者を除いた採用者数は5名でありました。

次に、退職の状況でございますけれども、退職者数につきましては、令和6年度の退職者数は土木職で21名、建築職は4名でありました。

【徳永委員】 大卒・高卒を合わせてということですね。これ、高卒何名、大卒が何名というのはいないんですか。

【高稲監理課長】 先ほど申しました募集についてですけれども、令和6年度は39名のうち高卒が約11名の募集でありまして、それ以外が大卒あるいは民間経験者の採用という状況でございました。

【徳永委員】 11名が高卒採用の募集ということは28名が大卒と。先ほどは大卒・高卒合計でありまして、ここを詳しくさっき言った受験、

大卒・高卒に分けて再度。

【高稲監理課長】 令和6年度採用試験、土木職について補足してご説明いたしますと、まず高卒試験が11名の募集に対しまして受験者数が14名でございました。このうち最終の合格者数が3名、このうち実際に採用したのが2名でありました。それを除く部分が大卒の状況でございます。大卒が区分が幾つかございますけれども、まず主立ったもので大卒区分、これは大卒のB試験というのが、これはやはり民間企業も想定した採用試験の区分がございますが、これが約11名の募集に対しまして、受験したのが13名、このうち最終合格が8名で、採用者が5名でありました。

それからA区分という、やはり通常の公務員試験の大卒の区分でございますけれども、これが募集したのが約13名でありまして、受験した数が9名、そして最終合格者が5名で、採用したのが3名でございました。主な区分としては以上でございます。

【徳永委員】 これ大変ですよ。先ほど言われた退職者についても土木は21名、建築は4名ということで。今後も多分相当増えますよね、退職者も団塊ジュニアとかですね。こういった中でこれ、当然補充をしなきゃなりませんけれども、これはどうなってますか。

【高稲監理課長】 この技術職員の退職者数に対する採用の充足状況でございますけれども、土木職員におきましては、令和4年度まではおおむね退職者数と採用者数が同数程度で推移をしておりましたけれども、令和6年度からはやはり退職者数が採用者数を上回っているような状況でございます。

それから建築職につきましては、ほぼ退職者数と採用者数は同数程度で推移をしているとこ

ろでございます。

【徳永委員】 令和6年から上回っているということになっているということで、今後先ほど言ったように増えていきますよね。しかし、そういう中でしっかりと、そのままの状況では駄目ですよね。どういった土木部の方で対策を取っておられるのか。よろしいでしょうか。

【高稲監理課長】 土木職員の半数以上を占めております技術職の人材確保というのは大変重要な課題と我々も認識をしております、この採用困難な現状につきましては、総務部ですとか、採用試験を実際にします人事委員会とも情報共有しながら危機感を持って採用確保対策を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、土木部技監が自ら工業高校などを訪問しまして、県の土木部の業務内容の説明を行って、校長ですとか、進路担当の教諭を介して生徒の皆さんに身近に感じてもらうような取組を行ったところでございます。

こうした取組などにより、高卒程度の区分の受験者数につきましては、土木職におきましては、令和6年度の14名から令和7年度は26名に、それから建築職については、高卒区分はゼロから5名に増加をしている状況でございます。

このほか、大卒区分の関係で申し上げますと、実際に県職員の中で大卒採用区分で入庁した若手の職員に同行してもらいまして、出身大学の工学部を訪問するリクルート活動を行ったりですとか、あとはやはりインターンシップ、これが非常に重要と思っております、実施をしているわけでございますけれども、座学だけではなくて、県職員の仕事を具体的にイメージしていただけるような現場の見学ですとか、あるいは体験活動、こういったものもプログラムに加える工夫をすることで働きがいを感じていただ

けるよう努めているところでございます。

【徳永委員】 私の感覚から言えば、県職、土木、建築の技術職というのは我々の年代からすれば、非常に人気が高い。そして競争率も非常に高いということであつたのですが、昨今は、受験者数も少ないし、また辞退をされる。そしてまた少ない中で県の方に入っていた方がすぐに辞めるという、この理由はどういうふうに関土木部の方では理解をされているのかお願いします。

【高稲監理課長】 実際に採用された後に、早期で退職する職員というのもやはり現実的におりまして、いろいろ聞き取りをしたところ、実際に県職員の仕事をしたんだけど、もっと自分がやりたい仕事というのが別にあつて、民間企業の方に行かれたりですとか、あとは高卒試験で合格されて採用された方についても実際、県職員ということで採用して勤められているんですけども、その後やはり転勤があるということで、なるべく転勤がないような職場を希望されたりといったことでお辞めになられて、例えば基礎自治体の市を、県内の市を受けるとか、そういった方もおられるようです。私どもとしまして実際にせっかく入っていただいた方が早期に退職というのをなるべく食い止めたいということで、土木部におきましては、地方機関長会議というのを年4回実施しているところではありますけれども、その中で職員のこういった勤務について一つ重要なテーマということで、振興局の建設部長も交えたところで意見交換をして、具体的にいろいろアンケートを取る中で、どういった部分が非常に今勤められてる方が考えられているかという意見を率直にくみ取りながら、ざっくばらんに意見交換をすることで、その声を吸い上げて、なるべく職場環境の改善

に努めたいということで行っているところがございます。

【徳永委員】 今、課長が答弁された、私もそういうふうな理解をしております。転勤も多いと。特に長崎県の場合、離島があるということ。そしてやはりただでさえ人材不足ということで、それで仕事量も増えるということ。そして経験がまだない中でそういった仕事を受けなければならないという、ちょっと予想以上の仕事量、そしてまた責任というものがあるということもあるのかなと。その一方で、今非常に経済が民間がいいものですから、結構民間の方もいい状況、そしてまた、私は決して県の仕事がやりがいがないとは思っていないんですけれども、違う面での民間というものに挑戦をしたいということもあるだろうし、そういうことがいろいろと重なった中で、こういった状況になっているのかなと、そう思っております。

そういう中で、私は以前から技監にもよく言ってきましたけれども、要は今、高校、例えば試験を当然受ける方からすれば、やはり条件があるわけですね、技術職ということで。そうであれば、やはり普通高校の方も受験ができるように変えていくとか。というのは、私は県教育委員会の高校教育課にも、そういった普通校にもそういった学科とかを設けて、今はやっぱりAIとか、こういう時代ですので、非常に今の若い生徒さんたちは我々と違って非常に詳しいので、そういったものを設けたりしながら、やはり受験できる環境づくりというのが重要だと思うんですけれども、その辺どういうふうにご考えておられますか。

【高稲監理課長】 委員おっしゃいますように、やはり一人でも多くの方になるべく受験をしていただく、そういった取組が必要と思っております。

ます。特に高校卒業程度で入られる方というのは、やはり高校生のときに進路を決めなければいけないということで、進路選択について考えられるに当たって、非常に難しい面もあろうかと思っております。私どもは採用試験は、これは基本的に高校卒業程度の方というのは、年齢条件で高校卒業程度同等の方であれば受験できるということで間口としては広く取っておりますけれども、実際としては、やはり工業高校でありますとか、高校卒業の場合ですと農業高校で土木関係を履修された方というのが多くございます。高校を卒業されて、それから大学でいろいろな工業系の関係を勉強される方とか、いろいろな方がおられますので、私どもとしてはなるべく普通高校を出られた方がその中でもやはり土木部の具体的な仕事の中身をもう少しいろいろ分かりやすくお話をすることで、受験に当たってのハードルをなるべく低く感じ取っていただけるような、そういうリクルート活動というのは現状行っておりますが、引き続き力を入れて実施してまいりたいと思っております。

【徳永委員】 これは県のみならず、自治体も非常にこの問題大変なんですね。今も市町でも職員の確保が特に技術系ですよ、できないということで広域圏になってるんです。例えば隣の市町と一緒にやっていくという状況、そしてこの前私が質問した中にありましたように、インフラの老朽化で、さらに人材、技術者というのが多く求められるというか、これやっぱり今大変なんですね。事故もよく起きてますよね。例えば街路樹が折れてけがをしたとか、それと街灯がさびで転倒したという、ただ、そこまで人がいないということで本当にこの安全対策も非常に厳しい状況になっているということでもあります。そうであれば、やはりこの一番大事な

ことは県民を安全安心でどう守っていくかという、インフラ整備というのは非常に重要でありますので、今後も決して特に土木部は建築部署もですが、そういう面では人員削減というのは、もう限界が来てますし、これ本当に要るんですね。

ただ、その一方では、私も過去にこういった土木の仕事をしておりましたので、そういう中で役場といえは合併前でしたけど、役場は技術者はそんなにいないのに、一般で入った方が建設部、土木部に行って結構やっているんですね。だからそういう面では、入れて、そういう一般、普通高校でも、そしてやはり土木部の中でしっかりと指導、教育をしていくことも私は可能であるし、そうしなければならぬと思っております。そういう中で、技監、そういうところをどう考えておるのか。

【中村土木部技監】先ほど監理課長からちょっと話がありましたように、私も昨年4月に技監になりまして、非常に欠員状況は憂慮しているところでございます。工業高校であったり、県内の30代までの若手の職員等と意見交換会を重ねてまいりました。高校の方から民間との試験日程の関係で公務員試験を早くできないかとか、あとはインターンシップも旅費であったり日当を出すという、バイターンシップもやっているところもあるというふうな話を聞いております。いろいろな意見がありまして、それを全てやることはなかなかちょっと厳しいところはあるんですけども、やはりよそではやっていない、よそに後れを取らないような形で進めるのが必要かというふうに思っております。

早期退職するメンバーも全てが離島が嫌だとか、そういう面はございませんで、やはりメンタル的な問題であったりとか、家業とか、あと

は家族の関係でどうしても県外に行かざるを得ないというふうな形で、非常に優秀な人間を私もやめさせたくはなかったんですけどもやめざるを得なかったというふうに非常にゆゆしき問題も発生しております。また、どちらにしても若手の職員と私は昨年から今年にかけて話をする中でかなり意識の高い若手たちがいますので、まずはこの子たちをしっかりと育てて、土木部はやりがいのある職場なんですよということを今後も引き続き植え付けていくような努力をやってまいりたいというふうに思っております。

【徳永委員】ここは非常に大事な、そしてまた重要な私は課題であると思っております。いろいろとご苦勞はあると思えますけれども、しっかりここはまずは受験者数を増やすということ、そしてできれば採用よりも多く取っていただいた方がいいんですね。そして、かつ先ほど申し上げたように、今から県庁内でもですね、人材交流というのも私はもうそういう時代に来ていると思っておりますので、そういうものを含めながら、やはりこの土木部の使命というのが県民の安全安心ということが全県民の財産を守ることが非常に大きな使命であると思えますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

【山村委員長】ほかに。

【宮本委員】それでは、議案外所管事項について幾つか質問をさせていただきます。

まず、入札制度についてお尋ねをいたします。

総合評価落札方式の高度技術提案型、いわゆるWTO案件ですけれども、今回の土木部の建設企画課におかれては、来年度からWTO案件、高度技術提案型の評価見直しを行うということですが、これ管内の地元の企業に対して、どのような影響が出てくるのかをまずはお尋ね

いたします。

【濱崎建設企画課企画監】 宮本委員のご質問にお答えいたします。

総合評価落札方式の高度技術提案型につきましても、設計金額が27億2,000万円以上のWTO対象工事を対象とし、適用しているものでございまして、工事ごとにJV、共同企業体を組んで参加することを基本としております。

この形式におきましては、工事の技術的課題に対する理解度、これを評価する技術提案であったり、これまでの施工実績を評価して落札者を選定しております。

しかしながら、この形式におきましては、価格や技術力を総合的に評価して算出した評価値、これが複数の参加企業で同一となり、結果としまして、抽せんにより落札者が決定するという事案が多く発生しておりました。

また、施工地域の特性に精通し、品質の確保や確実な施工体制の確保、これに寄与できる地元企業の強みというところが十分に反映されていないという点も課題としてございました。

このため、企業の施工能力を適切に評価するという観点から、地域の精通度、地域の貢献度、これを新たな評価項目として追加しまして、県内、特に工事施工区域の管内、ここに所属する地元企業が構成員として参加する共同企業体を評価するよう見直しを行ったところでございます。

【宮本委員】 ご説明、具体的にありがとうございました。WTO案件では、評価はあるものの、課題も多く山積していたということで、企業の施工能力を評価する新たな項目として付け加えました。地域精通度、地域貢献度を追加しましたということですが、ちょっと確認です。このWTO案件の評価の見直しは、地元の企業に

とってこれはプラスとして働くものであるというふうに認識しておりますが、その認識でいいのか、ちょっと確認をさせてください。

【濱崎建設企画課企画監】 委員ご指摘のとおり、地元の企業というところが施工区域の特性等に精通しておりまして品質の確保、先ほどご説明したように品質の確保であるとか、施工体制の確保、こういったところの強みがございます。こういったところを評価するということになりますので、地元の企業にとってはいい方に働くというふうに考えてございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。これはいつから、来年度の早めに実施していただきたいというふうに考えていますが、実施のスケジュールについて教えてください。

【濱崎建設企画課企画監】 施行の時期についてのお尋ねでございますが、来年度初めから適用するように考えてございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。WTO案件でなかなか地元の企業が入りにくいということとか、やはりよりよく知っている地元企業への評価というのを反映するという意味でも非常に評価としては、こういう見直しは重要ですので、今後はWTO案件で地元の企業がより多く入ってくるということが予想されますので、引き続き、地元の企業の声をしっかり反映していただいて、1者でも2者でも多く入札できるような仕組みづくりを、地元貢献を入札というところでしていただきたいというふうに要望させていただきます。

次ですけれども、運動公園について質問いたしますが、これは昨年、令和7年9月の一般質問、それから令和6年9月での議会一般質問でも取り上げたのですが、諫早にあります長崎県立総合運動公園についてお尋ねをいたします。

県立総合運動公園の中で、今未活用でありますローンボウルズ場の跡地をスケートボードパークとして活用していきながら、県立運動公園をもっともっと活性化できるように新たに整備をしていくことはどうかということをお尋ねをさせていただきました。その後の検討状況について、お尋ねをいたします。

【真鳥都市政策課長】 諫早市にあります県立総合運動公園のローンボウルズ場の跡地の活用についてのご質問でございますけれども、まず検討状況というところでございます。利用者にアンケート調査をいたしました。その中で利用者のニーズが高い項目としては、遊具広場を整備してほしい、それから芝生広場を拡張してほしい、この2項目で全体の67%、約7割程度のニーズ、ご意見がございました。

また、スケートボード場につきましては、同じ諫早市内にも同種の場が整備されているという状況もございます。また、公園の整備、現在の整備状況なんですけれども、県内の整備状況になります、西海橋公園と百花台公園のように開設後、かなり時間がたっている公園もございまして、この公園に今ある施設の長寿命化・老朽化対策工事というのを主にやってる状況でございます。

そういったことを踏まえますと、なかなかローンボウルズ場跡地にスケートボード場には限らないんですけれども、新たな施設整備をするのはなかなか困難な状況ということでございます。

また、新たな整備をしない中で、今の現状で芝生がそのままございますので、何かしらの利活用ができないかというところで、いろんな競技団体にヒアリングをしたりとか、あと近隣の

学校とか、幼稚園とか、そういったところにお尋ねをしたところ、近隣の幼稚園の園児がちょうどローンボウルズ場というのが柵で囲まれている状態でございますので、ほかで遊んでいる、大きな子どもが遊んでいるところと交わったりしない状況になっておりますので、そういう近隣の幼稚園の園児がフットサルで使えるなどのご意見があったということをお尋ねをしております。

まずは、そういうところで利用したいという方がおられましたので、まずは暫定的にはなるかと思うんですけれども、近隣の園児のためのフットサル場ということで利用していくと、その利用をしながら、またほかの利用がないかということをお尋ねを今後も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。アンケートを取っていただいているという状況は確認しておりましたが、遊具広場とか、芝生広場を拡張してほしいという意見が多かったということをお尋ねを改めて認識したところです。スケートボードパークについては、ほぼゼロということで厳しいんだなということをお尋ねを、残念ですけれども、確認をいたしましたところ。ゼロではないかもしれませんが、整備費とか、そういった施設を新しくつくるとなると非常に厳しいという状況も確認いたしました。

暫定的に園児たちが使えるようなフットサルとかいう、比較的費用をかけずに済むような形で再度整備をしていただいて、未活用のローンボウルズ場なので、少しでも活用を促していただきたいという思いはありますし、この反面、フットサル場が逆に長崎で今フットサル場がどれくらいあるのか認識しておりませんが、逆に園児たちだけではなくて、大人も使えるようなフットサル場にしていきたいというのも新たな考え

なのかなと思いますが、ちょっと再度お聞きいたしますが、これは今後の整備方針にもよるんでしょうけれども、暫定的に整備をする。園児の方々が使えるような整備をするということですが、仮にフットサル場に整備した場合、大人とかでも使ってももちろんいいと思うんですが、そのところをちょっと確認させてください。

【真鳥都市政策課長】 まず、アンケートの結果で、スケートボード場が全くゼロではございませんで、ちょっと新しいスポーツというくくりの中で、バスケットとかスケートボードとか屋根つきのサッカー場とか、そういったご意見を出される方が約10%ほどおられましたので、全くニーズがないということではございません。

そういった中で大人も、ちょっと大きな子どもとかも含めたフットサル場の整備の可能性があるところがございますが、ちょっとまず、この利用者のニーズをお聞きすると子どもたち、小さい子どもたちの遊び場をもっと欲しいというような意見がちょっと多かったのかなと思っております。ただ、大人の方のフットサル場、これを否定しているものでございませぬので、今後いかに公園を利用してもらえるのかと、利用してもらうのが大事でございますので、こういったアンケートとか、そういったのを継続的に取りながら、今後の整備といいますか、利用していただける方法については考えていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。ちょっとアンケートを取りながら、しっかりニーズに伝えていただきたいと思いますし、V・ファレン長崎が長崎市のホームに移転して、新たな活用方法を考えていくべきだなというふうに思っていたので、ちょっと取上げをさせていただきましたが、スケートボードパークはゼロじゃ

ないということなので、引き続き、確認をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、クルーズ船の入港予約状況についてお尋ねをいたします。

これは、港湾課が把握しているということでしたので、この土木部の委員会の方でお聞きをいたしますが、来年度の令和8年度のクルーズ船の入港予約状況、長崎港と三浦港と、それと浦頭港、それぞれ来年度どれくらい入港予約があるのか、ちょっと確認をさせてください。

【本多港湾課長】 委員からご質問のありました長崎港と佐世保港の入港の予定ですが、今令和8年度と言われましたけど、船舶は暦年で集計しておりますので令和8年の数字となります。まず、お断りします。

長崎港におきましては、3月19日現在で161隻の予約予定をいただいているところがございます。佐世保港につきましては、佐世保市の管理ですので、佐世保の方に確認しましたところ、三浦で56隻、浦頭で7隻の合計63隻の予約をいただいているところがございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。失礼いたしました。令和8年度ではなくて令和8年ですね。入港状況で予約を確認させていただきまして、ちなみにこの中でキャンセル数というのが恐らく出てきているような気がしますが、キャンセル数も分かれば教えていただければと思います。

【本多港湾課長】 今委員がおっしゃられた令和8年におけるクルーズ船のキャンセルの隻数ですけれども、長崎港におきましては、今のところ74隻のキャンセルとなっているところです。佐世保港におきましては、これも佐世保市に確認したのですが、三浦で63隻、浦頭で13隻、計81隻のキャンセルが起こっているということ

を聞いております。

【宮本委員】 ありがとうございます。これ、すごい数ですよ。これ足せば、長崎は200隻、佐世保も相当数来ていたということでもいいんですよ。キャンセル数も非常に多いという状況を確認いたしました。これは国でいいますと、中国のキャンセルが多いのかなという予想ではあるものの、どこからの、国内でのキャンセルというのはないだろうなと考えるんですけど、どこからのクルーズ船のキャンセルが多いのか、分かれば教えてください。

【本多港湾課長】 先ほどお答えした隻数につきましては、全て中国発着の船になります。

【宮本委員】 ありがとうございます。中国のクルーズ船ということで。理由が分かれば教えてください。

【本多港湾課長】 キャンセルの理由につきましては、伺っておりませんので、私からはお答えすることができません。

【宮本委員】 国際問題になりかねないので、すみませんでした。

ただ、キャンセルが非常に多いですよ。これは残念ですね。これがいつ回復するかというのは、誰にも分からないことでありましょうけれども、このキャンセル数が全部来ていたならばと考えると、非常に残念で仕方ありません。しかしながら、令和8年は長崎161、三浦で56、浦頭は7ということで確保していただいておりますので、逃すことなくとは思いますが。ちなみにこの161、56、7の中には、中国隻というのは、これはあるんですか、逆に。ちょっとそれを確認させてください。

【本多港湾課長】 今の予定の中に中国発着のクルーズ船があるかというご質問ですが、佐世保港につきましては、すみません、確認ができて

おりません、管理者ではございませんのでしておりませんが、長崎港に発着するクルーズ船の161のうち24の今発着が中国発着という予定となっております。

【宮本委員】 ありがとうございます。中国も一定あるということも確認いたしました。この24もキャンセルにもしかしたらなるかもしれませんので、ちょっと引き続き見ていきたいと思っております。

クルーズ船の発着については、長崎は非常に多くて、観光についても貢献していただいているところでもありますし、佐世保、浦頭と新しい岸壁も整備いたしました。ちょっとこういった状況ではありますけれども、令和8年のクルーズ船の発着と、またどういった影響があるのかというのもしっかりと観光の部門といろいろ連携を取っていただきたいということを考えておりますが、クルーズ船の対応について、土木部長の方で何かこういったキャンセル状況もある中で、しかしながら一定は来ていただいているというクルーズ船の状況も鑑みて、今後取組を強化していく必要は十分にあると思っております。来年度はクルーズ船の予約は令和8年度ではありませんけど、来年度に向けてのクルーズ船の入港状況に対する県の取組、そして決意等あれば教えていただければと思っております。

【山内土木部長】 今委員からご指摘いただいた点について、なかなか土木部だけでできる問題ではないと思っております。委員がおっしゃるとおり、観光部局とか様々な部局との連携が必要かなと考えております。

土木部といたしましては、やはりクルーズ船のインフラをしっかりと所管させていただくということでございますので、来ていただいた方々に、しっかりと長崎県を周遊していただく

ようなインフラ施設の整備ですとか、広報の部分で観光部局とも連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、クルーズ船というのは本当に長崎港とか長崎県にとって、本当に重要なインフラというか、観光客誘致の手段でございますし、それだけ来ていただける方にはかなりの消費が期待できるものですから、これからも関係部局と連携しながら力を入れてまいりたいというふうに考えております。

【山村委員長】ほかにありませんでしょうか。

【山田委員】旭大橋のサウンディング調査について伺いたいと思います。

先日2月25日に説明会が行われたということですが、どれくらいの方が来られたのか、まず教えてください。

【真鳥都市政策課長】旭大橋の下の利活用の説明会について、どれくらいの方が来られたのかというご質問ですけれども、説明会については15事業者の方が来られました。あとこれとは別にちょっと説明会に来られないので、個別に話を聞きたいという方もおられまして、その他の事業者さんが5事業者さんございます。

【山田委員】説明会、合計で20事業者がおいでいただいたようであります。4月27日に個別対話の申込みの締切りということですが、今3月23日現在で、この個別対話の申込み状況はどうなってますか。

【真鳥都市政策課長】個別対話というのは、ちょうど提案内容の申込みの締切りということで4月の下旬を設定しておりますが、現時点ではまだ提案の提出というのはございません。

【山田委員】ある程度の提案をしないといけないから準備期間も必要としているのかなと思っております。5月に個別対話を予定しているとい

うことでありまして、6月に結果概要の公表というスケジュールのようですが、いろいろ見ましたら対話に参加した事業者には、今後、当然ながら概要の公表の後には、当然公募に入っていくのかなと思っておりますが、その後のスケジュールというのもイメージとしてどれくらいまでにどうしたいとか、そういったものがあればお示しをいただきたいと思えます。

【真鳥都市政策課長】まず、今回のこの提案内容、条件を二つ設定しております、一つ目が通常の道路法に基づく占用許可をすること前提の利活用、もう一つがほこみち制度ということで、これは占用料は大きく減額されるんですけども、かなり使い方には少し制約があるという、この二つのパターン、どちらかでもいいし、どちらでもいいですよということでの提案を受けようとしております。こちらの方がそれぞれこの後の手続が大きく変わってくるものですから、通常の占用であれば、これもどれくらいの期間を占用したいのかと、かなり長い期間を占有したいということであると、長期間占有するための指針みたいなのを私どもでつくらないといけないので、一定時間かかります。あと、ほこみち制度を使いますとなると、地域の皆様との協議会みたいなものをつくって一緒にまちづくり的な話にもなりますので、そういった手続といいますか、地域の方との意見交換みたいなのも必要になってきますので、これがちょっと日程が長くかかるということでございます。

ちょっと具体的に、この後の手続は、いつまでに何をするというのがなかなか現時点では申し上げにくい状況でございます。

【山田委員】ほこみち制度と、普通に道路として使用する2パターンあって、どっちかじゃなくて両方でもいいという理解ですか。組み合わせ

たところの利用とかでも。

【真鳥都市政策課長】 組み合わせることのできるようなご提案があるのかというのはあるんですけども、あるとしたら両方出されても構わないということで、私たちは幅広く皆様のご意見といたしますか、提案をいただきたいというふうに考えております。

【山田委員】 あと、歩行者利便増進道路でないといけないということで限られたもの、歩行者にあくまでも利便のあるものを提案していただくということになっているようですが、その場合は、あともちろん道路維持管理の協力をいただいた場合は、占用料の90%減ということではありますが、大体の金額とかも決まってるんですか。それとも条例等で金額が決まっているのか。地価によっても違うのかもしれませんが、どういうふうになっているかをちょっと教えてください。

【真鳥都市政策課長】 道路占用許可の占用料は、近傍の地価に連動するような形になってまして、ちょっと大まかなところなんですけれども、令和7年度、これ建物がある場合とない場合でちょっと変わるんですが、建物がない場合は、年間1平方メートル当たり約4,500円程度の金額となっております。

【小林委員】 座ったままで質問いたします。お許しをいただきたいと思います。

浦上ダムの発注の件についてお尋ねをしたいと思います。

今回の浦上ダムの工事、事業費は何と18億数千円とかなり大きな大型予算になっています。まず、どんな工事の内容か、その点をお尋ねいたします。

【小川河川課長】 浦上ダム事業についてのお尋ねですけれども、この浦上ダムは、長崎水害緊

急ダム建設事業の一環としまして、長崎市の水道専用ダムであります浦上ダムに治水容量を確保するために、貯水池内の掘削と既設のダムのかさ上げをするものとしております。今回の1工区は、貯水池内掘削を行う工事でございます。

【小林委員】 私も幾らか調べてみました。今、河川課長からお話がありますように、いわゆる工事の内容としては、貯水池掘削、約50万立米、貯水池のしゅんせつ土を陸上に上げて処分場へ運搬するという工事であり、特別高度技術を必要とするような工事ではないと、そのように聞いておりますが、その点はどうか。

【小川河川課長】 本工事につきましては、主たる作業となる水中の掘削に関しまして、掘削時に貯水池が常時濁っている状況で視認性が確保できない条件下において出来形の向上が必要であること、また作業ヤードが閑静な住宅街に近接しております。工事の影響を長時間受ける地域住民の負担軽減を図るため、ダンプトラックの往来や施工機械の稼働に伴う周辺地域への騒音、粉じん対策が必要であることから、本工事については技術力を要すると考えております。

【小林委員】 大体聞いている限りにおいては、いわゆる貯水池のしゅんせつ土をすくって、それを処分場へ持っていくと、こういうようなことで何か地域住民とかなんとかそんなのが初めて打合せのときに全く出てこなかった話が何か取ってつけたような話が今あなたから聞いて、何かよほど難しいような、何か高度な技術がなければ、それは受注できないんだというような方向に持っていこうとしている。何かもう一度言うけど取ってつけたような答弁をされていると。私は幾らか分らんわけでもないが、何回か打合せをした中において、そのようなお話は一度たりともなかったということをあえてしっ

かりあなたには申し上げておきたいと思います。我々もこれは調査をしているわけだから、そういうところは慎重に、あなたも石木ダムで頭がいっぱいだろうけれども、何もかもおかしくなるよ。正直な話をしていただかなければいかんと思うんだよ。

そういうようなことで、率直に言えば、ある程度の企業であれば、どこでもできるような工事の内容と、こういうふうに乗ってきたわけがあります。

それで何で18億数千万円の予算が伴うこの大型事業を1工区として一括発注したのかと。いいですか、もう一回言いますよ。18億数千万円の予算が伴うこの大型事業を1工区として一括発注したのか、全く理解ができません。今、本県は、皆さん、よく考えてください。知事も代わり、今、物価高騰対策、経済対策、全力を挙げて今県庁を挙げて取り組んでいるところであります。そういう状況の中で県内業者の方々の受注機会を確保する観点から可能な限り分割発注にすべきではなかったかと考えますが、その点はいかがですか、お尋ねをいたします。

【小川河川課長】浦上ダムの貯水池掘削につきましては、先ほど小林委員からお話がありましたように、全体で50万立方メートルの掘削を予定しております。ダム本体の着手時期等を考慮しますと、限られた期間、工期そしてまた限られた作業ヤードで施工する必要があること、それから先ほど小林委員からもお話がありました県内業者の受注機会を確保する観点から、可能な範囲で分割発注することが望ましいということで、現発注ロットに設定して工事を発注したところでございます。

【小林委員】河川課長、いいですか。あなたが言う、いわゆる分割発注とか言ってることは、

いわゆるこの貯水池の第1工区、第2工区、第3工区、第4工区、第5工区とか、そういうことも分割発注と言ってるのじゃないのか。私が言ってるのは、今回18億数千万円もある1工区、もう発注されているけれども、業者も決定しているけれども、こういうところに18億円もあるんだから、これを二つとか三つに分けて、なぜ発注しないのかと。こういうことを先ほどからも言ったろう、今こうやって県庁を挙げて知事も代わり、物価高騰対策、経済対策、あらゆる手を使いながら長崎県の浮揚を考えているわけだよ。だから地元の業者の方々になるべく仕事にありつける、そういうことをもって長崎県の景気の活性化を図っていかねばいかんか。だから、そういうことで1工区の18億数千万円を何で一緒に取らねばいかんか。3者JVということであるけれども。ある企業、それから誰かと非常に仲のいい企業、そしてまた、次の3者JVのあと一つは、頭で取った業者と大体グループ会社、こういうような状況であるわけだな。そこでやっぱり非常にいろんな問題が、これは多過ぎると思う。これを黙って、ああそうですかというわけにはいかないような大変な大きな問題ではないかと思っている。そういう点から聞いて、分割発注ができなかった理由として、今あなたが述べられた工期の問題、あるいは事業費の増大、掘削したしゅんせつ土は、3分に1台のペースでダンプ車により搬送するから混雑等々と、そういうことも私のところに来て説明をされたと思うんです。しっかり頭に入っている。だからそういうことで分割発注ができなくて一括発注になったと。では、私は確認をしたいと思います。

一括発注と分割発注を比較した検討資料は作成をしているんですか。工期はどうなるとか、

操業の許可、一括でやった場合はどうなる。これを分割発注したらどうなると思う。また、特に分割発注すると工事車両が増え、今、あなたが地域住民という一番我々が考えなければならぬ、そういう地域住民の交通渋滞や、そういうことで迷惑をかけたらいかん。安全管理に影響が出ると。こういう状況のお話がありました。分割発注した場合、工事車両が何台増えるのか。交通渋滞がどの程度発生するのか。事故リスクがどの程度上がるのか。これらについて具体的な交通シミュレーションや検証を行いましたか。行ったのであれば、数値でお答えください。いかがですか。

【小川河川課長】 小林委員ご指摘の交通渋滞等々につきましては、詳細に今、私自身把握しておりません。申し訳ございません。

【小林委員】 ちょっと委員各位にもよく聞いていただきたい。やっぱり理事者の皆さん方にもよく聞いてもらいたい。一括発注をする。あるいは分割発注をする。このご時世のことだからということで、やっぱり分割発注して、いろんな地元の業界の方々にはやっぱり受注の機会を確保すると。そういう観点から考えたら、何だかんだ言うけどもやっぱりいろんな問題を乗り越えるためには、一括発注でした場合はどうなるのか。分割でした場合はどうなるのかと。そういう検討資料をちゃんと設けて、さっきも言ったように交通問題は交通シミュレーションをちゃんとやって、そういうような形の中でどのくらいの混雑が予想されるのかとか、どれだけ迷惑がかかるのかとか、そういうようなことを当然やってるかと思うんだけど、それを今の課長の話ではやってませんと。やってなくて誰が一括発注なんてことを決めたのか。誰が一括発注を決めたのか、中村技監か当時の。中村

技監、お答えできるか。

【中村土木部技監】 浦上ダムの掘削工事につきましては、私は長崎振興局の建設部長でいた際に発注をしております。この際に私がお聞きしておりますのは、浦上川下流にある長崎市の浄水場、これはちょっとすみません、完成年度は忘れましたが、将来的に長与町と合併した形でダムの上流側にできるというふうな形で聞いておりました。その期間に掘削を終えるというふうな状況であると今の18億円の規模で発注していかないと、その期間までになかなか掘削ができないということで、18億円の工事ロットに分割して発注したというふうに聞いております。クレーン台船も実際現地で組み立てるような形の台船というふうに聞いておまして、これについても全国的になかなか台数がないということと、あとしゅんせつした土につきましてもへドロ状の状況になっておりますので、これをきちっとある程度一定乾かしてダンプトラックで運べるような状況にしなければならないということで、その分も時間も要するというふうなところを総合的に判断しまして、18億円という工事ロットで発注したというふうに私は認識しております。

【小林委員】 中村技監、しっかり答弁をしてくれたけれども、あなたの意見を、はい、そうですかというわけにはいかんぞ。あなたが今、県の振興局の管理部長のときに、この浦上ダムは君が中心としてやっているわけだ。そういうことを総合的に判断と。総合的な判断というのは何なのか。私が言うようなそういう一括して発注した場合はどうなる。分割発注したらどうなる。こういうような検討資料をちゃんと用意して、いろんなシミュレーションをやりながら決定をしていかんといかんと。君らは、もうと

にかく何か言葉たくみに、総合的に判断してとか、君らは総合的に判断したのか、誰が決めたのか、この一括発注は。君が決めたのか。

【中村土木部技監】当時私個人で判断できる案件でございまして、長崎振興局の河川課と本庁の河川課といろいろ話を聞きながら、今の18億円という発注ロットを決定したところでございます。

【小林委員】だからそういう点から考えても、具体的に言えば検討資料も作成してないと。何度も言ってるように、一括発注した場合のプラス・マイナス、分割発注した場合のプラス・マイナス、こういうような検討資料をもって比較をしながら、どうしなければならんかと、こういうことは当然やってもらわなければならない。君らは言葉たくみに総合的に判断してと。何が総合的に判断していくと。比較をせんといかんこともやってない。そういう状況の中で18億数千万円のこれだけの大きな金額がそういう予算を何と一括発注するとは、ちょっと信じられないんです。気は確かかと思うぐらい私は信じる事ができません。技監尋ねますが、何を根拠に一括発注がそれを合理的に判断したんですか。お尋ねをします。

【中村土木部技監】先ほど申しましたように、長崎市と長与町合同の合併浄水場が数年後できるというふうなところはもう既に決まっております、これに合わせるためには、今の発注ロットでやらないと、先ほど申しましたようにしゅんせつ土をダンプで運べるようにする作業であったり、台船も全国的になかなか確保できないというふうなところがございまして今の発注ロットに決定しているというふうに私の方は聞いております。

【小林委員】先ほどあなたが言ってる特殊な船

の台数が足りないんだと。そんなこと全然ないよ。下請にお願いをして、全国からあちこちいっぱいあるじゃないか。ダンプカーの台数もないとか。全然調査もしてなくて、比較の対照もしてなくて、検討資料も全く出さずして、そんなことを言えるのか、そういうでたらめな答弁はやめてくれよ。もうちょっと真面目に、何で検討資料をつくらなかったのか。どうですか。

【中村土木部技監】委員ご指摘のように、本来であれば、その辺まできちっと精査すべきことだったのかもしれないけれども、私としては、当時河川課とも話をする中で、もう全体工期を何とかその間で完成すべきというふうなところの判断の下で、このロットに決めたところでございまして、本来であれば一定何らかの比較検討をするべきであったんじゃないかというふうには思っております。

【小林委員】だから今、あなたが認めたように、やっぱり比較対照できるようなそういう検討資料をつくるべきではなかったかと、こう思うけど。そういうことでその辺の準備までやっておくべきではなかったかと思うが、ただ、工期、それだけをえらく強調しているけれども。だから工期が一括発注と、そうやって分割発注したらどういうふうになるのか、こういうことをちょっと教えてください。

【山村委員長】しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時51分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時53分 再開 —  
-----

【山村委員長】委員会を再開いたします。

【小林委員】検討資料をつくったのか、つくってないのか、どうですか。

【小川河川課長】資料をつくっているか、つくってないかということについては、私は今把握

しておりませんので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

【山村委員長】 ちょっと時間になりましたので、小林委員、一旦ここで。

一旦休憩を入れたいと思います。

-----  
— 午後 2時54分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時 5分 再開 —  
-----

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

【小川河川課長】 先ほど小林委員からの浦上ダムの質問でございます。交通量のシミュレーションだとか、そういった分割することで工期がどれくらい延びるのかという資料を作成しているのかというご質問があったと思いますけれども、そのような資料は作成しておりませんでした。

【山村委員長】 では、次の質疑に。

【堤委員】 幾つか、二、三質問をします。

午前中に予算のところでは石木ダム事業についてお尋ねしましたけれども、この追加の資料にも平田知事が事業に協力いただいた方々と5日に、それから反対されている方々と10日にお会いになったということが書かれていますけれども、5日のところは新聞などにも触れられていたんですが、10日のところは非公開というか、中身についてはあまり詳しくは載っていなかったんですけれども、この10日のときの川原地区の方々との面会について、これは土木部としてはどういうふうに、そのときの面会について受け止められているのか、まずお尋ねします。

【小川河川課長】 石木ダムに関する知事と13世帯の方との面会に対する受け止めだと思います。知事と13世帯の面会につきましては、令和4年9月以降、実現ができてないような状態でした。知事も13世帯の方々との対話を丁寧

行っていくことが非常に重要であると申されております。今回13世帯の方と直接お会いしてお話しできたことについては、大変有意義だったというふうに考えているところです。

今後もこのような機会を設けるよう努めていきたいというふうに考えております。

【堤委員】 今後もこのような機会を設けたいという、そういう受け止めだということですね。

それで昨年、技術的な問題について市民委員会と県が説明会を行って、そこでいろいろな質問に答えるという、そういう場がありました。私も何回か参加をして傍聴したんですけれども、十分に理解できたとは言えないんですが、4回目はちょっと行けなかったんですけれども、この中で市民委員会の皆さんからいろいろな要望があつて、それを流域委員会の立ち上げとか、それから理解を得るためのこういった方向で進んでいくとか、そういうことについて、県の方に回答してほしいというような要望があつたとお聞きしたんですが、市民委員会の方から要望書など文書での要望など、そういったものはあつたんでしょうか、そこのお尋ねします。

【岩永河川課企画監】 今委員からのご質問ございましたが、昨年、第4回目、知事が出席したときの説明会が12月7日だったかと思いますが、行われておまして、その後、市民委員会の方々から文書で要望書というものをいただいております。内容につきましては、川棚川水系川棚川の整備計画見直しを行うための川棚川水系流域委員会の設置を求めますという要望書を文書でいただいております。

【堤委員】 流域委員会の設置に関しての要望ということで受け取られているということですね。分かりました。これから流域委員会がどうい

ふうになっていくのか、一般質問のときでも取り上げましたけれども、具体的な答弁はなかったわけですが、今後見守っていきたいと思っております。

別の件で、道路事業について。西九州道の4車線化ですが、佐々・佐世保中央が4車線化になりまして、非常に朝の混雑などが緩和されて、非常に移動の時間も短縮されて、これはすごくよかったなと思っております。もし片側1車線となったときに、事故などが起きると、もう途端に通行止めになってしまって、これまでも何度か通行できないときがありましたし、かえって西九州道を通ることによって一般道よりも時間がかかるとか、交通ラッシュのときはそういうこともありました。今、佐世保中央から大塔までの区間が夜間に工事が行われていますが、ここが工事が本当に終了して4車線化がずっとつながれば、随分違ってくるかと思うんですが、このところの今後の工事のスケジュールなどはどうなっているのかをお尋ねします。

【平道路建設課長】西九州自動車道の4車線化のスケジュールに関する質問でございますけれども、現在、佐世保中央から佐世保大塔インター間につきましては、橋梁の拡幅工事等が行われておりまして、令和9年度の完成が予定されております。

また、武雄南から波佐見有田インター間でございますけれども、こちらにつきましては、現在測量を進めている状況でございます。

残る波佐見有田から佐世保大塔間でございませけれども、こちらについては、まだ4車線化に着手できていない状況でございますので、県としても一日も早く4車線化に着手していただけるよう要望しているところでございます。

【堤委員】佐世保中央から大塔間、来年度中の

完成、供用開始になるかと思いますが、今のご答弁で大体のところは分かりましたが、まだまだ武雄南までつながっていくというのは、まだ時間がかかるなというところですね。

それから昨年、平戸インターの開通式がありまして、これから佐々から平戸までの区間がつながっていかねばいけないとなりますけれども、こちらの方の予定はどうでしょうか。

【平道路建設課長】佐々から平戸インターの予定でございますけれども、現在の進捗状況で申しますと、平戸インターから江迎鹿町インターにつきましては、現在用地取得がほぼ完了し、橋梁やトンネル工事が着実に進められている状況でございます。

また江迎鹿町インターから佐々インター間については、現在、鋭意用地取得が進められている状況でございます。

最終的な開通見通しにつきましては、国からは現在の工事進捗から現時点でお示しできる状況ではないと伺っているところでございますけれども、県としては引き続き松浦佐々道路の早期開通に向け、沿線自治体とともに必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

【堤委員】ありがとうございます。地域住民の皆さん、一刻も早くと待ち望んでいますので、スムーズに工事が進んで完成まで安全に事業ができていくようにしっかり取り組んでいただきたいと思っております。終わります。

【田中委員】予算質疑をした延長でもう少し確認をさせていただきたいと思うんだけど、今の西九州自動車道、用地の進み具合までは聞きました。完成年度は分からないと。10年ぐらいでできるかな、今から。5年ぐらいで行けるのかな。あと2工区だよ。ただ、4車線化の話が今あった。これも令和9年度中というのは令和10年の3

月までということになるのかな。令和9年度中ということだからね。一つだけ、一般の人からクレームがつくのよ。料金設定がおかしいと、西九州自動車道の料金設定。全線開通してからの料金設定ならば仕方ないかも分らんけれども、4車線になったところは金を取らんで、4車線になってないところ、中央からみなとインターの間だと思うんだけどね、皆さんがおっしゃるのはね。意外と一般の人から何であんなことになったんですかと言われるんだ。あの当時、金子さんとのやり取りではね。何しろあれは有料化を条件にして4車線をやったんだからということだから、それは仕方ないと思っていたけれども、設定の仕方がおかしいというのは、4車線になったところをお金を取るならいいけどさ、4車線になってない。まだ2年ぐらいかかる。そこだけがプラスになっているんだな。私が言ってるのは間違いかな。一般の人はそう私に言うんだけどね。ちょっと分かれば教えてください。

【平道路建設課長】料金設定の詳しいところまでは、私は承知しておりませんが、当然、4車線化を行うための財政投資ということで有料道路事業を活用しております。そうした中で市民、利用者の理解も得ながら今回の料金が決定されたものと承知いたしております。

【田中委員】私も金子先生任せでね、料金設定は。あなたが知らんというのはおかしいぞ、しかし。それは知っとかなきゃいかん。4車線になったところは、料金が増えていけばいいけれども、4車線になっているところは金を取らないで、4車線になっていない、工事中のところは先行してお金を払わなきゃいかん。それが本当かどうか私も確認できないんだけど、一般の人はそう言うんだ。私に言ってきたのが10人では効かない。ちょっと勉強して後で教えてもらおう、料

金設定の。

それから完成年度が10年ぐらいということまで西九州自動車道は終わりたいと思いますが、次に、針尾バイパス。針尾バイパスも一応延長なのね。これ、5年ぐらいでと私は思っていたんだけど、I Rができたらもっと早かったんだ。駄目にしてしまったからね。I Rがあったらここ一、二年のうちには完成するぐらいだったんだけど、今見ると、まだ五、六年はかかるのかなと。もっとかかるのかと。残工事と今の年度予算で大体割ればいいんだ。五、六年でできるのかなという感じがします。

それで先に行きますが、針尾バイパスのところ、技監とちょっと話をしたことがあるんだけど、ハウステンボスの入り口の針尾橋の拡幅、あれはやっぱり針尾バイパスと連動するような形になるから、早急にどうするのかということを決めてくれと。大体3月いっぱいという話を聞いてたんだけど、3月いっぱいには決定しますと。どうするか。3月いっぱい、もう間もなくだから決定しておいたら聞かせてください。針尾橋をどうするのか。

【平道路建設課長】針尾橋の拡幅につきましては、当初拡幅するという事で事業化を行ってまいりました。しかしながら、橋の構造的な問題もありますので、現在、橋自体を拡幅できるのか、あるいはかけ替えが必要なのか、かつ、針尾橋につきましては、渋滞という問題も関わるものですから、針尾橋、そして早岐地区、エリア全体の渋滞緩和に資するような計画を現在検討しているところでございます。なお、検討につきましては、令和8年度中に整理を行いたいと考えているところでございます。

【田中委員】あなたたちはすぐに1年ぐらい勝手に延ばすもんな。それで俺がずっと30年流さ

れてきたんだ。二、三年ぐらい平気で延ばす。計画は計画だよ。今度の場合は、交通渋滞激しいよ、結構。もう一つ付け加えて言うならば、パールラインの無料化をやってほしい。佐世保―長崎間で、あの道路でお金を取るというのはちょっと酷だ。私はそう思っている。西九州自動車道とか、向こうのあれはいいけど、九州自動車道、あれは仕方ないけれども。西彼杵道路でお金を取る。県営事業でしょ。県の事業でしょ。早急に無料化を考えてもらわなければ。そうするとますます針尾橋の交通量が増える、無料化すればね。無料化するのは当たり前だよ、橋だからね、取る根拠は。橋で100円、100円取っているんだから、パールラインと西海橋でね。これは改正してもらいたいと思うけれども、これは誰に聞いたらいいいんだ。部長がいいのかな、あなたでいいの。

【平道路建設課長】西海パールラインの無料化に関するご質問でございますけれども、まず、全国的な状況から申し上げます。NEXCOが管理する高速道路では、老朽化が進む構造物の更新事業や国土強靱化からの観点から求められる耐震補強工事などに対応するため、令和5年度に料金徴収期間を延長するための法改正が行われております。そうした中、西海パールラインにつきましても橋梁などの大規模構造物の補強やメンテナンスにかかる費用が今後にも必要になると考えられることから、今後の交通量の推移や物価上昇等の影響も考えながら事業計画を検討してまいりたいと考えているところでございます。

【田中委員】不満だね。勝手な論理だ。何でそこだけをそんなにメンテナンスとかなんとかも入れて検討しなきゃいかん。ほかのところだって無料化したじゃないか。あれ橋だよ、100円、

100円は。道路じゃないんだよ。橋はちゃんと橋の寿命化で統一的にやればいいんじゃないか、統一的に。あなたたちはこっちがいい、ここはという感じで黙っていけばという感じだね。今の収支状況を、あそこだけの西海橋だけの収支状況を資料として今すぐできないだろうけれども、出してちょうだい、収支だけを。ずるずる行くだけだ。だからこれはパールラインの無料化は、やっぱり当然流利的にはやらなければ。私はそう思っている。これはちょっと今すぐ返事できんだらうから。

次に、東彼杵道路。どうなるのかね、東彼杵道路は。何と私は35年待ってるよ。新幹線が短絡ルートにされたときの経緯から金子、あのときは代議士だったけど、あの後すぐ知事になって、やるやるという話だったんだから。35年たったって、どこを通るかも分からないでしょう、まだ。これはあなたら少しひど過ぎるよ。35年待っているんだ。市議会の議長をしていた当時ね。それでカットされた。その見返りのなもので東彼杵道路をやろうと。金子元知事に、あなた聞いてくれよ。あの約束はどうなったのか。本当に言いたくなるような話なんです。35年待たせて、まだね、それこそどこを通るかも分からない。これ誰に聞いたらいいいのかな。

【平道路建設課長】東彼杵道路に関するご質問でございますけれども、まずどこを通るのかということでございますけれども、東彼杵道路につきましても、令和2年度から令和5年度にかけて、国の方で計画段階評価の手続が行われております。その中でおおむねのルート帯が示されている状況でございます。

現在、国におきましても、東彼杵道路の環境影響評価の手続が進められておりまして、工事による環境への影響の予測評価環境保全対策を

取りまとめた準備書の作成が行われているところでございます。県としましても、こうした手続が円滑に進むよう取り組みまして、早急に事業化につなぎたいと考えているところでございます。

【田中委員】 先の見通しを教えてください。どうなるのか、今後。いつまで待てばいいのか。今言っただろ、35年待っているんだ、俺は。あなたたちは少し問題にもうちょっと真摯に取り組んでくれなきゃ。幹線道路として位置づけしたのは35年前だよ、東彼杵道路の。新幹線もできやせん、県北は。道路もできはしない。ひどいんじゃないの。東彼杵道路については、もう一度答弁を。

【平道路建設課長】 現在、東彼杵道路につきまして、現在国の環境影響評価が進められているところでございますけれども、環境影響評価の手続と並行しまして、今後県において都市計画の手続を進める予定としております。具体的な都市計画におきましては、公聴会とか住民とかのいろんな意見を聞くこともございます。そうしたことから詳細な時期までは、現時点で言及はできませんけれども、可能な限り手続を早期に進めたいと考えているところでございます。

【田中委員】 35年待った人に言う言葉じゃない。今からまだ何年たつか分からないじゃない。せっかく平田新知事、我々はバックに国交省と思ってるよ。部長からでも一言お言葉をいただけませんか。

【山内土木部長】 多くの委員の皆さんから道路をはじめ、いろんなインフラの整備が遅れているということは承知をしております。基本的に県の自主財源になかなか長崎県は厳しいものですから、基本的には国の方からお金を取ってくるということが一番重要なと考えております。

今回平田知事に代わられたということもありますので、いろんなパイプを活用しながら、これまで以上に予算の確保に努めていくものと考えております。

一方で、国の予算だけではもちろんありませんで、県の負担もございますので、それについては県の負担についてもしっかりと確保できるよう、我々としても努めてまいりたいというふうに考えております。

【田中委員】 部長、知事にお願いするばかりじゃなくて、部長にもお願いしたい。せっかくのあなた県に来ていただいているんだから、国交省からね。お願いしますよ。そうでないと、ここ35年ぐらい私見ているけれども、幹線道路だけでもいつになるか分からない。一番悪いのは、スケジュール感がないんだよね。国がこう言ってますからもう仕方ないですよという話だけれども、長崎県としてもやっぱりスケジュール感みたいなものをつくって、ずっと消化していかないとと思います。よろしく。

ただ一つだけ、補助事業であるけれども、県の力でできる西彼杵道路、これはもう20年以上だね、スタートしてからね。我々不満だったけれども、西彼杵道路がある程度めどが立つまで東彼杵待ってくれと。まず西彼杵をやらせてくれと。めどが立ったら東彼杵。めどが立たないものだから東彼杵も進まない、35年。だからそこから辺はやっぱりもう少し本当に真摯に取り組んでくれなきゃ長崎県の幹線道路、私は最近、環大村湾道路的な発想で物を言ってるんだけれども、長崎—佐世保間だけでもね、もともとは西彼杵道路だよ、長崎—佐世保間の道路として位置づけは。県内2時間構想。溝口議員の名前を出すのも何だけど、溝口議員はあそこだ。西彼杵道路だ。俺は東彼杵道路だけでもね。だから

西彼杵道路はどうですか。やればできるんじゃないですか。

【平道路建設課長】西彼杵道路についてのご質問でございますけれども、西彼杵道路につきましては、これまで南北両側から順次整備を進めてきており、現在全体の4割を完成しております。現在事業中の大串白仁田バイパス、こちら6.6キロメートルでございますけれども、こちらの整備を進めるとともに、未着手区間である15キロメートルにつきましても現在長崎市長浦町から日並インター間について環境影響評価の手続を進めているところでございます。県としましても限られた財源の中、早期にネットワークが完成できるよう進めているところでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

【田中委員】何か知恵がないのかね、もう少し。もう20年、30年かけても道路が完成しないと。これ基本の道路ですよ、基本のね、長崎県の。今から観光立県でやろうとしたってやっぱり道路が一番。そんな感じをお願いするしか方法がないので、できるだけ早く頑張ってください。終わります。

【鵜瀬委員】すみません、ちょっと声が聞きづらいかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

先ほど宮本委員からもクルーズ船について長崎市と佐世保市のクルーズ船の受入れ状況の質疑がありまして、山内部長からも答弁がありました。私からは離島におけるクルーズ船の受入れ整備についてお尋ねをいたします。

さて、皆様ご承知のとおり、離島では本土以上に人口減少や高齢化が進んでおり、大変厳しい状況が続いております。こうした中、各離島では、交流人口や関係人口の拡大を目指し、有人国境離島法や離島振興法などを活用しながら、

様々な施策に取り組んでいる状況であります。そのうち、クルーズ船の誘致もその一つであり、各市町や県による誘致活動に加え、近年の離島ブームも相まって寄港が増加傾向にあります。

しかしながら、近年はクルーズ船も大型化が進んでおり、これまで寄港できていた離島においても、将来的には着岸が困難となることが懸念をされております。また、自然災害の頻発化・激甚化が進む中、万が一原子力災害が発生した場合には、全島避難が必要となる可能性があります。

こうした状況を踏まえ、安全確保と地域活性化の両面から離島における港湾整備について格段のご配慮をお願いするとともに、今後の港湾整備の進め方についてお尋ねをいたします。

【本多港湾課長】鵜瀬委員からの離島港湾に対する港湾整備についてのお尋ねです。委員ご指摘のとおり、クルーズ船につきましては、令和7年、20隻が寄港しているところでございます。数も年々増えてきておりまして、地域の活性化でありますとか、交流人口の拡大に寄与しているなど十分認識しているところでございます。

また、クルーズ船の整備につきましては、各離島の首長様から各市の要望のためにお願いをされているということでございまして、我々もできるところから整備をしていきたいというふうに考えているところです。ただ、整備に関しましては、やはり大型化する船もありますけれども、最近のクルーズの傾向としましては、小型のラグジュアリー船という結構高いというか、船がよく離島の方に入っているという状況もございまして、その船は大きくなって入れるような状況でございまして、まずは現状の岸壁、多くが7.5メートルの水深を持っている岸壁を各離島には有しておりますので、そこでまず利用

できるものはしていただくと。その実績を踏まえた中で、やはり費用対効果という、公共事業で私どもする場合は必要になってきますので、それを考慮しながら整備に向けて勉強していきたいというふうに考えているところでございます。今後もし指摘のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

【鵜瀬委員】 ご答弁ありがとうございました。

離島においては、国防の最前線を担う重要な地域でもあります。その持続可能な維持発展のためにもクルーズ船、先ほどラグジュアリー船、これについては、問題ないかと思ひますけれども、やはり大人数のクルーズ船を受け入れた方が経済効果もありますし、ぜひ将来的には受入れについても、先ほど部長の答弁にもありました、ハード事業だけではなく、ソフト事業も含めて県庁横断的に連携して、ぜひ離島の発展並びに港湾整備に努めていただくことをお願ひを申し上げて私の質疑を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

【小林委員】 いいかげんな答弁とか、あまり偉そうな答弁とかね、もう少し謙虚に我々も言わないかんけれども、あなた方の方も謙虚にやっぱり受け止めて発言していただかないと。何か問題点をえぐられて、何かおかしい状況になったらたまったもんじゃないから。そういう点について。だから河川課長からありました検討資料は全然つくっていませんと。18億3,000万円ぐらいかな、これだけの工区、何で二つ、三つに割ることができないのかと、こういうことの検討の在り方が非常に問題ではないかと、こういう指摘をしているわけです。大体ね、部長、今まで長崎県は、あなた方も今もそうだと思うけど、やっぱり2億円あれば1億円ずつ分けるとか、3億円あれば1億円ずつ三つに分けるとか、そう

というようなことで機会均等をずっとやってきたわけです。何度もさっきも言うたけれども、今物価高騰対策、そういう経済対策、新しい知事になって、まさに平田知事を先頭にして、みんな県庁一丸となってやっているわけだよ。こういうような状況でやっているときに、今回、一括発注をしなければならなかったという、その根拠が総合的に判断してと、こういう訳の分からないうまい言葉で逃れるということは一体何事かと。当然私の方は、やっぱり分割発注した場合どうなる、一括発注した場合にどうなる、工期がどうなる、全体の総予算化はどうなる。あるいは交通のリスクはどうなるとか、いろんなことをご検討いただいて、その上に立って自信を持ってどうするかという答えを出していただかなければいかんというようなことを私は指摘をしているわけです。やっぱり検討する資料ができてなかったということは、河川課長から明確に話がありました。そういう中で、果たして一括発注が正しかったのかと。今までも我々の分割発注は一体何だったのかと、こういう問題は残りますよということですから、また最後に委員長や皆さん方にお願ひして、これはやっぱり浦上ダムの発注のこういう検討委員会は、また後ほど時間をかけてやっていかなければいかんと、こういうふうに思ってますからお願ひをしたいと思います。

そこで質問いたしますが、今回の18億円を超える浦上ダムのしゅんせつ工事、総合評価落札方式であります、ある県民の方々から私の方に連絡があつて、指摘があつて、この発注方式は結果として特定の企業が受注しやすい制度になっているのではないかと。そのような疑念を県民の方々に持たれない制度であつたのかと。こういうことを問題提起しているわけです。県

として今回の入札について、本当に競争が働いていたのか。制度として公平性が確保されていたのかと、透明性はどうかだったのかと。参加できる企業が落札できる企業が入札する前から決まっていたと言われるような限定されるような仕組みになっていないのかと、この点について県はどのように考えますか、お尋ねをします。

【金子建設企画課長】この総合評価につきましても、今回浦上ダムの案件が18億円ということで、これ公表されております建設工事の発注区分というのがございまして、これでいきますと3億円以上、WTO未満は技術提案型でやるというふうな公表をされております。一応それに基づいて、今回浦上ダムの件については発注しているところでございます。

【小林委員】今、長崎県の総合評価落札方式、これを見ておられますと5年間のいわゆる受注量が分母、それで年間の受注量が分子、こういうことでやっているわけですね。だからその点から考えていけば、大型企業、こういうところが有利な展開になり、地元企業や中堅企業が極めて不利になっていると。この点はどうかお尋ねをしたいと思います。

【金子建設企画課長】委員がご指摘されております年間受注高の状況なんですけれども、この評価内容をちょっとご説明いたしますと、直近1年間の受注額を過去5か年間の平均完成工事高で除した割合で評価しておりまして、入札公告時点で直近1年間の受注額が過去5か年平均完成工事高と同等程度であれば零点評価となりまして、少なければプラス評価、これは最大0.9点ということになります。多ければマイナス評価、これが最大マイナス0.9点ということになります。

この評価の趣旨なんですけれども、経営規模

や技術者数は企業によって異なりますので、それぞれの企業が対応できる工事量、キャパも異なります。そうした中で企業が対応できる工事量を超える受注を抱えますと、確実な施工体制を確保することが難しくなるとして、品質の確保や工期の遅れにつながる恐れがあります。このため、こうした各企業が対応できる工事量を推し量る基準といたしまして過去5か年の平均完成工事高を設定しまして、直近1年間の受注額との割合で評価しているところでございます。

【小林委員】建設企画課長、国交省が分母は幾らぐらいにしているか知ってるか。

【金子建設企画課長】国交省の例えば18億円の工事になりますと、こういう評価項目はなくて、技術提案が65点中60点が一応技術提案ということになっております。

【小林委員】調べてもらえば、分母が6億円だ。長崎県と大分違うというようなことをちょっと調べてきましたけれども、これが合ってるかどうか。どっちにしても検討委員会を開いて、やっぱり我々も本当に、当然みんなが恩恵にあずかるようなやっぱり入札制度をつくらなければいけないと、こういう考えをするわけですね。

そこで委員長、今回の浦上ダムの発注については、現状の入札の在り方、それから競争性、公平性、透明性の観点から驚くような問題があります。県議会としても引き続き、やっぱり第三者も入れてでも検証を行う必要があるんじゃないかと考えております。ぜひとも委員の皆様方のご検討もいただきながら、後ほど協議して何らかの検討委員会をつくるべきではないかと、こういうふうに提案いたしたいと思いますから、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

【山村委員長】承りました。また委員間協議をさせていただければと思います。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】 ほかにないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午後 3時45分 休憩 —

---

— 午後 3時46分 再開 —

---

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

— 午後 3時47分 散会 —

---

# 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月24日

自 午前 9時59分  
至 午後 4時 4分  
於 委員会室 3

長野 敦志 観光振興課長  
インバウンド推進課長  
（参事監）  
小宮 健志 物産ブランド推進課長  
庄司 孝繁 国際課長  
貝淵 裕幸 国際課企画監  
（平和推進・国際協力担当）  
久間 哲彦  
川瀬 亨介 スポーツ振興課長

2、出席委員の氏名

山村 健志 委員長（分科会長）  
坂口 慎一 副委員長（副会長）  
田中 愛国 委 員  
小林 克敏 ”  
溝口 芙美雄 ”  
徳永 達也 ”  
山田 朋子 ”  
宮本 法広 ”  
中村 一三 ”  
堤 典子 ”  
鵜瀬 和博 ”

6、審査の経過は次のとおり

-----  
— 午前 9時59分 開議 —  
-----

【山村委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【山村分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より予算議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。

それでは、文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の2ページをお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分であります。

初めに、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、1、

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

伊達 良弘 文化観光国際部長  
村田 利博 文化観光国際部政策監  
加藤 一征 文化観光国際部次長  
松尾 泰子 文化振興・世界遺産課長  
村山 拓男 文化振興・世界遺産課企画監  
（世界遺産・日本遺産担当）  
小柳 剛志 ながさきピース文化祭課長  
伊東 猛 ながさきピース文化祭課企画監  
（国民文化祭事業担当）

人件費等の義務的経費、2、経常的な管理経費及び継続事業費、3、その他事業の執行上、当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

歳入予算の総額は、4億1,723万1,000円で、内訳は記載のとおりであります。

3ページをお開きください。

歳出予算の総額は、53億4,139万5,000円で、内訳は記載のとおりであります。

歳出予算の主な内容につきましては、3ページから5ページ上段に記載のとおりであります。

5ページをお開きください。

次に、令和9年度以降の債務負担の主なものについてご説明いたします。

アルカスSASEBOの大規模改修工事のため、文化施設改修等整備費に係る令和9年度から令和10年度までに要する経費として、32億1,034万9,000円、長崎歴史文化博物館管理運営負担金及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム管理運営負担金に係る令和9年度に要する経費として2,014万8,000円、デジタルマーケティングの分析・検証のため、ながおしデジタルマーケティング活用推進事業費に係る令和9年度に要する経費として5,092万9,000円を計上いたしております。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の内訳については、5ページ下段から6ページ上段に記載のとおりであります。

6ページをお開きください。

歳入予算は、合計で688万8,000円の減であります。

次に、歳出予算でございますが、内訳については記載のとおりであります。

歳出予算は、合計で1億3,551万9,000円の減であります。

歳出予算の主なものについては、6ページ中段から7ページに記載のとおりであります。

7ページをお開きください。

7ページ中段でございますが、この結果、令和7年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、54億7,563万9,000円となります。

なお、歳出予算総額には、3月13日に可決いただきました経済対策に係る補正予算は含まれておりません。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

7ページ下段でございますが、売り込もう長崎の県産品事業費ほか4件については、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の令和7年度予算を活用し、次年度にかけて実施する事業であることから、また、酒米価格高騰緊急対策支援事業費については、事業の実施において年度内に必要な事業期間が確保できないことから、商業費1億2,020万円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

8ページをお開きください。

次に、令和8年度に債務負担行為を行うものについてご説明いたします。

長崎県美術館の管理運営に係る指定管理者への負担金に要する経費として101万1,000円を計上いたしております。

最後に、令和7年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和7年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整、整理を行う必要が生じてまいりますので、3月31日をもって令和7年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご

了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村分科会長】次に、文化振興・世界遺産課長より補足説明を求めます。

【松尾文化振興・世界遺産課長】それでは、私の方から、文化観光国際部の補足説明資料についてご説明いたします。

観光生活建設分科会、補足説明資料の3ページをお開きください。

これは、文化観光国際部の令和7年度3月補正予算案の総括表でございます。令和7年度3月補正後の歳入予算の総額は、3月13日に可決いただきました経済対策に係る補正予算を含め、⑦の欄のとおり10億1,590万6,000円でございます。各課の歳入予算額につきましては、記載のとおりでございます。

歳出予算の総額は、3月13日に可決いただきました経済対策に係る補正予算を含め、⑦の下から3段目の欄のとおり、59億8,138万9,000円でございます。

第9号補正予算案に係る歳出の主な要因は、インバウンド推進課の国際定期航空路線維持拡大事業費9,447万8,000円の減や、ながさきピース文化祭課の国民文化祭推進事業費の4,036万9,000円の減によるものでございます。

また、文化振興・世界遺産課において、文化施設行政推進費等の補正予算案の中に、美術品等取得基金からの美術品買戻しに係る経費として5,000万円の増、物産ブランド推進課において、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の令和7年度予算を活用し、次年度にかけて実施する事業として前倒し計上した1億720万円の増が県産品販路拡大対策費及び県産品魅力発信事業費

の補正予算案の中に含まれております。

そのほか、年間所要見込みに基づく各種補正を行っております。

4ページ以降の令和8年度当初予算総括表及び事業説明書につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堤委員】おはようございます。

文化振興・世界遺産課の文化施設行政推進費、その中でアルカスSASEBOの整備費13億1,223万9,000円が計上されています。この整備の内容についてご説明をお願いします。

【松尾文化振興・世界遺産課長】アルカスSASEBOの改修工事についてのご質問でございます。

アルカスSASEBOにつきましては、平成13年3月の開館から約25年が経過しておりまして、設備の経年劣化による更新時期を迎えております。

このため、令和8年度から10年度にかけて、アルカスにある3つのホールについての天井改修であるとか、観客席の張り替え、舞台音響や舞台照明設備などの更新、トイレの洋式化などの工事を行い、利用者の安全確保と利便性向上を図っていきたいと思っております。

【堤委員】ありがとうございました。

どれも、もう必要な工事というか、もう本当に設備も老朽化してるところを改修をしていかないといけないと思いますけれども、この大ホールとイベントホールの天井改修工事やその他

の工事というのがあるわけですが、この工事の期間中、そこは使えないということになります。利用の方からここが使えないのでいろいろな演劇とか何かを予定していたのができなくなったということで、代替として佐世保市のコミュニティセンターのホールを使わせてもらうということになっているということを伺っているんですが、そこがエレベーターで5階に上がったところにあります。500人ぐらい収容できるかと思うんですが、アルカスは舞台の裏にトラックを横づけして大道具などの搬入がスムーズにできるけれども、コミュニティセンターホールは5階まで上げるのを、エレベーターが以前はあったけれども今、使えてないとか、それから必要なものを持ってあげられないといけないけれども、エレベーターが使えないものについては外階段などを利用しないといけないということで、非常に不便になるっていうお声を聞いているんですが、そういった工事中の利用者の利便性を確保するというようなことについては、関係者と何か協議されたり、何かどういう対応をするっていうようなことを確認されているのかお尋ねしたいと思います。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 工事の計画につきましては、まず、大ホールとイベントホールの工事を行うんですけれども、その工事が終わってから中ホールの方についていうところで、なるべく利用者の文化活動が切れ目なく継続できるようにということで、佐世保市とか、施設を運営している管理者とも協議した上で、完全閉館とならないように調整を行ってきたところでございます。

ただ、委員おっしゃるとおり、行事の規模等に合った、また時期に際しましてほかの施設を代替するといったようなことでご不便があると

いう声は聞いているところでございます。

アルカスSASEBOにおきましては、施設整備とかのハード面を県が担って、運営面については佐世保市が担うという取決めの下、佐世保市におきましては、アルカスSASEBOを定期的に利用していた文化団体の方が文化事業を行う際に、市内の他の代替施設を利用した際に、従来よりも経費が増加した分について支援をするといったような支援制度を来年度の予算で設けているということで、佐世保市の方に確認をしているところでございます。委員のご意見についても、佐世保市の方に共有したいと思っております。

今後とも、佐世保市とか施設管理者を通じて、利用者の声をお聞きしながら進めていきたいと思っているところでございます。

【堤委員】 今のご答弁で、利用者の経費の支援などを来年度予算で佐世保市が計上するという事をお聞きしまして、それはありがたいと思うんですが、例えば、コミュニティセンターホールの、私もちょっと詳しくは分からないんですが、荷物を運ぶエレベーターが使えないとか、そういったものについては、何らかのやっぱり市の方で対応していただけないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 佐世保市の支援制度の詳細につきましては、これから佐世保市の方に確認をするんですけれども、そういう荷物を運ぶ人が足りないとか、そういったところの人員費とかがかかるといったようなところとかも、支援対象にならないかっていうところは、市の方にも確認し、また今のご意見とかも共有をしたいと思っております。

【堤委員】 ぜひ、市の方にご意見届けていただいて、本当に利用者の皆さんが本当に利用しや

すいというか、工事中は不便もあると思うんですが、そういう配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

この工事期間は、やはり予定どおり進まない、やはり使えない期間が延びますので、本当にスムーズに取り組んでいただきたいなと思ひています。よろしくお願ひいたします。

それからもう一点、国際課の国際交流・協力費の周年記念事業費が計上されております。上海市との友好交流関係樹立30周年、湖北省との友好交流関係樹立15周年の記念行事ということなんですが、ここで訪問団を派遣して中国における交流を促進となっているんですが、今、中国と日本の関係が非常に冷え込んでいる中この予算は計上してあるわけですが、9月頃とか12月から翌年の2月頃とかってありますけれども、今のままだと厳しいんじゃないかなと思ひますが、この見通しについてはどういふふうにお考えをいらっしやるのかお尋ねします。

【貝淵国際課長】現時点では周年事業を実施する想定で予算を計上しておりますが、情勢を十分に注視するとともに、中国側とも丁寧な調整を行いながら慎重に実施の可否を判断してまいりたいと考えております。

【堤委員】本当に今は厳しい状況だと思いますが、もしこれが難しいってなったときの代替案とかなんかもお持ちなんですか。

【貝淵国際課長】具体的な代替案というのは現時点ではございませんが、訪問団の派遣が難しい場合であっても、中国側と調整を図り、友好交流事業の促進に努めてまいりたいと考えております。

【堤委員】ありがとうございます。

本当に中国と長崎の関係っていうのはもうずっと歴史的に深いものがありますし、民間の交

流もずっと続いてきたわけで、大切にしないといけないと思ひます。

昨年、総領事館の開設40周年の記念事業で私も訪問団の一員として参加をさせていただいたんですが、ちょうど出発した日が11月7日で、高市首相が予算委員会で台湾有事の国会答弁をされたその当日だったんですね。私たちの訪問には、いらっしやる方も何人もいらっしやると思ひますが、さほど影響はなかったように思ひますけれども、しかしあれが訪問が何日か遅れていたら、もう渡航もできないかもしれない。行けたとしても、会ってもらえないかもしれない。いろいろな行事ができなかったかもしれない。台湾渡航なんか、ぎりぎりの辛うじてやり遂げることができたっていうような受け止めをしています。本当に日に日に渡航自粛があったり、いろいろなことで文化交流とか様々なところに影響が出てきたわけで、今、本当に神経を使うような、そういう関係がよくない状況でありますけれども、いつまでも続くわけではないので、やはりこういう事業を大切に、これからも交流を進めていただきたいと思ひます。

【山村分科会長】ほかにあれば。

【宮本委員】おはようございます。

私の方から、骨格予算とはいえ大事な当初予算ですので、確認の意味も踏まえて二、三質問をさせていただきます。

まず、補足説明資料の方になります。補足説明資料の、まずは9ページです。

観光振興課、観光基盤整備事業費、「つなぐ・つむぐ・めぐる」観光まちづくり推進事業費ということで計上されており、約9,360万円計上されてます。まず、これは前回からの継続事業なのかどうかを確認をさせていただきます。

【長野観光振興課長】補足説明資料の「つなぐ・

つむぐ・めぐる」観光まちづくり推進事業につきましても、これは、これまで、今年度までですけれども取り組んでおります「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業の後継の継続事業というような形になっております。

今回、骨格予算ですので、継続して進めさせていただきたいというふうに思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

であるならば、主な事業内容、1と2と書いてあります。2については、地域の魅力発信等ということで、情報発信ということで分かるんですが、1が観光まちづくりの取組支援ということになってます。これが主に予算案が計上されてるんですが、非常に、内容を見て僕自身が分かりにくかったんですね。市町への支援とか、専門人材による伴走支援とかということで書いてあるんですが、ちょっと再度ご説明いただきまして、これについても継続ということなので、実績。これを使ってどういったことができたという実績と来年度に向けての新たな展開とかがあれば教えてください。

【長野観光振興課長】 これまでの実績についてのお尋ねでございます。

まず、観光まちづくりの1番目の取組支援につきましても、これは市町観光関係団体が、いわゆる観光コンテンツの造成をするに当たって、県の方から2分の1、その活動に対して支援を行っているというようなところでございます。

問い合わせの補助金の活用ということでございますけれども、令和4年度から令和7年度まで、これ、もう合計でございます。延べで大体40団体、63事業に対して支援を行っているというところでございます。

この取組の中で、地域の中の歴史であったり、自然、食といった強みを生かしてしっかりとコ

ンテンツのブラッシュアップに取り組んできたといったようなところでございます。

具体的な取組の成果みたいなものでございませぬけれども、専門家、これは旅行のコンテンツをつくる側ですね、旅行会社であったりとか、そういったコンサルティングをされるような方々を専門人材として各地域の方のアドバイスいただいとった取組もこれとセットで行っております。

ですので、補助金とそういったつくり込みに当たっての伴走支援も一緒にやってるといったイメージを持っていただければと思っております。

最終的にその取組の成果として出てきたもの、これ、佐世保の少し事例でありますけれども、江迎の方で江迎活性化協議会というところが主体になって、築約100年の古民家を活用した飲食施設の運営でございませぬとか、住民の方が参加して花手水の取組など展開されてるといったところについても支援をさせていただいているといったところでございます。

あと、これは佐世保市の離島になりますけれども、漁師の方をはじめ、一体となって観光まちづくりに取り組んでいらっしゃって、クエであったりとか、カキであったり、そういった海産物でございませぬとか、マリンアクティビティを活用した、少しハイエンド向けのコンテンツをつくっていかうということで現在取り組んでおられまして、次年度から商品の販売に向けて現在進めているといったような状況でございませぬ。

継続の取組は、一応こういう形で今回予算計上をさせていただいており、今後の展開ということでございませぬけれども、これはまだ今からになってまいりますが、それぞれの地域で行ってまいりました取組がございませぬ。

これはやっぱり、公共の役割としてもしっかりといろいろな形で軸を持ってつないでいくということが重要であろうというふうに思っております。そういった場面でございますとか、支援ができないかということについて、これは6月補正になりますけれども、しっかりと財政当局とも、議論を重ねていきたいというふうに思っております。

【宮本委員】 詳細ありがとうございます。

市町が行うコンテンツの造成の支援ということで、確認をいたしました。細かいところまでありがとうございます。江迎の支援、非常に重要だと思いますし、そこまで結構細かく入り込んでこの事業されてるんだなっていうのを確認をさせていただきました。

また、6月に向けて、引き続きそういったものが少しでも多く出てきながら、この名前のおり、つないで、紡いで、巡ってっていう長崎での観光づくり、寄与していただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、同じ補足説明資料の11ページになりますが、インバウンド推進課、航空対策費ですが、約2億7,300万円です。

これ確認ですが、前年と比べると、まずはどうなのか。前年との対比をちょっとまずは確認させていただきます。

【小宮インバウンド推進課長】 今年度2億7,355万円を計上いたしておりますけれども、令和7年度当初予算は約2億2,290万円でしたので、令和7年度の全体費で申し上げますと約5,000万円の増加となっております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

事業内容も書いてありますが、すみません、1つ確認したいのが、今回、国際定期航空線の維持・拡大ということなんですけど、来年度に向け

て、先ほどちょっとありましたが、中国との関係はちょっと厳しい状況ではあるものの、そういったものを鑑みて、来年度に向けてどこか新しく長崎県として取組を考えているところ、もしくは想定されているところがあるならば教えていただきたいのと、具体的にこの約2億7,300万円ですけれども、またちょっと詳細、教えていただければと思います。

【小宮インバウンド推進課長】 やはり、長崎空港の利便性向上を含めて国際航空路線の誘致というものについて、私どもも非常に重要視をしております。この間、中国、韓国をはじめ、東アジアを中心に新たな国際航空路線の誘致に取り組んでおります。

具体的に、今、運休中であります香港、それから経済界、県議会からも要望が多くございまして台湾、それから東南アジアで申し上げますと、本県とゆかりがあるベトナム、ダナン、こういったところを中心に継続して交渉を進めているところでございます。

それから、今後の方向性ですけれども、航空会社、それから旅行会社等とも継続を進めながら、まずはチャーター便の運航から始まるものと認識をしておりますけれども、なるべく早い時期に、新年度も香港、台湾、ベトナムへ出向いて協議を進めてまいりたいと思っております。

それから、この国際定期航空路線の維持・拡大事業費の詳細、内容についてでございますけれども、まずは上海、ソウル、釜山の3路線でございますので、各路線の安定運航に係る経費を計上しております。

1つは着陸料の支援、それからインバウンドに係るプロモーションに関する経費、それから、こちらアウトバウンドになりますけれども、パスポート取得支援などに係る経費、こういったも

のを計上いたしております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

具体的にちょっと分かりましたので、引き続き取組を推進していただきたいと思います。

次、最後ですけども、補足説明資料の12ページです。

物産ブランド推進課の県産品販路拡大対策費、これ新規ということですが、アンテナショップ、日本橋長崎館の支援と事業内容が書いてありますが、まず、日本橋長崎館の売上げ、客の入り、それから客の単価、推移、これをまずは教えていただけますか。

【庄司物産ブランド推進課長】 日本橋長崎館の状況でございますけれども、現在の運営事業者の運営の契約期間であります令和3年からの推移を申し上げますと、来館者数が令和3年は32万2,000人、令和6年が34万5,000人と増加しておりまして、今年度も令和8年2月時点で34万9,000人と、2月末時点で昨年の入館者数を上回っている状況でございます。

売上げにつきましては、令和3年が17億3,000万円、令和6年は25億円と伸びておりまして、今年度につきましても、令和8年2月時点で20億3,000万円でありまして、こちらにつきましても前年を上回る見込みでございます。

最後に、客単価につきましては、令和3年度は1,980円だったものが、令和7年度は1,876円となっています。これは金額は下がっておりますけれども、こちらにつきましても令和3年はコロナ禍ということございまして、来館される方が購入目的を持ってこられる方が多かったということで客単価が多かったのではないかと考えております。

コロナが明けた後は、客単価は1回落ちましたけれども、再び上昇傾向にある状況でございます。

す。

【宮本委員】 ありがとうございます。

それぞれ増加していることも確認をさせていただきました。運営会社の取組が功を奏したのだらうということが背景にはあろうかと思いません。

令和8年度当初につきましても、現建物の賃貸借契約の期間が令和7年度で終わるけれども、令和8年度からも同じ、引き続き5年間の建物賃貸借契約を締結ということで書いてありますので、引き続きということを確認いたしました。

引き続きではあるものの、令和8年度から新しい息吹で取り組んでいただくことが必要であろうかと思いますが、前年、令和5年度と、今回、来年度からどのような形でこの新しい日本橋長崎館を運営されていこうとしているのか、そこにはリニューアルとして様々な主な内容も書いてありますが、これとあわせてイベント、企画、来年度こういったのを企画してますよとか、こういった新しいものを展開してますよというのがありましたら教えてください。

【庄司物産ブランド推進課長】 日本橋長崎館につきましては、現在も長崎県のイメージアップはもとより、県産品や観光情報のPR、県産品の販路拡大等に取り組んできたところでございますが、次の契約期間におきましては、さらなる館の魅力向上を図るために、課題、改善のためにリニューアル工事を実施することとしております。

主なりリニューアルのポイントとしましては、まず2点ありまして、施設改修として店内の視認性、回遊性向上のためのハイラック、什器の見直しですとか、長崎らしさを演出した内装の統一等を行うこととしております。

また、機能面としまして、飲食機能の充実の

ために飲食スペースの拡充ですとか、テークアウトメニューの新設、また、県産酒振興を図るためのコイン式県産酒自販機の導入などを考えておるところであります。

また、最後に記載しております長崎館でのイベントの経費等でございますけれども、こちらにつきましては2点ありまして、1つは毎年3月が日本橋長崎館の開館月でありますので、毎年行ってます周年のイベント、続きまして今年につきましては6月にリニューアルオープンを予定しておりますのでリニューアルオープンイベントを開催する予定としております。

具体的な実施内容につきましてはまだ検討しているところが多くございますけれども、こちらにつきましても、運営事業者をはじめ、県内の事業者様でありますとか、自治体等とも連携しながら、より新しい日本橋長崎館の魅力を発信できるようなイベントを実施したいと考えているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

アンテナショップですので、魅力増進ですね、いかに東京で長崎の魅力を発信するかが目的なので、引き続き取り組んでいただきたいと思いますと同時に、県産酒のコイン販売機も何か新しくするというので、これは新しい取組ですね。おいしいお酒がたくさんあるので、どんどんと都市部、東京でも展開していただきたいと思いますと考えております。

また、イベントも2つほど今、お伝えいただきましたので、引き続きまた私の方もまた継続でいろんな質問させていただきます。

【山村分科会長】 ほかにありませんでしょうか。

【田中委員】 アルカスSASEBOの関係でちょっと先ほど質疑がありましたが、私からも確認をしておきたいと思います。

令和8年度の整備費予算は約13億円で、大規模改修工事のため、令和9年から令和10年までの債務負担行為ということで32億円が計上されて、合計45億円をかけて工事、これはもう大変な大工事ですね。ありがたいことだけでもね。大工事。

内訳にしても、大ホールイベントが24億円、小ホールで6億円、ホールほかで14億円というような内訳になっているようですけれども、その工事の内容について、施設運営を担っている佐世保市といろいろ話合いがあったとは思いますが、確認のためにいま一度、どういう問題があってどういう解決をしたのかをお聞かせ願いたい。

ほとんど市からお話があったことについては事業化していると私は理解はしてるんですけどもね。施設運営は佐世保市がやってるからね、市の関係が。県も、若干でも関与しているのかも併せて。施設の運営に関してもちょっと聞かせてください。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 アルカスSASEBOの改修に関してですけれども、こちらにつきましては、佐世保市及び今、施設を運営している管理者とも十分に改修工事の箇所の必要性、また利用者の利便性向上を図るため、トイレに和式が多いとかといったような課題とかもあり、そういうところは洋式を増やそうといった利用者の声などもお聞きしながら佐世保市とも協議し、検討を重ねて、また、先ほども堤委員の質問にもお答えしましたが、利用者になるべく文化活動の切れ間がないような工期というところで、全館閉館とならないような工期も設定しました。

また、夏場とか秋にかけての利用が多いというところで、そこをなるべく1回で工事の休館が

済むようにといったようなところも工夫して工期を設定してきたところでございます。

施設の管理運営についてのお尋ねにつきましては、当初から佐世保市の方に施設の管理運営については事務委託というところで規定をして、協定を結んで行っているところでございます。

【田中委員】佐世保市ともいろいろと合意の上で、工事のやり方も、もちろん3年間でやるし、ホール別に分けてやるとか配慮をしているということだから理解はしたいと思います。

ただ、この合意は平成5年頃だったと思ってたんで、平成13年のオープンを8年かけてオープンしたのかなど。それはちょっと今、思い返しながらびっくりしてるんだけどね。

あれですよ、新幹線の関係で当時の知事がやってくれた政策の1つなんだ。土地は佐世保市、建物は県ということで大まかな感じでやったんだけど、その後、いろいろな小さな営繕的なものは県にもお願いしてきたと思うんだけど。今までにどのぐらいやってきたのか、昨年まで応援をしてきたのか。それと、今回は改めて大きな大改修ということで、この45億円ですかね、大きな金を出してもらうことに大変感謝をしますが、もう一つ言うと、駐車場があそこは駄目なんだよ、駐車場が。最初から駐車場の問題がもう困ってたんだけど。駅前の35号線に地下駐車場、300台ぐらいの地下駐車場の建設計画等々もあったんだけど、それは当時駄目になってしまっただけね。

駐車場がネックなんだけど、駐車場の問題は何も出なかったのか、そこら辺も併せて。今まで幾らぐらい投資したのか。今度45億円投資する前にお聞かせ願えたらありがたい。

【松尾文化振興・世界遺産課長】これまでのアルカスSASEBOについての投資につきまして

では、まず最初の施設建設費総額は、162億円ということで、佐世保市の一部所有分もあるんですけども、佐世保市が24億円、県が138億円を支払っております。

また、これまで定期的な点検やメンテナンスを実施した中で、改修も更新時期を迎えた中で行ってきているんですけども、改修費用の総額は、開館から約17億円という経費がかかっております。県によるこれまでの支出総額は、合計約155億円といったようなところになります。

先ほどの駐車場に関して、今回の改修の佐世保市との協議の中では、佐世保市の方からは特にそういったご意見はなかったということで確認しております。

【田中委員】佐世保市が本当に利用者の皆さんといろいろな話し合いをしたのかどうかっていうのは、ちょっと私も関与してないから分かんないけどもね。

駐車場の問題は、もういつも出る問題なんだよね。あそこの駐車場の問題。何百人という人が集まる駐車場。それで今まで困ってたんだけど、そういう問題は一切出なかったとすれば、役所があんまり聞き取りをしてないような、市がね、佐世保市が聞き取りをしてないような感じを持つけれどもね。それはそれ。今は県の支出をやってるわけね。

今まで155億円、よくぞ出してくれたという感じがね。当時は、もうやっぱり佐世保市で単独でやろうとした事業なんですよ。当時はね。不幸にも新幹線があんなことになって、その関係でアルカスSASEBOと武道館、弓道場、この3点セットをやってくれた、3点セットをね。それと地下駐車場まで、国道の。あれは、国の予算を使ってやろうとした当時の金子国会議員の案だったけれどもね、それは駄目になった記

憶があるんですけれどもね。

それで、長崎県が出してる支出、財源はどういう形の財源が使われてるのか、それちょっとお聞かせ願えますか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 大規模な工事につきまして、一般的に言いますと、有利な起債とかを活用して県の真水というか、そういうところをなるべく減らそうということで、実は今回の3か年の改修工事につきましても、佐世保市の協力もお願いしながら、避難所指定とかも今、検討していただく中で、より有利な防災関係の起債も活用ということで想定しているところでございます。

【田中委員】 もうちょっとお聞きしたいんですが、この資料をもらいました、この資料ね。アルカスSASEBOの概要ということでね。合計45億2,200万円ということ、これは分かるけれども、その下に実負担というのが書いてあるのね、実負担。これはどういうことを意味するものかちょっと教えてください。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 先ほど申し上げました有利な起債等を活用しますと、充当率100%で交付税措置が7割入ってくるといったような起債とかになってます。全部が使えるような箇所じゃないかもしれませんが、そういったこととかも想定して、そういう交付税で戻ってこない部分の県の実質負担というところになっております。

【田中委員】 そうすると、45億2,200万円のトータルに対して、12億9,500万円ぐらいで済んだと。あとは国の金が来たという解釈になるわけだな、国の金が来たと。そういうことで理解していいわけですね。

もう一つは、予定工期のこの資料の中で、上の方は3ホール工事時期をずらして、完全閉館

を避けてやってるんだと、これはもう理解できる。そういう感じでやるということで。下の方に、令和10年2月は工事の契約日であり、という以下、これはどういうことを意味するのかなというのがちょっと疑問なんだけどもね。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 ご説明した資料につきましては、大ホール、イベントホールの工期の予定を令和10年3月ということにしております。

この中ホールにつきましては、工事の契約については令和10年2月を見込んでおりますけれども、工事に際しては、大ホール、イベントホールの工事が終わってから着手するというところで予定をしております。

【田中委員】 令和10年2月の工事の契約日っていうのはどういうことですか

【松尾文化振興・世界遺産課長】 契約は令和10年の2月頃を予定しているということでございます。

【田中委員】 分かりました。

155億円も頑張ってやってくれているということは、佐世保市民の皆さんにも話をしなきゃいかんしね。佐世保市はね、県は何もやってくれん、やってくれんっていうのよ、いつも。いつもね。だから、これはこれとして、だから私たちも市民の皆さんにはお世話になってるんだよという話をしたいと思う。

これで、どうですかね。20年ぐらいは大丈夫かな、アルカスSASEBOは。10年ぐらいかな。何しろ、いいです、いいです。ひとつ、工事に遺漏がないようによろしく願いをして終わります。

【山村分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 部長説明の6ページ、ちょっと分からんから教えてもらいたいんだけど、委員長、

座ったままでも。

【山村分科会長】 はい、大丈夫です。

【小林委員】 この美術館・博物館運営費の増額の内容は、長崎県美術品等取得基金からの美術品買戻し金として5,000万円の増額を行ってまいりますと。これはどんな意味ですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 こちらにつきましては、美術品等取得基金におきまして、今、基金の現金と美術品の財産っていうところで今、3億円計上しているんですけども、その美術品として、基金財産で扱っているところを一般会計の予算で、一般会計の方にその財産を引き渡すということで、基金の現金の財産の方が増えるといったような整理であります。

なかなか、こちら財政課にずっとお願いをしながら、財政状況が厳しいという中で、なかなか一般会計で買っていただくっていうことがなかなかできなかったんですけども、来年度については、基金の方の美術品の財産を一般会計で買い取って現金の方を増やすと、5,000万円増やすといったようなことになります。

【小林委員】 何を言ってるか全く分からない。

要するに、長崎県の一般財源から、この5,000万円というのは、そういう美術品等の取得基金として、その5,000万円の拠出されているのかどうか、そこはどうですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 令和8年度の予算におきまして、基金の方の財産の方に一般会計が入るということになります。

【小林委員】 ちょっと私が調査してみたら、基金の今、残高が幾らですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 令和6年度の決算の基金の状況ですけども、基金の現金の現在高が1億2,400万円、美術品の現在高が1億7,500万円程度ということで合計で3億円とい

たような決算額になります。

【小林委員】 今、現金の残高が1億2,000万円ありますということですよね。その1億2,000万円の基金の残高が現金であれば、何でそれを流用しないんですか。改めて一般財源から県に5,000万円を要求してるんですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 美術館の美術品と歴史文化博物館の方の資料収集のために、この美術品等取得基金は合計3億円ということで制度化しているところでございます。

美術資料であるとか、博物館資料におきまして、長崎のゆかりのものとか、あと美術館におきましてはスペインの関係のゆかりの作品であるとか、その時々情報によりまして高額な作品とかの収集に関しても検討することもあり得るかと思しますので、この制度に基づきまして、こちらとしましては3億円の美術品等取得基金を一応、現金で所有したいというところでございます。

【小林委員】 いや、普通の考え方で聞いているんですよ。要するに、この長崎県美術館が全くこうやって、何ていうか、この美術品等の取得基金が全く不足してると、ないということであれば、また一般財源からお願いをしたいということが普通だろうと思います。もちろんそれが適正かどうかということについては、審議をやったり検討せんといかんと思うけども。

今の状況においては、この美術品の買戻し金として5,000万円の増額ということを、今年度にまたこうやって美術品等の取得基金の1億2,400万円と別に増額をしていると。どのような状況から、また新たに5,000万円を要求してるんですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 この基金につきましては、昨年度については一般会計からの

買戻しっていうところはなく、すみません、先ほど令和8年当初と言ったんですけど、今年度の補正で財政当局とも協議をしながら5,000万円を基金の方についていうところで話をさせていただいたところでございます。

【小林委員】松尾課長、ゆっくり落ち着いてね。非常に私は優しく言ってます。いいですか、昨日はね、注意を受けるぐらい頑張りましたが、今日は優しく言ってます。どうぞ落ち着いて答えてください。

今、基金の残高は1億2,000万円強あるんでしょう。まず、それはどうですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】委員おっしゃるとおり、基金の現金での現在高が1億2,400万円で、美術品等の現在高が1億7,500万円というところでございます。

【小林委員】だから、1億2,400万円は現金で、いわゆる基金として残っておりますよと。これ残高ですよ。この1億2,000万円があるんだから、その買戻し金としてどういうやり方をするのかね、そこのところがいま一つ理解ができないけども。

5,000万円の増額だったら、何で1億2,000万円のお金があるのに、その中からお使いいただかないんですか、単純な質問です。

【松尾文化振興・世界遺産課長】先ほども申し上げましたが、例えば、大分前の例なんですけれども、すごくスペインで最も著名な国民的作家の方の高額作品について購入を検討した時期もあったんですけども、基金の残高不足等により購入できなかったといったような事例がございまして、私どもとしましては、一応、3億円という基金を満額で保有することが必要ということで考えているところでございます。

【小林委員】それはね、あなたね、そういう基

金のお金は県民の税金になることは頭に入れとんのか。県民の皆さん方のまさに汗と涙の結晶、税金から出してるんだよ。そういうことを考えていけば、今の国の方からの交付金とか、たとえばそうであったとしてもね、やっぱりそこは税金だから慎重に考えなければいかんところだよ。

そういうことを考えていけば、お金があるのに、満額3億円を常に豊かにして、何か欲しいというものがさっと買えるようにしようと。誰から言われているのか、こんなことを。そういうことで、買うならば買うでちゃんとそのときに、きちんとやっぱり計画を立て、そして必要性を訴え、そういうことを検討し、議論し、そういう中において買うか買わないかということ判断しなければいけないんじゃないかと。

そういうようなことからしてね、よく考えてみてください。お金があるわけですよ。ないならまた論理が別なんだけど。お金があるのに、何かもう基金を3億円と。じゃあ、3億円という根拠は一体何なんですか。恐ろしいこと言ってる。

【松尾文化振興・世界遺産課長】この基金ができましたのが平成5年の4月ということで、そのときに、当初は2億円で平成8年度に1億円の増額をして、今、基金額が3億円という制度になったということで確認をしております。

先ほど委員がおっしゃるとおり、この美術品とか博物館の資料の収集に際しては、税金っていうところもありますので、いろんな見地から、外部の有識者の方たちのご意見もいただいて、その時々で収集するかどうかの判断をさせていただいているところでございます。

【小林委員】あなたはそのときにいなかったんだよな。まだそんな偉くなってなかったんだよ。今、偉くなって貫禄十分。

しかしながら、内容が貫禄に合わない。そういう指摘もあえてせんといかんと思うんだけど、何かね、3億円用意しとかんと。こういう発想はなんか株屋さんみたいな、株式会社みたいな。しかもね、私に言わせれば、ちょっと課長、いいですか。あなたはね、指定管理者団体ね、指定管理者、そこをお願いして、あなた県が直営しているみたいなこと言ってんだよ。あなたの発言聞いていたら、長崎県が直営。ここは要するに、指定管理者の制度を導入してるわけですよ、いいですか。あなたは、その指定管理者のその上に立たないといけない人だよ。県民の税金を使ってる、正しく使ってるかどうかということをチェックしなければいけない立場の人だろう。それがね、こういう5,000万円を何か増額して、これを何か買うんですか。3億円するということで、今、1億2,000万円、この5,000万円入れて1億7,000万円、あと1億3,000万円か、それはどうするんですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 美術品とか博物館の資料の収集に関しましては、毎年度、県の学芸員がおりまして、その時々先のほど言いました美術館であればスペインゆかりの作品であるとか、歴史博物館であれば、長崎の長崎学に関する資料とかが購入に値するような、そこは県民の人たち、県外の人たちも見て長崎のことをより思っていたらいいような作品があったときに、県の方でまず購入について検討をした上で、外部の有識者、大学教授であるとか、そういう専門の方のご意見を聞きながら収集の可否について図っていくというところで、毎年度、毎年度検討しています。そういう作品がないときには購入しない年度も当然ございます。

【小林委員】 ちょっと部長、松尾課長だけではなかなか大変だと思うんですね。部長だって大

変だと思うんだけど、指定管理者制度を導入しておるわけですよ。

要するに、指定管理者制度を導入しているということはですよ、要は民間的な発想、その民間の活力を拡大しようとしてるわけだよ。そういう制度を設けて今、やってるわけだけでも、今の松尾課長の答弁をお聞きになって、こういう県民の税金をいつ使うか分からないような、そういうものを約3億円ぐらい満額にして、何か買いたいというようなものがあつたときにそれがさっと買えるように。

しかし、さっと買うわけにはいかんだろう。そんな何億も万何千万もする、県民の税金を使うということは、やっぱり先ほどから、やっぱりこの収集に対しては、それなりのやっぱりはじめをつけていただかなければいけない、こう思うわけだよ。

そういう点から考えて、この美術品買戻し金というのは、これは買戻し金というのは、購入品ということか。課長、購入品ということか、買戻し金というのは、5,000万円の増額というのは。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 基金への繰入金といったようなところが理由と思います。

【小林委員】 繰入金といっても、やっぱりよく分かるけれども、それでも私が言ってることは、ある意味での1つの考え方で。満額お金を用意しておかないといけないというようなことで、さっきも言ったように、県民の税金なんですよ。

だから、そんなことを考えれば、じゃあ3億円の基準は何ですか。部長、答えられますか。3億円の基金と5,000万円を、いわゆるこの繰入をやるということにして、ここに3億円を常時用意しときたいと。買うか買わないか分からんのに、指定管理者に対して3億円の、そんなね、県民の

税金をいつ使うか分からないのに、そういうような利便性の高いような、そんないいかげんなことをですね、さっき言ったような株屋じゃあるまいし、そんなやり方をしているんですか。理解ができません。この5,000万円は、今年度の予算でやろうとしてるんですか。こんな予算は認められませんよ。税金だよ。どうですか。私が言ってること間違いですかね。

【伊達文化観光国際部長】小林委員おっしゃるとおり、この美術館というのは指定管理者制度を導入して実施をしております。この指定管理者制度というのは、まさにおっしゃられたとおり、民間のノウハウをしっかりと活用しながら住民サービスの向上を図っていくという制度の趣旨でございます。

美術館でございますので、当然、美術品の展示等々やる上で、非常にどういう美術品を購入していくのかということで、先ほど申し上げたとおり、平成5年にこの基金が設立をされております。そしてこの基金の活用については、これは県の方が中心となって何を買うのか、そしてどういうタイミングで買うのか、そういうことも含めて指定管理者ではなくて、県の方でしっかりそれを実施しておるといような状況でございます。

そして、今回5,000万円の繰入れということで、これまで平成5年と8年にかけて全体で3億のこの基金がつくられておりますけれども、現在1億2,400万円の現金ということで、その残額は徐々に減ってはきておりますけれども、委員おっしゃるとおりまだ1億2,400万円あるという状況でございます。

ただ、この基金の設立については、やはり美術品、そして博物館の資料ですね、そういう購入経費を考えたときに、やはり一定の額は必要

ではないかということで、これまでも一定の時期に定期的に繰入れというか、基金の方に一般会計から繰り入れしてもらっているような状況でございます。

【小林委員】部長、あんた自分で言ってることは何を言ってるか分かってますか。美術品等は、そういう、県の方で基本的に運営してるみたいな言い方をしていることは自分で分かってるか。県の方がしっかりしてるんですよ。そんなね、いわゆる指定管理制度だからといって、指定管理者に丸投げしてるんじゃないよと。ちゃんと県の方でしっかりしてますよと言うならば、何でそういう美術館の指定管理者に3億円というこれだけの税金を眠らせて、いつそういう美術品を買うかどうかわからない状態で、そんな寝せておいていいんですか。税金はそんな使い方をしていいんですか。

県の方で管理するならば、県の方でしっかり管理して、普通に使って、本当に必要なものが出てきたときには、そうやって議会に予算として計上してやっていくような、そんな購入の在り方、税金の使い方をやってもらいたいと思うんだけども。

県がそういう基金等を使うというならば、もうちょっとね、これ何ですか、指定管理者制度というのは、まさに形骸化されてるんじゃないか。この5,000万円とかいうのは、1億2,000万円とかいうのも全部お返しいただいて、県で直営で基金はやっぱりきちんと整理をしておくといようなことが一番正しいんじゃないですか。あなたの意見から言えば。

そういう点から考えれば、この5,000万円というのは、あるいは残ってる1億2,000万円、県民の税金ですよ。こういうものを眠らせてるということはいかがなものですか。こんな不景気の状

況の中で。みんな今、経済対策に一生懸命頑張ってるのに、そういう考え方はいかがでしょうか。

【山村分科会長】 休憩いたします。

-----  
— 午前11時 8分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時 8分 再開 —  
-----

【山村分科会長】 再開いたします。

【伊達文化観光国際部長】 私が先ほどご説明申し上げましたのは、この基金自体については県で管理をしている基金でございまして、県が美術館の資料を収集する場合には、県の方で収集委員会でありまして、価格評価委員会を経て購入をしていくというような流れでございまして。

【小林委員】 だとすれば、常に3億円持っておきたいわけですか。3億円という根拠がよく分からないんですよ。3億円という根拠をきちんとお話しいただかなければ、これがどっかから増えて湧いてくるような、そんなお金じゃなくして、先ほども言ったように、県民の皆様の涙と汗の結晶、このお金なんですよ。そういう、きちんとした使い方をやっていただきたい。そういうようなことをやっぱり申し上げて。県の偉い人がやることはみんな何でも正しいと、議会のチェック機能をね、昨日は土木委員会で18億円もするそれだけの予算をさ、一括発注と言って企業の1社にそれを振り分けてると。そんなでための景気対策は一体どうなってんのかと。

私はね、これだけ2億円の3億円のというお金が、やっぱり何も使われないで眠っていると。ある場合においては、そういう考え方も出る場合があるかもしれないが、今のあなたたちの基金の在り方、何ですか。そういう指定管理者の方からそういう要求をされてるんですか。もう直営

でやるなら直営でやれば。何でそういうような形で、そういう指定管理者制度を導入しているのか。こういうことになってきますから、ちょっと私はこのようにね、委員長、こういう5,000万円のお金を、いつまで何買うか分からん、ただ眠らせとっていいのかどうかということについては、少し疑問がありますが、この予算に、当初予算に入ってますから。これを反対することは、予算に反対しないといかんことになるわけだ。だからね、もうちょっと、やっぱり検討していただかなければいけない。

では、その問題点を一つ指摘をして、まだ答えはできてないけども、もう一つ質問をしたいことがあります。

この美術館の運営費、当初予算3億9,132万円、約3億9,000万円、これは、年々大体上がってきてるみたいだけど、どうですか。3億9,000万円というのは、今までの中で一番高いんじゃないんですか。どうですか、ここ数年、幾らぐらいからスタートしてますか。3億9,000万円というのは、一番高くなってるような気がします。いかがですか。お答えください。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 そちらの内訳につきましては、主に指定管理者の負担金が3億7,500万円といったところでございます。

基本的に、この指定管理の最初から3億5,000万円というところが基礎額としてある中で、コロナ禍以降、光熱費の高騰であるとか、人件費の高騰分であるとかっていうところで、財政当局とも協議しながら負担金の増額になっております。

【小林委員】 大体、今の美術館の指定管理団体は金子原二郎氏が理事長やってるよ。この人は元知事だよ。こういうような人が理事長やってるということ自体がナンセンスなんだよ。我が

身を省みらば。そういう点から、この人は現職の知事の時でも、あろうことか地方自治法を違反するような、そういう知事とこの美術館を管理、運営するそういう指定管理者の、いわゆる代表の理事長だ。こんなでたらめな、地公法は一体どうなってんのかと。そのときの議会は一体何をやっと思ったんだろうかと。我々もそれを考えないといかんけども。

知事で、兼任はできないという地方自治法、こういうようなところからいろんな問題点もまた後でね、午後から質問をしますけどもね、この点については。この3億9,000万円というのは、人件費も上がりました、物価も上がってます。だから大体今まで3億5,000万円ぐらいだったけども、もうこれから3億9,000万円、4,000万円上がりましたと。こういうような形でいくんですか。この3億9,000万円が、まさにこれが適正であると、こういう判断をした根拠は一体何ですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 指定管理者の制度につきましては、全庁的にほかにも指定管理の施設があるんですけども、ここ近年の物価高騰に伴う光熱費であるとか人件費の高騰分であるとかを指定管理者に対して国の交付金とかを活用して支援するといったところで、全庁的に財政当局とも協議しながら、そういう増額をしているといったところでございます。

【小林委員】 その算定方法とか、3億9,000万円というような形の中で、さっきもちょっと触れた私が分かってないところが、3億9,000万円は、これは一般財源、県民の税金から全額3億9,000万円ですか。それとも、指定管理団体でやっぱりこの美術館を運営をされて、そこで利益を一定の利益を上げて、その利益の中から3億9,000万円の、いわゆるこの何か基本的なそういう、

何ていうか財政をちゃんと賄って、1,000万円足りないから、2,000万円足りないからと。こういうふうになってるんですか。3億9,000万円というのは、まさに県民の皆様の税金で全部賄っておるんですか。どっちですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 予算の財源で申し上げますと、いわゆる全庁で宝くじの財源をこういう文化事業に充てられるっていうところでやってるんですけども、いわゆる一般財源的なところではあると思います。

ただ、光熱費の支援とか物価高騰の支援とかっていうところにつきましては、国の補正とかのところの財源も活用して行っているところでございます。

【小林委員】 いま一つはっきりしない。例えば年間、いいですか、年間3億5,000万円って言っても、月に換算したら、毎月3,000万円超える一般財源を実は提供しているわけだ。そういうようなことを考えていけば、指定管理団体の民間活力、そういう経営感覚、その点からいけば、こういう状況の中でも、全く決算を見てみれば赤字のときもあった。あるいは、黒字としても僅か数百万円。全く経営努力はどういうふうになってるかということがよく分かりません。

これはね、こういうような状況であれば、やっぱり我々はもう少しこの金子原二郎氏がそうやって指定管理者ということで頑張っていたらいいけども、大したことはないな。こういうような状況で県民の皆様方にお返しどころか、県民の皆さん方の税金をやりっ放しに高めておるというところに、いかがなものかと。こういう考えをしてるわけですね。

だから、3億9,000万円について、そういうこの積算の根拠、算定方法についてはしっかりやりましたか、課長は。いかがですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 この指定管理の負担金の主な内訳に関しては、この事業での人件費であるとか、常設展、あと県民の方たちへの教育普及の事業であるとか、そういった事業活動費、あと一番大きいところを占めるのが光熱水費であるとか、施設の管理委託等の維持管理費というところがございます。

この負担金の予算につきましては、毎年度、ちゃんと実績等も確認しながらこの金額が適正というところで予算化を図っているところがございます。

【小林委員】 部長ね、私がさっきから指摘をしてるように、やっぱり指定管理者、そこを導入している目的は一体何なのか。そういう目的に沿った、そういう民間の活力、経済感覚、そういうところが十二分にやっぱり行われているかどうかという点からいけば、こんな状況の中で県民の税金を、今まで平均3億5,000万円だったけども、今は3億9,000万円、やがて4億と年々上がっていく。

こんな状況なら県の直営にすればいいんじゃないか。何のためにこうやって指定管理者を導入しないといかんかと。こういう制度導入が、全くプラスになってないと。こういうことを言わざるを得ないと思うんですよ。

だから、先ほどの5,000万円の話、また今のもう四、五千万円が平気で上がると。こういうような形、果たして、もし理事長が金子原二郎氏でなければどういうふうになっただろうか。

県がチェックをせんといかんところがチェックができてんのかと。こういうような指摘もやっぱりされても仕方がないと思うんだよ。そういうことですから、これ、ちょっと委員長、今、私が言ってるように、こういう無駄なお金と言

わんけども、こういう親方日の丸式の指定管理者、こういう制度を、果たしてこういう長崎県美術館に導入することのやっぱり問題点というものは、やっぱりはっきりしないといけないと。

こういう長崎県美術館の理事長たるもの、実際に長崎県美術館を運営している責任者が、何かそういう知事選挙の相手の代表、指揮監督、そういうような選対委員長的な存在で、その真ただ中におるとかいうこともなめてるよ、本当に。こんなことが許されてたまるかというところですよ。

ですから、もうちょっとね、やっぱりこの指定管理者制度の在り方、今この県の美術館の乱れてる姿、こういうことについては、もう少し美術館の皆さん方も実は、集中審査で1回お招きして、やっぱり県民の税金を使ってこれだけのことをやってるわけだから、我々がしっかり納得のいくような形で、やっぱり皆さん方と論議をするぐらいのチャンスをやつとも、あなたの出番のときだよ、いいか、1年生でやってみろ。そういうようなことで、私はこういう指定管理者のいわゆる在り方、長崎県の美術館の理事長が今のままでいいのかどうか。そういうことを真剣に考えるべき時期に来てると。こんな金の使い方、でたらめ。何のための指定管理者か分からんんじゃないか。そういうことを言って、取りあえずまた午後からやりますが、取りあえず終わります。

【溝口委員】 ツール・ド・九州について聞かせていただきたいと思っております。

今回の予算は骨格予算ということで1,720万円、スポーツ振興費で減額になってるんですけども、ツール・ド・九州のこの7,592万3,000円は、どのようになっているのか。6月の補正で肉づけができるのかどうか聞かせていただきました

と思います。

【川瀬スポーツ振興課長】委員からご指摘がありましたように、来年度のツール・ド・九州の開催経費として7,592万3,000円計上しているところですが、これは、今年度と比較しますと91万円の減でございます。

しかしながら、委員からお話がありましたように6月補正予算で、今回、要求できなかった部分を要求すると、見込みとしては今年度の予算を上回るというところでございます。

【溝口委員】 分かりました。

ただ新聞が、3月18日の長崎新聞に出てるんですけども、経済波及効果が4億9,455万円あったということでございますけれども、そのことについて、やはり大会当日だけでなく、前日にもイベントを開いた方がいいんじゃないかというそういう話が出てるんですけども、この予算の中では大会の終わった後、何かイベントをするっていうことになってるようですけれども、前日については検討したのかどうかお尋ねをしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】委員からお話がありましたように、レースの翌日に同じ五番街でイベントを開催したところです。芸能人を呼んだりとか、レースの翌日、福岡のレースのパブリックビューイング等を実施したところでございます。

我々としても前日、翌日、比較してどちらがより宿泊につながるのかということも検討したんですけども、佐世保でのレース開催が金曜日、前日に開催するとなると木曜日のイベント開催ということになりますので、それよりも翌日の土曜日開催の方が効果は高まるだろうということで、翌日にイベントを開催したところでございます。

【溝口委員】 分かりました。

前日と大会後ということと、両方ということとは考えられないんですかね。

【川瀬スポーツ振興課長】佐世保市とも協議を行いました。県と佐世保市としては、今回、国内外から約100名の選手たちに来ていただきましたけれども、レースの前日にその選手たちを県民にお披露目をしたりとか、そういったイベントもできないかというところで実行委員会等への働きかけを行ったところですが、佐世保からレースが4日間、九州内を回りますけれども、選手の負担等を考慮すると、前日のイベントは開催できないということで、県と佐世保市としては断念したという経緯がございます。

【溝口委員】 分かりました。

一応、検討はしたということでございますけれども、今から10月までの間がありますので、その辺については、ぜひ予算がまた6月には増額するかも分からないということですが、それぞれについても、ぜひ検討していただきたいとこのように思っております。

それは、今回、実行委員会を県と市でつくるということですが、実行委員会のメンバーとしては大体どのくらいになって、県から何人ぐらい派遣になるのかお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】実行委員会と推進委員会の2種類でございます。

実行委員会については、九州全体の組織で、九州経済連合会と、開催県の派遣職員で構成されております。福岡に事務局があるんですけども、事務局の構成としましては、九州経済連合会から5名の派遣、開催各県から来年度は佐賀が入り6県から、各県1名で合計6名、九経連と合わせて11名の職員で構成されている状況でございます。

います。

一方、推進委員会については、県と佐世保市で事務局を担っていますけれども、専任の職員は置いておらず、県のスポーツ振興課、市のスポーツ振興課、我々職員で連携しながら色々な事業を推進しています。

特に、我々がやっていることとしましては、県内のにぎわい創出、翌日のイベント開催など、県独自の取組を佐世保市と一緒に連携して実施しているところでございます。

【溝口委員】 分かりました。

ただ、この推進委員会でいろんな広報とかイベントとかをやっていくと思うんですけども、機運醸成、広報に係る財源として金額、982万7,000円取ってるんですけども、佐世保市内におけるシティドレッシングですか、この実施ということですけども、内容的にはどのようなことを考えているのかお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 佐世保四ヶ町アーケード、三ヶ町アーケード、また佐世保駅でのラッピングですね、横断幕の掲出のほか、五番街大屋根階段でのラッピングなどを今年度は実施したところでございます。

来年度についても今年度実施したことをベースに、もう少し拡大できないかというところで、佐世保市と話をしているところでございます。

【溝口委員】 ちょっと具体的なことはまだ考えてないんですか、そのシティドレッシングというのは。

【川瀬スポーツ振興課長】 今言った四ヶ町アーケード、佐世保駅でのラッピングまた五番街大屋根階段のラッピングのほか、県内で様々なイベントが開催されていますけれども、そのイベントにツール・ド・九州のPRブースを設けてPR活動を行ったり、あとは県内でのテレビ

CM、新聞広告、インスタグラム等でのSNSでの情報発信、そういったことに力を入れて実施したいと考えております。

【溝口委員】 やはりこの辺で人を集めるきっかけになってくるんじゃないかと思うんですけども、イベントとかシティドレッシングですか、このことについてですね。

この辺が、1,000万円弱ということで組んでるんですけども、もし肉づけをしたらどのようなところに肉づけをしていこうと、6月の補正で考えているのかお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 申し訳ございません。私の説明が足りなかったのですが、6月補正予算で要求をしたいと思っているのは、2026年の開催の部分ではなくて、その翌年、翌年度以降の準備経費を要求したいと思っております。

先ほど比較で91万円の減と申しましたけれども、今年度では、翌年度以降の準備経費として約600万円程度要求しておりますので、その600万円が、6月補正予算での要求ベースになると思っております。

【溝口委員】 分かりました。

ただ、今回は2回目ですよ。だから1回目した後、反省しながら行くと、やっぱりこの経済波及効果を、やっぱり4億9,455万円ではなくて、やはり客をなるべく集めて宿泊させるということを考えていかないといけないと思うんですよ。その辺についてやはり、前回以降の反省した点を盛り込んでいこうというそこら辺についてはどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 前回の反省点でございますが、初めて佐世保で開催する2025年、これまで2023年、2024年には、福岡、熊本、大分で開催されていたんですけども、今回2025年、

長崎県で初開催でございました。事前の県民向けのアンケート調査でも、ツール・ド・九州自体の知名度は低かったですが、2024年から準備を始めて、県民のツール・ド・九州に関する認識も高まったかなというふうには考えております。

そういったことから、さらにツール・ド・九州の認識を高めるために情報発信、周知に関しては力を入れたいと思っており、また、2025年開催しての反省点としまして実行委員会と話をしているところでは、より選手たちのスピードを体感してもらうために、コースを一部見直せないかという話があります。

具体的には、今回、五番街周辺で直角カーブが多いコースになっていたんですけれども、カーブを一部減らし、直線を増やしてよりスピードが出るコースにできないかと実行委員会と佐世保市と協議をしているところでございます。

しかしながら、交通規制等に影響がございまずし、また五番街や商店街にも一部影響が出てきますので、そういった地元の方の意見もしっかりお聞きしながら、検討していきたいと思っております。

**【溝口委員】** 分かりました。

コースを変えてやっていくというのを検討しているということでございますね。

それで、大会翌日にイベントをもう今のところ翌日にするということですが、大会イベントについては、前回と違ったことを考えているのかどうかお尋ねしたいと思います。

**【川瀬スポーツ振興課長】** 今のところは、具体的には検討してないところですが、2年連続で全く同じようなことをやるのは考えておりませんので、しっかり地元の佐世保市と検討を進めていきたいと思っております。

**【溝口委員】** 分かりました。

やはり大会翌日のイベントは、やはり客を泊める1つのきっかけにもなるかと思いますが、時間的なものもあると思いますけれども、その辺についても、宿泊客がなるだけたくさん出るように、その辺について考えていただければと思っております。

**【山村分科会長】** ほかにありませんでしょうか。

**【坂口副会長】** 私の方から、補足説明資料の12ページ、県産品販路拡大対策費について伺いたいと思っております。

日本橋長崎館でありますけれども、ちょっとなかなかいろんな取組をされておまして、全体像というのが少し見えにくいというふうには思っております。

まず全体的な、形態の確認からですが、まず所有者は県ということで、事業者は運営委託という形で店舗の運営であったり、情報発信、イベントの企画や実施などを行っていただいている、県はそれに対して運営補助、あるいは観光案内や移住の案内を行っている。それと別に、施設所有者である県が施設の賃借料、それから今回、予算にも上がっておりますリニューアルの整備まで、こちらに入るのか分からないですが、これ債務負担行為の分なんで、ちょっと今言うのも適切かどうか分からないんですが、当初予算ということで、まず、そういう理解で間違いはないか確認したいと思います。

**【庄司物産ブランド推進課長】** 今、委員がおっしゃられたとおり、県の方で家賃の方の負担と施設の整備を行いまして、運営の方を運営事業者の方で行っているということでございます。

**【坂口副会長】** 先ほど宮本委員からもご質問がありまして、売上げ、客数、客単価ですね、お

答えをいただきまして、売上げについてですけれども、令和6年度で25億円っていうご答弁だったかと思います。

この25億円のうち、売上総利益率、いわゆる粗利、これがどれぐらいあるか教えていただきたいと思います。

【庄司物産ブランド推進課長】粗利率は、ちょっと正確に今、把握できてないところがあるかと思いますが、ここ一、二年は黒字の経営ということで我々はお聞きしているところでございます。

【坂口副会長】ちょっと、最終的な税引き後の利益がどれぐらいかっていうのを聞きたいので、ちょっと粗利が分からないとこの先、議論ができませんので、またあの議案外でもしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

【山村分科会長】ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】討論はないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論は終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第52号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】ご異議なしと認めます。よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【山村委員長】次に、委員会による審査を行い

ます。

議案を議題といたします。

まず、文化観光国際部長より総括説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】文化観光国際部観光生活建設委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回は、当初版のほか、追加1もお配りしております。

当初版の2ページをお開きください。

まず、議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第47号議案「長崎県観光振興基本計画について」であります。

第47号議案「長崎県観光振興基本計画について」は、長崎県観光振興条例第10条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見や長崎県観光審議会のご審議をいただきながら検討を進めてまいりました長崎県観光振興基本計画について、令和8年度から5年間を計画期間として策定しようとするものであります。

本計画では、「観光客の心をつかみ、選ばれる観光立県NAGASAKI」を将来像に掲げ、観光振興の戦略的な方向性として、国内外から選ばれるこだわりの旅の創出、ターゲットに刺さる戦略的プロモーションの展開、長期滞在につながる広域周遊の推進、稼げる観光につながる産業基盤の強化、持続可能な観光を推進していく体制の確立、の5つの柱を掲げ、量だけではなく質にも重点を置き、住む人、働く人、訪れる人の満足度を高める持続可能な観光の実現を目指すものであります。

これらの施策を総合的かつ計画的に展開する

ことにより、設定した目標の達成に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

文化の振興について。

開館から20周年を迎えた長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館では、20周年を記念する企画展やイベントを実施してまいりました。

長崎県美術館では、幅広い年代の方に楽しんでいただき、開館以来最高の動員人数を記録した「金曜ロードショーとジブリ展」や被爆80年を祈念し、プラド美術館からの名品を展示した企画展「ゴヤからピカソ、そして長崎へ」のほか、ながさきピース文化祭において、天皇皇后両陛下にもご覧いただいた「全国障がい者作品展アール・ブリュット展」などを開催いたしました。

長崎歴史文化博物館では、全国から多くのポケモンファンが訪れた「ポケモン×工芸展」や、かつて日本の代表的な遊学地であった長崎を紹介する「長崎遊学展」を開催するとともに、20周年記念誌の発行等を実施いたしました。

さらに、スタンプラリーの実施や特別共通入場券の発行を行うなど両館で連携した取組も行い、現時点来館者数は、美術館では前年度比70%増の約46万人、博物館では前年度比20%増の約26万人となっております。

なお、美術館については、令和9年3月に指定管理期間の終了を迎えることから、次期指定管理者の公募手続を新年度当初から開始し、本年9月定例会に指定管理者の指定議案を上程することとしております。

今後とも、両館が本県の魅力ある文化芸術・歴史を広く発信していく文化活動の拠点として、より多くの皆様に親しんでいただけるよう、

様々な魅力ある取組を実施してまいります。

日本遺産「国境の島」については記載のとおりでございます。

ここで、追加1をお開きいただき、2ページをご覧ください。

ながさきピース文化祭2025について。

昨年9月14日から11月30日にわたり開催した「ながさきピース文化祭2025」につきましては、総参加者数が延べ223万8,039人となり、当初目標の190万人を大きく上回りました。

また、1万5,000人を超える参加者の皆様からのアンケートを基に算出した経済波及効果は、約182億円と推計され、本県経済にも大きな効果をもたらしたものと考えております。

今後とも、本文化祭で得られた貴重な人脈や経験を生かし、本県の文化・芸術のさらなる発展に努めてまいります。

ここで、当初版4ページへお戻りください。

観光の振興について。

令和7年10月から12月までの主要宿泊施設における宿泊客数は、「P o k é m o n G O ワイルドエリア：長崎」の開催や県内各地を会場とした「ながさきピース文化祭」への来訪、ハウステンボス周辺での宿泊客の増加に加え、国際定期航路の増便や国際航空路線の臨時便運航等により、韓国などからの外国人宿泊客が増加したことから、前年同期と比較すると5.9%の増となっております。

こうした中、県を越えた広域周遊を促進するため、佐賀県と連携し累計18万8,000部を発刊しているフリーマガジン「SとN」は、今年度、「焼き物」をテーマとした第9号を3月2日に発刊いたしました。

これまで読者に実施したアンケートでは、「本誌をきっかけに両県を訪れた」との回答が約6割

に上るとともに、創刊以来、現地で初めて開催した発刊記念イベントには、九州外からの参加もあるなど、両県の魅力発信につながっており、今後とも佐賀県との連携をさらに深め、広域周遊の拡大につなげてまいります。

また、観光客の満足度向上や再来訪につながるため、宿泊施設における質の高いサービスの提供と本県ならではの価値や魅力を伝えられる方を長崎コンシェルジュとして認定しており、今年度で9回目となる認定試験を去る1月29日に実施いたしました。

本試験には14施設から21名が受験され、今回の認定により長崎コンシェルジュは累計で100名を超え、認定者は県内各地域に着実に広がってきております。

今後とも、観光関係事業者とも連携し、観光を支える人材の育成・確保に取り組んでまいります。

新たな観光振興財源の導入については、昨年11月から本年2月にかけて、市町や観光協会、旅館ホテル組合など87か所を個別に訪問し、現在の検討状況の説明や意見交換を行ってまいりました。その際、宿泊税の導入に肯定的なご意見、否定的なご意見のほか、徴税事務や財源の用途に関することなど、様々なご意見をいただいております。

さらに、2月には、宿泊税に対する観光客の意識や活用を把握するため、本県観光客を対象とした宿泊税に対するアンケート調査を実施したところであり、この調査結果を今後の検討に活用してまいりたいと考えております。

今後とも、県議会のご意見を踏まえながら、市町や関係団体、各地域の皆様との意見交換を重ねてまいります。

長崎県伊王島リゾート公園の民間事業者への

売却については、公募を行ったところ、1者からの応募があり、去る2月24日に観光関連団体や学識経験者、公認会計士などで構成する審査委員会を開催し、株式会社KPG HOTEL & RESORTを売却先として選定したところであります。

同社からは、全天候型の公園施設として土地の有効活用を図る計画が提案されており、県といたしましても、観光情報の発信による誘客促進を図るなど、交流人口の拡大を通じた地域活性化につながるよう努めてまいります。

インバウンドの推進について。

インバウンドについては、本県の認知度向上とさらなる誘客促進を図るため、海外向けのプロモーションに積極的に取り組んでおり、去る1月5日には、韓国・釜山において長崎～釜山線の就航に合わせた本県の観光説明会・商談会を開催したほか、1月29日から2月1日にかけて香港で開催された旅行博覧会へ本県ブースを出展するなど、誘客に向けた現地プロモーションを実施してまいりました。

こうした中、長崎～上海線が週2便で定期運航されておりましたが、昨年12月の一部及び本年1月から10月23日までの全便が欠航することが決定されました。県といたしましては、引き続き、関係機関等からの情報収集に努めてまいります。

去る1月6日には、アメリカの有力紙である「ニューヨーク・タイムズ」が発表した「2026年に行くべき52か所」に、世界中の旅行先として長崎が選出されました。

本県が歩んできた歴史的背景や長崎駅周辺の大規模な再開発、独自の食文化など、本県の魅力が評価されたものと考えております。

こうした世界的な注目を追い風として、本県

の観光地としての認知度向上やインバウンドを中心とした誘客拡大に取り組むため、本定例会において経済対策補正予算として関係予算を計上したところであります。

クルーズについては、令和7年の本県への寄港実績が346回となり、令和6年の247回を大きく上回ったところであり、さらなる寄港の拡大に向けて船会社や旅行会社等に対し本県の魅力についてPRするなど、引き続き市町や関係事業者等と連携し、SNS等を活用した情報発信や旅行会社等を対象とした積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

県産品のブランド化と販路拡大については、記載のとおりでございます。

スポーツの振興について。

8年ぶりにJ1へ昇格したV・ファーレン長崎については、昨シーズンから引き続き指揮を執る高木監督の下、去る2月6日にJリーグの特別大会であるJ1百年構想リーグでの戦いが始まりました。

本開幕戦は、被爆地をホームとするチーム同士の対戦であったことから、ピースマッチとして開催され、県では、V・ファーレン長崎や長崎市と連携し、核なき世界を願う被爆地の思いを発信するため、来場者の皆様に折り鶴を作成していただきました。

折り鶴は、長崎県・長崎市・長崎大学の3者が連携して派遣するナガサキ・ユースが、NPT再検討会議に合わせて国連本部へ届けることとしております。

今シーズンのスローガンを「長崎旋風」として掲げ、トップリーグにおいて戦う姿は、県民に夢や感動を与え続けており、目標であるJ1優勝に向けて選手やスタッフ、そしてサポーターが一体となって力強く戦っていかれることを期

待しております。

また、プロバスケットボールリーグB1の長崎ヴェルカにつきましては、順調に勝ち星を重ねており、今シーズンの目標であるチャンピオンシップ進出はもとより、さらなる高みを目指して躍進されることを期待しております。

県といたしましては、両チームの活躍により県外から多くの観戦者の来県が見込まれることから、県内各地への周遊や県産品のPRを通じて、地域のさらなる活性化に取り組むとともに、県民応援フェアの開催等によりホームゲームを盛り上げるなど、県議会をはじめ、市町や関係団体、県民の皆様と一体となって、両チームを力強く後押ししてまいります。

ながさきスポーツビジョン（2026～2030）の策定について。

現行の「ながさきスポーツビジョン」については、今年度で計画期間が終了することから、新たに「ながさきスポーツビジョン（2026～2030）」として策定することとしております。昨年11月議会では素案をご審議いただき、その後、パブリックコメントの結果や長崎県スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ、最終案を取りまとめたところであります。

今後は、スポーツビジョンの実現に向け、市町、関係団体及び民間事業者との連携を一層深めつつ、県議会をはじめ、県民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、着実に取組を進めてまいります。

ここで、追加1をお開きいただき、2ページ中段をご覧ください。

令和8年度の組織改正について。

令和8年4月1日付で組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

昨年11月に、ながさきピース文化祭2025が終了し、本年3月末をもって事業が終了することから、ながさきピース文化祭課を廃止することとし、本文化祭の成果や盛り上がりを維持・継続するとともに、世界遺産等の文化資源を生かしたにぎわいづくりをさらに推進するため、「文化振興・世界遺産課」を「文化振興課」と「歴史文化遺産課」に再編いたします。

今後とも新たな組織体制の下、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【長野観光振興課長】それでは、私の方から第47号議案「長崎県観光振興基本計画について」ご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。長崎県議会定例会の議案第3号、こちらの議案タイトルのページの次の132ページになります。こちらに目次を記載しておりますので、まずこれをもって全体の構成についてご説明をさせていただきます。

私の方から、この目次に沿って少し全体の構成でございます。簡単にご説明させていただきますけれども、本計画については、5つの章で構成をさせていただいております。第1章では、基本的な事項となります計画の策定の趣旨、位置づけ、計画期間、第2章では我が国の観光を取り巻く現状と長崎県の観光の現状、課題ということで記載をさせていただいております。

また、この現状、課題については、前計画を踏まえた課題でございますとか、今後の方向性の検討のためのSWOT分析の結果などについても記載をしているところでございます。

第3章でございますけれども、先ほど部長からも説明させていただきました本計画における将来像、ここには数値目標と、あとは観光振興の5つの柱、さらにはこれ重点誘客戦略ということでこの第3章に記載させていただき、第4章ではこの3章の5つの柱それぞれの考え方と取組で、最後に第5章では、今後の広域連携の促進に向けた方向性について記載をさせていただいております。

全体の構成としてはこのような形になってございまして、この計画案につきましては、11月議会で素案をお示しさせていただいて以降、指標の設定に当たり調査中であったものについて整理をさせていただくほか、観光審議会、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえ、表現の整理や補足を行い、今回、最終案として提案をさせていただいております。

この計画案は50ページにわたるものですから、別途、補足説明資料としてポイント版を配付させていただいております。大変恐縮でございます。委員会の補足資料説明のA4カラーの横長のものになります。観光振興基本計画についてということで、ポイントをまとめた資料を作成しておりますので、そちらをもって説明をさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

本計画でございますけれども、将来像といたしましては、「観光客の心をつかみ、選ばれる観光立県NAGASAKI～歴史と文化を未来へつなぎ、世界と心を結ぶ、笑顔あふれる長崎へ～」を掲げており、期待を上回る体験の提供を通じまして地域経済を活性化し、選ばれ続けること、これで観光立県として持続的に発展する長崎県の姿を目指すというものでございます。

次にこの将来像に向けての実現に向けてKG

Iを設定しておりますけれども、こちらにつきましては、現行計画と同様に、観光消費額としてございます。

目標値につきましては、そちらに記載のとおり過去最高となりました令和6年でございますけれども、4,587億円を上回る最終的には5,225億円を目指してまいりたいと考えてございます。

観光による消費拡大を通じて経済活性化につながるということ、そのためにも観光消費額の増加に寄与する要素、その下に4つ丸ございます。観光消費単価の増、観光客数の増、滞在時間の延長、リピーター数の増加、この4つを位置づけております。

その右側でございます。

しっかりと観光を支える基盤強化を図り、質にも重点を置くということでございまして、観光産業全体の持続性を高めていくという観点から、ホスピタリティの向上や働きやすい環境づくり、この2つを位置づけてございます。

その下段に点線で囲んでございますけれども、その実現に向けたKPIでございます。

観光消費額に直結する指標に加えて、質の向上を図る指標も設定しており、資料中段に5つの柱に沿って施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

具体的な取組の方向性として、5つの柱を掲げております。下段にIからV番まで掲げており、I番、こだわりの旅の創出、II番が戦略的プロモーションの展開、左下でございます広域支援の推進ということで、右側、4番目の柱でございますけれども、こちら基盤強化を図っていくという観点から産業基盤の強化、5番目が持続可能な体制の確立と、この5つの柱を掲げ、これらの柱を基に施策を体系的に整理いたしまして、観光消費額の拡大を図るとともに、右側に書いて

ございます、少し丸で書いておりますけれども、住む人、働く人、訪れる人の満足度を高める持続可能な観光の実現を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

この資料下段に記載しておりますけれども、こちらの本計画では、新たに2つ掲げております。

重点戦略でございますけれども、まずはその限られた資源を重点配分するということで、より効果的な誘客につなげてまいりたいと考えてございます。

具体的には、国内ではやはり首都圏・関西・福岡エリア、インバウンドでは東アジアを中心に東南アジアや欧米豪などから効果的に誘客を進めていくといった考えでございます。

さらに、最下段でございますけれども、観光消費額の増加を通じた地域経済の活性化を図るため、これはもう県内各地の魅力を最大限に引き出し、歴史・文化、食などの共通テーマを軸に、地域間の連携を強化していくといったような考えを記載をさせていただいております。

あわせて、この取組を通じてしっかりと地域の観光関係者がつながっていき、連携して取組を進めていくために、場の設置でございますとか、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

駆け足になり大変恐縮でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村委員長】 ありがとうございます。

午前中の審議はこれにてとどめ、午後1時30分より再開したいと思います。

休憩いたします。

---

— 午後 零時 2分 休憩 —

---

— 午後 1時29分 再開 —

【山村委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 第47号議案「長崎県観光振興基本計画について」、質問をいたします。

1点だけ確認させてください。観光振興基本計画ですね、午前中、いろいろご説明ありがとうございました。攻めの基本計画になっていて、具体的に重点誘客戦略であったり、広域周遊推進、明示されていて非常に取組としては勢いのあるものであると感じました。

その中におきまして、ちょっと細かいことになるんですが観光振興という観点から、長崎においては、以前から一般質問等々でも取り上げておりますけれどもアニメツーリズムについて、説明の中では概要版だったので、若干触れておられませんでした。詳細版については、アニメツーリズムについて、アニメの振興、これも非常に県としては観光振興に寄与するものであると確信しておりますが、こういった形で向こう5年間取り組まれていこうとしているのか。アニメに関して、ちょっとこの基本計画との取組について質問をさせていただきます。

【長野観光振興課長】 計画の中でのアニメに関する取組でございます。

こちらの今回5つ柱を設けさせていただいております。この5つの柱のうちの1つ目でございます。国内外から選ばれるこだわりの旅の創出ということで、ここに体験コンテンツでございますとか、いろいろな各種ツーリズムの推進といった項目を挙げさせていただいております。

この各種ツーリズムといったところでござい

ます。これは個人旅行化が進む中で、当然いろいろな興味関心が、多様化していると。その中でも先ほど委員がおっしゃったようなアニメも1つのコンテンツになるのかというふうに思っております。昨年度から鋭意取り組んできたということでございます。

アニメだけを取り上げるというだけではなく、アニメはじめ、様々な映画、あるいはドラマ、情報番組、こういった映像コンテンツをしっかりと活用をして、そこで長崎の魅力を発信し、それを基に訪れていただきたい、いわゆるロケツーリズムといったものをしっかりと今回の計画でも盛り込んで強化を図っていきたいと思っております。

それで、お尋ねのアニメについても、この中でしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

確かに、各種ツーリズムの推進ということで一番柱に掲げてあります。コンテンツという観点から引き続き取り組んでいただきたいのと、また昨年でしたか、アニメ&漫画フェスタでしたかね、東京でありましたけど、非常に長崎も出展して感触よかった。私も視察に行きましたけれども、非常に全国から来て、長崎も活躍の場ができてよかったなと痛感しておりますから、引き続き、向こう5年間についても取組を推進していただきたいということを改めて要望させていただきます。

【山村委員長】 ほかにありませんでしょうか。

【小林委員】 座ったまま失礼します。

この第47号議案、今、宮本委員が勢いのあるこの観光振興基本計画、こういう表現を使われましたが、私から言わせれば、ある意味では勢いのあり過ぎるような観光振興基本計画ではな

いかという感じがします。

よく言うんだけど、この5年間でこれだけの計画をたった何かつくれるようになったところですね、やっぱり今回のこの計画のみそやないかと。もうこのコロナの時代に長崎県どうなるだろうかと、そういうような状況であったんだけど、もう本当におかげで、皆様方の努力、いろんな県民の皆さん方の努力でここまでですね、やっぱり対策を講じることができるような基本計画になったと。これもう、そういうこの5年間に一度こういうことをやるのかな。こういうことから考えればね、ちょっと午前中は、松尾さんとしっかり意見の交換をしましたがけども、いま一つはつきりしなかったけども、今はこうして明快に勢いのある、あるいは勢いのあり過ぎるような、この振興基本計画になってると。

それで、一番みそは、今言ったように、これだけの計画を立てれるようになったということは、私に言わせれば、声を大にして叫びたいと。よくぞ頑張っていたいただいているということの評価をまずしときたいと思うんです。

それでですね、5年に1回こういう見直しをするということは、大変ありがたいことであるし、いいことだと思います。それで一番大事なことは、いわゆるこの現計画というのか、前計画というのか、5年前の状況の中で、基本的に何ができて何ができなかったかというようなことが、やっぱりこの成果と課題、これをはつきり分けながら、やっぱりいいものは伸ばしていく。できなかったものはもう一回検証すると、こういうことがやっぱり大事ではないかという感じはしますけども、その点についてはいかがな考えをお持ちですか。

【長野観光振興課長】 委員から、今回、現行計

画の取組の状況、成果のような形で私たちもしっかりとこの計画の中にも盛り込ませていただいております。

一応、かいつまんで説明させていただきますと、現行計画では観光まちづくりの推進でございますとか、おもてなし力の向上、高付加価値化、情報発信、インバウンドの観光推進といった5つの柱で取り組んでまいったところでございます。

この計画をつくるに当たって、それぞれ5つの柱にそれぞれ項目ございますけれども、事業の検証をさせていただいて、その主立ったものでいきますと、先ほどアニメコンテンツの話にもなりましたが、滞在型コンテンツの充実による観光まちづくりの推進ということで、こちらにつきましては、やはり映画、ドラマのロケ地の誘致、こういったものをしっかり進めてまいったと。長崎が舞台となる映画がしっかりと公開されるということで、この部分についてはしっかりと本県の誘客につながっているというふうに思っております。

ただ、訪れる人に期待以上の感動を感じさせるようなおもてなし力の向上といったところでございますと、やはりまだまだやるべきことあります。ガイドの育成でございますとかユニバーサルツーリズムの推進でございますとか、やや十分ではない取組というのもございました。

そういったものをしっかりと捉えながら、今回の計画の中には現行の状況も踏まえて、目標を大きく掲げている形になりますけれども、この5つの柱をしっかりと課題感を持ってやろうということで、課題としましては、持続可能な観光地づくりと広域の周遊、また、その多様化する旅行ニーズへのしっかりとした対応、あとは人材の確保ですね、基盤の強化、これは産業

界も含めてしっかりとやっていくということと、この持続可能な体制の整備といったことの4つの課題認識をこの計画の中にも書かせていただいて、取り組む必要があるというふうに考えているところでございます。

【小林委員】確かに、やっぱり長崎県を見るとき、やっぱりこの歴史的な背景から見ても、人を呼んで栄えたまち長崎、まさに観光は基幹産業と、こういう位置づけの中で、やっぱりこれだけの人を呼び込み、これだけの売上げを上げて、やっぱり利益をもたらず、もうこれしかないと思ってる。本当に観光には、もっともっと力を入れていかなければいけないと、こう思っているときに、こういう5年間だけでも、基本計画ができたわけだ。この振興計画を絶対ものにせんといかんと。あのときはというような、そういうコロナみたいなああいう天災がやってこない限りは、本当にこれを実現してもらおうという中で取り組んでいただくんだけれども、ただ一番これを見ても、観光消費金額4,587億円が現状、この4,587億円を5,225億円、過去最高額、これはね、何と600億円を超えてる。こういうようなことをしてやってやろうと、こういうようなことなんですね。もうこれは本当にびっくりするみたいな、本当に大丈夫だろうかこう思うわけですね。

何て言っても今現状は、やっぱり一番我々が困っていることは人手不足、それから人口減少という構造的な課題を抱えているわけだ。そういう構造的な課題を抱えている中において、この5,225億円をいかにして達成するかと。どんな戦略を持ってこれをやろうとするかと。ここの戦略が一番私は大事じゃないかと、こういうように考えるわけだね。その辺のところをあなたはこういうふうに考えているのか、この点を質問

したいと思います。

【長野観光振興課長】今回、観光消費額600億円以上増加させるということで目標を掲げ、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

これは当然、宿泊客を単に伸ばすというだけでは非常に厳しいと。やはり単価を含めて、質を高めていく必要があるということで、今回の計画におきましても、量だけではなく質もしっかり高めていくということで、この5つの柱の中で、左側3つの部分については、しっかりとその量も質もという、数の部分をやっていくと。

その中でも、先ほど少しツーリズムの話をしましたけれども、宿泊客の増加に向けて誘客をしっかりやっていこうというところでございます。ここには、重点誘客戦略ということで、新たに今回の計画の中で地域エリアターゲットごとに考え方を示して、しっかりと人を呼び込んでいくというような考え方も持ってやっていきたいとまずは思っております。

あとは、単価の部分でございます。単価の部分につきましては、当然、その商品の価値であったりとか魅力を上げていったりしていくということで、こちらは広域周遊で長期滞在化を目指すということで、ポンチ絵で配らせていただいているところ一番下段でございますけれども、広域周遊の考え方を5本の柱と別にしっかりと掲げて、これは長期滞在を目指して質を高めていこうというような取組、またあわせて産業という部分では、目標に満足度というのを挙げさせてもらっていますけれども、観光客だけではなくて、働く方、また訪れる方、また県民の皆さんもしっかりと満足すると、それでお迎えする方もしっかりと満足していただいて、また再度お迎えするといったようなことの好循環、これ

を目指して、今回この計画に盛り込んだという  
ような考えでございます。

【小林委員】 要するにリピーター客ね。ここに  
チャレンジしていくというようなことで、何と  
いってもやっぱりリピーター客をやっぱり呼び  
込んでいかなければいかんというような強い決  
意があります。

ただ、私がちょっと思うことは、これだけの  
5,225億円、600億円以上のそういう消費金額を  
考えれば、やっぱりこの2番目の、やっぱりタ  
ーゲットにされる戦略的プロモーションの展開  
と、この中で1番目に、インバウンド向けの日本  
の食や文化などの多様な魅力の発信と、こうい  
うことで、ここはやっぱりプロモーションの中  
でやっぱりしっかりやっていかなきゃいかんと、  
取り組んでいかなきゃいかんというようなこと  
じゃないかと思うんです。

ただ、そうやって村田政策監の大変な頑張り  
でソウルの方から、韓国から本当に久しぶりに  
定期便が飛んできて、もうおかげで大変なにぎ  
わいですよ。まだ、大村市長とか市会議長とか、  
そういう方々が昨日は釜山に行って、2泊3日、  
でいろいろ交流をしてきておるわけだ。

本当にそういうことで、やっぱりね、市長が  
言っていた。ソウルに行っても釜山に行っても、  
そういうこの何ていうか、村田政策監の名前と  
か、そんなのが出てくるんだよ。大変な努力だ  
と思うよ。大変感謝をしております。

ただ、いわゆる今までのような、九州7県かな、  
その中で一番最下位の、年間1万人とか年間2万  
人とかそういう状況では、いかんともし難いわ  
けだよ。徳永委員いらっしゃるけれども、  
平田知事になって、大村を越えて、何で南島原  
から大村空港どうするかと、長崎空港どうする  
かと、こういうことを質問されたわけだけでも、

やっぱりこの空港整備をやっぱり考えていただ  
かなければいかんと、こう考えるわけだよ。

だから、やっぱりこの5,225億円を実現し、600  
億円をこれで上積みするということは、やは  
り空港整備をないがしろにはできないと、こう  
思っておりますけれども、村田政策監はこの辺  
のところについて、これひとつね、本当にあな  
たの手によって、これをやっぱりぜひともやっ  
ぱりつないでいただきたかったし、また、そう  
いう方向を残していただきたいと、こう考えて  
おるわけです。

この空港の国際線の整備について、ここに小  
宮インバウンド推進課長もいらっしゃいますけ  
れども、この課長と一緒に、またみんなと一緒  
にこの空港整備を何とか考えていただきながら、  
5,225億円がひよっとしたら超えるかもしれな  
い。こんな状況の中でやってもらいたいと思  
うんだけど、これについてのちょっとご答弁を  
お願いできればと思います。

【村田文化観光国際部政策監】 今のご質問で  
ございます。

やはり、今回の観光振興計画、約600億円の観  
光消費額を増加させるというようなことでござ  
いますけれども、先ほど来、ご指摘ありますよ  
うに、国内の人口減少が進む中で、やっぱり国  
内観光というのはどうしてもやはり伸び悩んで  
いくものがあるんだろうというふうに思います。  
その中で工夫をしながら増額を目指していくわ  
けですが、そのためにも、必ずインバウンドの  
観光消費額を伸ばしていかななくてはいけないと  
いうふうに考えております。

そうした中で、やはり国際航空路線というの  
は、そういったインバウンドの獲得に直結をす  
るわけですので、ここに積極的に取り組むとい  
うのは従来どおりでございまして、そのために

も、やはり空港の様々なところが指摘ありますけども、そういったところを改善に向けて協議を進めていくというふうなことで、今、所管しております地域振興部、あるいは長崎空港のNABICとも協議を重ねておりますところがございますので、ぜひそういった中でしっかり対応していきたいというふうに考えております。

【小林委員】 本当に、村田政策監からお話があるとおり、空港はやっぱりしっかり国際線を整備してもらおうということは、今、長崎県の観光における命題だと思うんですね。そういう状況から、やっぱり今後の取組が待たれるわけです。

私個人は、やっぱり同じこの委員会で、あなたが文化振興課長か何かをおやりになってる時に、大村の市内から相談、今もうおかげで、あなたから支援を受けて、今もう県内くまなくところせましと思って頑張っていたいただいておりますよ。

そういう状況でございますから、しっかりこれから空港整備をお願いをしたいと思っておるわけです。

長野課長、私はこの計画の中でやっぱりこの長崎県が、やっぱり国内外から、もう国内からも、あるいは外国からも選ばれるためには、後の項でつくってる重点誘客戦略、重点の市場から誘客を強化して、そしてその下に書いている広域周遊を促進して地域の魅力を最大限に引き出していかなければいかんと。これが非常にまた大きなポイントじゃないかと思うんです。具体的にどういう取組をしてやっていこうとしているか、その辺のところについてお尋ねをしたいと思います。

【長野観光振興課長】 重点誘客戦略でございますけれども、観光消費額の増加に向けて、国内におきましては、関西・福岡、こういったとこ

ろは旅行意欲が高くて、やはり本県へのアクセスが良好といったところがございますので、そこに対してしっかりとプロモーションをかけていって誘客に努めていきたいというふうに思っております。

特に、関西におきましては大阪IRを契機として、需要の拡大、また若年層の誘致に向けて鉄道航空アクセスを生かしたプロモーション、こういったものを展開していくことで、長崎の方にしっかりと誘客していきたいと思っております。

また福岡におきましても、近接性を生かして、しっかりと個々の旅行をアクティブ、要するに旅行に行きたいといったような方々をターゲットにしっかりとターゲットを絞ってリピーターの確保に努めたいと思っております。

インバウンドですけれども、東アジアを中心に、上海・ソウル直行便を生かしながら誘客、今度は台湾の路線の誘致、こういったものをしっかりと進めていって、これは個人旅行化に対応したプロモーション、先ほど委員からもございましたけれども、しっかりとプロモーションによって誘客を図りたいと思っております。

プロモーションのベースとなります広域周遊の促進でございますけれども、本県の歴史、文化、食、自然、こういったところをしっかりと共通のテーマを軸に、各地域の方々ともしっかりと学びながらつながっていって、最終的にそれをもってコンテンツを生み出していくといったような場を提供いたしまして、しっかりとこのネットワークを形成することで魅力上げていき、滞在時間の延長、消費単価の向上につなげていきたいというふうに思っております。

具体的な事業内容については、来年度の当初予算の骨格というような状況でございますので、

新たに強化する施策につきましては、次期定例会においてしっかりとご審議いただけるように、市町、観光関係事業者、関係者としてしっかり意見交換しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【小林委員】もうとにかく、一字一句大事な話ばかりだよ。本当にその言葉が現実的に具現化して結果につながればいいと、つまりいい言葉をよい行動に移すと、いい言葉をいい行動に移すというようなことで結果を出してもらおうと、こういうことじゃないかと思うんですね。

だから先般、やっぱりちょっと議論したように、やっぱりニューヨーク・タイムズ、世界のニューヨーク・タイムズから、やっぱり長崎というのが沖縄県も抜いて、こうやってアピールできたということをもっとやっぱり私はPRしてもらいたいと。もっとアピールしてもらいたいと。

だから長崎県の機関紙に、知事も変わって、新しい長崎県が到来した状況の中で、何かお土産みたいな形で、まさにそういう、この何というか、基幹産業、観光についてアメリカのニューヨーク・タイムズ、世界のニューヨーク・タイムズからまさに推薦を受けた長崎県だと、こんなものをねまず県民の皆さん方がやっぱり認識を新たにさせていただいて、やっぱりお客さんをおもてなすということに対して、県を挙げて取り組むというような、そういうやっぱり空気が一番大事ではないかと、こんな感じがします。

だから、もっともっとニューヨーク・タイムズのことについてもいろんな今回、こういう観光振興計画についても、やっぱりもっともっとアピールをして、県民の皆様方にその気になってもらうということが大事なような気がしますので、ぜひ重ねて取り組んで、この5か年計画を

しっかりものにしていただきますようお願いをしておきたいと思います。

【山村委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】討論はないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第47号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ご異議なしと認めます。よって議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【松尾文化振興・世界遺産課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料についてご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

令和7年11月から令和8年2月までの1,000万円以上の契約状況一覧表でございます。内容については記載のとおりでございます。

次に、3ページをお開きください。

令和7年11月から令和8年2月までの期間に行われた陳情・要望に対する対応状況について8ペ

ージまでに記載しております。

次に、9ページをお開きください。

附属機関等の会議結果について、令和7年11月から令和8年2月までの実績としまして、第3回長崎県観光審議会のほか、5つの委員会などが開催され、その概要を15ページまでに記載しております。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料としまして、土木部営繕課で実施している集中契約のうち、文化観光国際部関係の契約3件について記載したものを別紙で配付させていただいております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、スポーツ振興課長より補足説明を求めます。

【川瀬スポーツ振興課長】私の方からは、ながさきスポーツビジョン（2026～2030）最終案についてご説明いたします。

資料は補足説明、議案外として2種類ご提出しております。緑を基調としたA4カラー横1ページのながさきスポーツビジョン（2026～2030）ポイントという資料と、別途縦長30ページのながさきスポーツビジョン最終案についての2種類でございます。

本日は、1ページもののながさきスポーツビジョンのポイントを基にご説明させていただきます。

資料のご説明の前に、本ビジョンの策定に係る背景などについて簡単にご説明いたします。

策定に係る主な背景といたしまして、国においては昨年6月にスポーツ基本法の施行以来、初めてとなる大規模な改正が行われ、スポーツの価値を「する・見る・支える」に加え「集まる・つながる」と再定義し、ウェルビーイングの向

上や地域活性化への貢献、情報通信技術の活用などが盛り込まれました。

これらの状況や、国の第三期スポーツ基本計画のほか、有識者等で構成する長崎県スポーツ推進審議会からのご意見を踏まえながら、最終案を策定いたしました。

そして昨年12月に本委員会で素案についてご審議いただき、また1月中旬にかけてはパブリックコメントにより県民からご意見をいただいたところでございます。

なお、今回の最終案については、以前ご提示しました素案から大きな変更はございません。主な修正点としては、イラストの調整や表現内容の見直しなど、表現面のブラッシュアップを行っているところでございます。

ビジョンの内容でございますが、お配りの資料横長のA4の1ページをご覧ください、上段に記載しております基本理念の「長崎の未来をスポーツで創る」の実現に向けて改正スポーツ基本法の内容などを踏まえて新たに設定した「つながる」をキーワードとする3つの基本姿勢に基づきながら4つの基本方針の下、各施策、事業の推進に努めていくと、そういったことをしております。

また中段には、4つの基本方針と、それらにひもづく施策、取組について記載しておりますが、基本方針1、生涯スポーツの推進、それと4、スポーツを通じた地域の活性化、これについては我々スポーツ振興課が、それに対して基本方針2、子どものスポーツ機会の充実及び3、競技スポーツの振興については、教育庁の体育保健課が中心となってそれぞれ関係課と連携しながら取組を進めていくということにしております。

現行ビジョンのうち、継続すべき取組は残しつつ、冒頭でも申し上げたとおり昨年改正され

たスポーツ基本法の内容も踏まえながら、5年後に向けた施策項目を設けたところでございます。

最後に、資料の下段には、4つの方針ごとに整理した目指す姿と目標となる指標について掲載しております。

基本方針1では、成人の週1回以上のスポーツ実施率と総合型地域スポーツクラブの会員数を設定しており、その他、基本方針ごとに記載のとおり2つずつの指標を設定しております。各施策、事業の推進により、指標を着実に達成することで基本理念である「長崎の未来をスポーツで創る」の実現につなげてまいりたいと考えております。

なお、計画の詳細につきましては、A4縦の最終案本体をご覧くださいませようお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【山村委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について質問はありませんか。

【坂口副委員長】 午前中の分科会審査の続きですけれども、議案外でと申しております、この政策等決定過程の資料にもアンテナショップの運營業務委託がありますのでここで質問させていただきますけれども、まず、先ほどの質問に対するご答弁をお願いしたいと思います。

【庄司物産ブランド推進課長】 すみません、まずもって、午前中の私の発言の中で売上額が25億円とひょっとしたら申し上げたかもしれません。ちょっと一桁間違っておりますして2億5,000万円に訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それで、売上額は令和元年におきましては2億3,000万円あります。そのうちの営業利益が一応、700万円弱ということで聞きしているところでございます。

【坂口副委員長】 すみません、営業利益ではなくて粗利を、売上げ総利益を聞いたはずなんですけど、分かります。

【庄司物産ブランド推進課長】 粗利率といいますが、商品の仕入れ率っていうのはおおむね7割程度で仕入れをしているかと考えているところでございます。

【坂口副委員長】 では、売上げから仕入れ原価を引いたものが粗利になりますので、粗利率は3割ぐらいになるかなと思うんですけれども、25億円ですね、売上げがあれば7億円強あって、これ、何ですかね、施設の賃借料、別に出さなくていいんじゃないかというようなお話をしようかなと思いましたが、2.5億円なら7,000万円ということで、これじゃ大体、粗利から人件費、家賃、光熱水費等々を引いて最終的に利益が出ますので、それが700万円ということで。家賃も多分、県で負担しないとなかなか厳しい状況かなというふうには思いますけれども。

であるとすれば、そもそもこの場所ですね、この一等地の日本橋というところが果たして適当なのかどうかですね。2億5,000万円ということで、1億7,800万円は地元の企業の売上げに貢献はしてると思うんですけれども、家賃等々、あるいは皆様方の人件費とかもろもろ差し引いた場合にとんとんという結果になってしまいます。

そのあたりを含めて、九州各県、大体日本橋とか福岡が麹町にありますけれども、日本橋、銀座付近にあるということで、他県のアンテナショップの状況も含めて、果たして日本橋長崎

館、日本橋という場所が適当なのかどうか見解を伺いたいと思います。

【庄司物産ブランド推進課長】我々も今回の事業者の期間を検討するに当たって、場所の検討も含めてしてきたところでございます。

今、委員からお話もあったとおり、他県のアンテナショップの設置状況を見ましてもやはり日本橋から有楽町にかけてのラインで出店している県がほとんどでございます。

我々もより多くの方にアンテナショップに由来館いただくということが大切だと思っております。日本橋エリアにつきましては、昨年の委員会においてもご視察をいただきましたけれども、周辺で大規模な再開発も進んでおりまして、さらなる人の流れを呼び込むことが可能というふうに考えており、現在地で継続の運営ということの判断をさせていただいたところでございます。

【坂口副委員長】お言葉を返すようであれなんですけれども、東京は、大体どこ行っても再開発をやっていますので、東京駅付近でもやりますし、渋谷もですね、絶えずどこでも再開発というのをやっているような状況で。午前中の宮本委員のご質問の中で客単価がありましたけれども、1,800円ぐらいということで、大体日本橋周辺のお土産物の客単価が大体2,000円から5,000円と、スーパーでも2,000円から2,200円と、これネット情報ですけどもありまして、若干、客単価が低いのかなと。どちらかという、高級スーパーの品ぞろえからすると高級スーパーみたいな感じに近いのかなという印象を受けますけれども、やはり客単価も少し若干低めということであれば、もし場所が適切であるというご判断であれば、やはり運営の手腕に問題があるのか、そういったところも少し考えていかな

いといけないと思います。

1つは、この事業が販路拡大支援ということでありまして、いろんな主要な施策の成果説明等を見させていただきましても、いろいろ活動をやっていただいておりますが、なかなかこの一般消費者に向けた販売っていうのが多いんじゃないかなというふうに思いまして。単に関東に店舗が1店舗、売場が増えただけというふうな見方もできるのかなと思います。

いわゆるBtoB、販路拡大でありますので、そういった活動に力を入れていただかないといけないなと思いますけれども、そういった取組は、今回また新たに契約をされておりますので、この事業者に対してどういった展望をお持ちかお聞かせいただければと思います。

【庄司物産ブランド推進課長】委員おっしゃる通り、日本橋長崎館の機能の1つとして販路を広げるといことは大切な使命だと考えております。

日本橋長崎館にバイヤーの方がふらっと訪れて販路が広がっていくということも多々起きているかと思っておりますけれども、それ以外にも県でもお話を受ければ、幹旋仲介をして商談の機会を設けておりまして、ここ令和5年から令和7年にかけても、年間5件から10社程度の商談の場の機会を設けているところでございます。

また今後、運営事業者がまた新たな期間に入ることに伴いまして、ご希望する事業者等がございましたらアンテナショップを介して営業代行のようなシステムも取り入れて県内事業者の販路拡大を後押ししてきたと考えているところです。

【坂口副委員長】営業代行なんかは非常にいい取組かなと思いますけれども、販路拡大、BtoBの取組も重要というお話でありますので、ぜひ、

この主要な施策の成果の説明を見ましても、なかなかこのBtoBの指標というのが見当たらないような状況でありまして。入館者数とか売上げとか、あるいは、いろんなイベントの成果とか、そういったことは成果の指標になっておりますけれども、このBtoBの指標がないので、今おっしゃったような成果がもしあるのであれば、今後、拡大する見込みがあるのであれば、やはりそこを指標としてしっかりお示ししていただくべきかなと思います、その点についてはいかがでしょうか。

【庄司物産ブランド推進課長】先ほども申しましたとおり、販路拡大の実数というのはなかなか捉え切れないところもありましたことから、今まで来館者数の方ですね、販路拡大の1つのきっかけということで指標の方に設定しております。

ただ今後、先ほども申しましたとおり営業代行等の取組も始めていきますので、今後の指標の設定についてどういったものが成果としてふさわしい手法かということについては、引き続きしっかり検討させていただきたいと考えております。

【坂口副委員長】ぜひよろしくお願ひします。今後に期待したいと思います。

あと、少しお話変わりますけれども、私たち、有志で花卉研究会、お花の方の研究会をしておりまして、お花自体は隣の農水経済委員会なんですけれども、同じ県内のブランド品、物産品ということでご質問させていただきますけれども、なかなか本県の花弁、輪ギク、トルコギキョウ、それからアスチルベ等、他県に誇るようなお花があるわけですが、なかなかこの販売価格が伸び悩む中で、生産資材は高騰するという状況で、非常に苦しい思いをされている

んですが、何とか販路を拡大できないかと、なかなか市場の柔軟性というのがない分野でもありまして、できればせっかく東京に県のアンテナショップがありますので、そういったところを活用してPR、あるいは販路の拡大につながるような取組ができないかと思っておりますけれども、ご見解を伺います。

【庄司物産ブランド推進課長】花卉の振興、販路拡大についても、ぜひ我々もアンテナショップを活用させていただきたいと考えております。

来年、花卉の関係の全国大会が首都圏でも開かれるとお聞きしています。我々、農林部と連携した生産団体の方も含めて、アンテナショップをどう活用していくかということをお話しているところでございますので、引き続き花卉の販路拡大、PRについても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

【山村委員長】ほかに質問はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】質問がないようですので、次に、議案外一般事務について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】議案外について質問をさせていただきます。

まず、説明資料、部長説明関係議案説明資料の5ページです。新たな観光振興財源の導入について質問いたします。

いわゆる宿泊税、これ去年の9月の議会一般質問でも取り上げさせていただいて、もっともっと丁寧にいろんな方の意見を聞いてくださいということをお願い申し上げておりました。そのことも踏まえてか、いろいろですね、87か所戸別訪問していただいたり、いろんな業界団体の方々と意見交換したということを書いてありま

すが、宿泊税の導入に肯定的な意見とか否定的な意見とかいろんな財源の使途に関する事、様々なご意見をいただいたということでありましてけれども、もう少し詳しく、どのような意見があったのか教えてください。

【長野観光振興課長】意見交換会でのご意見についてのお尋ねでございますけれども、昨年11月から2月まで、これ87か所、市町21か所、観光協会、商工会議所、旅館ホテル組合、まず個別にご意見を伺ったといったところでございます。

まず、肯定的な意見というものに関しましては、数百円程度であれば負担感もなくいいのではないかとといったような賛成のご意見もございましたし、観光県であり、そういった地域の魅力向上、利便性向上に役に立つのならそれもいいのではないかとといったご意見もいただいております。

ただ、否定的なご意見も当然ございます。使途がまだ我々も具体的にお示しできてないという状況でございまして、そういったところをしっかりと分からないと、やはりメリットというものを感ぜられないというところだと思っております。

ですので、そういった宿泊税を取るだけに見合うだけの効果をやっぴりまだお感じになっていただけていないと、制度だけでは感じていただけてないというようなご意見かなというふうには認識をしております。

あとは、個別の負担事務、旅館、ホテルの窓口で宿泊税というのは徴収をするという形なんでもございますけれども、制度が複雑化すれば複雑化するほど、例えば、旅館、ホテルの料金が安ければ100円とか、高ければ200円、その上が300円といったようなこととか、あとは免除する人を個別、個別に、例えばもう修学旅行の方から取らないとか、例えばスポーツの方からも取

らない、それを仕分をするというところが非常に面倒なので、何かやはりそこに対しての、何ていんでしょうか、不安感だったり負担感だったりといったようなご意見をいただいております。

様々ないろんなメリット、デメリットもあるということはご認知をいただいているんですけども、全て皆さんが賛成反対かって言ったら今の様々なご意見でございますので、これからもしっかりとご意見を丁寧に伺いながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。

具体的に分かりました。メリット、デメリット、そして肯定的な意見とか。修学旅行とかそういったのは取らないっていうこともあるわけですね。私、全部から取るのかと思っておりまして。しかも金額も設定できると。100円、200円、300円、一定金額で取るものなのかと思っておりましたが、ちょっとそれも私の認識違いということも分かりました。

また、さらには観光客に対してもアンケート調査を実施されております。このアンケート調査の結果、教えてください。

【長野観光振興課長】これはインターネット調査を活用いたしまして、2025年の1月から12月の1年間で観光目的で本県に宿泊をされたことがあるという方に対して、これはあくまでもサンプル調査ですので2,000サンプル程度で回答を得たといったようなところでございます。

質問については、全部で5問でございます。1つは、宿泊税っていうのをまずご存じかということ、これについては、やはり8割の方が何らかの形で知ってるし、支払ったことあるといったようなご意見もいただいております。

次にお尋ねしたのが、旅先を決めるときに宿

泊税の有無を調べるのかといったようなところ。これは、半数以上の方がやはり調べられるといったような結果も出ております。

あとは、本県の方ですね。思いとしましては、観光地の整備であるとか利便性の向上、バリアフリー化といった様々な目的に導入を検討したいと思っていますけれども、そういったものをどう感じになられるかということでございます。

これは、そういった目的をちょっとしっかり示していった場合には、やっぱり賛成の方が大体半数、これも半々というようなところですよ。

次に、宿泊税が導入された場合に、どういうことに使ってほしいかというのは、10個の選択肢を提示いたしまして、一番高い順でいきますと、6割ぐらいの人が観光地の整備保全、これは文化財とか景観とかトイレといったところも含めてですけれども、そこが一番多うございまして、それぞれ公共交通の利便性であったりとか、あとはよくありますけど、宿泊体験コンテンツへの割引みたいなものも期待されている、あとは施設整備であったりとか、そういったところは大体2割程度で続いているといったようなことでございます。

最後に金額についてお聞きしておりますけれども、500円以下ぐらいのところが多うございまして、それ以上になると、少し払ってもいいという感じになられる金額ではないような結果も出ていたところでもあります。

こういった調査結果を踏まえて、今後の制度設計、あるいは使途についても検討をしていきたいというふうに思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。分かりました。

これは、お考えであれば教えていただきたい

んですけれども、県では新たな観光振興財源の導入、いわゆる宿泊税を、もしかしたら前の委員会で言われてたかもしれませんが改めて、これぐらいで設定をして取って行って、1年間こういった財源が生まれるみたいな試算ってというのはされていたんですかね。これぐらいの試算が出てきたので、この試算を運用していろんな観光に資するものに使いたいという設定をされていたのかを教えていただければと思います。

【長野観光振興課長】 昨年から専門委員会というものを設置して、制度設計についてご議論をいただいたといったところでございます。

その際、やはり全体的な観光事業、いわゆる施策としてどの程度を考えるのかというのをしっかり試算をしてほしいというお話もございまして、これ市町も含めて、我々も今の現行の予算を含めていろいろな試算をしながら、最低限でもこれだけ要るんじゃないかということで、おおむね十数億円ぐらいは今後、最低限必要じゃないかというような、これはもう希望的観測も含めてお示しをさせていただいたところでございます。

ただ、これは本当に荒々の試算でございまして、具体的に本当にどういった形で進めるのかは、これからも、繰り返しになりますけれども、丁寧に議論を重ねていく必要があるというふうに思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

いろいろな形で導入について丁寧にさせていただきたいという思いがありますが、もう既に87か所、戸別に訪問して、いろんな方々と意見交換をされていますけれども、今後はどうなりますか、スケジュールとしては。まだまだこの対話を続けていくのか、ある一定のところまでちょっと打ち切って、例えば来年度の今年の何月とか

いう区切りをつけて検討していくのか、今後のスケジュールについて教えてください。

【長野観光振興課長】現時点において、いつまでに必ず導入するんだといったようなことはなかなか言える状況ではないのかなというふうには思っております。

スケジュールも含めて、しっかり庁内でまずは議論をしていきながら、また個別の意見交換でも当然反対の声も当然ございますので、そういったところもしっかりとお話をしながら、これはタイミング、スケジュールについては今後の検討といったところになるかというふうには思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。

どうか引き続き、また丁寧な意見交換を重ねていただきたいと思います。

数十億円っていうのが観光に関する使途と、数億円か、数十億円かそれぐらいの規模で観光の財源として出てくるっていうこともあろうし、一方ではいろんな意見もあろうかと思っておりますので、継続で意見交換を重ねていただきたいと思います。

もう一点質問いたします。

同じ説明資料の8ページになるんですけども、ながさきスポーツビジョンについてお尋ねをいたします。

これはもう新しく来年度から2026年、新たに策定するということですが、前回のスポーツスポーツビジョンを策定するときに、アーバンスポーツ、スケートボードを中心としたアーバンスポーツ等、eスポーツもこのスポーツビジョンの中に組み込むべきですよということを申しまして、ちょっと少しでありましたけれども、今までの5年間の計画の中では、スケートボードを中心とするアーバンスポーツとeスポーツに

については記載をしていただいております。

新しいながさきスポーツビジョンにおいて、このスケボーを含むアーバンスポーツとeスポーツがどうなっているのか。恐らく今までの5年間を見ると、物すごく活用という言い方が、日本全体でもすれば世界全体としても、どんどん活躍の場は広がっているというふうに感じますので、それを踏まえてより一層今回の新しいビジョンの中でも導入していくべきではないかと考えますが、その点についてちょっとお聞かせください。

【川瀬スポーツ振興課長】まず、アーバンスポーツについてですが、現ビジョンにおいては、アーバンスポーツの普及によってスポーツを楽しむ機会の充実や若者文化の発信による地域活性化が見込まれることから、国内外の動向を注視しつつ、その可能性について検討していくということにしております。

これに対して新ビジョンにおいては、アーバンスポーツの振興という新たな項目をしっかりと立てて、体験会などにより例えば気軽に取り組むことができる機会を提供し、県内各地への普及をしっかりと図っていくというふうにしております。

また、eスポーツについては、現ビジョンにおいては本文中では扱わず、別ページのコラムに記載しております。そのコラムにおいて、eスポーツの可能性に関する情報収集や関係団体との連携を図っていくというふうにはしております。

それに対して今回の新しいビジョンにおいては、令和7年9月に施行された改正スポーツ基本法を踏まえ、スポーツとデジタルという観点から、eスポーツについてしっかり記載しております。

具体的には、改正スポーツ基本法において示されたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用、それと情報通信技術を活用したスポーツ機会の充実、この2点を踏まえ、本文中に施策内容を記載しているところがございます。この施策を本文中に記載した上で具体的な活用例を別ページのコラムに記載していると、こういう状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

新しい計画では、項目としてきっちりとスケボーを含むアーバンスポーツもeスポーツも取り上げていただいているということで、まずは感謝いたします。

たしか、eスポーツは前回もコラムでしたね。ほんの少しだけ載せていただいていたような記憶がありますので、新しい計画は、どちらとも重要な取組として県の方も認識していただいたということに感謝申し上げます。

部長、これいつも一般質問では言っておりますが、スケボー部長ということでもいつもいつも言っておりますが、部長の中において、スケボーを含むアーバンスポーツの可能性、長崎にはもう本当に優勝を狙えるような少年がたくさんいますし、オリンピック選手を狙えるようなスケボー少年、青年といえますかね、もいます。そういった後押しもぜひしていただきたいと思いますが、向こう5年間の計画において、しっかりと項目を掲げていただいた、これ感謝申し上げますけれども、具体的に取組として推進していただきたいと思いますが、これに関するスケボーを含むアーバンスポーツにおける部長の決意をお聞かせいただければと思います。

【伊達文化観光国際部長】 今回の新たなビジョンの中におきましては、アーバンスポーツの振興について、これをしっかり県内各地への普及

を図っていきますという形で入れ込んでおります。

特にスケートボードを中心に、オリンピックを契機に本当に若い人たちに人気広がっております。若い人たちのスポーツの機会だけではなくて、これは地域の振興にもつながっていくものと考えております。

そうしたこともあって、今まで県としてもしっかりと機運を高めるための取組もやってまいりましたけれども、今後もしっかりとビジョンに従って県内地域への普及に向けて後押しをしてまいりたいというふうに考えております。

【徳永委員】 先ほど坂口副委員長へ説明された日本橋長崎館ですが、2億3,000万円、売上げ、年間が9,000万円ぐらいの経費がかかるということで、これ考え方によれば、長崎県のものを宣伝するとなれば、当然、それは赤字でも仕方ないところがありますけれども、実際この運営については、そういった宣伝費はこれぐらいで、例えばこれぐらいは赤字ならばいいんだというそういうものは、そういう考え方があるのではないかなと思いますけど、その辺どうなんですか。

【庄司物産ブランド推進課長】 広告費で幾らという明確な基準というものは、ちょっとすみません、持ち合わせていないんですけれども、家賃と施設整備については県が負担することで長崎県の魅力の情報発信をやっていくべきものということで考えているところです。

【徳永委員】 それはやっぱり、黒字になることが一番なんです。私が言ってるのは、増資はなかなか難しいから、これぐらいはやっぱり、例えば赤字運営費、広告費はこれぐらいの金額の赤字が、このPR広告費なんだという考えがあるのかどうか。それじゃなくて、ちゃんとし

っかり黒字を出して運用しなきゃならないのか、それはどうなんですか。

【庄司物産ブランド推進課長】事業の館としての黒字、赤字につきましては、運営事業者でしっかり黒字を出してもらいたいものかなというふうに考えているところです。

【徳永委員】指定管理ですね、じゃあその分、この9,000万円っていうのは、この日本橋長崎館の運営としては、もう当然このお金は、もう県費で、ここはこのお金で運用するという考えということですね。どうなのかなと思います。その中で、この9,000万円がどうなのかな、やっぱりありますよ。あの場所がどうなのかなと。

それともう一つは、何を売りたいのか。それは何でも売りたいんでしょうけども、私も、日本橋長崎館、いろいろあって、何をどうPRしたいのか長崎県。長崎県といえば、何が全国的に有名だと思いますか。

【庄司物産ブランド推進課長】1番はやっぱり水産県でありますので、魚種が日本一ということなんで水産物と、あと農畜産物ですね、お肉、ミカン、イチゴ等と、あとはもう加工品でいきますと陶磁器、お酒等が長崎県の基幹の中心になる商品かと認識しています。

【徳永委員】お菓子ですよ。シュガーロード。長崎のお菓子、すばらしいんですよ。九州でもやっぱり長崎から、佐賀、福岡、ここにお菓子の有名どころあるんですよ、これ。佐賀もあるでしょう、小城ようかんから、福岡のひよこ、とか。これは、よその県にいていただくと、南九州はやっぱりないんですよ、やっぱりお菓子は。熊本も昔は少々みかけましたけど陣太鼓とか、鹿児島もかるかんか。長崎県、いろいろあるんですよ、これね。シュガーロード長崎の出島からいった、こういうのをしっかりPRを

する。やっぱり認識をしてもらう。

魚についても、私は以前、委員会で東京駅の裏側あたりに森トラストがやった、そこで建蔽率の問題で、そこを自治体に開放するというので、そのとき視察行ったときの部長が、そこ、各県自治体がやってるんですよPRをね、県産品いろいろ。その中で長崎の魚が全国で2位って知らないんですよ。フグが1位って知らないんですよ。だから、根本的なところが全然やっぱりなってないんですよ。売りたい、売りたいというより、まず認識をどうさせるからなんですよ。

そういう中で、私は日本橋長崎館に議長のとこに行ったときに、この店長が何をこのお客さんがリクエストが、これを入れたいというのが、これベスト3知ってますか。

【庄司物産ブランド推進課長】申し訳ございません。そのお話はお聞きしておりません。

【徳永委員】私は聞いたんですよ。ないもんだからね、他に、どういうのがやっぱりお客さんのリクエスト多いんですかと。3番が私の地元の雲仙ハムですよ。2位が茶わん蒸し、吉宗の。1位が福砂屋のカステラというわけ。しかし、ここは3つとも出してくれないと、出品をね。というのは、やっぱり、ひとつ売れるんですよ、やっぱりね、そこで出さなくても売れるもんだから。

それとさっき言った、3割もとられますから高いですよ、これね。

私の地元の雲仙ハムの私の後輩ですから社長がですね、だからやっぱり量も出し切らないというのもあるんですけども。うちの孫なんかも東京から雲仙ハム送ってくれと言うんですよ、やっぱり。これやっぱりそれだけ有名なんですよ。結構認知度あるらしいんですよ。

そういう中で、もっとやっぱり来客者、お客

さんにしっかりとアンケート、リクエストを取るといふことと、そしてやはり、カステラについても、やっぱり重いもんだからなかなかね。例えばお酒も一緒でしょうけど、持って帰りにくいんです、これね。

そういう中で、例えば吉宗の茶わん蒸しについては、やっぱりネット販売をしてるということで、例えばこの日本橋の方にですよ、それとやっぱり物がなくても、そこからちゃんとネット販売、送れますという、そういったことはどうなんですか。やってるんですか。

【庄司物産ブランド推進課長】日本橋長崎館でも、ECサイト等通販を行ってまして、そういったものはございますけど、日本橋長崎館で送りますっていうようなところのサービスはしてないのかなど。

【徳永委員】そこはやっぱり検討すべきじゃないかと思うんですよ。そして、さっき契約の会社にそういうのは言えないんですか。そういうところから、そういうないんですか、打合せとか、そういうこう。何のために高いお金を払ってですよ、何か私の方がした方がいいんじゃないかと思うんですけどね。どうなんですか。

【庄司物産ブランド推進課長】運営事業者と私ども、1か月に1回、定例会を開いて意見交換をしてるところなんですけど、すみません、リクエストの商品につきましては、私の方がちょっと聞く機会がなかったもので把握しておらず、申し訳ございませんでした。

ちなみに委員からお話がありました雲仙ハムにつきまして、今、日本橋でお取扱いをさせていただいてまして、売上げの上位の方の商品になっているような状況です。

【徳永委員】それはいいことです。

そういう中で、やはり私はよく聞くのが、長

崎県の一番のこのある意味悪い点は、何でもあるもんだから、いわゆるナンバー1がなくて、いわゆる普通でもナンバー1に近いものがあるわけですね。それだけやっぱり有名。

例えば、大間のマグロがなぜ有名かといえば、やっぱり青森はリンゴありますけどね、やっぱりこの大間のマグロというので、やっぱり青森県をPRしてるという。やっぱりここにかかっているんですね。

全国売上げランキング1位はあれなんですよ、伊勢の赤福、2位がカステラなんですよ。やっぱり伊勢は、おかげ横丁というところで、赤福さんが寄附してつくったんですけどね。

だから、非常にそれがやっぱり認知度があるわけですね。そういった中で、やっぱりしっかりそういうアンテナショップにですけども、やっぱり地元の長崎で、どうやっぱりこれだけのお客さんが来て、長崎といえば知名度もあるところですから、もっとそういったものをやっぱり認知をしていただくということが私は大事だと思うんですけども、その辺どうなんですか。

【庄司物産ブランド推進課長】委員おっしゃるとおり、長崎にはいいものがたくさんあるということで、何か焦点がちょっと絞りづらいような状況もあるかと思えますけれども、今回、日本橋長崎館のリニューアルでレイアウト等も変更していきますので、しっかり来館された方へ長崎のすばらしいものを認知していただくような見せ方というのをしっかりやっていきたいと思えます。

【徳永委員】以前から、やはりこの長崎市内でも、やはり大型バスとかで団体客が来て買う大型のお土産店がないんですね。それよく言われるんですね。やっぱそういうものを、例えばあそこの常盤の駐車場何かあるじゃないですか、

あそことか県庁跡地でもそういったものを造って、やはり長崎県の認知度ということを私は上げるべきだと。そうした方が、やはり当地に来て、当地でやっぱり食べて、見て、というのが一番残るんですね。また今度、リピーターも来るわけなんですよ。

東京に行った、これもいいんですけども、東京、全国各地のところは何でもそういうのは東京なんです。築地の市場なんか、1番それが象徴なんですよ、全国から来ますから。やっぱり当地は当地で、やっぱそこの地元でどう、やはり食べていただくか、買っていただくか、そしてその認知をして、それで今度は東京でちょっと買いたいから東京アンテナショップでこれを例えばさっき言った通販でもできませんかということやってしまう。

やっぱり認知をさせるということも私は大事だと思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

もう一点は、長崎空港なんですけど、私も質問をしましたが、そういう中でちょっと気になったのが北九州空港ですね、ここが非常に今、力を入れてますね。滑走路3,000メートルにするということ、ここはまた海上空港でもあるし、これ24時間が可能だということで、福岡の代替空港も、ここに北九州がそれを担うとも言われております。

そして物流も扱ってるということで、非常に国際線を今後、誘致をしていくということで、私は長崎県の方がこの福岡の代替として期待ができると思いましたがけれども、その辺の、この北九州空港の状況、そしてまた今後、長崎空港との、これ競合するのか、長崎空港がこれしっかりとインバウンドで福岡空港の分を長崎空港が担うことができる、その辺はどういうふうに

考えられてるのかお聞きしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】 今、徳永委員からご質問がありました北九州空港の国際線のフライト就航状況を見てみますと、まず、仁川の空港からは、LCCのジンエアーがデイリーで運航をいたしております。そして清州からは週3便で運航をされてると。こちらもLCCのエアロKという航空会社でございます。この2路線が運航しております。多くのお客様が北九州空港を利用されているという情報は、私どもも入手をしております、やはり福岡市内へのグルメへのツアー、それからショッピング、あとは別府、それから由布院等へ、大分を回るアクセスも良好ということで、多くのお客様が利用されていらっしゃると思います。また、バスで熊本の方へ向かうというお客様がいらっしゃるという情報はお聞きしております。

また、委員お触れになりました物流面では非常に九州の貨物が集まるということでお聞きしておりますので、今後、私どもが国際線を誘致する中では1つの参考として、やはりLCC等のチャーター便の誘致でありますとか、やはり、将来的な定期便を誘致するという場合には、必ず貨物の話がセットで協議になってまいりますので、長崎空港からの貨物の取扱いも並行して議論、協議を進めていく必要があろうかと思っておりますので、関係部局とも連携をして、どういった品物が航空貨物として適しているのか、今後の産業労働部の企業誘致等とも連携を図りながら、しっかりと計画を検討してまいりたいと考えてございます。

【徳永委員】 そうですね。

この北九州は、物流で非常にこれは利用が多いということ。今後はですね、それとTSMCの関係のこの材料等もここに入ってくるという

こと。それと、台湾便、たしか台湾にもあるんですかね。非常にTSMCの関係の方が利用できる。それでましてや24時間ですので、この利用価値が非常に高いということ。

そういう意味では、長崎空港がある意味これは勉強になるものではないかなと思っておりますが、ただやっぱそう言いつつも、そこは北部九州、それとやはり中国地方ですよ。あの辺のやはり空港という位置づけもあるということもありますので、そういう意味では、長崎空港がどこまでのエリアを目指すのか。

それともう一つは、やっぱり国際線についてはもう正直言ってかなり遅れてるんですね、本県は。台湾の台北についても、この前、大分県が就航したということで、九州では長崎県だけなんですね。そういう中で果たして今後、新規路線をとということが本当に簡単に行くのかどうか私はちょっと心配はありますけども、そういったところを課長、どういうふうに理解をされて今後の営業に役立てていくのかお尋ねいたします。

【小宮インバウンド推進課長】今、徳永委員からご質問いただきました内容につきましては、やはり台湾からの誘致については、熊本県におきましてやはり知事のトップセールスで企業誘致からやっぱり進んでいった。熊本地震での被害がございましたので、新しく空港を整備するということと併せて企業誘致、エアラインの誘致が進んできたという状況でございます。

今現在、上海線の中国東方航空が10月末まで欠航という状況になってございますので、今後の観光振興基本計画で掲げております空港の利用者数のKPIもございます。また、観光消費額等のKPIもございますので、やはりその他の地域からのエアラインの誘致ということは積

極的に取り組まなければいけない課題だと思っております。

1つ、今協議を継続しております台北からのチャーター便の誘致、それを将来的には定期便化に移行するという前提で協議を進めてまいりたいと考えております。

また、今、運休中であります香港についても、粘り強く、地元の航空会社、または大手の旅行会社等とも協議を継続しております。

新たな市場としましては、ベトナムのダナン、本県とホイアンの歴史がございますので、こういったゆかりを大切にしながら、将来的なチャーター便の誘致、定期便化に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

【徳永委員】それは、一番課長が理解されてると思います。ただ、厳しいのは厳しいですから、やはりもう私、何回も言いますが、やっぱり福岡の、福岡便をどう持ってくるかと、私はそう思うんですよね。もうこれだけ九州は全部もうラインがありますから。

例えば台湾もほかのところもですね。そういった中で、福岡がこの飽和状態の中で、やっぱりそこで長崎の方が利便性が高いんだ、福岡とそう変わらない利便性が高いんだと、やっぱり時間帯はあるし、その周辺、官公庁もあるところ、そういったところもやっぱり含めて、やっぱりそうしないと。

ただ、新しい国際線を持って来いっていったって、昔のように福岡だけあって、今から各地方空港を増やしますよという、そういう時代じゃないんですよね。もう今あるもんだから、その中でやっぱりどうやって誘致をしていくかという、私はもうそういう中でやっぱり福岡をやはりしっかりと、やっぱり、福岡のある意味、弱点じゃないですけどね、そういったところを

しっかり見据えて、やはり長崎県のやはり優位性、お客さんから見て、長崎の方で行ってもいいじゃないかという、そういうものを考えていただきたいと思いますので、最後にお聞きをしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】やはり福岡空港の利便性というよりは、やはり博多駅、天神などの、町なかに近いということは利便性、利点の1つかと思いますけども、1つ、やはり早朝、深夜の離発着がなかなか騒音等の問題で難しいということをお聞きしております。

本県の長崎空港につきましては、海上空港で3,000メートルの滑走路を有しているということでありまして、非常に深夜便、また早朝便の対応も可能ではないかという経済界の皆様のご意見もお聞きしております。

1つ、先ほど申しあげましたベトナムのダナン、またはシンガポール、タイ、バンコク、こういった東南アジアからのフライトで申しあげますと、現地を深夜に出発して、九州、長崎を想定しますと、朝6時とか7時とかそういった時間帯に到着する便も誘致が可能となってくると想定されますので、そういった将来的な24時間化も想定しながら、長崎空港の利便性をよりPRして継続して誘致に努めてまいりたいと考えてございます。

【山村委員長】一旦、休憩をいたします。

3時から開催したいと思います。3時まで休憩いたします。

---

— 午後 2時50分 休憩 —

---

— 午後 3時 零分 再開 —

---

【山村委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問ありませんか。

【山田委員】先ほどちょっと聞いてなかったん

ですが、第47号議案の長崎県観光振興基本計画の中のKPIのところ、国際航空路線の利用者数が4万1,000人から令和12年には15万人の目標ということで数字が掲げられております。

先ほどの徳永委員との質疑の中でいろんな今後の路線についてもお話がありました。今の現状としては、釜山とソウル、上海便の復活、そして香港、台湾、ダナン、そういったものがフルで入ったところでの15万人を想定しているのか、そのあたりをまずお聞かせいただきたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】KPIの15万人の算定根拠につきましては、年度ごとに、令和8年から12年までの5か年でそれぞれのエアラインの就航状況、今現在の上海線が月曜と金曜の週2便、ソウル線が週4便の状況で試算をしております。今年の1月からソウル線に加えて、釜山線が定期就航をいたしておりますけども、この算定の際には釜山線がまだ定期で就航するという確定がございませんでしたので、まず、釜山線が入ってございません。

その中で、今後、算定するに当たっては、上海の月曜、金曜の週2便が週3便へ増えるということ。それからソウル線が将来的にデイリーを目指し、週5便運航するということ、そして先ほど山田委員も触れられました香港線、台湾線が週3便等で運航する想定の中で、この15万人を達成するという目標を示したという状況でございます。

【山田委員】そしたら、ベトナムのダナンと釜山は、この15万人に入っていないことは、15万人よりも全てが何事もうまくいけば、もっと数が上がってくるということかなと思って期待をしたいと思っております。

一方で、長崎空港の状況を見たときに、これ

だけの多くの、希望としては、当然いろんな路線にいっぱい来ていただきたいところではありますが空港の設備の状況として、体制的にどうなのかを伺いたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】先ほど小林委員の質問に村田政策監が答弁をいたしたところで、なかなか今現状としては、国際航空路線の15万人を達成する中では、長崎空港の国際線ターミナルの老朽化、狭隘化というところは、常々この委員会、また特別委員会でも指摘をされている状況でございますので、この15万人を達成する前提といたしましては、この計画の途中で、ボーディングブリッジをもう一本増設をして、同時2便離発着が可能な国際線ターミナルの機能が求められるということで、今、地域振興部、それから空港ビルディング、また国も含めて協議を進めている状況でございます。

【山田委員】ぜひ、早期に実現をして、また、空港ビルの方はもう以前から問題になっておりましたので、多くの方においでをいただけるように選択と集中でお金をかけて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、昨年の9月14日から11月30日にかけて78日間、本県で初の開催でありました国民文化祭、ピース文化祭が開催をされました。その県内に与えた効果ですね、文化等のいろんなものに県民が触れる機会があったというふうに思っておりますが、まず、全体としてこの効果についてどのように評価をしているかお聞かせをいただきたいと思います。

【小柳ながさきピース文化祭課長】ながさきピース文化祭の効果についてのご質問でございますけれども、今日、部長の説明からもありましたが、経済波及効果の方は約182億円と推計されてございます。それ以外の効果について少しお

話をさせていただこうと思います。

まず、本県の芸術文化を幅広く発信できたということがまず1つ大きなところかと思っております。

ホームページを立ち上げましたけれども、150万ページビューというところがございます。特に、文化祭開催の期間を含めたところの直近8か月で100万を超えるという数字を得ているところがございます。これは、大分広く本県の文化芸術を発信できていると考えております。

それから、若者が多く参加しているということも1つ大きな成果と思っております。

例えば、波佐見町では文化祭を機に、小学生が人形浄瑠璃の団体に入会したり、それからアンケート調査で分かったことなのですが、出演者の半分以上が30代以下。逆に、観覧者は30代以下は20%というところなので、今後、さらに観覧者の方は若い方にぜひ見ていただければというふうに思っております。

それから人脈ですね、金沢知樹さんや、本県にゆかりのある人材でございますとか、全国の文化団体等のネットワークができたということも一つ大きなところかと思っております。

特に金沢さんは、3月ぐらいからアクターズスクールを長崎に開いていただきまして、そういった若手の人材を育成するところにも今後、力を注いでいただけるようなこととなっております。

それから協賛金など、多くの企業の賛同をいただいたこと、ほかにも市町の意見なんですけれども、文化団体同士の交流が深まったというお話も多々ございます。これまで旧町単位でやっていた文化の大会を合同でやったりだとか、今後も交流を深めていきたいといったような言葉もいただいております。

それから延べ3,436人に上るボランティアの参加をいただいております。これで文化芸術への関心が非常に大きくなったというところと、特に障害者の芸術文化イベントにも約300人を超えるようなボランティアに参加をいただいたというところで、障害者への理解を深めるきっかけにもなっているかというふうに思っております。

それから最後に、1万5,000件ほどアンケートの結果を頂いております。これまでこのようなビッグデータというのは恐らくなかったと思いますので、こういったところで市町からも新たな気づきがあったとか、今後の事業のどういった事業を展開していくかというところの参考になったといったような言葉もいただいているというところでございます。

【山田委員】 ありがとうございます。

もちろん来場者の方だけじゃなくて、ボランティアをされた方がまたその文化に触れて、ちょっと始めてみようかなとか、意識も新しくなられたきっかけになったのかなと思っております。

本当にピース文化祭の課においては、大変長い時間様々にご尽力をいただいて、成功裏に終わったことを、本当に県民の1人として、県議会議員としても感謝を申し上げたいと思っております。

そして、部長説明でありました経済波及効果であります、182億円ということでした。今回、県内21市町全ての市町においてこのイベント、開催をいただきました。

その効果ですね、経済波及効果、市町別では難しいかもしれませんが、地域別など、そういった形での数字をお示しをいただけるようであればお願いをしたいと思います。

【小柳ながさきピース文化祭課長】 経済波及効果でございますけれども、まず前提としまして、効果の算出につきましては実績のある事業者に委託をしまして算出をしております。

これは前提ですけれども、参加者が223万8,000人。この中で県実行委員会が主催した事業でありますとか、補助の対象にしているような事業、そういったものをまず抜き出して、約224万人から146万6,115人を対象に、効果を算出をしております。

具体的な算出の方法なんですけれども、1万5,000件超のアンケートデータがございまして、ここから宿泊と日割り、日帰りのお客様をパーセンテージですね、率を割り出して、どれだけ宿泊、どれだけ日帰りかというのを算出しました。

それから宿泊費、交通費、飲食費、お土産代入場料そういったところの金額をそれぞれ聞いておりますので、有効回答のところを出して、1人あたりの費用を算出しております。それをぐっと146万6,000人に引き伸ばしたような形で算出したのが182億円ということになってございます。

当然、各事業ごとの積み上げではございませんので、なかなか市町別というところでは、申し上げにくいところがございまして、ロット感を示すという意味合いで大きく県内4地区で経済波及効果を、参加者数の割合で割り振ってみました。そうしましたところ、長崎・西彼地区、これ長崎市、長与、時津、1市2町なんです、48.1億円。それから、県北地区、4市5町、長崎地区と比べると増えるんですが、合計で55.3億円。それから県央・島原地区5市、54.4億円。最後に離島ということで3市1町、24.2億円ということで、ほぼ全域に幅広く効果が及んで

いるものというふうに考えております。

【山田委員】 ありがとうございます。

県内各地に幅広に経済効果も波及したということでもあります。また、ちょっと先ほど言い忘れましたが、こういった類いのもので1万5,000というビッグデータはなかなか取れないというふうに思っております。それぞれ各県の、県もそうでしょうが、各市町の関係の皆様、そういった方のご尽力もあったと。来ていただいた方がとても友好的であった、イベントがとてもすばらしかったから、そういうアンケートにも答えていただいたものというふうに思っているところでありますので、本当に昨年のピース文化祭、本県で開催ができてよかったなと思っております。ありがとうございます。以上で終わります。

【山村委員長】 ほかにありませんでしょうか。

【堤委員】 ちょっとだけ質問します。

説明資料に「SとN」、フリーマガジン「SとN」について書いてありますけれども、累計18万8,000部発刊されて、今年度第9号を出されたということですが、これですね、毎回何部ぐらい発刊してあるんでしょうか。

それから、どういったところにこれが置いてあるのかお尋ねします。

【長野観光振興課長】 「SとN」のお尋ねでございますけれども、こちらの第9号を発刊をさせていただきますいております。おおむねでございますけれども、各号とも1万部から1万4,000部制作をして配布をさせていただきますいております。

配布に当たりましては、これ県内外、県外です、関西圏であったりそういったところ、結構フリーマガジンを置いていただけるような場所みたいなどころもあるように聞いておりますので、そういったところにも置かせていただい

てます。

こういったフリーマガジンの取組というのが実は、西九州新幹線の開業効果を見越しながら一緒に連携してやっていこうといった取組でございます、これ10年、取組が今現在続いているというようなところでございます。

【堤委員】 長崎以外、関西圏でも置いてもらえるところに置かせてもらっているということですが、SとNですから、佐賀の方も何か置かれてると思うんです。佐賀県の状況はどうなんでしょうか。

【長野観光振興課長】 佐賀県と長崎県の共同事務局にやっております、これ制作、配布先、いろんな様々なものを協議会形式でやっております。我々佐賀県の観光課、私たち観光振興課、あとはその互いの観光連盟の職員もこの協議会の中に入りながら、テーマ設定、あとはそういった取材先の選定、そういったものやっております。

配布先についてもお互い協議しながらやりますので、それは共同でやってさせていただいているという認識でいただければというふうに思っています。

【堤委員】 佐賀と共同でいろいろなテーマを決めて取材をして、置いているということですね。

それから、今回、発刊記念イベントをされたそうですけれども、この内容についてお聞かせください。

【長野観光振興課長】 このSとNのイベントについてのお尋ねですけれども、今回、第9号というのが、焼き物の里をテーマに発刊をしているというところでございます。場所としましては、佐世保市の三川内、あと波佐見町、あとはお隣佐賀県に行きますと有田、伊万里といったところを中心に、今回はテーマ設定をさせていただ

いているおります。

このSとNに出てくる、これ1つカフェがあるんですけども、これ伊万里市のカフェでございます。そこのカフェで制作いただいた、本の実際の制作会社の方々々が制作に関するエピソードみたいなものをトークショーとしてお話しただくといったような内容と、あとはそのSとNに実際出てこられる伊万里のカフェの店長の方、あとは、波佐見の焼き物の方で出てこられる方がこのSとNの取材を通じて佐賀と長崎の魅力について語るといったようなイベントです。

これには参加者が、我々SNSだけでこれ発信したんですけども、県内外含めて50名程度お集まりいただいていると。喫茶店はもう50名で大体満席になるような広さで今回実施を試してみたいところでございます。

【堤委員】 焼き物がテーマであったことから、伊万里のカフェで登場する焼き物関係の方とか、様々なトークショーをされたということで、本当にこのフリーマガジンと、その内容に合わせたトークショーが展開されたんだなということを受け止めました。

これですね、ちなみに単価は幾らぐらいするんでしょうか。なんか堅牢な本で、A5サイズぐらいかなと思うんですけども。

【山村委員長】 休憩いたします。

-----  
— 午後 3時17分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時17分 再開 —  
-----

【山村委員長】 再開します。

【長野観光振興課長】 これは佐賀、長崎で両県でお互い700万円ずつの予算を持ち合って1万4,000部を作成しております。ですので、活動費もございますので、約、おおむね1冊当たり1,000

円ぐらいだと思っていただければというふうに思っております。

【堤委員】 どのページもカラーで、写真が非常にきれいで、あまり文字はないですけども、本当に見て楽しい内容で立派な冊子になってるなと思うんですけども、県内で飲食店で見かけたことがあるんですが、自由に置いてもらえるところに置いて、そして自由に見ていただくというようなことかと思えますけれども、そのほかに、このSとNの活用っていうのは何か特徴的なことがあるのかお尋ねします。

【長野観光振興課長】 このSとNを活用して、実際事業としてやってるのはこの本の制作、その他イベントと、あとはSNSを使った情報発信というのがメインになります。

これアンケート調査の結果として、部長説明でも少しさせていただいておりますけれども、この読者の方、これお持ち帰りいただけますので、はがきまたはQRコードを使ってアンケート調査を実施しております。実際に手に取られた方、これ全体のサンプル調査っていうか、回答数でいうと600ぐらいしかないんですけども、回答いただいた方の6割は、やはり佐賀、長崎両県、あるいは片一方の県に行ったことがあるというような形になりますので、我々がやっぱり情報発信している以上に行動につながっているっていうこと。これお互いに認識をしながら、この魅力ある情報発信を続けていくことで行動につながっているというふうには思っております。

【堤委員】 ありがとうございます。

発刊されたときに、私たちも頂くわけですが、中身をどういうふうなことでつくられてるかっていう経緯とかあんまりよく存じ上げませんでしたので、本当にきれいで、何か見て楽しめる

っていうか、佐賀と長崎の魅力がたくさん詰まったフリーマガジンだと思いますので、製作者の皆さんのご苦勞も本当にしのばれるというか、これからの取組しっかりよろしく願いいたします。終わります。

【山村委員長】 ほかにありませんか。

【小林委員】 ちょっとね、部長、ちょっと一言、あなたにこの機会だからちょっと申し上げておきたいんだけど、先ほど徳永議員にもお話をしたんだけど、今こうして長崎空港のやっぱり国際線の整備がね、やっぱりこのインバウンドが非常にどうだこうだとかいうことと、またそういうインバウンド推進課でこれから観光振興をやっぱり盛り上げていこうという形の中で、定期航空路線とかそういうことを大いにやってもらいたいと、我々が期待をしているわけです。

私も30年ぐらい議会におるけども、こんなに長崎空港のことが話題になるようなことは少なかったと思うんだ。最近はね、もう誰でももう大村の人間だということで、我々だけが語ってはいかん思った。もう全体がそういう空気が盛り上がってきてると。

そこで、やっぱり長崎県の空港に対する取組を考えてみたときに、交通政策課っていうのがあるんだよ。交通政策課が24時間空港をやるわけ。だから、これからやっぱり定期航空路線を就航させ、いろんなやっぱり国々、特に東アジア、そういうことを考えていけば、24時間空港を実現させるということは、もう絶対不可欠なんだよ。もう北九州空港を見たら分かるだろう。そういう点から考えてみても、やっぱり機構改革を考えて、インバウンドの中に、やっぱり24時間空港を入れなければいかんと。また交通政策と議論すれば、別途委員会で、もう24時間空港はできないと、現状ではできないとは

つきり言うんだよ。

そういうような状況で、こっちはね、やっぱり観光というのを一つの目的にし、やっぱり経済の活性化を考えて、何としても定期航空路線を、盛り上げていかなきゃいかんと、こう言ってるわけ。

片やこうやって交通政策はもう一度言うが、24時間空港はできないと、こう言ってる。この辺のところを、やっぱり県庁でも取組がばらばらでは困るわけだよ。取組がばらばらでは困るわけだ。やっぱり、一定同じ方向でやっていただかなければいかんと。ここで盛り上げて、総務委員会でそうやって交通政策課と議論したら、もうできませんと、こう言ってるんだよ。

そういうことで、平田知事も誕生して、そういうことで国土交通省の取組も、新幹線も含めていろんな新しい展開がなってくると。だから、やっぱり機構改革をして、交通政策課の24時間空港化は、もうやっぱり小宮君のところに持ってきて、やっぱり一緒に取り組んでいただくような、そういうことをあなたたちは部長会議でやっぱり提案をしながら、もうちょっといい方向に持っていってもらおうと。機構改革をやってもらいたいと思ってるけども、まずこういう考え方について、伊達部長はどう考えてございますか。

【伊達文化観光国際部長】 今回、議案についてご承認いただきましたけれども、今後、その600億円という観光消費額の拡大を図っていく目標を計画の中で立てております。そうした本当に高い目標を達成していくためには、やはり今後はインバウンドの誘致をさらに推進していく必要があるものというふうに考えております。

インバウンドの拡大を図っていく上で、やはりポイントになってくるのは空港の整備、これ

をどうしていくのか。魅力の向上も含めてでございます。我々は度々議会の中でも、この空港の整備と観光客の誘致、インバウンド客の誘致、これは本当にセットとして考えていくべきものというふうなご意見を多々いただいております。ですので、先ほど答弁もありましたけれども、これは交通政策課と、もちろん我々も入って、そして民間事業者、そしてN A B I Cですね、こういったところと本当に一生懸命、今後どうしたらいいのかっていうことを議論しているところでございます。

そうした中において、やはり県の組織自体についても、今後見直していく必要があるのかというようなお尋ねでございます。

そこについては、これまでいろんな紆余曲折の中で今の組織ということになってきていると思いますが、今後の我々の県の本当に向かうべき方向性に従ってどういう組織体制がいいのかということについては、組織を所管しております総務部ともしっかり議論をしてまいりたいというふうに考えております。

【小林委員】 だから、部長が今おっしゃるように、やっぱりね私が言うばらばらでは困ると。

やっぱり東アジア、もうこういうのはちゃんと観光の基本計画の中に出てくるわけですよ。どうしても24時間空港を実現させなければ、なかなか観光客をこれだけのやっぱり売上げ、これだけの消費額を実現するということはなかなか難しいと思う。

だから、この辺のところは、国の関係があるのか何の関係があるのか分からないが、これは是非とも、あなたの時代にやっぱりこれを実現しませんか。やっぱり今、あなたは、あの長崎美術館のこと以外はみんな答弁が上手。長崎県美術館のことについては残念ながら、まだ今か

ら聞くんだぞ。歯切れが悪いけども。後のことは全部上等、さすがだよ。

だからこれをね、さっきも言ったろう、結果を残すんだよ。そういうようなことで、やっぱり機構改革に我々も議会で質問をして、本会議で知事にもやっぱりぶつけていきたいと思うんです。

ぜひね、長崎県のこれからの将来を考えれば、一体として取り組んでいくというような形でお願いをしたいと、こういうふうに思いますのでどうぞよろしくお願いします。

では委員長、本来の質問をいたします。

松尾さん、お元気ですか。小林でございます。ちょっとお尋ねしますが、先ほど部長のいわゆる説明によりますと、長崎美術館の指定管理者の、もういよいよ任期があと1年間だというようなことで、もう既に新年度から次なる指定管理者を公募しますと。こういうようなことの説明がありました。

そういうような形で指定管理者をこれから公募していただくということで、どうなっていくのか分かりませんが、いずれにしても、そういう動きをやっていくわけです。

そこで、これはやっぱり部長が説明しないといかんと思うけども。さっきからも午前中にちょっと議論をいたしましたけども、何で長崎県の美術館を、指定管理制度を導入しなければいけないのか。

もう要するに、県が直営してもいいんじゃないかというような形で、九州各県を全部調べてみたら、こういう長崎県方式は本県のみです。そういう点からしてみても、一体目的は何なのかと。こういう指定管理者を導入するという制度、これは何を期待をしているのか、目的は何なのかということについて、どうぞ歯切れのいい答

弁をお願いしたいと思います。

【伊達文化観光国際部長】この美術館の管理運営につきましては、第1期の平成16年の4月から指定管理者制度によって運用しておるところでございます。

この指定管理者制度は、やはり民間の活力の導入でございますとか、行政コストの抑制、こういったものをしっかり図って、より柔軟な組織の管理運営や施設の管理運営ができるようなことが主の目的でございます。

これはもう22年前になりますけれども、当時検討されて、やはりそうした指定管理者制度の本来の趣旨にのっとって、よりよい県立美術館の管理運営ができるように今までやってきました指定管理者制度に基づいて実施してきたものというふうに考えております。

【小林委員】だからこの指定管理を導入することによって、何かどういうふうによくなったのかと。

だから今、おっしゃるように、民間活力の導入、これもありがたい話。それと同時に、行政コストの削減と、こういうことも明らかになってるわけです。

じゃあ、指定管理によって、この制度を導入することによって、県が直営しないことによって、行政コストがダウンしているのか。こういうことが言えますか。これは課長でもいい。どういうふうになってますか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】令和6年度の実績ベースで美術館の職員の構成と、それを県で直営でした場合の人の構成と比較すると、人件費でいうと、年間3,000万ぐらいのコストダウンが図られているという試算をしております。

【小林委員】同じ人数で比べたときに、県庁の方がいわゆる給料が高いと、人件費が高いと。

だから3,000万円ぐらいの差があると。こういうあなたの明快な答弁を聞きました。

こういうようなことで、その3,000万円が、要するに行政コストと。つまり人件費がコストと。いわゆる下がってると。それは、同じ人数で計算した場合と同じなんですか。人数は違うだろう。どうですか。26名か28名とか二十数名が美術館にいるわけでしょう。

そういうところで、県とスライドしてないか、そういう本当に3,000万円の差が同じ人数、数で果たしてあるかどうかもう一度聞きます。

【松尾文化振興・世界遺産課長】私どもの試算で、ミュージアム振興財団につきましては、正職員の方が17名、嘱託の方が5名いらっしゃいます。あと、その他出向ということで1名いらっしゃるんですけれども、令和6年度の実績です。

その方たち、例えば、嘱託の方に関しましては、県の会計年度職員の単価の上限を設定、正職員の方については県職員の人件費の平均単価の金額を当てはめて試算した結果が、人件費3,000万円の減ということになります。

【小林委員】その人件費の3,000万円をもって行政コストの削減と、こういうことが果たして言えるかと。さっき言うように、いろいろイベントをやっておると。いろんな事業をやります。何ていっても文化芸術の拠点、よりどころだから。すごいやっぱり見識が高い分でなければいかんし、汚されていかんものですよ、あそこは。まさに聖域だと私はかねて思ってる。

そういうところに、外国のお客様、県内のお客様、県外のお客様、いろんな方々をお招きして、長崎県の芸術、美術、文化こういうものにお触れいただくようなことをもっていかないといけない。

そういうことで、例えば県庁で嘱託を受けな

いとか、あるいはパートを受けないとか、これは運営のやり方なんだけども、要するに、そういうところをうまくやっていくということで、県庁の中身が、やっぱりこの業種が違うから全くもって。だから、嘱託でいい、パートでいいというような状況の中でやっていける場所と、やっぱり、8時間勤務していただかなければいけないところと、これは基本的に違いますよ。

だから、人件費だけをもって行政コストがダウンしてるというようなことだけではなくして、やっぱりそれだけの民間活力ということを言ってるわけだから、やっぱり創意工夫、経営感覚というようなことを考えていけば、当然、事業費、あるいは収益、こういう状況の中で、午前中も言ったように、赤字になった年。

じゃあちょっと聞きますけどね、今22年とかやってますよね。県の美術館のミュージアム振興財団の中で大体赤字だった年は何年間で、黒字だった年は何年間で、黒字によって県が負担しなければいけない、今日は3億9,000万円という数字が当初予算で出ていたけども、これが削減されて、コストダウンになってるというようなことが言えますか、どうですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】ミュージアム振興財団につきましては、公益法人としまして、県からの指定管理の負担金による負担金事業を含めた公益的な事業を行っていらっしゃいます。

その中でミュージアム振興財団の決算で、単年度での計上、増減額のところの実績でいいますと、令和6年度までの21年間で赤字が5回、黒字が16回といったところでございます。

ただ、県の指定管理者への負担金、例えば令和6年度でいいますと県からの指定管理者の負担金は約3億5,400万円、ミュージアム振興財団のそれに相応する実績額としては3億6,300万円

といったことで、指定管理者の負担金事業については、919万の赤字といったところで、そこはミュージアム振興財団の方のほかの自主事業等で賄っていただいているというところでございます。

【小林委員】だから今、あなたが明らかにしていただいたように、やっぱり評価は、いろいろと分かれるところですよ。やっぱりそういう指定管理をやったからよかったというような形になるのか、これはもう直営でやった方がまだ安くつく。これ、今、部長が言った行政コストの削減というのはとても大事なことで、もうこういう指定管理をやっぱり民間の活力っていうのはやっぱり経営感覚であって、行政のコストダウン、行政のそういう経費のそういうところのやっぱり大事な部分が果たしてどうなのかということ、本気になって考えていただかなければいかんと。

しかし、やっぱり、いろんな無駄遣いとか、いろんなこういうふう指定管理者としていかなものかというようなことも、我々は、チェック機能を働かさんといかんし、本当はそれは誰がやるのかというと、当然、議会は当初予算とか何かでチェックをせんといかんが、あなた方がチェックをせんばいかんとやろ。

要するに、指定管理者については、チェックするのはあなた方だということについては間違いないですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】指定管理者として、指定管理の負担金の事業に関する監査等も行っておりますし、公益法人の担当課は当課でございますので、公共法人の決算を毎年出していただいて、公益事業に沿った事業を行っているかというところの観点からも、こちらで見させていただいているところでございます。

【山村委員長】 20分になりましたので。ほかでいらっしゃるかどうかが、確認させてください。

ほかの方で質問ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【小林委員】 引き続きお願いします。

そうしますと、この指定管理の制度というのは、さっき部長からなかったけども、競争性というのも非常に大事なことです。大事なことですね。そこはお認めになりますでしょう。

そうすると、例えば平成16年にこういう財団が、長崎ミュージアム振興財団設立という形で、スタートしたわけですね。そしてこれがもう17年の4月には長崎県美術館のまさに第1期の指定管理者に選定されているわけです。

これも当時いろいろあったけども、これは要するに、こういう長崎県美術館の管理運営をするための、そのための、いわゆるこの財団なんだというようなことが大分言われましたし、そんなことは耳にしておりました。

しかし、今、冷静に考えてみると、やっぱりこれは非常に問題が大き過ぎると。全く経験のない者が長崎県の美術館ができるぞいうことで、そして、ここに何と現職の県知事であった金子原二郎氏が、その、何と財団の理事長を務めると、こういうような特別問題になるようなことがスタートしてるわけです。

そこでまず、その手前に質問をしたいわけけども、これから言われるように、令和8年度から次期の指定管理者を応募するということだけでも、今、私の調査でも、第1期、第2期、第3期、第4期、22年間ミュージアム振興財団が独占しますよ。

そういう競争性という見識からいったときに、これ第1期、第2期、第3期、第4期でも、他に応募者がありましたか。他に応募者があったんで

すか。競争性はそこであったんですか。いかがですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 応募者については、ミュージアム振興財団の1者のみでございます。

【小林委員】 じゃあ、今回、そういう応募を始めますということで、またこれは、もうミュージアム振興財団は20年を超えたから、もうお宅の出番は終わりですよということじゃなくて、これは第4期までやってるけども、第5期、第6期とか6年ぐらいの任期の間に、また次もやると、手を挙げることはできるんですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 現在の公募による指定管理の制度をそのまま継続するとなれば、手を挙げるということは可能だと考えております。

【小林委員】 じゃあその制度の仕組みの中に、普通でいう、分かりやすく言えば、任期満了の定年制はないわけだ。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 指定管理の期間を区切った指定管理となりますので、その期間をもって終わりですけど、また新たな公募というところに、今の私どもの制度はなっております。

【小林委員】 だから今、言うように、6年間ぐらいの割合で一生やろうと思えば、選ばれればそういうことになっていくわけですね。

じゃあ、そこでお尋ねしますがね、今いう現時点で22年間、この長崎ミュージアム振興財団が独占してると。他に応募がないということが、実に私は不思議であるし、おかしいと思ってんだけども、そのところの競争性というところから見て、この他に手を挙げることがないという、団体がいないということ、これをどう思いますか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 私どもも競争性が働くのが本当、最適と思っているところで、これまで応募に手が挙がらなかった要因としては、前回、第4期についてはコロナ禍で施設運営の採算について予測し得ない状況だったというところは分析できるんですけども、現地説明会を開催したときに、そこには参加していただいている会社さんもいらっしゃるんですけど、その方たちからの声としては、自社だけでは運営についてのノウハウが足りず、ほかの事業者と組んで、JVですけど、応募しようとしたけれども、一緒にやっていく相手が見つからなかったといったこととか、現在の財団の運営状況が良好で、自社が取れる確実性がなかったといったような声が聞かれました。

【小林委員】 今、他の団体から手が挙がらないということについての、今の理由を聞きましたが、これは全部表向きのこと。

要するに、県知事が県の組織の中でトップがそういう、やっぱりこの指定管理者になってる長崎ミュージアム振興財団の理事長が現職の知事だというようなことになってくると、誰もほかに手を挙げる人がいないということは当たり前じゃないですか。

そこで部長、あなたにこれは聞かんといかんけども、こういう指定管理団体の指定管理者に、この制度を設けて、そのいわゆる長崎ミュージアム振興財団の理事長は現職の県知事と、こういうことについては、どういうふうに受け止めておりますか。

【伊達文化観光国際部長】 第1期の指定管理者のときでございましてけれども、このときには長崎ミュージアム振興財団の理事長に長崎県知事が就任をされるということでございます。当時の22年前ということではなかなか詳細なところま

では私も把握しかねますけれども、これはもともと、委員もおっしゃったように、この美術館の管理運営については、まだ指定管理者制度ができてない段階から検討を進めておられたというような状況であるというふうにお聞きしております。

そのため、まず公益財団、県が100%出資の公益財団法人をつかって、その管理運営の準備を進めていくと。これは当時の地方自治法の中で、公益行政のそういった美術館などを県以外が直営しない場合については、県が2分の1以上出資している法人でなければならないというような要件があったということで、そういう財団をつかって委託をそこにするというようなことで話が進んでおったと。

ただ、そういうふうな中で、指定管理者制度という新たな制度ができたということで、これは当時、本県が初めて、全国でもまだまだ指定管理者制度ができたばかりで、なかなか難しい状況の中で、本県が全体を公募するような形で指定管理者制度を導入したということで、結果的に…

【小林委員】 同じことを何回も言うな。

だから今言ったように、このいわゆる指定管理者と、こういうような状況が、もう実際的にこの美術館というのは、平成17年4月に開館してるわけだ。そういうところで、もう実際的に平成16年の1月に長崎県の長崎ミュージアム振興財団が設立をしてるんだけど、これを県が主導して設立してんだよ。今、あなたのお話のとおり。

しかし、現実にこの財団は、美術館の運営を担う目的で創設をされている。もうこれだけでも大変な問題になってるってことは分かると思うんだよ、俺がいろいろ言わなくても。そうい

う点から考えてみて、やっぱり現職の知事がそういう指定管理団体というようなところにやっぱり直接、いわゆる理事長に就任すると、こういうことは、あなた、地方自治法でもあんまり問題がないみたいなことを言うけども、調べてるのか。私は調べてきたぞ。

現職の知事が就任するということは、いわゆるこの利益相反、指定管理制度の趣旨やガバナンスの観点から、こういう点から見たときにもどのように思うかと。なかなかあなたにこれも言えって言っても、なかなかやっぱり知事に仕える立場であって、こんな質問をすること自体があなたには酷かもしれんけども、立場上、やっぱりあなたに聞かざるを得ないところがあるわけだ。

だから、そういう点から考えてみると、やっぱり民間の創意工夫とか、行政コストを低下させるようにするとか、あるいは民間の創意工夫、経営感覚、こういうなかなかやっぱり公務員関係に、行政関係にないようなことをあえてやっぱり、指定管理をつくってそれでやっていこうとしてるわけね。そういう点から考えれば、やっぱり指定管理者の理事長に県知事が就任している状況は、制度の趣旨である民間活力の活用という観点から見て果たして適切と考えるか、このくらいのことについては答えられるでしょう、どうですか。

【伊達文化観光国際部長】この指定管理者制度というのは、冒頭申し上げましたように、やはり民間活力をしっかりと活用していくということでございます。

そういった意味では、やはり公募で事業者を選定していくということでございます。そういう中において、一番最初の第1期の指定管理者制度の中においては、これは現職の知事が代表を

務められておる公益財団法人1者のみの応募という形で指定管理者に選定されているということでございますが、この点につきましては、やはり指定管理者を選定する立場である県の代表、それと指定管理者の代表ということで、やはりそこについては、責任の明確化でありますとか公正性の確保の点で非常にしっかりと考えていくべきところがあるのかなということで考えております。

【小林委員】だから問題があるということなんだよ。そういうことは、なかなかあなたの立場ではね、言いにくいとこだけどな。やっぱりそういう点からしてみても、いいか、この指定管理者制度との関係で、地方自治法第244条の2に基づく指定管理者が首長の関与する法人である場合、第141条第2項 営利団体役員兼職の禁止、兼職が禁止されている。こういう関係で問題になりますよと。報酬がなくても、営利目的でもない名誉職や顧問的な地位でも、実質的に組織運営に関与する場合は、役員、職員とみなされるおそれがあると。こういうふうになんか出てくるわけだ。と同時に、やっぱりこの倫理、ガバナンス上の問題として、公私混同、行政の信頼失墜、首長が関与する法人に指定管理を与えることは、私的利益のために公的権限を行使したと、こういうふうになんかみなされると。こういうようなことで、いろいろ地方自治法をやっぱり調べてみると、なかなか難しい問題が、やっぱりあってはならないというようなことがやっぱりされてるわけだよ。

知事の任期で、知事を兼務しながら3年間で辞めている。何で辞めたのかというようなところの問題点、それで国会議員を辞めたらまた、またそういう県の美術館の理事長ということで、事実上のオーナーになってるわけだ。事実上の

オーナーだよ。

そういう点から考えてみても、こういう県がこれだけの県民の皆様の税金を入れて、運営をしているところに、自分がつくったんだからと、自分がお金を寄附して造ったんならいいですが、県民の皆様方の税金で、それでもって造った美術館、ここを、さも私物化するような、そんな状況があつてよろしいのかと。

これはやっぱり大きな問題で、あなた方がチェックせんばいけないのに、何もね、元知事とかそういう立場の人のところにいるいろいろな意見を言うことができないと。そういうような、非常によろしくないバランス、いい方向にこれはいかないと思うんだよ。

だから私は、やっぱりこれは、1回美術館のこういう、何ていうか、長崎ミュージアム振興財団の方にも1回この委員会に来ていただいて、そういうところについての、もうそれこそ理事長の金子さんが真っ先に来なければいけない。

そういうような形で、1回きちんと来て、こういう問題の整理はせんと、県民の皆さん方に申し訳ないと。議会のチェック機能はどうしてると、こういうふうに言われても仕方がないと思う。この辺のところを、後でまた我々が協議して、その辺は決めたいと思うけども、そういうようなことで、やっぱり金子さんがそういうところに就いてるということは、極めて公私混同も甚だしいと、こう言わざるを得ないと思うし、またうわさによっては、近くお辞めになるそうだけども、当然辞めて当たり前だよ。辞めないのがおかしい。今までがおかしかったと。何も私は遠慮も要らん。そうやって言葉を選ぶような必要もない。おかしいものはおかしいんだよ。そういうことを申し上げて終わりたいと思います。

【山村委員長】ほかに意見ありませんでしょうか。

【坂口副委員長】すみません、私から1点だけお伺いします。

ちょうど議案の方にも観光振興基本計画がありまして、その基本施策の中に世界遺産など豊かな歴史と文化を生かした観光の推進というのがありますので、ちょっと関連してお伺いしますけれども、本県の諫早には、天正遣欧少年使節の一員の千々石ミゲルの墓所がございます。

最近、関係者、地元の方を中心に大河ドラマの誘致のプロジェクト、実行委員会が設立をされまして、プロモーションの映像を撮影されて公表をしておりますけれども、報道によりまして2033年度の放映実現を目指して活動されているということであります。

昔は龍馬伝とか2010年ですかね、半分長崎県というか、そういった感じで舞台になったことがありますけれども、これまで大河ドラマで舞台になったことはそれ以外にちょこちょこいろいろな方が出島とか長崎には来られてますけれども、それ以外にはないと。

朝の連ドラでは数年前に舞台になったことがあります。昔は、国民的な俳優がお盆と正月です。ね、映画で各地を回るといった映画とかもありましたけれども、最近そういうことがありませんで、大河ドラマか朝の連ドラぐらいかなと思いますけれども、こういった民間の誘致の活動に対して、まずどのように受け止められているかと、今後、どういった支援、サポートが可能かということについて伺いたいと思います。

【村山文化振興・世界遺産課企画監】千々石ミゲルを一員とする天正遣欧少年使節につきましては、委員ご指摘のとおり、近年、大変注目をされているところでございます。

県では、世界遺産、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産に関連する重要な文化財などをキリスト教文化遺産群というような形で登録しております、千々石ミゲルの墓所を含めまして、これを登録しております、広域的な魅力として県のホームページの方で、「おらしょこころ旅」というようなホームページがございまして、そういった中で、ホームページを通して広く紹介をしているところでございます。

そういった意味では、そういった情報発信面から支援を行うことにより、機運の盛り上げであったり、あるいは機運醸成の方につなげていければというふうに考えております。

【坂口副委員長】千々石ミゲル及び、その墓所ですね、潜伏キリシタン関連遺産の1つとしてそういったPRはしていくということかなとは思いますが、このプロジェクト自体をどうサポートできるかといったところは、何かお答えできますか。

【村山文化振興・世界遺産課企画監】このプロジェクト自体につきましては、なかなか難しいところがございますけれども、広報的な支援といいますか、情報発信面での支援をさせていただく中で、そういった面での支援ができればというふうに考えているところでございます。

【坂口副委員長】可能な限り、先ほど質問させていただいた、それこそ日本橋長崎館とかそういったところを活用していただいて、できるだけこの2033年、大河ドラマの舞台になると、やっぱり1年間は地元が盛り上がり、それなりの経済効果もあると思いますので、ぜひ放映の実現に向けてサポートして、歩調を合わせてサポートをしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【山村委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ほかに質問はないようですので、文化観光国際部関係の審査について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時 3分 休憩 —

— 午後 4時 4分 再開 —

【山村委員長】分科会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時 4分 散会 —

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和8年3月25日

自 午前 9時59分  
至 午後 4時30分  
於 委員会室3

渡邊 渡 生活衛生課長  
生活衛生課企画監  
(動物愛護管理センター整備担当)  
荒木雄一郎  
岩永 俊一 食品安全・消費生活課長  
赤澤 貴光 地域環境課長  
佐藤 貞夫 水環境対策課長  
山内 康生 資源循環推進課長  
深谷 雪雄 自然環境課長

2、出席委員の氏名

山村 健志 委員長(分科会長)  
坂口 慎一 副委員長(副会長)  
田中 愛国 委 員  
小林 克敏 〃  
溝口 芙美雄 〃  
徳永 達也 〃  
山田 朋子 〃  
宮本 法広 〃  
中村 一三 〃  
堤 典子 〃  
鵜瀬 和博 〃

太田 彰幸 交通局長  
岩崎 良一 管理部長  
柿原 幸記 乗合事業部長  
江頭 興祐 貸切事業部長

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

大安 哲也 県民生活環境部長  
下野 明博 県民生活環境部次長  
立石 寿裕 県民生活環境課長  
本多 千穂 男女参画・女性活躍推進室長  
石田 祐子 人権・同和対策課長  
大嶋 誠之 交通・地域安全課長  
谷村 重則 統計課長

6、審査の経過は次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【山村委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

【山村分科会長】まず、分科会による審査を行います。予算議案を議題といたします。

県民生活環境部長より予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。それでは、県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

令和8年3月定例県議会予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料 県民生活環境部の2ページ目をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第14号議案「令和8年度長崎県流域下水道事業会計予算」、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関

係部分、第64号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」の4件であります。

はじめに、第1号議案「令和8年度長崎県一般会計予算」のうち、関係部分についてご説明いたします。

令和8年度当初予算は、知事選挙と予算編成時期の関係もあり、骨格予算でありますので、

1、人件費等の義務的経費、2、経常的な管理経費及び継続事業費、3、その他事業の執行上、当初予算に計上を要するもの及び緊急を要するものなどについて予算を計上いたしております。

歳入予算については、計15億7,589万6,000円、歳出予算については、計46億8,506万9,000円を計上いたしております。

次に、予算の主な内容についてご説明いたします。

県民協働の推進について、3,174万7,000円。

共家事・子育て促進について、1,109万8,000円。人権尊重社会づくりの推進について、4,734万1,000円。交通安全対策の推進について、2,973万2,000円。統計調査について、2億9,817万9,000円。動物殺処分ゼロプロジェクトについて、5,626万2,000円。食育の推進について、942万6,000円。地球温暖化対策の推進について、2億3,904万6,000円。汚水処理施設の整備について、1億6,621万1,000円。廃棄物対策の推進について、1億7,600万7,000円。自然公園等の活用促進及び生物多様性の保全について、3億7,962万9,000円を計上いたしており、その概要は、3ページから7ページに記載のとおりでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。7ページ目をご覧ください。

令和9年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を越えて契約を締結する業務について、

令和8年度中に入札・契約事務等を行うため、環境放射線テレメータシステム及び測定機器類の運用保守・点検業務委託等、1億1,000万円など、22件を計上いたしております。

次に、第14号議案「令和8年度長崎県流域下水道事業会計予算」について、ご説明いたします。収益的収入は11億3,619万5,000円。収益的支出は10億3,372万8,000円。資本的収入は10億9,530万円。資本的支出は12億1,884万3,000円を計上いたしており、債務負担行為につきましては、8ページ目に記載のとおりであります。

以上をもちまして、令和8年度当初予算の説明を終わります。

次に、第52号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

引き続き、8ページ目をご覧ください。

歳入予算については、計2億9,389万8,000円の減。歳出予算については、計6億6,811万7,000円の減を計上いたしております。これは、予算年間所要見込額に基づく補正や、国の補正予算措置に伴う補正であり、主な内容は9ページ目中段から10ページ上段に記載のとおりであります。引き続き、10ページ目になりますが、繰越明許費につきましては、記載のとおりであります。

次に、第64号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。収益的収入は、5,244万9,000円の減。収益的支出は、772万1,000円の減。資本的収入は、9億4,842万1,000円の減。資本的支出は、9億4,626万9,000円の減を計上いたしております。

以上をもちまして、令和7年度補正予算の説明を終わります。

最後に、令和7年度補正予算の専決処分につき

まして、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和7年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未確定のものが、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和7年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【宮本委員】おはようございます。

それでは、骨格予算とはいえ、大切な当初予算ですので、確認の意味を踏まえてですね、質問させていただきます。また、前回の概要説明のところでも説明があつてるかもしれませんが、重複するかもしれませんが、質問させていただきます。

まず、部長説明資料の3ページです。

県民協働の推進についてということで、県民ボランティア活動支援センター経費として3,174万円ですが、まず、この県民ボランティア活動支援センターの活動内容と、そこに書いてありますけど、様々な相談を対応するというところでしょうけれども、この活動内容、そして、相談対応の推移についてお尋ねをいたします。

【立石県民生活環境課長】県民ボランティア活動支援センターについて、ご説明いたします。

これは県民の皆様のボランティア活動の拠点として、長崎市の出島交流会館に設置をしている施設でございます。指定管理で運営をしております登録をいただいているNPO・ボランティア団体の皆様が活動していただくためのスペースのご提供や、活動する上でのいろんなご相談の対応、人材育成で研修事業を行うなど、皆様方のボランティア活動の促進につながるような形で運営をさせていただいております。

年間で、令和6年度でございますが、利用者の実績といたしましては1万4,262名の方に利用していただいております。団体といたしましては、355団体の方にご登録をいただいております、延べで利用団体数としては2,184団体の皆様にご利用いただいている状況でございます。

その中で相談対応をさせていただいておりますが、令和6年度の実績で557件のご相談をいただいております。内容としましては、多くが、NPO法人のNPO法に基づく申請に関する手続等のご相談が内容になっております。そのほか、具体的にどういうボランティア活動がされているのか、どういう活動を自分たちがしたいので、どうしたらいいかなど、ボランティア活動に関するご相談や、どういう形でセンターが利用できるのかというご相談もいただいている状況です。

【宮本委員】はい、ありがとうございました。

結構な方々、2,184団体ということ、延べですね。355団体がいて、トータルで2,184団体が延べとして利用していますよという状況もですね、確認いたしました。令和6年、557件ということ、広く活用されているなという状況を確認いたしました。

来年度のこの当初予算は、特段何か新しいものではなくて、引き続き継続の予算ということ

で考えてよろしいのか、そこも確認をさせていただきます。

【立石県民生活環境課長】予算上といたしましても、県民ボランティアセンターの指定管理の負担金をはじめ、NPO・ボランティアのNPO法に基づく執行事務関係の、例年どおりの予算の計上をさせていただいているところがございます。

【宮本委員】ありがとうございました。

次に、5ページになります。

動物殺処分ゼロプロジェクトについて、お尋ねをいたします。

ここにいろいろ書いてありますが、収容数の削減とか収容動物の譲渡推進ですね。5,626万円計上されています。まずはこの来年度の内容についてお尋ねをいたします。

【渡邊生活衛生課長】人と動物が共生できる住みよい社会づくりを目指しまして、動物殺処分ゼロに向けたロードマップに沿った取組として、5,626万2,000円を計上しております。

具体的な内容といたしまして、まず収容の削減に向けた入り口対策として、不妊化活動の支援としての手術委託費用929万2,000円。それから移動式手術車、スペイカーと呼んでおりますが、それを、離島・半島地区の不妊化手術に充てることとしており、その費用として401万円。

また次に、譲渡を推進する出口対策といたしまして、ボランティアと連携した譲渡活動費用等として172万円。

それから、長崎県における動物愛護管理推進の中核となります動物愛護管理センターの整備の費用といたしまして、管理費用委託として3,300万円、それからPFI事業者の業務履行のモニタリング委託費として278万円。

さらに、市町やボランティア等関係者との連

携を深める活動や、子どもたちへの動物愛護教育の実施に向けた費用といたしまして41万円を計上させていただいております。

【宮本委員】はい、ありがとうございました。

動物殺処分ゼロに向けて入り口対策、出口対策。そして、新たな動物愛護管理センターの費用ということで、確認させていただきました。

動物殺処分ゼロプロジェクトなので、目標とするならば、殺処分ゼロに向けての取組であるということで理解しておりますが、数年前ですよ、長崎県が動物殺処分ワーストワンであったときに、確かあったかと思えます。殺処分数の推移についてですね、恐らく数年前ではなかったかなと思えますが、全国ワーストワンが、それからどのように推移しているのか、殺処分数の推移について、この際、教えてください。

【渡邊生活衛生課長】令和6年度の犬猫殺処分数ですが、治療の見込みのない病気や攻撃性があるなど、譲渡できない動物を除いて54頭となっております。

令和6年度の環境省事務提要から算出いたしました殺処分数につきまして、全国順位は、ワーストで犬が3位、猫が9位で、合計で全国9位ということになっております。

【宮本委員】はい、ありがとうございました。

令和6年度は全国9位と、犬が3位、猫が9位ということで確認いたしました。

これ、どれだけ徐々に、年間減ってきたかという推移が、5年とか4年で分かれば教えていただけたりしますか。これ令和6年で、トータルで54ということではありましたが、かなり減っているような感じはしますが、ちょっと年数で教えてください。

【渡邊生活衛生課長】ロードマップ策定前の令和3年度が937頭、令和4年度が412頭、令和5年度

が93頭となっております。

【宮本委員】ありがとうございました。

来年度5,626万円、このような費用をかけて、さらにゼロに向けて取組をされるということを確認いたしましたし、937から412、93から54ですね。かなり激減してありますが、すみません、この予算にちょっと絡めてですけど、その412から93にかなり減っていますが、このときは令和4年から令和5年ですかね。何か特に大きな取組をされていたんですかね。ちょっと今回のこの予算に絡めて、ちょっと確認させていただければと思います。

【渡邊生活衛生課長】令和4年から令和5年の取組といたしまして、動物の愛護法の改正がございまして、飼い主がいない犬猫の引取りに当たりまして、周辺的生活環境を考慮した上で、安易な引取りを行わない、拒否ができるというような法改正が行われました。そういったことを、徐々に徹底していく中で、収容数が減少してきたという側面がございまして。

【宮本委員】ありがとうございました。

いずれにしてもですね、少しずつ殺処分ゼロに向けて推進しているということを確認いたしましたので、来年度もですね、このプロジェクトに向けて推進していただきたいということを要望いたしますが、動物殺処分ゼロプロジェクトなので、ゼロ、これは目標年度をどこに、何年度に向けてゼロにしていくのかという目標についても、最後、教えてください。

【渡邊生活衛生課長】来年度から行われます総合計画の中で、令和11年までにゼロを目指したいというふうに掲げているところでございます。

【宮本委員】はい、分かりました。ありがとうございました。

令和11年度に向けてゼロということですが、54

からどんどん減って行ってですね、新しくセンターもできるので、引き続き出口対策と入り口対策、強化していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一つだけ確認をさせていただきます。

6ページになります。これ、自然公園等の活用促進及び生物多様性の保全についてお尋ねいたしますが、部長説明資料の6ページにはですね、国立公園だとか、九州自然歩道等の活用促進のためにですね、情報発信を実施すると書いてありますが、まずこれについて、来年度、取組を教えてください。

【深谷自然環境課長】県におきましては、これまでも県全域の国立公園、国定公園、県立自然公園などにおいて、自然とのふれあい体験の拠点として、展望台や休憩所など、整備し維持管理しているところでございますが、一方で、多数ある施設の中には、老朽化や現在のニーズに合っていなかったり、十分に活用されていない施設もございまして。そのため、令和8年度からは、自然公園等活用促進事業、新規の事業を計上させていただきます。施設の利用状況、ニーズ等を踏まえて、市町の観光施策等と連携して、活用が見込まれる施設については優先度をつけて改修等を実施していくと、そういったことを予定しております。

【宮本委員】はい、ありがとうございました。新規事業ということで確認いたしました。

約3億7,962万円となっておりますので、九州国立公園とか、九州自然歩道、市町との連携、取組をとということを確認いたしました。

その次に7ページですけど、引き続きですね、これも恐らく新規事業ではなかったかと思うんですけど、多様な生物種の生息空間の保全を行

うということとか、ツシマヤマネコをはじめとする希少動物ですね、の保全ということで予算も計上されていますが、そもそもこの民間団体、多様な生物種の生息空間の保全を行う民間団体の支援とありますが、この民間団体が県内でどのくらいあるのか、教えてください。

【深谷自然環境課長】ご認識のとおり、こちら生息空間の保全を行う保全活動の支援というのは、前身の事業を拡充する形で新規計上させていただいているものでございます。

ご質問の生息空間の保全を行う民間団体の数ということ、詳細、把握するのはなかなか難しいところでございます。身近なビオトープ等の管理を行っていらっしゃる団体とか、そういったところも含めれば、多数いらっしゃると思いますけれども、先ほど申し上げました前身の事業、平成21年度から実施している補助事業においては、これまで20団体程度に助成をしている実績がございます。少なくともそのぐらいの数はあって、それ以上に県内で活動をされている方々はいらっしゃるだろうというふうに承知しております。

【宮本委員】はい、ありがとうございました。

それはちなみに、対馬が主ですか。でなくて、県内ばらけているのか、それもちよっと確認させていただきます。

【深谷自然環境課長】対馬に限らず県土全体で、各市町から応募をいただいております。

【宮本委員】はい、ありがとうございました。

そうするならば、もう鹿とかですよ、特定外来生物等による被害、生態系の被害防止対策ということですが、まず、そもそもこの鹿とか特定外来生物等による被害がどの程度あるのか、被害の状況、被害の総額というのが分かれば、

教えていただければと思います。

【深谷自然環境課長】お尋ねの生態系への被害、鹿や外来種による生態系への被害ですが、農業被害、農林業被害のように被害額を算定するというのが難しいところでございます。

一方で、例えば鹿が増えすぎた影響として、対馬では林床、林の地面が裸地化してしまって、ヤマネコが餌としているようなネズミ等の小動物が生息できなくなってしまっていて、データを見ると、それによってヤマネコの生息にも影響が出ているようだと、そういった指摘を受けていたりします。

また、希少なチョウの餌となる草花がなくなってしまって、そういった状況も懸念されていたりと、そういった影響があるというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。

やはりこういった希少野生動植物を守るといふことの対策はですね、やはり大事ですので、調査及び普及啓発ということも踏まえてですね、大切な希少動物を守るための対策も推進していただきたいということを、最後、要望させていただきます。

【堤委員】おはようございます。

今、宮本委員から質問がありました自然公園等の活用促進及び生物多様性の保全についてというのが、6ページ、7ページありましたけれども、その関連ですが、予算書の新年度予算の横長資料、46ページ、こちらの方に鳥獣保護費の、鳥獣行政費というのがありますが、このところに鳥獣行政費が500万円ほど増額になってまして、この内容を見ますと、その事業概要のところ、生物多様性情報見える化事業、これが前年度から500万円ぐらい増えているというふうなことです、この内容についてご説明

をお願いします。

【深谷自然環境課長】ご質問いただきました500万円ほどの増額につきましては、令和7年度が898万8,000円、令和8年度、1,402万3,000円ということで増額してございます。

内容としましては、これまで専門家によるモニタリング調査結果をデータとして取りまとめるといった作業を主に行っていた事業でございますけれども、そういったデータを活用して、県民に対して環境配慮、行動変容を促すための情報発信を行うということを今回強化しようとしております。

具体的には、今年度生物多様性保全戦略の改定を行った中で、審議会等でいただいたご意見を踏まえまして、保全戦略の概要版をつくるか、あるいは地域ごとに特徴的な生き物や自然を紹介できるような動画を作成して、教育現場ですとか普及啓発の現場で使っていただくことを考えておまして、それを新たな事業として計上してございます。

【堤委員】情報発信にも力を入れていかれるということで、取りまとめたものの概要版、それから動画の作成、いろいろなやっぱり県民の皆さんに、やはりこの生物多様性、どういった生物がいるということ、保護とかですね、そういったことで、県民が触れられるような情報をお知らせしていくということですね。分かりました。

特定外来生物がいろいろ、その動物であったり植物であったりあるわけですが、そういったものや、それから希少な、やはり動植物、これからも守っていかなければいけないものというようなこと、そういった情報というのがなかなか目に触れにくいというか、専門書はあっても、一般の人が気軽に手に取って見られるようなもの

のとか、分かりやすいものというのはなかなかないなと思っています。そういったものが増えると、やはり知識が増えて、本当に行動変容につながっていくかと思うんですが、どういうふうな工夫をしていこうとお考えなのか、お尋ねします。

【深谷自然環境課長】例えば外来種の対策の必要性等をきちんと理解いただく上では、やはりどういった大事なものがその地域にあるのか、そういったことを知っていただくのが大事なかなと思っています。

そういう意味で、先ほど申し上げましたように動画を作るといった場合は、県内を8、今の予定ですけれども8エリアに分けて、それぞれの地域に少しずつでもその特徴がある部分をきちんと知っていただく。それを例えば、小学校とか中学校とか、その地元の子どもたちにもふるさとの大事なものとして知っていただくとか、そういった形で、より自分事と感じていただけるような素材づくりをしていくのが大事なかなと、そういった点は工夫していきたいというふうに考えております。

【堤委員】小中学生に、こういったものがありますよと、大事に守っていきましょうと、希少なものを保護しましょう、大事にしましょうというのとは大切なことだと思うんですが、一方で、こういう希少種がありますということが知れると、盗掘とかですね、植物など、何かそういう悪い方に行ったりするのもあって、悩ましいなと思っています。

佐世保市の鹿町の花ですね。カノコユリが選ばれて、それからそのカノコユリの盗掘が広がっていった、今本当に自然のままにあるというのがなかなか少なくなっているというのが残念で、そういうのがあったりしてですね、

やはりそういった面、希少種だから持ち出してはいけないとか、そういったこととかもやはり付け加えたような情報発信にさせていただきたいなということをお願いしたいと思います。

それと、同じ46ページの一番下に、環境緑化推進事業費、緑といきもの賑わい事業、これも370万円の増額になっていまして、拡充ということになるかと思いますが、こちらの方の内容もご説明をお願いします。

【深谷自然環境課長】ご質問いただきました事業に関しましては、先ほど宮本委員からのご質問のときも少し触れさせていただきましたけども、従前から行っておりました緑といきもの賑わい事業は、比較的その地域をベースとして活動されているような団体の保全活動を支援するというものでございます。

ただ、今まではどちらかという小さなビオトープだとか、あるいは特定の種を念頭に活動しているとか、そういった点と申しますか、少し1つのことに集中してやるような事業を念頭に置いている、まさに先ほどおっしゃられたような希少種というようなところに特化してたりとかしていたんですけれども、今回総合計画の中でも、先ほどの資料の中にもありましたが、生き物、希少種だけではなくて、希少種も含む生き物の生息空間をきちんと守っていくということが大事だということを念頭に、数値目標も掲げてあります。その目標達成に資するように、補助事業の中身につきましても、そういった面的な活動、生息空間全体を捉えて活動するような団体をご支援する、そういったところを含めて拡充とさせていただいております。

【堤委員】これまで点の取組だったのを面的に広げていくということですね。本当にこの生息空間を守っていくことで、やはりそういった生

物を守っていくっていうことにつながると思いますので、総合計画の中に目標値を設定してということですから、これからも注視していきたいと思います。ありがとうございました。

【山村分科会長】ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】討論はないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第14号議案、第52号議案のうち関係部分、及び第64号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【山村委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、県民生活環境部長より総括説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】観光生活建設委員会関係議案説明資料 県民生活環境部をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしております議案は、2ページ及び3ページに記載の5件でございます。

第26号議案「長崎県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例」につきましては、川棚

食肉衛生検査所の支所化に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第27号議案「長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第28号議案「自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例」につきましては、仁田峠インフォメーションセンターの県営公園施設への追加に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第48号議案「第5次長崎県環境基本計画について」につきましては、長崎県環境基本条例第9条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな環境基本計画について、先に策定した「長崎県総合計画みんなの未来図2030」の個別計画として、県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現計画のめざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」を継承し、5つの基本目標を柱とする令和8年度からの5か年計画として策定しようとするものであります。

第49号議案「第5次長崎県男女共同参画基本計画について」につきましては、長崎県男女共同参画推進条例第7条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、先に策定した「長崎県総合計画みんなの未来図2030」の個別計画として、県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、女性の職業生活における活躍の推進を図る計画として、現計画の目指すべき姿「男女が性別にかかわらず、個性と

能力を發揮できる社会」を継承し、3つの基本目標を柱とする令和8年度からの5か年計画として策定しようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

ながさき女性活躍推進企業等表彰およびフェムテック・フェムケア見本市の実施について。

企業等における女性活躍の推進に官民一体で取り組む「ながさき女性活躍推進会議」において、去る2月6日、女性の登用や人材育成等に積極的に取り組んでいる県内企業の表彰式を開催しました。

表彰式では、今後さらなる取組を期待する賞として新設したステップアップ賞1企業を含む計3企業を表彰したほか、株式会社資生堂前会長CEOの魚谷雅彦氏によるダイバーシティ経営に関する講演や、県内で活躍する女性管理職ネットワークのメンバーによるパネルディスカッションを行いました。

併せて、女性の健康課題と仕事の両立に対する理解促進を図るため、「フェムテック・フェムケア見本市」をFemtech Japan Femcare Japan 実行委員会主催、県共催により、2月5日から2月6日まで開催いたしました。2月5日には県庁にて、また6日にはながさき女性活躍推進企業表彰式と合わせて長崎ブリックホールにて、女性特有の健康課題に対応する製品やサービスの展示、セミナー等を行い、県民の健康リテラシーの向上や、企業における女性活躍に向けた健康課題及び働き方への理解促進に資する機会となりました。

今後も官民一体となって、女性活躍に積極的な企業等の周知に加え、女性のキャリア形成、管理職登用、ネットワーク構築の支援などに取り組み、女性活躍のさらなる推進に努めてまい

ります。

人権尊重の社会づくりの推進について。

学校、家庭及び地域社会における人権教育の推進について正しい知識と理解を深めてもらうため、教職員、社会教育関係者、PTA関係者、人権擁護委員等をはじめ、広く県民の皆様を対象とした「令和7年度人権教育中央研修会」を、去る1月30日に県庁会場とオンライン配信のハイブリッド方式にて開催しました。

本研修会では、「学びとつながりが主体性を育む～人権尊重社会の実現をわたしから～」をテーマに、「平和と人権」「子どもと人権」「外国人と人権」に関する講演を実施し、さまざまな人権課題についての理解を深め、それぞれの人権感覚を高める契機とすることができました。

また、県では、去る2月26日に第2回長崎県人権尊重を促す条例(仮称)有識者会議を開催し、前回会議に引き続き、条例骨子案について意見交換を実施し、条例の名称や規定すべき内容等についてご意見をいただきました。

今後、いただいたご意見を参考にしながら、条例制定に向けて検討を進めるとともに、引き続き、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいります。

このほか、ご報告いたしますのは、交通安全対策の推進について、統計調査について、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定の見直しについて、各種計画の策定について、第6次県庁エコオフィスプランの策定についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、県民生活環境課長より補足説明を求めます。

【立石県民生活環境課長】第48号議案「第5次長崎県環境基本計画」について、補足説明をさせていただきます。

本計画につきましては、11月定例会の観光生活建設委員会において計画の素案をご審議いただいたところをごさいますして、今回、最終の計画案として提出をしているものでございます。

計画案そのものは、サイドブックの議案書フォルダの中にごさいますけれども、本日は委員会補足説明資料にてご説明をさせていただきます。補足説明資料1ページをご覧ください。

本計画は、長崎県総合計画の基本戦略の1つであります「安心して生活できる環境づくりを推進する」に位置づけられ、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画でございまして、本県の環境行政のマスタープランとして、各主体の環境保全への取組の指針となるものでございます。現計画の施策の大きな方向性を継承しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間として策定するものでござい

ます。

2ページをご覧ください。

計画の目標につきましては、本県がめざすべき環境像を「海・山・人未来につながる環境にやさしい長崎県」と定めており、めざすべき環境像の実現に向けて、5つの分野に分けて、それぞれ基本目標ⅠからⅤを掲げております。

まず、基本目標のⅠ「脱炭素型の社会づくり」におきましては、住宅や事業場への太陽光発電設備等の設置補助や具体的な環境にやさしい行動を促す「ゼロカーボンアクション12」の発信などを通して、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量のさらなる削減に取り組むとともに、熱中症対策や防災対策をはじめとする適応策に

関する情報発信などを通して、今後避けられない地球温暖化による影響の軽減に取り組み、いわゆる「緩和策」と「適応策」を両輪として進めることにしております。

基本目標Ⅱ「人と自然が共生する社会づくり」におきましては、生物多様性の保全のため、市町や民間団体等が実施する希少種等の保全活動や、生息生育空間の創出などの取組支援や、外来種への関心と防除意識の喚起などに取り組みとともに、自然の恵みに関する理解促進と活用を進めていくため、企業や事業者等による生物多様性保全活動との連携・支援や、自然公園等における滞在環境の上質化の推進などに取り組むこととしております。

基本目標Ⅲ「循環型社会づくり」におきましては、県民、事業者、NPO、大学及び市町などの関係主体と連携した実践型4Rの推進などを通して、廃棄物の最終処分量や食品ロスの削減に取り組むとともに、海岸漂着物の回収処理・発生抑制対策等の推進や、産業廃棄物のリサイクル推進、不法投棄等の監視パトロールや産業廃棄物処理業者等への立入検査などに引き続き取り組むこととしております。

3ページをご覧ください。

基本目標Ⅳ「安全・安心で快適な環境づくり」におきましては、水環境の保全のために公共用水域の水質汚濁状況の常時監視や下水道・浄化槽等による汚水処理の普及促進などに取り組むとともに、大村湾や諫早湾干拓調整池などの閉鎖性海域の水質保全対策の推進に引き続き取り組むこととしております。

また、大気汚染の常時監視や長崎県未来環境条例に基づく「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」等の巡回指導・広報などに引き続き取り組むこととしております。

基本目標Ⅴ「環境保全の基盤となる取組の推進・充実（共通的取組）」におきましては、県民一人ひとりの自主的な環境保全活動につながる環境教育の推進に取り組むとともに、多様化する環境問題に対する調査研究に引き続き取り組むこととしております。

4ページをご覧ください。

先ほど申し上げました「めざすべき環境像」や「基本目標」を達成するための具体的な「施策の方向性」と、それに沿った「事業群」を示した施策体系をお示ししております。

11月の観光生活建設委員会においてご意見をいただくとともに、パブリックコメントや市町からの意見を踏まえ、環境審議会で審議を行い、去る1月20日に答申を受け、案として作成し、今回議案として上程をさせていただいたものであります。

以上で、「第5次長崎県環境基本計画」について、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、男女参画・女性活躍推進室長より補足説明を求めます。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】第49号議案「第5次長崎県男女共同参画基本計画」について、補足説明をさせていただきます。

本計画につきましては、前回11月定例会の観光生活建設委員会において、計画素案をご審議いただきましたところでございまして、今回、最終となる計画案を提出いたしております。

計画案そのものは、サイドブックの議案書フォルダの第3号ファイルに掲載しておりますが、本日は観光生活建設委員会フォルダ内に掲載しております補足説明資料にて説明をさせていただきます。まず、1ページをご覧ください。

計画策定の背景ですが、現行計画の目指すべ

き姿を継承しつつ、社会情勢の変化を踏まえて策定するものでございます。

計画の役割につきまして、本計画は長崎県総合計画の基本戦略のうち「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」「誰もが活躍できる職場環境をつくる」等に位置づけられる個別計画でありますとともに、男女共同参画社会基本法の第14条及び県の条例第7条に基づき、県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画でございます。

また、女性活躍推進法第6条に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する県の計画も兼ねております。

計画期間につきましては、令和8年度からの5年間としております。

2ページをご覧ください。

本計画の目指すべき姿を「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会」とし、ローマ数字のⅠからⅢまでの3つの基本目標を掲げております。

基本目標ごとに、主な取組をご説明いたしますと、まず基本目標のⅠ、左上ですけれども、「男女がともに活躍できる社会づくり」におきましては、女性管理職ネットワークの構築や総実労働時間の短縮、女性の再就職支援、地域に根強い固定的性別役割分担意識の解消のための啓発、共家事・共育ての促進などに取り組んでまいります。

それから右上にまいりまして、基本目標のⅡ「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」におきましては、男女の健康保持のための相談・指導・周知の充実、それから暴力を防ぐ環境づくりに向けた意識啓発、ひとり親家庭等への支援、避難所等における市町の取組支援などに取り組んでまいります。

それから、下にまいりまして、基本目標のⅢ「啓発・教育と体制づくり」におきましては、意識改革に向けた啓発活動の充実強化や、学校における男女共同参画教育の推進、それから県における推進機能体制の充実、市町の推進体制整備に向けた一層の支援などに取り組んでまいります。

3ページをご覧ください。

先ほど申し上げた、目指すべき姿や基本目標を達成するための具体的な政策と、それに沿った施策を示した施策体系をお示ししております。

さきの11月定例会の観光生活建設委員会においていただきましたご意見、それからパブリックコメント等のご意見を踏まえまして、県の男女共同参画審議会で審議を行い、去る1月22日に答申を受け、案として策定しまして、今回、議案に議案として上程させていただいたものでございます。

以上で、第5次長崎県男女共同参画基本計画について、説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山村委員長】次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【渡邊生活衛生課長】県民生活環境部、生活衛生課関係の議案について、ご説明いたします。

令和8年度3月定例会県議会観光生活建設委員会説明資料、県民生活環境部3ページをお開きください。

第26号議案「長崎県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例」について、川棚食肉衛生検査所の支所化に伴い、条例第2条で規定している名称の改正を行うものでございます。

補足説明資料といたしまして、4ページをお開きください。

食肉衛生検査所では、衛生的な食肉を供給す

るため、と畜場に搬入された家畜が食肉に加工される工程で検査を実施しております。

県が設置する食肉衛生検査所につきましては、現在、諫早、川棚の2つの食肉衛生検査所と諫早食肉衛生検査所国見支所で検査業務を行っているところです。

今回の改正内容といたしまして、2に記載のとおり、食肉衛生検査体制の効率的運用を推進するため、人員や業務分担の見直しを行い、川棚食肉衛生検査所を諫早食肉衛生検査所の支所として再編いたします。

具体的には、諫早食肉衛生検査所、川棚食肉衛生検査所の双方で行ってございました高度な専門性を要する検査業務を、令和7年度から諫早に集約し、川棚においては、検査課1課体制で業務を行っており、検査技術継承、人材育成、検査機器の維持管理の効率化などを図っているところです。

令和8年度からは、さらに業務の効率化を進めるため、総務事務を諫早に集約し、川棚食肉衛生検査所の検査課を廃止し、支所とすることとし、効率的な業務運営につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、第27号議案「長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、令和8年3月定例会県議会観光生活建設委員会説明資料、県民生活環境部5ページをお開きください。

食品衛生法施行規則の一部が改正され、従業者が常駐せず、全自動調理器により調理された食品を販売する営業に係る施設基準が追加されたことから、その内容について、本条例に反映するため、改正を行うものでございます。

補足説明資料といたしまして、6ページをお開きください。

改正の内容といたしまして、従業者が常駐しないことにより、必要としない内容の適用除外が規定されたこと、従業者が常駐せず、全自動調理器により調理された食品を販売する営業について、機器の機能によって、従業者と同等の管理を補完するための新たな基準が追加されております。

当該基準を参酌し、本条例を改正し、必要としない基準を除外し、従業者による管理を補完するため、新たな基準を追記するものでございます。

以上で、26号議案、27号議案の補足説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【深谷自然環境課長】第28号議案「自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

お手元の観光生活建設委員会説明資料8ページをご覧ください。

本議案は、仁田峠インフォメーションセンターを本条例に基づき設置しております県営公園施設、指定管理施設でございますが、として追加するものでございます。

施設の概要でございますが、仁田峠インフォメーションセンターは、雲仙天草国立公園内に平成7年12月に設置された自然公園等の情報案内などを行う施設で、令和6年度の年間延べ利用者数は5万6,768名でございます。

県営公園施設、指定管理施設への追加に至った経緯等につきまして、ご説明を申し上げます。

本施設、これまで維持管理や自然公園、登山、観光の情報案内といった利用に関する業務を、地元の事業者の方に委託して実施してまいりま

した。国立公園雲仙の利用拠点の1つである本施設を、今般、再整備するに当たりまして、令和6年度に民間活力導入の可能性調査を実施し、その結果を踏まえ、現在施設改修の設計を行っており、令和8年度に工事を予定しております。

再整備により、仁田峠ならではの登山コンテンツの拠点機能ですとか、飲食・物販機能、情報提供機能等について追加強化を図ることとしているものでございます。

次に、指定管理者制度の導入理由につきまして、ご説明いたします。

今回の再整備で導入する機能を最大限に活用したサービスの提供と、効率的な運用を図るために、類似施設の運営実績や専門的な知見を持つ民間のノウハウを導入することとし、指定管理者制度を導入することとしたものでございます。

9ページの5をご覧ください。

次に、今後のスケジュールにつきましてご説明いたします。

本議案について議決をいただきました後、令和8年度中に、本施設の指定管理者の指定に係る事務手続を行いまして、令和9年4月より指定管理施設として運営開始したいというふうに考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**【山村委員長】**以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**【宮本委員】**1点だけ質問させていただきます。

第28号議案、自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例、先ほど説明いただきました横長資料の8ページになりますけれども、すみませんが、確認を込めて質問させていただく

んですけど、県営公園施設への追加に至った経緯等、その中でですね、今までは自然公園、登山、観光の情報案内を地元事業者に委託して実施ということですが、これは今までこの地元の事業者の方々、何名でされていたのか、そして、年間の費用が発生していたのか、事業内容はこのような業務でしょうけれども、その点をまずは確認をさせていただきます。

**【深谷自然環境課長】**何名で運営されていたかということ、株式会社という形で運営はされております。代表の方がいらっちゃって、比較的小規模な事業者の方で運営をいただいているところでございます。

費用につきましては、県からは情報発信をしていただくということで、委託費を93万5,000円、令和7年度実績ですと支出をしております。

一方で、同じその建物の一部を、物販をするということで、目的外使用という形で使用料を払っていただいています。その分、62万7,221円ということで県に収入をいただいていますので、差引き、県としての負担は30万7,779円、そういった金額を県としては負担して、運営している状況でございます。

**【宮本委員】**ありがとうございます。

そうするならば、指定管理者制度の導入理由ということで書いてありますが、私の理解がいいのか、ちょっと確認なんですけど、今回条例を改正すると、ちょっと逆の言い方からすると、わざわざ条例を改正してまで、指定管理者制度を導入してまでする必要があるのか、そもそもこの地元の事業者の方々に今までどおり任せておけばいいんじゃないかなという気はするんですけど、そこに書いてあるとおり、再整備によっていろんな機能を強化するので、今回指定管理者制度を導入して、強化をするという理解でい

いのか、何かわざわざ指定管理制度を導入しなくても、この地元事業者にお任せしておけばいいんじゃないかなという気はしますが、その点についてちょっとご説明ください。

【深谷自然環境課長】今回再整備をするに当たりまして、先ほど申し上げましたように、令和6年度に調査検討の業務を行いました。その中で、地域の皆様とも議論をする中で、この仁田峠という場所が国立公園の中でも重要な拠点であるということ、そこにあるこのインフォメーションセンターについては、より一層情報発信の機能を強化する、あるいは物販とか飲食の提供によって、その地域全体の魅力をしっかり知っていただく拠点にもするという事で申し上げますと、現在、県の方で支出している委託費ではですね、十分その機能を発揮いただくのは難しいかなと。

一方で、施設をきちんとリニューアルした形で、その中できちんと事業者の方にサービスを、いいサービスを提供していただいて、そこで必要な収益を上げていただいて、その収益を施設の管理運営にきちんと回していただく、そのことを目指して、今回指定管理者制度を導入しております。

一番は、そのサービスをきちんともっとよくするという、機能を強化するというところだとは思いますが、その県の支出ということだけで考えましても、委託費は今後は必要はなくなって、きちんと運営をよくしていただいて、稼いでいただいた分で、その管理をしていただくという部分でも、県としては維持管理費を抑えることができる、そういったメリットもあるかなというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。

年間延べ利用者数も5万6,768名と多いですよ

ね。恐らくですね。

強化ということですね、確認をさせていただきましたので、ありがとうございました。

【山村委員長】ほかに質疑はありませんか。

【山田委員】第5次長崎県男女共同参画基本計画について伺いたいと思います。

2ページの方で、目指すべき姿というところで、I-4、地域における男女共同参画の推進というところで、地域に根強い固定的性別役割分担意識の解消（新規）、また地域の魅力を生かすにぎわいづくりへの女性の参画促進（新規）というふうに書いてあります。数値目標の方に、海業の取組数を何か目標にしているようですが、これは海業だけなのか、どういったことなのか、まずそれぞれお聞かせいただきたいと思います。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】計画における、「地域における男女共同参画の推進」ということで、その内容を詳しくということです。

地域に根強い固定的性別役割分担意識の解消という点におきましては、若者に選ばれる地方ということですね、最近地方創生の方で注目をされているところでございますけれども、そういった若者・女性がですね、転出する要因の1つに、地域社会に残る固定的性別役割分担意識、それからアンコンシャスバイアス、性別による無意識の思い込みということなんですけれども、男性は仕事、女性は家庭といった、そういう性別で固定的に役割分担をするような意識が影響して、女性に大きな仕事を任せられないとか、女性は黙って補佐的業務をしてほしいとかですね、そういったところが、若者・女性が地域を離れる要因の1つになっているのではないかと、いう指摘がなされているところでございます。

これを踏まえまして、まず1つ目の○の「地域に根強い固定的性別役割分担意識の解消」ということですね、地域に対してこの性別によるアンコンシャスバイアスの解消、そういう悪影響の払拭をですね、目指す啓発に力を入れていくというのが1つ目でございます。

それから、2つ目の地域の魅力を生かしたにぎわいづくりへの女性の参画促進ということですね、数値目標として海業のことを挙げておりますけれども、水産以外に、農林の方でもですね、例えば女性の経済的地位の向上ということで、家族経営協定等の普及と充実に努めるですとか、女性の認定農業者の増大、女性の行う部門経営や農林水産業に関係する企業活動の支援とかですね、そういった取組も入っているところでございます。

数値目標として立てているのはですね、確かに代表的なところといたしまして、海業のことを入れております。こちらは特に水産業に関してはですね、なかなか女性の参画というのが進みにくい分野であるということで、数値目標として今般取り上げているところでございます。

そういった活動に実際に、実質的に参加、女性が参加しているような取組というのをですね、増やしていくということで、今回、海業に関するものを数値目標として設定しているところでございます。

【山田委員】さっきの固定概念の解消には、男女問わず、年齢・世代問わず、どういう形で広報をしていくのか分かりませんが、チラシなり、イベントなり、やっていくのかなというふうに思っております。

女性が参画しづらいということ言えば、建設業も含めてあるのかなと思っています。申し訳ないけど計画は、書くのは書いてるけど、結

局その実行するところの連携というか、水産部とか農林部とか、様々なところと、この男女ではどういう関わりを具体的にしていくなですか。このほかにも保育人材とか、妊娠・出産に関わる支援とかいろいろあるけど、拡充って書いてあるけど、じゃあ具体的に何をするという話で、これはここの部局でするわけじゃないじゃないですか。だから、そういう他部署との連携というのを、書きものを書いただけで終わっているのか、それとも自分たちのこの先ほどの役割分担解消のために、現場に入って一緒にやるとか、何かにぎわいづくりのイベントと一緒にやるとか、どういった関わり方をしているのかをちょっと伺いたいと思います。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】各分野でのですね、女性参画について、男女室がどういった関わりをしていくのか、あるいは部局連携をどういった形でやっていくのかというお尋ねかと思えます。

まず、女性の参画の機会を増やすためにですね、一番に取り組んでおりますのは、各種審議会への女性の委員の登用促進でございます。こちらは先ほどおっしゃいました農林分野ですとか水産分野、それから建設業とかですね、そういった分野も含めたところで、女性の委員の登用を、目標値といたしましては40%以上ということでですね、令和12年度までに実現をしていきたいというふうに考えております。そのために男女室の方からも、そういう登用の必要性、それからその女性の委員が入ることによって、多様な視点が様々な施策に反映される、そのことの必要性ですとか、メリットですとか、そういったことを訴えながら、女性委員の登用促進について、推薦いただく団体さんとかにですね、理解を求めていくという形にしております。

あと、アンコンシャス・バイアスの啓発に関する取組ですけれども、主に男女参画室が実施する研修とか、そういったところにですね、どなたにも、誰にでもアンコンシャス・バイアスというのがある。その悪影響というのをなくすために、いろいろ例えば女性の管理職になりたがらないとか、なかなか発言をしたがらないとかいう方に対する、自分自身の女性が発言したらいけないのではないかという思い込みですとか、あるいは周りの女性は黙って男性の後をついてくるものだというような、そういった無意識の思い込みという影響というのをですね、こんな弊害があるんですよというのを伝えながら、そういった啓発をしていきたいというふうに考えています。

【山田委員】いろいろお話をいただいたんですけど、私、具体的に聞いたことは、男女参画、何か、こういうのをつくる時にですよ、ちゃんと他部署ともこういうふうに拡充、拡充と書いてるけど、ちゃんと話が進んでやっている。私は現場に入ったりするのかということをやちょっと聞いたんですけど、その辺をちょっと。そこ、任せっきり、書くは書いたけど、後はもうその部局にお任せですみたいな感じなのか、その辺をちょっと教えてください。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】現場に入っていくのかということですが、実際ですね、地域の方に向けた研修というのはですね、男女参画室でもやっていくこととしております。それで、具体的にその地域の集まりの中で、農林の関係の方とか、建設業の関係の方とか、そういった方たちが入ってくるかというのは、ちょっと地域次第ではあるんですけれども、例えば自治会の方ですとか、消防団の方ですとか、そういった方々に男女共同参画の重要性を理解

していただくような、そういった研修をやっていくこととしております。

【山田委員】私の質問が悪かったのか、よく分からないんですけど、私は現場で今からそのにぎわいづくりをするのに、例えば海業なら水産関係、農林のことだったら農林の人たちが一緒に関係者と話をしますよね。そこに男女も来るのかというのをさっきから聞いてるんですけど、いいですか。答弁を求めます。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】大変失礼いたしました。

そういった個別のにぎわいづくりの場ですね、男女室ないし関係者がですね、直接参画するというのはなかなか難しいことではありますけれども、事業を推進する県の担当部署、あるいは市町の担当部署の職員に理解を求める取組、研修ですとか、それからそういう地域の関係者が、地域づくりですとか、そういった方たちが男女共同参画の研修に来ていただくようなですね、広報、そういったことをしていきたいと考えております。

【山田委員】ぜひですね、こういうふうには書きものとして書いているから、ぜひ、もちろん今、室長が言われたように、いろんな機会にいろんな方に来ていただいて、意識を高めていただくこと、大事だと思っておりますし、しっかりと、にぎわいづくりに女性の参画促進と書いてるので、後追い、いろいろ仕事はいっぱいあるとは思いますが。書いてることに対して、やっぱり他部署ともきちんと連携しながら、これをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

もう1点、啓発と教育体制づくりのところ、意識改革に向けた啓発普及の促進で、男女平等の社会となっていると思う人の割合が15.5%から50%までに、すごく高い目標設定かなと思っ

てますけど、この目標設定についてお伺いをしたいと思います。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】男女平等の社会となっていると思う人の割合ということで、50%と、目標値が高いのではないかというお尋ねでございます。

こちらですね、国の男女共同参画計画と同じような考え方の設定の仕方をしております。まず理想といたしましては、ほぼ全ての人が男女平等の社会だと感じるのが理想なんですけれども、現状はですね、県の方は15.5%、国の方も16%程度と、理想から大きくかけ離れた状況でございますので、まずは50%、約半数の人たちが男女平等の社会となっていると感じられるようなですね、そこを計画期間内に目指していくという設定の仕方をしております。

【山田委員】本来であれば、おっしゃるとおり100%であると思っておりますし、こんな、今の世の中においても、こういう低い状況であるということは非常に残念に思っています。

令和12年に50%になるように、ぜひともですね、しっかり取組をいただきたいと思っております。

私が常々申し上げています女性の健康のことですね。健康保持をしながら仕事とか家庭のこと、いろんなことが両立できるような社会の実現に向けて、様々ないろんなことをいっぱい女性のために書いていただいているかと思っておりますが、取組をいただきたいと思っておりますし、女性が活躍するためには、当然男性の理解が必要不可欠でありますので、誰もが活躍ができる社会に向けて取り組んでいただくことを期待をしたいと思っております。

次に、もう1点、議案の方、お聞きしたいと思っております。

第5次長崎県環境基本計画（案）、概要について、3ページの4番に、快適で美しいまちの保全というのがあります。ごみの投げ捨て等防止重点地区、喫煙禁止地区等とあるんですが、それぞれどのぐらい地区が指定されているのか、教えていただきたいと思っております。

【立石県民生活環境課長】地区の指定につきましては、ごみの投げ捨てと喫煙禁止地区、それぞれ28地区指定をしております。

【山田委員】この28地区は、両方同じところという理解でいいんですかね。

【立石県民生活環境課長】同じ地区を指定しております。

【山田委員】恐らくその県庁の周辺も駄目だったのかなと思ってますが、ちょっと教えていただいているんですか。どんなところをしているかというのを。

【立石県民生活環境課長】地区の指定箇所につきましては、県北、島原、五島、壱岐、対馬それぞれございまして、県北、例えば県北地区でいきますと、黒島天主堂文化遺産地区や西海パールシー自然公園地区、田平天主堂文化遺産地区、宝亀教会文化遺産地区というふうに、各地区でそれぞれ指定をしているところでございます。

【山田委員】今、代表的な世界遺産も含めたところの場所だったかなというふうに理解をしています。長崎なら大浦天主堂のところとか、いろいろそういったところが中心なのか、それともその県庁の辺り、この辺もどうでしたっけ、どういうふうになっているのか。指定の仕方をちょっと教えてもらっていいですか。

【山内資源循環推進課長】基本的には観光地、あと歴史上で、重要な文化遺産があるようなところでございます。

【山田委員】観光地だけ。文化財とかあって、たばこで燃えたりとかしてもいけないし、観光客来るところだし、きれいにしとかなないと駄目だということだというふうに理解をしておりますが、なかなか、決してそれだけではまちはきれいにはならないし、観光地だけというのがすごく、これもグローバルスタンダードなことなのか、それとも、よその地域は、例えば、子どもたちの通学路とか、そういったところとかはたばこは絶対駄目だとか、何かそういうのをやっているとどこかはないのか。これが長崎県の指定の在り方が、国に準じるとか、何かそういうものになっているのか、その辺りをちょっと教えてください。

【山内資源循環推進課長】先ほども申しましたとおり、28箇所の重要な地区が条例に基づき指定されております。それぞれまた、市町においても条例等で、たばこのポイ捨てとか、その他、環境美化などに特に配慮すべき地域を指定しているところでございます。

【山田委員】よかったらその28地区の件は、別途教えていただきたいと思っております。

私さっき、これがスタンダードなのかって、決め方として、よその県もこんなふうにしてるのかという質問もしたけど、それには答えてもらってないんですけど。分からない。分からないということでもいいですか。

【山村委員長】暫時休憩します。

-----  
— 午前11時17分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時18分 再開 —  
-----

【山村委員長】再開いたします。

【山内資源循環推進課長】申し訳ございませんけども、他県の状況につきましては、ちょっと把握をしております。すみません。

【山村委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論は終了しましたので、採決を行います。

第26号議案、第28号議案及び第48号議案ないし第49号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【立石県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしております県民生活環境部関係の資料について、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年度、昨年11月から本年2月までに実施したものとなっております。

初めに、資料2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関して、市町等に対し内示を行った補助金でございます。

間接補助金の実績につきましては、資料2ページに記載のとおりで、長崎県浄化槽設置整備事業補助金6件となっております。

次に、3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてであります。記載のとおり計2件となっております。

なお、4ページ以降に入札結果一覧表を添付いたしております。

次に、7ページをご覧ください。

知事及び部局長応答に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛ても同様の要望が行われたものにつきましては、島原半島振興対策協議会外3期成会など4団体から要望のありました計6項目でありまして、要望項目ごとの県の対応につきましては、7ページから12ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、13ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。

附属機関につきましては、上段に記載のとおり、長崎県男女共同参画審議会など19件、また、私的諮問機関等については、下段に記載のとおり、長崎県人権尊重を促す条例（仮称）有識者会議2件を開催しており、会議の概要等につきましては、14ページ以降に記載のとおりでございます。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料といたしまして、物品管理室で実施しております集中契約のうち、県民生活環境部関係の契約1件について記載したものを別紙で配付をさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山村委員長】次に、県民生活環境課長より補足説明を求めます。

【立石県民生活環境課長】補足説明資料の①-1、第2次長崎県環境教育等行動計画改訂版（案）の概要について、ご説明をいたします。

本計画は、環境保全活動や環境教育等の取組

を総合的・体系的に推進するため、平成31年3月に策定した計画でございまして、令和12年度までの12年間を計画期間とし、令和7年度を中間年度として見直しを行うものでございます。

計画改訂のポイントといたしましては、国の基本方針を踏まえ、体験活動に加え、ICTを活用した学びの実践に取り組むとともに、環境保全活動等における協働の取組を効果的に進めるため、学校等、家庭・地域、事業者などをつなぐ中間支援機能の充実に向けた取組の支援を行うこととしております。

2ページをご覧ください。

目指す目標を「持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと」と定め、数値目標として、「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を令和12年度までに100%とすることを掲げ、4つの施策に取り組んでおります。

主な取組について、ご説明いたします。

まず、施策の1におきましては、環境保全活動や環境教育等を推進するため、県のメールマガジンやSNSなどによる情報発信、環境アドバイザーの派遣などを実施することといたしております。

施策の2におきましては、学校や家庭・地域、事業者等の各主体における協働の取組を推進するため、中間支援機能を有する団体との交流や情報交換等を行うこととしております。

施策の3におきましては、人材育成の取組として、ICTを活用した講座の実施や、県の環境学習総合サイトにおける環境プログラムや活動事例集等の提供を通して、環境活動の指導者養成を行うこととしております。

施策の4におきましては、環境保全活動等の拠点となる環境教育関連施設等との情報交換や、

連携した情報発信の充実を図ることとしております。

3ページをご覧ください。

目指す目標の達成に向けた施策の体系をお示ししております。

なお、本改訂案につきましては、11月定例会の観光生活建設委員会におきましてご意見をいただくとともに、パブリックコメントの意見を踏まえ、環境審議会で審議を行い、取りまとめた改訂案を本議会においてご説明をさせていただいているものでございます。

以上で第2次長崎県環境教育等行動計画改訂版（案）の概要について、説明を終わります。

【山村委員長】次に、交通・地域安全課長より補足説明を求めます。

【大嶋交通・地域安全課長】交通・地域安全課から、第5次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画（案）の概要について、ご説明いたします。

本計画につきましては、前回、11月定例会の観光生活建設委員会において、計画素案をご審議いただきましたところで、今回、最終となる計画案を提出しております。お手元の補足説明資料②-1をご覧ください。

本計画は、長崎県総合計画の基本戦略の1つである「安心して生活できる環境づくりを推進する」に位置づけられ、長崎県犯罪のない安全安心まちづくり条例に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するために策定する計画です。

現行計画の施策の大きな方向性を継承しつつ、社会情勢や犯罪情勢の変化を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5か年を第5次計画の期間としております。

2ページをご覧ください。

本計画の目標として、「犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指す」と掲げ、指標を全国トップレベルの治安水準の維持と設定しております。

3ページをご覧ください。

本計画の施策体系図をお示ししております。

犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた意識づくり、地域づくり、環境づくりの3つの基本方向を基に、14の施策とそれにつながる78の事業で本計画を構成しております。

事業における主な変更点につきましては、1「意識づくり」において、インターネットリテラシー向上の推進を新たに追加し、また、2「地域づくり」において、再犯防止の取組の推進や子どもの居場所や体験の機会、子どもの居場所の充実についても新たに加えております。

なお、本計画案につきましては、11月定例会の観光生活建設委員会においてご審議いただき、パブリックコメントの意見を踏まえて素案を修正し、取りまとめた計画案を今委員会においてご説明させていただいております。

以上で、簡単ではありますが、第5次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画についての説明を終わります。

引き続き、補足説明資料③-1、第12次長崎県交通安全計画素案の概要について、ご説明いたします。

本計画は、交通安全対策基本法によって国の計画に基づき、各都道府県でも作成することが義務づけられており、県内の交通安全に関する総合的かつ計画的な施策を推進するために、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5か年として策定するものであります。

また、県の総合計画の基本戦略の1つである、「安心して生活できる環境づくりを推進する」

に位置づけられ、交通事故のない安全・安心なまちづくりに寄与するものです。人命尊重の理念の下、交通の状況や地域の実態に即した交通安全の施策を具体的に定めて、県や県警をはじめ関係機関が取組を推進し、交通事故のない社会を目指します。

今後のスケジュールとしては、4月中旬までパブリックコメントを実施し、県民からの意見を反映させた後、6月議会において計画案をお示しし、その後、7月に長崎県交通安全対策会議に諮る予定としております。

続いて、分かりやすいように3ページをご覧ください。

目標達成に向けた施策体系図をお示ししております。

本計画は、まず3つの分野、道路交通の安全、鉄道交通の安全、踏切道における交通安全から成り立っております。現計画を継承しつつ、近年の交通情勢を踏まえた目標や講じようとする施策を新たに盛り込んでおります。

それでは、2ページ目にお戻りください。

本計画の目指す姿は、引き続き交通事故のない交通安全社会の実現です。

3つの分野のうち、大部分を占める道路交通の安全について、現計画からの主な変更点をご説明いたします。

目標は、年間の24時間死者数を23人以下にする、年間の重傷者数を235人以下にすると設定しております。この数値につきましては、国の次期計画における目標設定数値算出方法を基に、県警と協議して設定いたしました。

施策を講じるための現状における重視すべき視点としては、朱書きの部分の⑤外国人の交通安全対策の推進、⑥特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底

と安全対策の推進の2点が新規の部分になります。

次の講じようとする施策は、8つの柱の中で推進することとしております。この中では、朱書きの8件を新たな施策として追加しております。

以上で、第12次長崎県交通安全計画素案の概要についてのご説明を終わります。

【山村委員長】次に、食品安全・消費生活課長より補足説明を求めます。

【岩永食品安全・消費生活課長】当課からは、第5次長崎県食育推進計画、第5次長崎県消費者基本計画、第3次長崎県食品の安全・安心推進計画の3つの計画について、ご説明いたします。

まず初めに、第5次長崎県食育推進計画について、ご説明いたします。資料の方は、補足説明資料④-1の計画の概要の方のファイルをご覧ください。1ページ目でございます。

この計画は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育基本法第17条に基づき、国の食育推進基本計画を踏まえて策定するものでございます。

計画の役割といたしましては、県総合計画の基本戦略「健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる」に位置づけられ、本県の食育を推進することで、健康で文化的な生活、豊かで活力のある社会の実現を目指します。推進の方向性は次の3つになります。

生涯を通じた心身の健康を支える食育、持続可能な食を支える食育、長崎県の特色ある食文化の継承でございます。計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

次に、2ページ目をお開きください。

まず(1)生涯を通じた心身の健康を支える食育です。

施策の展開として、食育を通じた望ましい食

習慣の普及、健康寿命の延伸、栄養バランスや野菜の摂取の啓発、朝食欠食の減少、口腔機能の重要性についての啓発を進めます。

次に（2）持続可能な食を支える食育では、食品の安全に関する情報提供、農漁業体験や生産者との交流、食品ロス削減や災害時に備えた取組を推進します。

最後に（3）長崎県の特色ある食文化の継承では、学校教育や給食、地域活動やイベントにおいて、県産食品や郷土料理の普及を進めます。

次に、3ページ目をご覧ください。

このページは、先ほどご説明いたしました3つの方向性と具体的な施策の展開を体系的に示したものになります。

健康で文化的な生活、豊かで活力ある社会の実現を目指し、心身の健康、持続可能性、食文化の継承という3つの柱で施策を展開してまいります。

次に、4ページ目から5ページ目をご覧ください。

計画策定に当たりまして、11月定例会の本委員会におきましてご意見をいただくとともに、パブリックコメントのご意見を踏まえまして、県食育推進県民会議で審議をいたしました結果、後ページに記載のとおり、追加・修正を行いまして、計画の最終案として今議会にお諮りしているものでございます。

以上で、第5次長崎県食育推進計画案の説明を終わります。

続きまして、補足説明資料⑤-1、計画の概要をご覧ください。

第5次長崎県消費者基本計画について、ご説明いたします。

この計画は、長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第8条に基づき、人口減少、高

齢化、デジタル技術の進展など、消費者を取り巻く環境の変化を踏まえて策定するものでございます。

計画の役割といたしましては、県総合計画の基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」に位置づけられ、消費者行政を総合的に推進することで、県民の消費生活の安定と向上を目指すものでございます。期間は、令和8年度からの5年間としております。

次に、2ページ目をお開きください。

本計画は、次の4つの柱で施策を展開してまいります。

まず、（1）消費者被害の防止では、消費者の安全確保や自主的・合理的選択の支援、デジタル環境でのリスク対応、高齢者被害防止等を推進してまいります。

次に、（2）消費者による持続可能な社会づくりでは、消費者団体活動支援、食品ロス削減、環境に配慮した行動の推進を図ってまいります。

次に左下、（3）消費者教育の推進。学校や地域での教育、社会情勢に対応した消費者教育を推進してまいります。

最後に（4）消費者行政の相談体制等の充実では、県や市町消費生活センター機能の充実、関係機関との連携を推進してまいります。

3ページ目をご覧ください。

先ほどご説明いたしました4つの柱と具体的な施策を体系的に示したものでございます。

目指す姿として、「啓発活動と公正な取引環境の確保による消費者トラブルの未然防止」「自立した消費者を育成するための消費者教育の推進」「消費者支援体制の充実」を掲げ、県民の消費生活の安定と向上を図ってまいります。

次に、4ページ目から5ページ目をご覧ください。

計画策定に当たりましては、パブリックコメントのご意見を踏まえ、県消費生活審議会で審議した結果、5ページに記載のとおり、追加・修正を行い、計画の最終案として今議会にお諮りしているものでございます。

以上で、第5次長崎県消費者基本計画案の説明を終わります。

最後に、第3次長崎県食品の安全・安心推進計画についてご説明いたします。

補足説明資料⑥-1をご覧ください。

この計画は、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長崎県食品の安全・安心条例第8条に基づき、社会情勢の変化を踏まえて策定するものでございます。

計画の役割といたしましては、県総合計画の基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」に位置づけられ、生産から消費までの各段階で食品の安全性を確保し、関係者からの理解を深めることで、県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目指すものでございます。期間は、令和8年度からの5年間としております。

2ページ目をご覧ください。

本計画は、記載の5つの柱で施策を展開してまいります。

I、生産から消費までの安全性の確保では、生産段階においては、農畜産物、水産物の安全性確保、製造・加工・調理・流通・販売段階では、監視指導体制強化、HACCP導入支援、食品表示監視、消費段階では、食品の衛生の注意喚起に取り組みます。

II、食品に関する理解促進と信頼の確保では、正確な情報公開、リスクコミュニケーションの推進、食育との連携に取り組みます。

III、食品の安全・安心を支える体制及び連携

の強化では、食品の安全管理に関する調査・研究、試験検査体制や危機管理体制の整備・充実、関係機関との連携強化を図ってまいります。

IV、環境の保全への配慮では、化学肥料や化学合成農薬を低減した栽培を推進します。

V、県産食品産業の振興と発展では、県産品の認知度向上を図ってまいります。

3ページ目をご覧ください。

先ほどご説明いたしました5つの柱と具体的な施策を体系的に示したものでございます。

安全かつ安心な食品の生産供給の確保を図ることにより、県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目指してまいります。

4ページ目から5ページ目をご覧ください。

計画策定に当たりまして、11月定例会の本委員会においてご意見をいただくとともに、パブリックコメントのご意見を踏まえ、県食品安全安心委員会で審議し、去る2月2日に答申を受けまして、計画の最終案として本議会にお諮りしているものでございます。

以上で、第3次食品の安全安心推進計画案について、説明を終わります。

【山村委員長】次に、地域環境課長より補足説明を求めます。

【赤澤地域環境課長】当課の方からは、3点ほどご説明させていただきます。

まず1点目ですが、第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画改訂版（案）につきまして、補足説明資料⑦-1の方でご説明をいたします。スライドの1枚目をご覧ください。

本県では、令和3年3月に、令和12年度までの10年間を対象とする第2次地球温暖化（気候変動）対策実行計画を策定しました。今年度は中間年度に当たり、令和7年2月に閣議決定されました国の計画とも整合を図りながら、現行計画の

方向性を継承しつつ、改訂することとしております。

計画につきましては、長崎県総合計画の基本戦略「安心して生活できる環境づくり」に位置づけられるとともに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法に基づく地域適応計画となります。

計画の改訂に当たりましては、長崎県環境審議会へ諮問を行い、先月、2月16日付で答申をいただいておりますほか、昨年11月の本委員会にもご審議いただき、パブリックコメントや市町への意見照会を行った上で、最終案を策定しております。

次に、2枚目をご覧ください。

今回の改訂では、国の方針に基づきまして、短期目標として、温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度に46%削減とし、新たに中期目標を追加し、2035年度、2040年度において、それぞれ60%、73%と設定しております。また、長期目標につきましては、これまで同様、2050年に排出量実質ゼロを目指すこととしております。

具体的な施策としましては、排出抑制対策であります緩和策としまして、太陽光発電設備等の補助事業や共同購入事業の実施、ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12などを推進してまいります。

また、温暖化の影響を予防・軽減する適応策としまして、気候変動適応センターへの情報発信、災害対応力の強化、食害生物の有効活用、藻場保全、熱中症予防対策の強化などを行うこととしております。

3枚目をご覧ください。

体系図ですが、緩和策と適応策は相互補完的

な施策であり、車の両輪として、各分野で関係部局と連携を図りながら推進してまいります。

4枚目をご覧ください。

本案は、昨年11月から12月の約1か月間、パブリックコメントを実施し、説明が分かりづらい箇所など、5件、意見をいただいております。加えて12月の本委員会でご指摘がありました温室効果ガスの量の分かりやすい表現の記載についても検討を行ったほか、成長産業・県土強靱化対策特別委員会でご指摘がありましたカーボンニュートラルレポートにつきましても、担当部局に確認を行い、パブリックコメントによる変更内容と併せて、5枚目の方に記載をしております。

以上で説明を終わります。

続きまして、第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和7年度改訂版）の計画案について、ご説明いたします。

計画案は、補足説明資料⑧-2に記載しておりますが、補足説明資料の⑧-2の方で、計画の概要について、ご説明をさせていただきます。

この計画につきましては、従前の計画を継承したもので、県の関係部署、島原半島3市、事業者団体からなる島原半島窒素負荷低減対策会議で策定するものであることから、パブリックコメントは行わず、同会議の中で内容の整理を行ってきたものとなります。

計画策定の趣旨としましては、島原半島におきまして、地下水における硝酸性窒素等の環境基準超過が見られることから、関係機関が連携して、飲用水の安全対策及び良質な地下水の保全のため、窒素負荷の低減に向けた取組を推進するものであります。

浅井戸におきましては、改善の傾向も見られておりますが、今後も継続した取組が必要なことから、これまでの計画の施策体系を基本的に

は継承した上で、本計画を策定することとしました。計画期間は令和8年度からの5年間としております。

スライドの2枚目をご覧ください。

最終的には全地点での環境基準達成を目標としておりますが、令和12年度における中期目標として、定期モニタリングでの環境基準超過点が7地点以下となることとしております。

施策の柱につきましては、大きく2つございます。

1つ目の柱は、健康影響を防止するための飲用水の安全対策であり、適切な水質検査や飲用井戸利用者への注意喚起等を行うものです。

2つ目の柱は、良質な地下水の保全のための窒素負荷低減対策であり、窒素の供給源となります。施肥対策や畜産対策、生活排水対策を行うものです。

地下水対策には長い時間を要することから、多くは現在の計画を継続していくものとなりますが、拡充としまして、半島内での主要作物であるバレイショにつきまして、栽培手法に応じたきめ細かな施肥基準の策定や指導を行うこととしております。

スライドの3枚目には、今回の改訂版の体系を記載しております。

続きまして、第5期大村湾環境保全・活性化行動計画の計画案につきまして、ご説明いたします。

計画案は、補足説明資料⑨-2として掲載しておりますが、補足説明資料の⑨-1の方で、計画の概要及びパブリックコメントの結果について、ご説明させていただきます。

本計画は、大村湾の環境保全や活性化を図るもので、大村湾の水質や、住民等が海と触れ合う機会が減少しているなどの課題を踏まえ、令

和8年度からの5年間を計画期間として策定するものでございます。

本計画につきましても、昨年12月のこの委員会でもご審議いただき、パブリックコメントを踏まえた上で、最終案として取りまとめております。

スライドの2枚目をご覧ください。

計画の体系になりますが、生物の力を活用した自律的な再生能力や、県民、各種団体等、多様な主体による持続的な活用を通じて、「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」を目指すことを計画の目標としており、外部有識者で構成します大村湾環境保全・活性化会議のご意見も踏まえ、現在の第4期計画を基本としております。

政策の柱は大きく2つございます。

左側の1の森里川海が一体となった里海づくりににつきましては、宝の海づくり、里海づくりの観点から、流入負荷抑制対策、生物多様性の保全、里地里山の管理、水産資源の持続的な利用、海域環境の保全に関する取組などを行うこととしております。

また、右側のⅡのみんなで取り組む賑わいのある里海づくりににつきましては、大村湾の活性化に資するものとして、親水意識醸成や環境保全活動の推進、地域資源の活用促進、流域連携協働取組の推進に関する取組を行うこととしております。

現在の計画から継続する取組が多く、これらを継続していくことが重要であります。新たな調査研究のほか、体験活動や情報発信の強化にも取り組んでいきたいと考えております。

スライドの4枚目をご覧ください。

12月から1月にかけて実施しましたパブリックコメントの結果になります。

2名の方から13件のご意見をいただきました。

主なご意見につきましては、4ページの2にお示ししたとおりであり、12月の計画素案から変更した主な内容は、5枚目のとおりであります。

以上、当課からの3件についてご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【山村委員長】次に、資源循環推進課長より補足説明を求めます。

【山内資源循環推進課長】当課からは、所管します2つの計画についてご説明いたします。

まず1つ目は、第6次長崎県廃棄物処理計画案について、ご説明をいたします。補足説明資料⑩-1の1ページをお開きください。

本計画は、循環型社会づくりに向け、県内の廃棄物処理等の現状や国の動向を踏まえ、策定をするものです。県民、事業者、行政など、全ての主体が協働・連携するための指針となるものです。計画の期間は、令和8年度からの5年間です。

経過につきましては、長崎県環境審議会へ諮問を行い、2月16日付で答申をいただいております。

これまでパブリックコメント等による県民からのご意見を反映した計画案につきまして、本日の委員会にてご審議をいただきたいと思っております。

2ページ目をお開きください。

目指す将来像につきましては、環境への負荷が少ない循環型社会です。

目標達成に向けた3つの施策につきまして、説明をいたします。

1つ目の施策は、食品ロス削減など4Rの推進です。県民会議・市町と連携した実践型の4Rを推進するほか、県内在住のインフルエンサーや地元メディアを活用しまして、多チャンネル連携型による普及啓発を強化してまいります。

次に、2つ目の施策、プラスチックごみの発生抑制、再資源化の促進といたしまして、プラスチック資源循環促進法に基づく各種取組のほか、海岸漂着ごみの対策について、市町や民間団体と連携し、引き続き回収処理、発生抑制対策を推進していきます。

次に、3つ目の施策、廃棄物の適正処理の推進です。

パトロールや事業者への立入検査を行うなど、引き続き不適正処理防止に努めてまいります。

なお、各施策の数値目標につきましては記載のとおりでございます。

最後に、地域循環システムと地方創生です。

こちらにつきましては、地域内の廃棄物が資源となり、付加価値の高い再生材として地域内循環利用ができれば、持続可能なまちづくりにつながります。そのためには、資源循環のための製造業者とリサイクル業者の事業者間の連携が必要不可欠でございます。まずは、国の動きや先進地事例などを踏まえ、地域の循環資源の可能性について、関係事業者らと議論・協議してまいります。

また、今後、人口減少などの影響も踏まえ、持続可能な廃棄物処理体制の確保に向け、ごみ処理施設の広域化・集約化計画や災害廃棄物処理計画の見直しを行ってまいります。

3ページになります。

3ページにつきましては、施策の体系図をまとめております。

また、4ページ、5ページにつきましては、パブリックコメント等の結果でございます。いただきました47件のご意見のうち、30件を計画本文へ反映しております。非常に多くのご意見をいただき、ありがたいと思っております。

以上、第6次長崎県廃棄物処理計画案について、

ご説明を終わります。

続きまして、第2次長崎県食品ロス削減推進計画について、ご説明いたします。

補足説明資料⑩-1により説明いたします。1ページをお開きください。

この計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、国の基本的な方針や県内の現状を踏まえ、循環型社会の実現に向けて、県民運動として、食品ロス削減をさらに推進するための計画です。計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年です。

これまでパブリックコメント等を実施した結果として、県民からのご意見を反映した計画案につきまして、本日委員会においてご審議をいただきたいと思います。

次に、今回の計画案のポイントについて、ご説明いたします。2ページ目をご覧ください。

本県の目指す姿は、長崎食ロスゼロであります。目標として2つ挙げております。

目標1として、1人1日当たりの食品ロス発生量を令和12年度には89.4グラムまで削減する目標としています。

また、目標2としまして、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を指標としております。令和12年度の目標として96%以上としております。

次に、食品ロス対策として、家庭系と事業系に整理をしております。

直接廃棄が多い家庭系対策といたしまして、冷蔵庫在庫使い切り等、食材を無駄にしない行動変容に向けた周知啓発をSNS等を活用しまして実施してまいります。

また、小中学生を対象に、食品ロス削減に向けたポスターコンテストを開催し、入選作品等は啓発資材等に活用させていただきます。こ

らの数値目標につきましては、関係イベント等での普及啓発を年に2回開催、ポスターコンテストを年に1回実施としております。

次に、事業系の対策としまして、小売店での手前取りや見切り品の活用、飲食店では、宴会時の3010運動推進など、周知啓発を行い、また、フードバンク活動の紹介などに取り組んでまいります。

数値目標としては、3010運動の認知度を令和12年度は令和7年度比倍増の50%へ上げる目標としております。また、フードバンク活動の認知度を令和7年度の78%から令和12年度には95%まで上げる目標としております。

3ページになりますが、こちらは各主体の責務、役割と、県の施策について体系としてまとめてございます。

4ページ、5ページには、いただきましたパブリックコメントの結果、その対応について記載させていただいております。

以上、第2次長崎県食品ロス削減推進計画について、ご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山村委員長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【深谷自然環境課長】補足説明資料⑫-1、長崎県生物多様性保全戦略（案）の概要について、ご説明いたします。

本戦略の役割としましては、長崎総合計画の基本戦略の1つである「安心して生活できる環境づくりを推進する」に位置づけられ、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画となるものであり、今回、生物多様性の現状を踏まえた課題を整理し、今後5年間の生物多様性保全の行動目標や施策を定め、人と自然が共生する社会づくりを目指してまいります。計画

の期間は令和8年度からの5年間となります。

2ページをご覧ください。

生物多様性保全戦略では、いきものと人々にぎわう「ながさきの未来環境」の実現を目指し、2050年までの長期目標として3つの目標を掲げております。この3つの目標につきましては、基本的に現戦略を踏襲したものとなっております。

この2050年目標の達成に向け、今後5年間で達成すべき行動目標として、5つの2030年目標を掲げております。

目標の検討に当たりましては、環境審議会において、国内や県内の社会変化、気候変動等のグローバルな動向等を踏まえた議論を行っていただき、取りまとめております。

この5つの行動目標とそれぞれの施策の内容、指標設定の例につきましては、2ページの中ほどから3ページにかけて記載しているとおりでございます。

行動目標1では、多様な主体の理解を深め行動と連携強化につながるよう、普及啓発や保全活動等の推進に向けた取組など、行動目標2では、環境監視と種の保護、生態系の保全の強化として希少種等の保護や重要地域の保全など、行動目標3では、自然環境の適切な保護管理として外来種対策など、行動目標4では、自然資源を活用した地域づくりとして、自然資源を活用した公園施設の整備など、行動目標5では、基礎データの収集整理や人材育成などについて、それぞれ取り組んでまいります。

4ページでは、次期戦略案の全体の構成をお示ししています。また、5ページ以降には、パブリックコメントの結果等について示してございます。

本戦略の策定に当たりましては、11月定例会

の観光生活建設委員会においてご意見をいただくとともに、パブリックコメントや市町からのご意見を踏まえ、環境審議会で審議を行い、取りまとめた案を今議会においてご説明させていただいているものでございます。

生物多様性保全戦略案の概要の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【山村委員長】以上で、説明が終わりました。

審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き県民生活環境部の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午後 零時 1分 休憩 —

---

— 午後 1時30分 再開 —

---

【山村委員長】午前中に引き続き、県民生活環境部の審査を行います。

議案外所管事務一般に関する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性の確保などに関する資料について、質問はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【宮本委員】それでは議案外についてですね、質問をさせていただきます。1点だけ質問いたします。

食育推進について質問いたします。

先ほど午前中も第5次長崎県食育推進計画の概要説明がありましたけれども、その中で、食育フェスタに関することです。

今年度、昨年12月21日、長崎駅のコンコースで長崎県食育フェスタが開催されまして、私

も初めてになりましたけども、参加いたしました。食育の普及啓発の観点から、非常に有意義なフェスタで、非常に楽しかったです。当日は、日曜日の午後でしたので、多くの方々が訪れていた、県民の方々が来ていらっしゃったんです。高齢者から親子、子連れの方々もたくさん来ていらっしゃいました。関心度は高いんだなというのを確認をさせていただきました。

非常に私にとってはすばらしいフェスタであったので、来年度も、この食育フェスタを継続して開催していただきたいということと、あわせて、会場選定について、今年度は長崎駅のコンコース、表彰は県庁1階ロビー、催物は長崎駅のコンコースだったんですけども、場所の選定についてもですね、しっかりと検討していただきたいと思っておりますけれども、ちょっとお考えをお聞かせください。

【岩永食品安全・消費生活課長】お話しいただきました食育フェスタにつきましては、食の体験を楽しみながら、食の基本となる健康ですとか、環境、農林水産業等について、知っていただく、食への関心を高めることを目的に、県庁各関係部局と連携して開催しているところでございます。

昨年度に引き続き、本年度は、先ほど委員もお話ありましたように、昨年12月21日の日曜日に、長崎駅のコンコース、ちょうど改札口とかもめ市場の間のところですけども、そちらの方でブース等を出して開催いたしました。

会場の方では、食に関する正しい知識の普及、あと野菜摂取量や骨密度の測定といった健康状態への気づきの機会をつくりまして、食育推進の観点から、県民にとっても、我々にとっても、有意義な機会になったのではないかなというふうに受け止めております。

来年度の開催につきましては、継続する方向で第3回目を開きたいというふうに思っております。今年度の実績や課題等を踏まえまして、規模や会場選定も含めて、適切な実施方法を整理していきたいなというふうに思っております。

なお、会場につきましては、今回長崎駅のコンコースでしたけれども、県民のアクセス性ですとか、想定の来場者数等、総合的に勘案いたしまして、今後決定していきたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。

よかったです。来年度も継続の方向で検討ということですので、ぜひともですね、開催していただきたいということを改めて要望いたします。

2回目、12月21日が2回目だったんですけども、1回目は参加しておりませんが、前回と今回でですね、どの程度の来場者があったのか、2回目、結構多かったように感じるんですけども、1回目と2回目の来場者の比較、県として把握している数字がありますならば、教えてください。

【岩永食品安全・消費生活課長】昨年度は第1回目の食育フェスタになりますけれども、県庁1階のエントランスで開催させていただきました。参加者といたしましては186名ということで把握をしております。

一方で、今年度は長崎駅のコンコースでの開催ということになりましたので、たくさんの方が行き交う中での開催となりました。来場者の方につきましては、会場内でボールペン等の啓発資材等を配布いたしましたし、各ブース数での来場者数などを聞き取って、総合的に勘案いたしますと、最低でも240名の方はご来場いただいたんじゃないかなというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。

確かに駅コンコースは多かったように感じますし、ベジチェックとか骨密度の測定については並んでいた方もいたので、240名程度ということですね、改めて確認をいたしました。

食育フェスタ、食育ということに関するならば、食生活改善推進委員、略して食改さん、これ私も一般質問等々でもですね、過去に取り上げさせていただきましたが、非常に食改さんが日頃から地域に根差した活動を、食育についてはされています。今回のイベント、食育フェスタではですね、ちょっと姿が見えなかったような感じです。

ぜひともですね、食改さんについても、食育フェスタのような県のイベントには関わっていただきたいというふうに私自身は考えていて、それによって県民への発信も可能になってですね、内容も非常に充実してくるのではないかなというふうに思います。

今回のイベントで2回目ですよ。今年度のイベントで、食改さんがどのような形で関わっていたのか。先ほども継続の方向性ということはあるものの、来年度ですね、今後の食育フェスタについて、食改さんの皆さんとはぜひとも連携をしていただきたいというふうに考えていますけれども、県としての考え方について、確認をさせていただきます。

【岩永食品安全・消費生活課長】食生活改善推進員の皆様につきましては、日頃から地域におきまして、食育や健康づくりの普及啓発を担っていただいております。地域の食育の大事な担い手であると認識をしております。

その活動と言いますのは、地域住民の方への料理教室や講話、生活習慣病の予防に関する取組、いろいろ多岐にわたって取り組んでいただ

いております、主に市町の健康フェスタなどの地域イベントと併せて、食育に関する啓発活動を実施していただいているところでございます。

今回の県の食育フェスタの方では、食改さんの方には直接的な出展ということはありませんでしたが、日頃より各地域でですね、行われている活動内容は、県としても非常に大きな財産であるというふうに考えておりますので、本課においても、補助金等で現在その活動を支援しているところでございます。

今後、県で開催する食育フェスタの方では、食生活改善推進員の活動状況の紹介なども含めて、連携の在り方を、長崎県の食生活改善推進協議会というのがございますので、そういったところをはじめ、庁内の関係部局で、市町とも協議しながら、検討していきたいなと思います。

【宮本委員】ありがとうございました。

ぜひともですね、連携して協議して参加していただきたいというふうに思います。

以前は、食改さんについては、各家庭を県内5,000世帯を回っていただいて、減塩チェック、塩分チェックですね。みそ汁の中にどれだけ塩分が入っているかというのをさせていただいたりとか、もちろん地域の食に関する活動はもちろんのこと、そういった健康長寿日本一の長崎県づくりにも寄与していただいておりますから、ぜひともこの食育フェスタでも活躍の場をですね、つくっていただきますようお願いしたいと思います。

最後1点ですけども、広報についてちょっと確認をさせていただきたいんですけども、食育、広報がなかなか行き届いているのかなという、ちょっと懸念はあります。ここの計画の中にも、びわ太郎というのが出てきてですね。私も当日、

こういうキャラクターがいるんだなというのを、すみません、申し訳なく初めて知ったところです。びわ太郎&こびわとって、非常にかわいいマスコットキャラクターがいるものの、なかなか普及はしてないんじゃないかなと思います。

その中においても、びわ太郎通信というのが発行されているんですけども、これは食育の広報手段であります、県民の中ではなかなか知られていないという印象が、私自身はあります。一般の方々にどこまで届けていらっしゃるのか、このびわ太郎通信ですよね。びわ太郎通信の周知方法、配布ルートについてですね、ちょっと確認をさせていただきます。

そして、このびわ太郎通信というものが、食育推進という観点からするならば、より効果的に県民に届けるための広報手段であるというふうに考えますけれども、検討状況についてですね、お聞かせください。

【岩永食品安全・消費生活課長】びわ太郎通信、びわ太郎食育通信につきましては、県民の皆様には、食育や食の安全安心を広報するために、平成19年から作成をしております、令和6年度からはメール配信という形で、数多くの方に、発信をしているところでございます。

現在の配信ルートといたしましては、当課から、市町、幼稚園、保育園、学校、大学、あと食育関係団体ですとか、あと庁内各課も含めて、合計338機関にメール送信を行っているところでございます。これらの団体等を通じまして、関連する機関に転送していただくことを含めると、大体1,039か所への施設等へ情報が展開されているものというふうに考えております。

また、このびわ太郎食育通信につきましては、個人でメール配信登録ということもできるような形にしておりまして、県民の皆様には、直接お

届けする仕組みとして、現在運用しているところでございます。

より多くの県民の皆様にご利用していただけるように、登録数増加に向けて、努めてまいりたいと考えております。

さらに、このびわ太郎食育通信につきましては、当課のホームページに掲載をしております、インターネットを通じて、いつでも閲覧できるような形を取っております。

今後につきましては、食育推進の一層の効果向上に向けまして、今の既存の配信ルートの活用に加え、食育の実践につながるような掲載内容の充実に向けて、より多くの方に広報できるよう、周知できるように努めていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。

関連団体ですね、あと個人でのメール配信も受け付けているということです。びわ太郎食育通信、もっともっと見ていただけるようにですね、取組をしていただきたいと思っておりますし、配信ルートの活用もですね、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

個人的にはマスコットキャラクター、ぬいぐるみなどをですね、着ぐるみなどを作っていただきたいということも、併せて要望させていただきます。

食育フェスタについては、本当に食育を推進する場として非常にいい機会でありますので、もっともっと県民の方々についても食を深めてもらいたいと、理解を深めてもらいたいと思っております。

今回は駅のコンコースでありましたけど、かもめ市場とか、もっと広いところでの会場設定もしていただいてもいいんじゃないかなというふうに思いますので、引き続き充実した食育フ

エスタになるように推進していただきたいということを、併せて要望させていただきます。

【山村委員長】ほかにありませんか。

【鵜瀬委員】それでは、私の方から2点、お尋ねをいたします。

本日、様々な計画の説明がありました。それぞれ昨年11月の議会の当委員会におきまして、素案については審議させていただいたこととありました。私は今回、この委員会に入るのは初めてなので、質問をさせていただきます。

まず第1点目が、今、宮本委員の方からも話がありました第5次長崎県食育推進計画案概要の2ページについて、お尋ねをいたします。

本計画の3本柱の1つであります長崎県の特徴ある食文化の継承、郷土料理や地産地消への関心の数値目標の学校給食における地場産物使用推進週間の県産品使用割合が、令和6年は74.4%になっておりますけれども、令和12年、74%と下がっております。本来なら、県産品の使用割合は、食育の観点から増やすべきだと思いますが、なぜ下がっているのか、お尋ねをいたします。

【岩永食品安全・消費生活課長】ご指摘のところの記載につきましては、時点修正ができておらず、間違った数字がちょっと記載されております。正しくは令和6年度の数字が74%、令和12年度の目標値が74%以上というのが正しい数字、目標となります。誠に申し訳ございません。

委員と同様のご指摘は、この食育推進計画を検討・策定しておりました長崎県食育推進県民会議の方でもご指摘を受けまして、所管しております教育庁、体育保健課の方とも協議をいたしましたところ、先ほど申し上げたような目標の方に数値目標を変更させていただいてるところでございます。おわびして訂正させていただきたいと存じます。

【鵜瀬委員】はい、分かりました。ぜひですね、やっぱり食育の観点から、それぞれ地域にやっぱりすばらしい野菜や肉や魚や、いろいろありますので、ぜひ学校給食の中でもですね、できるだけそういった週間などにおいては、使用していただくことをお願い申し上げます。

続きまして、先ほど令和8年度当初予算審議の中でもありましたけれども、長崎県生物多様性保全戦略についてお尋ねをいたします。

計画策定において、県民アンケートを実施されておりまして、その結果、生物多様性という言葉の認知度は上昇傾向となっておりますが、その意味や取組についての理解は低いことが分かったとのこととありました。生物多様性の重要性や県民の理解を深め、保全に向けた行動につなげていくことが重要と考えております。

そこで、今後の取組についてお尋ねをいたします。

【深谷自然環境課長】生物多様性保全戦略について、詳細にお読み取りをいただきまして、ありがとうございます。

ご指摘の点は、戦略本体、補足説明資料⑫-2の31ページに結果を掲載しているものでございます。

毎年行っている県民意識アンケートの結果で、生物多様性について、意味は知らないが言葉は聞いたことがあるという方が48%、意味も知っているという方は28%ということで、どちらも5年前から上昇しておりまして、その合計した数字76%をその認知度の基準値として採用しているところではございます。

他方で、ご指摘のように、行動変容にきちんとつなげていく意味では、その中身、意味するところをきちんと理解していただくことが重要というふうに考えております。

そういうことで申し上げますと、多様な主体の理解を深めるということについては、従前の戦略から継続して、庁内の関係部局とも連携して取り組んでおりますけれども、今回の戦略では、学校の教員に対しての効果的な情報提供ですとか、地域の活動へのアドバイザーの派遣等を強化することとしています。

また、分科会でもご説明申し上げましたように、生物多様性の恵みや保全の必要性について、分かりやすくご理解いただくための取組ということで、生物多様性情報見える化事業というところで、保全戦略の概要版をつくって、その生物多様性の意味ですとか、重要性をご理解いただくための媒体、地域ごとの自然を紹介する動画、そういったものを作って、教育現場ですとか活動の現場で使っていただくように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【鵜瀬委員】ありがとうございました。

今言われましたとおりですね、見える化事業を動画を使ったり冊子を使ったりして、もう割と分かりやすく作っていくと、教育現場にも下ろして行って、子どもたち、次世代に向けて発信をするということでありました。

今、ふるさと教育が小学校から高校まで一貫してあってますし、そういった生物多様性、自分たちの住んでいるところにそういう貴重なものがあるということが、ふるさとに対する誇りでもありますし、自慢にもなるかと思えます。また、それを保全していくということが大事でありますので、例えば観光産業の中で体験メニューということで、その保全環境ですね、きれいにするためにごみを拾ったりとか、そういうのを、要は有料であるような、特に関東の方はそういった意識が強いので、それをメニュー化してですね、そこでお金を生んで、またさらに

その保全に努めていただくような財源として、将来的にはなるようにですね、今後、まずは裾野を広げていただいて、地域、そして子どもたち、次世代に発信をしていただくと、併せて県民全体に発信をしていただくようお願いをしまして、私の質問を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

【田中委員】2点ほど、ちょっと質問をさせていただきます。

過去も何回もこの委員会には入ったことあるんでね、20年来の課題だと思ってるんだけど、浄化槽、個人浄化槽料金と下水道料金の比較において、あまりにも家庭用の浄化槽の利用料金が高過ぎるんじゃないかと。倍とは言わんけどね。倍とは言わんけど。年間4万円にすれば、下水道がね、8万円ぐらいの利用料金になるということですね、何回も何回も皆さん方に、どうにかならんもんでしょうかねと相談したけれども、どうですかね、今、進展してますか。現状を教えてください。

【佐藤水環境対策課長】以前から、ご指摘として公共下水道と浄化槽の維持管理にかかる費用ということでは、ご指摘をいただいております。

これまで、県としては汚水処理、公共下水道等を全部含めた処理人口普及率の方の拡大を図るということで、合併浄化槽の設置の方に、基本的には補助金を交付するというところで、今までは回答してきております。

国の方では、維持管理に関しても高齢者世帯に関しては、一部維持管理の方を負担するというような制度も、今できているところでございます。県の中では、まだその国の制度を取り入れて実施しているところはございませんが、国の方ではですね、今そのように維持管理に向け

て補助制度というのも少しずつできてきているという状況でございますので、国の状況等もよく見ながら、県としてもしっかりと対応していきたいと考えております。

【田中委員】その20年来、変わってないという感じなんだね、回答がね。

一番問題なのはね。家の大きさで何人槽、何人槽と決めるね。利用する人数で決めれば、そんな感じじゃないんだよ。そして、この調整区域、市街化調整区域の皆さん方が意外と利用が多い。田舎の方が。田舎は家が大きいの、立派な家をお持ちなんです。そうすると、家の大きさによって利用料金が決まるような形になるからね。合併処理槽の。うちなんかも10人槽になってる。3人しか住んでないけど。ずっともう、作ってから。だから、倍近くの利用料金になるんで、私はもう周辺の皆さんには、推薦しませんよと何回も言って、改善をお願いしたけれども、何も進展してないということかな。もうさっきの答弁は、それ以上のことはないでしょうからね。分かりました。

しかし、どうか少し改善してくださいよ。勧めようがない。新築なさるところにね。

次にね、これもずっと昔から言ってるんだけど、大村湾の浄化というか、環境保全。今何か、大村湾は環境保全活性化事業として、未来につなぐ大村湾事業というようなタイトルでやってもらってるみたいね。大村湾。しかしこの大村湾は、本当、長崎県にとっては貴重な財産だと思ってるからね。財産だと。

だから、大村湾の環境が悪かったんです、20年ぐらい前、特にね。年々よくなっていると聞いているけれども、数値で、大体、CODというかな、あんな感じで皆さんは説明なさるけれどもね。私はだから、水質は大村湾でもね、早

岐瀬戸水道、ハウステンボス周辺の環境がどうなってるのかな、よくなってるのかなということをお聞きすると、一緒に。未来につなぐ大村湾事業というのはどういうことをやっているのか。それをちょっとお聞かせ願いたい。

【赤澤地域環境課長】まず1点目のご質問、早岐瀬戸の水質の関係ですけど、早岐瀬戸の水質に関しましては、佐世保市さんの方で測定を行っております。公共用水域の調査地点として、指方町の深谷地先という点がございまして、この地点で環境基準が設定されており、基準が3ということになっておりますが、昨年度の測定値といたしまして、2ミリグラムパーリットルとなっております。

ここ数年は環境基準を達成している状況でございまして。

また、2点目の未来につなぐ大村湾関係の事業ですが、当課で行っている事業としましては、環境の保全が大事ということで、今後、来年以降ですけど、水中ドローンを活用して、環境教育を進めながら、大村湾に対する親水意識の醸成とかを行いたいと思っております。

また、下の方に難分解性有機物ということで記載をさせていただいておりますけど、大村湾のCODに関しましては、従来、例えば植物のプランクトンとか、そういったものが発生したときに、CODが高くなるというふうな現象が起きております。

委員がご指摘されたように、数十年前には3を超えている時期もありましたので、その時期から比べると、かなり低くはなっているという状況でございまして。

ただここ数年は、2から2.5で推移をしているという状況。したがって、このCOD自体が、単にその植物プランクトンだけなのかどう

かということ、今後研究としてやっていくということを考えております。

難分解性有機物というのが、いわゆる陸上の方から流れ出てきて、それが長期にわたって滞留する、なかなか分解しにくいものというのが、ある程度存在するんじゃないのかというのが、最近全国的にも言われているというところでございます。したがって、来年度以降、こういったことが実際大村湾でどうなのかということ、研究したいと考えております。

先進地としては、琵琶湖とかそういったものもございまして、そういったところの事例研究なんかも含めながら、今後やっていきたいと考えております。

【田中委員】今、5期計画なのかね、5期計画。ずっと目標を定めてやってきてもらっていることはいいけれども、何かマンネリ化しているような感じがね。だから、より具体的に、未来につなぐ大村湾事業というのを打ち出して、周辺人口も多いし、これは長崎県の宝ですからね、大村湾というのは。長与時津からぐるっと回って、諫早、大村、川棚、それから彼杵とかね。佐世保市も入ってるんですよ、十分。西海市も入るしね。もう佐世保市でも、私は針尾島だからね。もう最たるものだ。大村湾の早岐瀬戸のところだからね。だから、ずっと関心を持って、この浄化については発言をしてきたんだけど、簡単にいかないみたいね。それは、終わりますが、1つだけね、委員会とはちょっと違うけれども、ナマコが取れなくなったという、やっぱり環境が悪くなったからだろうと、私は逆に思ったりするんだけどね。

だから、大村湾に稚貝、稚魚をね、毎年10億円ぐらい放り込めという話は、昔、相当やったことがあるんだけどね。そうすると、大村

湾の魚を釣る、そういう人たちにとっては、もう大村湾というのはやっぱり安心安全な魚釣りができるんでね。ぜひもう一度、見解をお聞きして終わりたいと思います。具体的な事例があれば、お聞かせください。

【赤澤地域環境課長】先ほど申しましたとおり、その難分解性有機物の化学的な部分というのもございます。また、当然この計画の中では、先ほど委員がご指摘されましたナマコの関係というのも入っております。ナマコをどうするかということについては、水産部の基本計画になりますが、大村湾では、重要な資源と考えております。

したがって、そこの方ともリンクしまして、水産の方のナマコの研究とか、そういったものも踏まえて、こちらの方としてもきっちり情報の収集と把握をしていきたいと考えております。

【田中委員】はい、お願いしておきます。終わります。

【山村委員長】ほかにありませんか。

【山田委員】午前中のお尋ねをしました快適で美しいまちの保全に関する条例の件で、いろいろ調べていただいたようですので、他県の状況も含めてご答弁いただければと思います。

【山内資源循環推進課長】午前中に山田委員からご質問いただきました、ポイ捨て条例等について他県ではどういった内容になってますかと、どういった運用になっているかというお尋ねでしたけれども、調べました結果、九州管内では本県のみが県で条例で定めて対応しており、九州管内のほかの県では対応していないということでございました。九州各県のそれぞれの市町の方で条例化をしているところがございますので、九州管内においては本県でのみ対応してい

るという状況でございました。

【山田委員】先進的に、九州のどこの県もやっていないけれども、観光県である長崎県として、県が条例に基づいて指定いただいているということは、すばらしい取組だというふうに思っております。

長崎市は独自の条例でもって指定をされているようではありますが、佐世保市は残念ながらまだ駅前辺りだけということでありましたので、各地です、こういったところが広がっていくことを期待をしたいというふうに思っております。

次に、第5次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画案の概要の2ページの中で、地域の防犯、安全活動の促進で、再犯防止の取組の推進というふうに書いてあります。私もお隣の宮本委員も保護司をしております。この件に関しては、日頃より取組をしているところではあります。

まず、残念ながら2人に1の方が再犯している現状があります。そして、無職者は有職者に比べて3倍ほど再犯する確率が高い。高齢者や薬物関連の再犯も非常に多い。そして、出所5年以内で再入率34.1%、これ2019年の数字だから、まだ高くなっている可能性があるかというふうに思っております。こういった中であるという、現状がこういう状況であるということ。

あわせて、福祉部局の方で長崎県再犯防止推進計画をつくっているというふうに思っております。連携の在り方、福祉部局との連携の在り方、この、ここに書いている再犯防止の取組の推進ということについて、中身も含めてお聞かせをいただきたいと思っております。

【大嶋交通・地域安全課長】今のご質問につきましては、再犯防止の取組というふうに、とい

うことですので、これはですね、犯罪を犯した者が円滑に社会復帰できるように支援し、地域社会の一員として支え合う地域社会づくりをやっていくというような形であります。

具体的に申しますと、先ほど委員ご指摘もありました県の計画と、市町にも再犯防止推進計画がありますので、その取組支援を行うというのと、県の再犯防止ネットワーク会議というのを福祉保健課が主催しておりますので、それを開催をして情報共有するという形です。

あともう1点、地域生活定着支援センター、これ厚労省の所管で、出所者に対して出所前から福祉サービスへつなぐ一貫した支援を行うというセンターがございます。その運営による地域ネットワークの強化ということを推進していくというふうにお聞きしております。

【山田委員】福祉部局と連携して、様々な会議体で情報共有をいただくということでありました。

再犯をしないためには、まず仕事をする、そして住まいを確保すること、非常に重要でありますので、引き続き取り組んでいただきたい。再犯をしないまちになれば、さらに安心して暮らすことができると思いますので、引き続き取組をお願いしたいと思います。

次に、すみません、私、予算でちょっと聞きそびれてたものがありまして、大変申し訳ないですけど、予算の件でちょっと聞きたい事業があります。

横長の24ページ、女性のキャリア形成応援事業の中で、女性の再就職を応援するという、女性等の就業相談を実施をいただいているようではありますが、予算が減になっているようでもあります。この取組状況をちょっとお聞かせください。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】お尋ねいただきましたのが、横長24ページの女性の再就職応援事業費ということで、674万5,000円ということになっております。令和7年度当初からですね、130万円程度減額となっておりますが、こちらですね、今年度、令和7年度から9年度までの複数年契約を行いまして、その契約に基づく令和8年度の分の減額ということですね、事業内容については、令和8年度も令和7年度と同様の取組を行うこととしております。

予算額としましては、キャリアカウンセラー1名の人件費、それから女性向けのセミナーといたしまして、IT分野への関心を高めていただくためのセミナーを行っております。そのセミナーの経費。それから施設の賃借料という形になっております。

内容といたしましては、長崎市のメルカつきまち4階ですね、長崎県人材活躍支援センターというものを設置しておりますが、その中に女性のキャリアカウンセラー1名を配置いたしまして、子育てなどで離職した後、再就職を希望される女性とかですね、女性全般の相談窓口ではあるんですけども、主にそういう子育てなどで離職された女性の再就職の相談窓口ということで、「ウーマンズジョブほっとステーション」というものを設置しております。

相談内容といたしましては、就職に向けて、育児や介護に関する悩みとか、利用者の経歴とかですね、強みというのもございますので、そういったことを整理しまして、利用者にあった仕事をですね、キャリアカウンセラーと一緒に考えるような個別カウンセリングをやっておりますほか、その方に応じた適職診断、それから履歴書作成のアドバイスとか、コミュニケーションやビジネスマナーなどに関するセミナーも、

その人材活躍支援センター全体で行っているところがございます。

相談方法につきましては、来所による対面相談だけでなくですね、こちらの横長にも書いておりますけれども、オンラインや電話による相談も行っております、こちらの方の周知も行っていくこととしております。

【山田委員】「ウーマンズジョブほっとステーション」ですね。私、京都に視察に行ったりして、随分昔ですけど、議会で求めて設置をいただいている、私が質問したからではなくて、世の中の的に必要だったから実現できたことと思いますが、非常にありがたく思っているところがあります。

相談実績とですよ、マッチングリストとか、就職に結びついた件数とか、すぐ答えられますかね。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】利用の状況でございますが、来所者数がですね、令和6年度808人ということで、それから令和8年度の2月末、今年度の令和7年度の現時点での2月末時点での利用者数が、来所者数が984人となっております。求人求職活動が活発であることなどからですね、利用はこの2年続けて増加しているということがございます。

就職率の方ですけども、就職者数といたしましては、令和6年度は279名の就職が決定いたしております、就職率75.6%となっております。

それから令和7年度の2月末時点の状況ですけども、271名の就職が決定しております、就職率は若干、今のところ去年とは落ちております、71.9%となっております。

【山田委員】この就職率が、ほかの相談と比べて高いか低いかは、ちょっと分からないんで

すけれども、こういった形で実績が上がっていること、非常にありがたいと思っていますし、女性はまず保育園、子どもを預けるところから相談ができるということが、当時非常にありがたいなと思っていました。

女性が多く抱える育児や介護、そういったところにもですね、きめ細やかに相談に乗っていただいて、働き方をですね、応援をいただければと思っているところであります。

次にもう1点、25ページ。人権施策推進費の中で、県民意識調査の実施とありますが、この調査の方法などについて、お聞かせいただきたいと思います。

【石田人権・同和対策課長】長崎県では、長崎県人権教育・啓発基本計画に基づきまして、様々な人権施策を総合的、計画的に推進しているところですが、この基本計画は、本県の人権教育啓発の基本方針ですとか、具体的施策の方向性を示すものでございます。人権問題を取り巻く環境の変化ですとか、県民の人権に対する意識の変化などを適切に反映する必要がございます。これまで基本計画の策定、改定の前年度に、人権に関する県民意識調査を実施しているところでございます。

現在、検討を進めております人権尊重を促す条例（仮称）に基本計画を位置づけることとしておりまして、条例を踏まえて基本計画の改定を行いたいと考えておりますので、県民意識調査について、来年度、外部委託により実施することとしております。

前回の令和2年度の調査では、県内に居住します満18歳以上の方を対象に、住民基本台帳から無作為抽出により3,000人を対象に実施しております。

来年度の内容につきましては、これから検討

していきますけれども、前回の調査結果と比較することですとか、時宜に応じた問題の追加なども考えながら、内容を今後検討していきたいと考えております。

【山田委員】内容の方、理解をしました。ありがとうございます。

大変重要な、人権に関わることでありますので、しっかりと多くの県民の方から様々なご意見を聞いていただきたいというふうに思っております。

そして、一般質問でもお願いを申し上げましたが、長崎県人権尊重を促す条例（仮称）とパートナーシップ宣誓制度のですね、早期導入に向けて、重要なことでありますし、丁寧にやらないといけないことも理解はしておりますが、もうかなり時間もかかっていると思っておりますので、可能な限り丁寧にしながら、スピード感を持って対応いただきたいことをお願い申し上げます。

【山村委員長】ほかにありませんでしょうか。

【小林委員】上下水道の問題について、お尋ねをしたいと思います。

私は委員会を2年続けておりますので、昨年ですね、当委員会において、県央振興局でご縁をいただいた、今もいらっしゃる佐藤課長に、下水道の問題について、お尋ねをしたことを思い出しております。ちょうどその頃は、埼玉県八潮市のいわゆる陥没の問題が、話題が集中しております。そこからあなたに質問をしたわけです。そうしますとね、もうあなたのいわゆるこの答弁では、どういう対策をやっているのかということ申し上げますと、国で、いわゆるこの特別の重点調査、国の特別重点調査、これが行われるよということで、その内容というのが、いわゆるこの下水道管の直径2メートル、

その上に設置されて30年間経過したもの、これが今回の調査対象だと、歯切れがよかった、今もそうだろうと思うが。そういうようなご答弁をいただいたわけであります。

それで、じゃあその最重点の、そういう調査で、長崎県の中で問題になるところはないのかと、こういう質問をいたしましたら、長崎市に実はあるんだと。これが何と780メートルと。今でも覚えているぞ、本当に。780メートル。普通は800メートルと言うんだけど、あなたは780メートルと俺に教えた。

この780メートル、これから調査をするんだよという話で、それ以来ですね、会っても挨拶もしないのがあなた。そういうことで、非常に思い出がありますが、この780メートル、いかばかりになっているのか、その調査の結果は、どういふふうになっているのか、お尋ねをしてみたいと思います。

【佐藤水環境対策課長】令和7年9月の委員会においてご質問を受けて、長崎市で780メートル、ちょうど浦上駅からブリックホールまでの間に雨水を排除する管があって、それが調査の対象となっております。

実際その780メートル区間、長崎市が管理しておりますが、管の中に直接人が入って、目視をして点検をしたということです。点検結果として、下水道管内部が腐食、管のたるみ、ひび割れ、そういうのは確認されておらず、早急な対策を講じる必要がないという状況だということが長崎市から回答がありまして、その旨、国の方にも報告をしております。

【小林委員】780メートルね、早急な対応をしなくてもいいと、長崎市が言ったかのような話だけでも、聞いたような聞いてないような思いがあるけれども、そういう状況でですね、何事も

ないということで安心をした次第であります。

そこで、今度は水道管の問題。下水道管と別で、水道管の問題は、京都で爆発をして、大変な、やっぱり何かあふれ出て、漏水が大変なことになった。それでこの漏水が家の中にも入ってね、住居までですね、大変な大きな問題があったということも記憶に残っているところであります。

そうしますとね、こういうような、いわゆるこの被害が生じて、この水道管についても、全国の調査がどのようになっているのか、その辺のことについてもお尋ねをしておきたいと思えます。

【佐藤水環境対策課長】昨年のゴールデンウィーク、4月末に、京都で確かに水道管で漏水事故が発生しております。この水道管の材質が鑄鉄管であり、型に流し込んでつくる、鑄物でできた水道管になっております。管自体は硬いんですが、衝撃や曲げに弱いという特性がありまして、昭和30年代頃までは、この鑄鉄管というものを使ってやってきてたんですが、その後、昭和40年代になって、その弱い部分を補強して、今、ダクタイル鑄鉄管というものを使っておりますので、今この鑄鉄管というものはもう使われていないという状況です。

その京都で起きた事故というのは、その鑄鉄管、設置から60年以上設置した水道管が破裂したというものになっております。

この漏水事故を受けまして、昭和30年代まで使っている壊れやすい鑄鉄管というものが、どれだけ埋設してあるのかという調査が、国の方からございました。県内の主要な水道管路において、道路でも特に緊急輸送道路下、緊急輸送道路と位置づけてある道路下にある鑄鉄管が、県内には約21キロメートルございます。緊急輸

送道路以外では約33キロメートルあるとなっております。合計で約54キロ、この鑄鉄管というのが県内にまだ水道管として埋設されているという状況の調査があつてございます。

【小林委員】この鑄鉄管という、鑄物。強いけれども衝撃に弱いと、私みたいだね。というような、そういうこの鑄鉄管。これは衝撃に弱いというようなことをですね、今お話があつて、これが21キロ、33キロ、これは54キロあると、こういうようなことであるわけですね。

これだけは本県に54キロもあるわけだから、その辺についての何らかの対策はやっておられるのか、これから対応をどうするのか、今やっているのか、まだこれからの課題なのか、その辺についてはいかがですか。

【佐藤水環境対策課長】先ほども言いました、県内54キロ管があるという調査を、国の方から指示がありまして調査をいたしました。その結果と同時に、国の方から、令和8年の1月末までに、その鑄鉄管の更新計画を定めるようにという通知があつております。

先ほど言いました54キロ、県内の8つの市町に鑄鉄管がございますが、その8つの市町が、今この鑄鉄管更新計画というものを策定しております。県としては、この鑄鉄管更新計画により計画的に更新がなされるように準備をしていきたいと思つておりますし、緊急輸送道路というのはほとんど大きな道路、国道とか県道とかというのが緊急道路として位置づけられているところの下に埋設している形になりますので、交通量も非常に多い道路になりますので、道路維持課の方とも、しっかりと綿密に協議を行い、計画的に取り組む必要があると考えておりますので、県としてもその道路管理者と情報共有するように考えておりますし、市町においても、同

様にしっかりと道路管理者と協議を行いながら進めるようにという働きかけを行つていきたいと今考えているところでございます。

【小林委員】今のご答弁です、鑄鉄管、8つの市町が取り組んでますよと。そして更新計画を立てながらやろうとしていると、こういうようなことでね、非常にありがたい、大事なことだと思つてるんです。

そこで、水道事業はご案内のように、直接県じゃなくして、それぞれ市や町でやっていただいていると。市や町でやっていただくということはですね、やっぱり財政的にですね、なかなか弱いところがあるんじゃないかと。これはやっぱり、国からの補助金や支援をいただかないことには、なかなか市や町の財政で、これだけの問題を対応することができないんじゃないかと。こんなことを考えれば、やっぱりこの令和8年度、今年度もですね、いわゆる市町から、いろいろこの水道事業等について、やっぱりこの整備をしていくために、どれくらいの要求が、市町から県に、あなたのところに来ているのか、まずそこについてお尋ねをしたいと思つております。

【佐藤水環境対策課長】委員が言われたとおり、水道事業というのは市町が実施しているところでございます。

市町の水道事業の要望額でございますが、令和8年度として、国費で約13億7,000万円を国へ要望しているところでございます。

令和7年度補正予算、15か月予算で考えたときの令和7年度補正予算と合わせますと、約25億円となっております。対前年で比較しますと、約1.3倍ぐらいの、補正と要望額を合わせて約1.3倍ぐらいのものを国の方をお願いしているという状況になっております。

【小林委員】やっぱりそういうふうに、市町の要望が、あなたのとこの県に上がってきて、それで県が国にね、やっぱり要望して、それだけの必要な予算を確保していただいているというように形で、期待に応えていただいているということが分かりましたが、やっぱり水道とともに下水道においても、やっぱりこの老朽化とか、あるいは耐震化とか、そんなことが、やっぱり取組がクローズアップされているわけですね。これも市町にとっては大変な難解な問題。やはり国の支援はいただかないことには、これも対策は進捗できないと。こういう点から考えてみたときに、この下水道対策についても、どれくらいの要求があなたのところに来て、今、どういう状況になっておりますか。

【佐藤水環境対策課長】県内の下水道整備の要望額でございますけれども、令和8年度の当初での要望として、国費で約68億8,000万円の要望を今行っているところでございます。令和7年度の補正予算と合わせると、約74億円となっております。対前年比で比較しますと、約1.1倍の要望を今、国に行っているという状況になってございます。

【小林委員】分かりました。ありがとうございます。

要するに、言うまでもないことであるけれども、やっぱりこの水道、下水道、これはもう我々にとっては、生活のインフラにとって、もうとても大事なことです。こういうことでありますから、やっぱりしっかりとした取組を、県が国とつないで、市町が安心していただけるようにしていかなければいけないと。そのためには、現在やっただいていただいていると思うけども、国の国土強靱化事業、この対策を、国土強靱化、ここのありがたい予算が、こうして大きくついているわ

けだから、そういうようなことで、しっかりです。ね、県が市町の立場に立って、国土強靱化の予算をしっかりと確保して期待に応えると、こういう取組をしっかりと引き続きやっただいていただくことを特にお願いして、終わりたいと思います。

【山村委員長】ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午後 2時28分 休憩 —

---

— 午後 2時29分 再開 —

---

【山村委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

引き続き交通局関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。お疲れさまでした。

---

— 午後 2時30分 休憩 —

---

— 午後 2時44分 再開 —

---

【山村委員長】分科会及び委員会を再開いたします。

これより交通局関係の審査を行います。

【山村分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

交通局長より、予算議案について説明を求めます。

【太田交通局長】交通局関係の議案につきまして、ご説明をいたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第13号議案「令和8年度長崎県交通事業会計予算」、第63号議案「令和7年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」であります。

初めに、第13号議案「令和8年度長崎県交通事業会計予算」につきまして、ご説明いたします。中ほどをご覧ください。

交通局の経営状況は、全国的な運転士不足や物価の高騰など厳しい状況にあります。経営計画後期5か年計画に基づき、長崎自動車株式会社との共同経営方式での路線再編や営業所の再編、各種経費の見直しなどを着実にを行い、経営の健全性の維持に努めております。

令和8年度の収益的収支においては、収入において、令和7年9月に実施した乗合バスの運賃改定効果による運輸収入の増収が見込まれる一方で、費用において、職員の処遇改善に伴う人件費や車両の更新に伴う減価償却費の増加などが見込まれることから、収支は税抜きで1,400万円の黒字としております。

また、資本的収支においては、建設改良費について、新車バスの購入や中古車両の改造費用などとして8億4,200万円を、企業債償還金について、コロナ禍で生じた特別減収対策企業債の借換えを含み、6億9,700万円を計上しております。

3ページから5ページに記載されております業務の予定量、収益的収入及び支出、4ページに記載されております資本的収入及び支出につきましては、記載のとおりでございます。

5ページの債務負担行為については、記載のとおりでございます。

6ページをお願いいたします。

「令和7年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」につきましては、記載のとおりござい

ます。

なお、令和8年度長崎県交通事業会計予算及び令和7年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）につきましては、補足説明資料を配付させていただきます。

最後に、6ページの一番下でございますけれども、令和7年度専決補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和7年度の予算については、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものが予想されます。これらの最終的な整理を行うため、3月末をもって、令和7年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】次に、管理部長より補足説明を求めます。

【岩崎管理部長】それでは私の方から、令和8年度当初予算案及び令和7年度3月補正予算案の補足説明をさせていただきます。お配りしております補足説明資料、交通局をご覧くださいと思います。まず、資料の1ページでございます。

初めに、令和8年度当初予算案について、ご説明をさせていただきます。

①収益的収支でございます。こちらにつきましては、一番上の事業収益（A）の令和8年度当初予算の額が63億7,500万円となっております。これに対しまして、中ほど事業費用の（B）が62億9,400万円となっております。差引き、一番下でございますけれども、こちらの消費税抜きの収支、当年度純損益になりますが、こちらが1,400万円の黒字として計上をしてございます。

続きまして、令和7年度当初予算との比較でございますが、上段、事業収益中の運輸収入欄を右に見ていただきますと、運輸収入につきましては、乗合事業、高速事業、貸切事業の3つがございます。

まず乗合収入でございますが、38億4,200万円となっております。昨年9月に実施をさせていただきました運賃改定に伴う増などによりまして、差引き増減額でございますが、5億8,000万の増加を見込んでいるというものでございます。

続きまして、その下、高速収入は2億8,300万円と見込んでおりまして、輸送実績が前年を上回る状況で推移をしてございますので、対前年度比で1,000万円の増を見込んでございます。

続きまして、貸切収入が7億8,800万円で、本年1月に実施をさせていただいております公示運賃の改定による増などによりまして、令和8年度は2,400万円の増収を見込んでいるという状況でございます。

その下の運輸雑入でございます。こちらはガイド料でありますとか、施設の使用料でありますとか、バスの運行に附随する収入を運輸雑入と整理をさせていただいております。令和8年度は3億3,400万円で、貸切用車両の増や施設使用料の増などによりまして、前年度1,600万円の増を見込んでございます。

続きまして、その下の営業外収益でございますが、11億1,200万円としておりまして、こちらは収支不足に対します補助金の増加に伴って、前年度に比べて9,400万円の増加を見込んでございます。

特別利益は1,700万円でございます。こちらは設備撤去に伴う長期前受金の戻入による増でございます。

続きまして、B、事業費用でございますが、

営業費用が59億6,800万円で、前年度に比べて6億6,400万円の増となっております。その内訳ですけれども、人件費が36億7,500万円、前年度に比べまして4億4,400万円の増となっております。これは、昨年10月から実施をしております給与改定等の処遇改善による増などがございます。

続きまして、物件費が8億6,300万円で、前年度に比べまして6,200万円の減となっております。増減の主な理由の右に書いてございますけれども、軽油費につきまして、この予算を編成をさせていただいた時点におきましては、暫定税率の廃止に伴う単価の下落によりまして、軽油が8,400万円の減を見込んでございます。しかしながら、昨今の中東情勢に伴います原油価格の動きというものが懸念がございますので、そちらについて引き続き状況を注視してまいりたいと考えてございます。

その下の経費でございますが、こちらが14億3,100万円で、前年度に比べて2億8,200万円の増となっております。こちらは、コロナ禍で抑制をしておりましたバス車両の更新を再開をしたということによりまして、減価償却費が2億円ほど増加をしたことなどによるものでございます。

その下の営業外費用は2億9,800万円で、こちらは収入の増加に伴います支払い消費税の増加によりまして、1億900万円の増となっております。

特別損失につきましては、2,700万円を計上しております。前年度比較で600万円の減と、こちらは設備撤去費用の減などがございます。

収益的収支は以上になりますけれども、令和8年度は運賃改定による増収と、費用面では、職員の処遇改善、あるいはバス車両の更新に伴う減価償却の増などに対応しながら、収支均衡を

図っていくということにさせていただきます。

続きまして、2ページをご覧ください。思います。資本的収支でございます。

こちら、資本的収入、上段は10億9,900万円でございます。主に建設改良費や起債の借換えの減に伴いまして、前年度比13億600万円の減となっております。

次の資本的支出でございますが、16億4,300万円で、前年度に比べて13億4,400万円の減を見込んでおります。

主な内訳としましては、建設改良費が8億4,200万円としておりまして、バス車両の更新台数の減などによって、4億900万円の減と見込んでございます。

続きまして、2番の交通事業会計への補助金等の概要について、説明をさせていただきます。

上段①が、こちらは国・県の制度によりまして、公営・民営を問わず、バス事業者に対して交付される補助金、あるいは不採算路線に対する関係市町の補助金でございます。令和8年度は小計ア＋イの欄でございますが、7億5,700万円となっております。昨年度に比べて7,800万円の増を見込んでおります。

続きまして、②一般会計からの繰入金でございます。こちらは、国が定める繰出し基準に基づくもので、国から交付税措置がなされているものであります。令和8年度は小計欄で、令和8年度2億4,900万円を見込んでおりまして、前年度に比べ1,000万円の増を見込んでおります。

続きまして、3ページ、令和7年度3月補正予算案をご覧ください。思います。

上段の事業収益、（A）でございますけれども、こちらは乗合バスの運賃改定効果等によりまして運輸収入の増加などによりまして、3億9,600万円の増加を見込んでおります。

一方、中ほどの事業費用（B）でございますが、こちらは55億2,700万円で、3億800万円の増加を見込んでございます。

主な内訳としましては、職員の処遇改善等に伴います人件費の増、あるいは物価高騰の影響によりバス部品費など各種経費の増加を見込んでおります。

この結果、3月補正後の予算の収支でございますが、税抜き収支で補正後予算9,000万円の黒字を見込んでいる状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【宮本委員】お疲れさまです。久しぶりの交通局ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

ちょっと確認をさせてください。概要説明のときでも黒字が続いているという、確か説明があったかと思えます。今のですね、ご説明でも、1,400万円の黒字ということですか。

なので、補足説明資料でもありましたけど、すみません、再度ちょっと確認の意味でですね、これは人件費の増とか、あるいは職員の処遇改善、人件費や車両の更新に伴う減価償却費の増加が見込まれるけれども、プラスであったということは、ざっくり言いますならば、説明のあったとおり、バスの運賃改定効果、これがやっぱり一番大きかったということで、黒字だという理解でいいのか、それを再度確認をさせてください。

【岩崎管理部長】令和8年度当初予算の収支でございます。昨年、運賃改定を9月にさせていただきました。こちらは背景としまして、運転士の確保が非常に難しいので、処遇改善の必要があ

るというのがまず1点と、もう一つは、車両の老朽化が進んでいるので、積極的に更新を重ねていく必要があると、そういう費用が発生しますので、運賃改定をお願いをさせていただいたという経過がございます。昨年9月に実施をさせていただきまして、令和8年度当初予算におきましては、昨年の9月からの運賃改定の効果が通年化しますので、おおむね4億円程度の増収を見込んでいるということでございます。

ですので、この増収を原資にしまして、処遇改善でありますとか、車両の更新というのをさせていただいて、その上でも事業のバランスを取っているという状況でございます。

【宮本委員】ありがとうございます。

人件費の増ということ、給与改定に伴う増ということで、バス運転士の方々の給料というのは、上がっても黒字だということですが、どれくらいその新しいバスの、前の委員会とかもあったんでしょうけど、改めて確認させていただきたいと思いますが、運転士さんの給料がどのくらい上がったのかというのを、改めて当初予算に絡めて教えていただければと思います。

【岩崎管理部長】昨年10月から運賃改定を原資にしまして、処遇改善をさせていただいております。その内容につきましては、初任給を2万4,500円の増加というのをはじめとしまして、月額19万9,000円の初任給に設定をしたということが1点でございます。それに合わせて、現在在職している職員についても、4,000円から3万円程度の処遇改善をさせていただいているということが1点でございます。

もう1点は、例えば運転士の業界におきましては、トラックとかバス業界とか、流動性が高い傾向にございます。トラック業界で働いていら

っしゃった方が、当局のバス運転士になろうとすると、バスの運転士の期間がございませんので、初任給がどうしても低くなってしまいう状況でございます。ですので、そういった方にもバス運転士にチャレンジしていただくということで、年齢別の保障給というのを設定をさせていただきます。例えば40歳でありますと、これまでの制度ですと17万円とか、初任給に近い数字だったんですけれども、こちらが、例えば40歳であれば23万円程度という形ですね、ある程度転職される方にも、バスの運転士にチャレンジいただけるということで、そういった制度というのを設けたところでございます。

そういった制度を設けたことで、今年度、人件費が上がっておりまして、約3億円程度はですね、給与改定に要するものということで、計上させていただいているという状況でございます。

【宮本委員】ありがとうございます。詳細分かりました。ありがとうございます。

黒字ということですね、確認をさせていただきました。

補足説明資料の1ページにですね、運輸収入、乗合、高速、貸切とありますけど、その高速収入のですね、増減の主な理由で、大分、プラス6だから600万円、熊本プラス5だから500万円、これは大分と熊本に高速を走らせるということでしょうけど、これについて、すみません、ちょっと教えていただけますか。

【柿原乗合事業部長】高速バスの件でございますけれども、今現在、私どもで県外に走らせております高速バスと申しますのが、4路線ほどございます。ここに記載のございます大分線、それから熊本線、あと北九州線と宮崎線の合計九州管内に4路線走らせているところでございます。

こちらの方なのですが、宮崎線に関しましてはですね、こちらは今、繁忙期を中心に季節限定で運行しておりますので、毎日、日々運行しておりますのが、大分、熊本、北九州となっております。

【宮本委員】大分と熊本は多いという、お客さんが多いという理解でいいんですか。もう一回確認させてください。

【柿原乗合事業部長】失礼しました。

今回、当初予算の方でプラス、大分がプラス600万円、熊本がプラス500万円という形で見せていただいたというところはですね、現状の利用状況に起因をいたします。こちら、今、直近の利用状況を申し上げますとですね、令和8年の2月末現在で、対前年の累計で申し上げますと、大分線がですね、108.4%、それから熊本線が115.6%、北九州線が105.3%と、高速全体が伸びているというような状況でございます。その中でも特にですね、熊本線と大分線の伸びが大きくなっているわけでございますけれども、実際に県をまたぐ移動という、そのものがやっぱり多くなっているというものと、あと、それに加えてですね、大分と熊本ではですね、昨年4月に実施した施策が功を奏しているのかなというふうに考えております。

大分の方は、昨年4月に、こちら路線開設以降初めてとなります運賃改定を実施させていただいたんですけれども、そのときにですね、大分側の大分駅近郊に乗降停留所を新たに設けまして、経路変更を行っております。そちら、利便性の高い位置にあるということで、今、多くのお客様にご利用いただいているというところが、そういった効果につながっているのかなというふうに考えております。

それから、熊本線に関しましては、こちらは

ですね、実際運行に携わっておりますその乗務員の方からの意見が発端になってたんですけれども、長崎発の始発の時間を少し早めて、熊本発の最終の時間を少し遅めると、だから、要は熊本での滞在時間を多く取るような時間設定に変更を、4月に行いました。

それによってですね、やはり先ほど申し上げた時間変更した便というものがですね、非常に伸びているというところもありまして、こちらがですね、全体の実績を押し上げたというふうに考えておるところでございます。

こうした背景がございますので、今後も恐らく堅調に輸送実績が推移するものということで考えておりますので、見込ませていただいているということでございます。

【宮本委員】詳細ありがとうございます。分かりました。そういった理由で、増ということでの予算編成ということで、理解いたしました。

あともう1点だけ、すみません。確かコロナのときにですね、国の制度で15億円、借りたお金があろうかと思えます。確か15億円だったと思いますが、それが今どうなっているのか、どのくらいのあと残があるのかというのを、ちょっと教えていただければと思えます。

【岩崎管理部長】委員ご指摘のとおり、令和2年度コロナ禍の影響で、全国的に交通事業者の経営が悪化したという経過がございます。そうした中で、国の方で資金繰りのための特別減収対策企業債という制度を設けていただきまして、交通局では令和2年度に12億円、令和3年度に3億円で、計15億円を借入れを実施をしたという経過がございます。この借入金は、償還年限がそれぞれ決まっております、令和2年度借入分につきましては、据置き3年の15年償還、令和3年度は据置き期間3年の25年償還という状況で

ございます。

交通局におきましては、令和6年度から元金の償還が開始をしております。毎年1億円程度となっております。令和17年度までの間、1億円を毎年償還するというところでございます。そのあとは25年に伸びている令和3年度分を、毎年1,500万円ずつ返していくというところでございます。令和6、7年で1億円ずつ償還をしておりますので、令和7年度末でいきますと、残り13億円余りという状況でございます。

【宮本委員】はい、ありがとうございます。

その返済も順調であるということで、一定の理解をしていいでしょうか。確認です。

【岩崎管理部長】交通局の返済原資、資金繰りの状況でございますけれども、令和8年度末の見込みでございますが、約24億円程度ということで見込んでおまして、コロナの前が10億円未満でございましたので、資金繰りについては一定改善をしているという状況でございます。今後もその収支を安定させることで、計画的に返済をしていけるんじゃないかということで見込んでございます。

【山村分科会長】ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】討論はないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第13号議案及び第63号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【山村委員長】委員会による審査を行います。

交通局においては、委員会付託議案がないことから、所管事務についての説明を受けた後、議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、交通局長より所管事項の説明を求めます。

【太田交通局長】観光生活建設委員会関係説明資料の2ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項につきまして、ご説明いたします。

経営状況について。交通局においては、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症流行により甚大な影響を受け、独自の給与カットや資産売却などの経営の効率化を進め、特別減収対策企業債による15億円の資金調達などで運営を行うとともに、公営と民間では全国初となる共同経営方式による路線バスの再編に取り組みました。その後も、経営計画後期5か年行動計画に基づき、子会社である県央バスの統合や営業所再編などの経営改革を着実に進めており、令和4年度から黒字経営を続けております。

令和7年度においては、交流人口拡大に伴う県内外高速バスの利用増や、昨年9月に実施した乗合バス運賃改定の効果等から、今年度第3四半期まで（4月～12月まで）の実績において、営業収入が前年度に比べ2億9,000万円の増収となりました。

一方、営業費用は、職員の処遇改善や物価高の影響等から、前年度に比べ1億4,000万円の増加となり、営業収支は前年度から1億5,000万円改善し、5,000万円の黒字となっております。ま

た、営業外収支を含めた経常収支は、1億5,000万円の黒字となっております。

今年1月以降もバスの利用状況が順調に推移しており、今年度の通年の事業収支においても黒字を見込んでおります。

今後も引き続き経営努力を重ねながら、収支均衡を目指し、経営の安定・強化と地域生活路線の維持に努めてまいります。

バス運転士の確保について。

バス運転士の確保については、全国的な人材難や運送業への労働規制強化などから、交通局においても喫緊の課題となっており、病休者を含めて多数の欠員が常態化するなど、厳しい状況が続いております。

交通局においては、バス運転士の確保を図るため、令和6年度の採用から、それまでの嘱託制度を見直し、正規職員での雇用に切り替えたほか、昨年10月からは給与の大幅なベースアップや年齢別保障給制度を導入するなど、処遇改善策を講じており、また、年間を通して運転士採用試験を実施するとともに、バス運転士体験会の開催や県内外の合同企業説明会へ参加するなど、県営バス運転士の魅力発信に努めております。

これらの結果、昨年秋以降から採用試験への応募者数が増加しておりますが、今年4月時点では依然として10名を超える欠員が生じる見込みとなっております。

そのため、今後も処遇改善や働きやすい環境整備を継続して進めるほか、高校新卒者養成制度やカムバック採用制度の活用などの確保対策に積極的に取り組んでいくとともに、路線バスの需要に応じた路線の見直しについても、関係市とも協議してまいります。

乗合バスの状況について。

乗合バスにおいては、昨年9月に27年振りとな

る本格運賃改定を実施しましたが、大きな混乱もなく路線バスをご利用いただけているものと考えております。

今回の運賃改定は、平均で17%程度の改定となり、ご利用のお客様に大きな負担をかけることになりましたが、一方で、公共交通機関としてのサービス品質向上と利便性のさらなる向上を目指し、多様化する決済ニーズへの対応や、デジタル技術を活用した情報発信の強化にも並行して取り組んでおります。

決済サービスに関しては、本年3月23日から、訪日外国人観光客や国内の観光・ビジネス利用者が多い空港リムジンバスにおいて、クレジットカード等による「タッチ決済」を開始しました。また、ターミナル等における定期券販売においても、3月16日からクレジットカード決済を導入したところであり、決済手段の多様化による利便性の向上とキャッシュレス化の推進による窓口業務の効率化を図ってまいります。

情報発信の強化として、今年3月に、バスローケーションシステムの「県営バスナビ」を県外高速バスにも対応させるとともに、デジタルサイネージを大村バスターミナルと東長崎営業所の2か所に設置いたしました。これによる接近案内サービスの拡充と視認性の高いリアルタイムな情報提供を実現してまいります。

本年4月1日のダイヤ改正については、運転士不足が続く厳しい状況を踏まえ、可能な限り通勤・通学で利用されるお客様への影響を最小限にとどめつつ、現在の乗務員体制で運行可能な規模まで便数を削減するなどのダイヤ調整を図ることといたしました。

長崎地区におきましては、長崎自動車株式会社との共同経営計画に基づき実施してきた「まちなか周遊バス」の運行を終了するほか、他の

路線で代替が可能なバイパス経由便について、便数の削減を図ることとしております。

諫早・大村地区におきましては、関係各市との協議に基づき、1便当たり1~4人程度の利用者が少ない便を減便するとともに、等間隔運行となるよう、ダイヤ調整を行うこととしております。

今後、地域住民や観光客の皆様には質の高い輸送サービスの提供に努めるとともに、持続可能な地域交通の維持を図ってまいります。

貸切バスの状況について。

さきの11月定例県議会において、条例改正の議決をいただいた貸切バス運賃・料金については、去る12月22日付で国土交通省九州運輸局へ届出を行い、今年1月以降に受注する団体から改定後の運賃を適用しております。

今回、国が基準を改定した目的は、運転士の担い手不足解消や安全の確保となっていることから、利用者に丁寧にご理解を求めながら、可能な限り収入増につなげてまいります。

交通局では、本県の魅力を新たに発見する着地型周遊観光バスツアー「ぶらりん」を企画・運行しており、本年1月から2月にグルメツアーを3コース実施しました。

ツアーの内容は、毎年恒例の「小長井カキ焼きと杵の川酒造コース」と、新たなコースとして「小浜観光と戸石とらふぐコース」、県央発着の「伊王島カキ焼きとランタンフェスティバルコース」を追加しております。また、4月には「長崎空港花文字山見学と西海橋うず潮見学コース」を予定しており、今後も季節に合わせたコースを企画し、県内の交流人口促進に努めてまいります。

大村バスターミナルの再整備について。

大村バスターミナルビルについては、築50年

以上を経過するなど、老朽化が進み、耐震性にも課題があることから、建物の区分所有者等と協議を重ね、市街地再開発事業による現地でのバスターミナルを含む再整備を目指しております。

令和5年7月に、バスターミナル及び周辺地区の地権者である交通局や大村市等と建物の区分所有者である大村商工会議所等において、「大村バスターミナル地区市街地再開発準備組合」を設立し、これまでの間、市街地再開発事業の基本計画の検討や事業協力者の決定等を進めてきております。

現在、再開発準備組合において、本年中の大村市における都市計画決定に向けた具体的な協議を関係先と行っており、交通局としても、大村バスターミナルが大村市内路線バスにとって、不可欠な交通拠点であることから、今回の市街地再開発事業の中で必要なバスターミナル機能を確保してまいりたいと考えております。

引き続き、大村市をはじめ関係機関と連携しながら、再開発事業が円滑に進むよう努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【岩崎管理部長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件につきましては、資料の2ページ目から記載のとおり、令和7年11月から本年2月までの実績は計2件となっております

す。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山村委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ほかに質問はないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【小林委員】それではお尋ねします。

先ほどからもずっと、局長や管理部長からも説明をいただいておりますが、4月にですね、ダイヤ改正、これはですね、もう待ったなしというような感じがしておるわけですが、ダイヤ改正とともに大きな問題は、やっぱりこの減便が考えられるんじゃないかと、こういうふうに想定しているわけですね。

したがいまして、この減便について、どのような考え方をしておるのか、こういう便数がどのくらいの減便になっていくのか、具体的に言える範囲でおっしゃっていただければありがたいと思います。

【柿原乗合事業部長】令和8年4月1日にダイヤ改正を予定してございます。そのダイヤ改正におきまして、今回、長崎・諫早・大村各市内路線の合計でございますけれども、減便数を申し上げますと、平日が56便、土曜日のダイヤが56便、日祝日のダイヤが38便を減便することを予定しております。

今回の減便に関しましてですけれども、背景といたしましては、やはり運転士不足が続く中

でですね、現状の人員で運行が可能になるようにするためにですね、一部減便をさせていただいているというような状況でございます。

減便に当たりましては、他の路線で代替が可能な路線であるとか、あとはご利用が少ない便を対象にして、可能な限りですね、お客様の利便性の確保に努めさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

【小林委員】今、部長からの説明で、減便が56便と、また56便プラス38ぐらい、そういうような形でですね、結構当局はどう考えているか分からないが、我々から受け止めれば、かなりの減便数なんじゃないかと。もう考えているわけですね。

今は部長の説明で、減便についてもやっぱり乗降客が少ないところ、やっぱり利便性として迷惑をかけないようなこと、いろんなことを配慮しながら減便をしていくんだと、こういうようなお話でございますから、その点についてはね、期待をしたいと思うわけです。

ただ、何で減便するのかというような状況になってくると、何度も出てくるように運転士が足りないんだと、こういうことをですね、強調されているわけでありまして。

先ほど説明の中で、今何名ぐらいその運転士が不足しているんですかと、確か局長は、今10名ぐらい不足してるんじゃないかと、こういうようなお話もあったが、もう一度確認いたしますが、この減便に対する運転士の不足、この要因がそういうことになれば、今現状はどうなのかということのを改めて確認したいと思います。

【岩崎管理部長】運転士の確保でございます。こちらにつきましては、交通局におきましては、やっぱり最も重要な課題の1つだというふうに

考えておりました、様々な努力を続けておりますけれども、本年3月1日現在で、21名の欠員が生じているという状況でございます。

昨年、令和7年の4月時点でおきますと、24名の欠員という状況でございましたので、それに比べると若干改善はしているという状況でございますが、引き続き多くの欠員状況が続いているものと認識をしております。

【小林委員】10名どころじゃなくして、21名、24名と、こういう数字がですね、今、運転士が不足していると、こういうようなお答えでございます。やっぱり大変厳しいと、やっぱ我々もそう思います。

そういうことで、減便にある程度つながっていると、減便の要因は運転士不足だということは、否めないということでございます。

冒頭、宮本委員からもご指摘がありましたけれども、県営バスは27年ぶりに、実はそうやって料金改正を、やったとこなんです。だから27年間のスパン、なかなか頑張ってもらったと。本当にね、よく改善をされていると思うわけで、やっぱり局長をはじめ当局の皆さん方ですね、取組に敬意を表しますけれども、ただ料金改正をやって、それでこういう状況から、運転士の給料なども、非常に処遇改善が前進していて、非常によくなったのではないかと、こういうふうなことが言われているわけだけでも、そのいわゆる改善効果、処遇改善の改善効果がですね、今、いいように聞こえるんだけど、まだ不足をするのか、この辺についての質問と、また、このダイヤ改正によって、もう今回、21、23名とか、そういうような不足数が出ていたけども、それは解消されるのか、この辺が一番大事な問題。

加えて、もうダイヤ改正は今回のですね、そ

ういう減便によって、運転士の確保は、もう今の現状で本当に大丈夫なのか、この辺についてお尋ねをしたいと思います。

【岩崎管理部長】昨年、運賃改定をさせていただきまして、給与等の処遇改善をさせていただいております。その結果でございますけれども、昨年10月に処遇改善をさせていただいて以来、毎月、運転士の採用試験というのは実施をしているんですけれども、その9月までの応募者の平均が、毎月2、3名程度だといったものが、それ以降はですね、10名を超えるような応募につながっております。

また、合格者、採用試験の合格者でございます。こちらにつきましても、11月から3月までの期間を合計しまして、30名を超えるような合格者を出すことができております。少しずつでありますけれども、処遇改善等の効果が出ているというふうに考えております。

そのように、採用環境は一定改善をしつつあるというふうに考えておりますけれども、やはり年度末の退職者などもありまして、本年4月の時点では、なお10名を超えるような欠員が生じる見込みでございます。

先ほど10名を超えるということなんですけれども、4月の時点ではそういう状況ということなんですけれども、採用試験に合格をされて入局を待っていらっしゃる方という方もいらっしゃいますので、その方たちが順次入局をすることによって、今回のダイヤ改正後の規模でありますと、何とか夏頃には欠員が解消できるのではないかと考えてございます。

【小林委員】今、処遇改善によって、結構内容がよくなった、改善されたと。それによって、毎月のいわゆるこの応募者、働きたいという人がですね、やっぱりずっと増えてきていると。

それは非常にありがたいと。

だから、その裏返しで考えれば、やっぱり処遇改善がね、かなり進んでいると、こういうふうに思って、大体今の状況ではですね、夏頃にはですね、そういう欠員が今や解消されるんじゃないかと、そういうふうなことが期待されるということではありますが、やっぱりこの現状を見たときの、やっぱり課題は、何といてもですね、今、世の中は、人手不足というようなことで、今は管理部長が言うように、今は大丈夫かもしれないが、この先どうなるかということが、やっぱり分からないと、こう思うわけだから、今はいいけどもこれから先どうなっていくのかと、こういうようなことでございますから、やっぱり今後、運転士の確保に向けてはですね、やっぱり神経を使いながら、相当のやっぱり重点的な取組を、していかなければいけないと思いますが、今後のことについてはどう考えていますか。

【岩崎管理部長】交通局におきましては、これまで運転士確保対策としまして、従来、嘱託制度というのがあったんですけども、それを改めて、最初から正規の職員として採用できるでありますとか、先ほどの処遇改善、またバスの運転体験会でありますとか、合同企業説明会へ参加をして、バスの運転士の魅力というのをしっかり発信をしていくという取組をしてございます。

あわせて、帽子、バスの運転士の制帽でありますとかネクタイなど、その着用を任意化したところでございまして、そういったその働きやすい職場環境の改善というものにも取り組んでいるところでございます。

また今後でございますけれども、やはり若い世代の運転士をしっかりと確保していかないとい

けないということで、高校新卒者、こちらをさらに採用強化をしてみたいということと、今年度新たに、一度介護など様々な家庭のご事情があって退職された方がいらっしゃいます。そういった方に、退職前の条件と同じ内容で戻ってきていただけるようなカムバック制度というのも設けたところでございます。

そういった取組を含めまして、あと女性運転士、現在交通局1名でございますけれども、こういった方、他社、他県の事業者では女性運転士が多いという会社もございますので、そういったところの取組を研究しながらですね、運転士の確保というものに積極的に取り組んでみたいと考えております。

【小林委員】とにかく、前向きに今できることは何だってやっ払いこうということで、これまで、発想になかった、感覚的になかったことはですね、いろんなやっぱりみんなで知恵を立ち上げ、いろんな取組をやっていただいでですね、我々も驚くような発想が、今管理部長から、ご説明の中であつたわけでございます。

要するに運転士不足というのは、県営バスだけの問題じゃなくて、他のバス会社でも同じような課題があつているわけです。

我々が、我々がというか、私が一番やっぱり懸念することは、運転士不足イコール減便と、これにつながった、県民の皆様方のやっぱり生活の足を奪ってしまうと、これが一番、避けて通らなければいけないことだと、こういうふうに思ってるわけです。

だから、今の状況の中で、運転士の確保の状況、将来的な構想、そういうことを思いながら、やっぱり減便については、やっぱり最低になっていかなきゃいけない。できるだけ減便はですね、やっぱりやらないようにしてもらいたいと、

やっぱり生活の足を奪ってはいかんと、こういうような取組をお願いしたいと思ってるけども、この総体的な、今、私の要望に対して、どういうふうに受け止めておられるか、お尋ねして終わりたいと思います。

【柿原乗合事業部長】やはり路線バス自体はですね、委員おっしゃったように、しっかり確保していくことは重要であるというふうに考えております。

それに向けて、運転士確保に向けての取組というのはやはり、先ほどご説明申し上げましたとおり、今後もしっかりと取り組んでまいりますけれども、運転士不足の状況というのはですね、やはり今後も予断は許さないんだろうというふうには考えておるところでございます。

そうした中、県営バスとしましては、各市が地域公共交通計画という、その地域公共交通の在り方を計画するものがございます。そうした計画を立ててございますので、その地元市と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

各市の地域公共交通計画につきましてはですね、やはり深刻化している、やっぱり運転士不足というものを背景にいたしまして、ご利用の少ない路線などはですね、乗合タクシー等への移行なども行いながら、逆にその利用の多い生活路線であるとか、都市間を結ぶ基幹路線というものについてはですね、バス路線として今後も維持確保を目指していこうというような立て付けとなってございます。

県営バスとしましては、運転士不足でやはり厳しい状況にはあるとは思いますが、こうした都市づくりに必要とされている路線につきましては、利用状況等も見ながらですけれども、適宜運行の効率化も図らせていただきながら、

運行ダイヤ設定も、今回やったような工夫も凝らしながら、しっかりと路線維持ができるようにですね、運転士確保の対策と、もうこれは両輪の取組になるというふうに考えておりますので、こちらをしっかりと継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【小林委員】大体よく分かりました。一生懸命取り組んでるということですので、何と言っても局長、やっぱり県民の皆様方の足を奪うと、ご迷惑をかけないように、やっぱり暮らしぶりに、やっぱり皆さん方からですね、いろいろやっぱり不安を感じるような、そういうことがないように、やっぱり考えていただかなければいけないと。だからあらゆる対策を持って乗り越えていただくということで、どうぞ一つ頑張ってもらいたいと、こういうことをお願いして終わりたいと思います。

【山村委員長】ほかにありますでしょうか。

【宮本委員】それでは、議案外について、質問をさせていただきます。初歩的な質問になるかもしれませんが、ご了承いただければと思います。

まず、局長説明資料の3ページの、乗合バスについてです。

書いてありますとおり、本年3月23日から、空港リムジンバスはタッチ決済が始まったということ、そして、併せてターミナルの定期券販売所にもなったということですが、これはもう通常の路線を走っているバスはまだ、なっているのかどうか。導入について、乗合バスというんですかね、普通の路線を走っている、空港ではなくて、空港リムジンとかではなくて、通常運行しているバスと言うんですか、乗合バスはタッチ決済になってましたかね。まだなってなかったら、いつ頃導入になるのか、教えていただ

ければと思います。

【柿原乗合事業部長】今回導入いたしましたのが、長崎空港を走ります空港リムジンバスにですね、クレジットカードでタッチ決済、非接触式のタッチ決済ができるような仕組みを導入したというものでございまして、その他路線バス等々につきましてはですね、まだ導入はいたしておりません。

リムジンバスに導入した理由を申し上げますとですね、やはりそのキャッシュレス決済である、私どもが導入している、今、キャッシュレス決済というのは、交通系ICカード、nimocaを導入しているんですが、ただ海外のお客様にとってはですね、なかなかそれが難しいという状況がございますので、やはり海外のお客様が来られて、ご利用なさる路線を対象にですね、クレジットカードのタッチ決済を今回先行して導入したというようなことになってございます。

今後の予定ということでございますけれども、先ほど申し上げました現状のICカード、nimocaにつきましてはですね、こちらは令和2年の6月に導入して、もう5年強たっているんですが、その普及に努めてきたところでございます。

今現在ですけれども、車内の決済におけるICカードの比率というのがですね、年々上昇傾向にありまして、現時点ではですね、80%を超える状況になってきているというようなことでございます。その中でも特に多い路線なんかはですね、もう90%を超える路線なんかもあるという状況でございますので、今、県営バスでのキャッシュレス比率というのは、非常に高くなってきているという状況がございます。

しかしながら、少なくともはなっているもの

の、現金決済というものも依然残っているという状況がございますので、今回のタッチ決済に、空港線に入れたタッチ決済の状況というのを見ながらですね、さらなるそのキャッシュレス化率の向上につながるのかどうかというような視点をもちながらですね、今後の利用動向というものを注視しながら、検討を行っていききたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。

確かにですね、交通系ICカード、nimocaとかSuicaとかありまして、それがどんどん普及しているものの、通常路線、乗合バス、路線バスと言うんですかね、でも外国人の方々が乗る比率はですね、前回の観光でもいろんな議論をさせていただきましたけれども、ここ町なかでも、外国人観光客の方が増えてくることが予想されますので、空港リムジンバスに導入して、様子見られるということですが、通常乗合バスについてもですね、できるだけ早期にこのクレジットカード等によるタッチ決済、導入していただきたいと、交通系ICカード、nimoca、Suicaとは別にですね、クレジット決済のタッチ決済の方も導入していただければと思います。

これ、確か、機械が別途必要になったりとか、改修で結構な費用がかかるということをやっと1回聞いたことありますが、それについては、これを導入するに当たって、ものすごい料金、工事費がかかる、導入費がかかるんですよということが分かりますならば、教えていただければと思います。

【柿原乗合事業部長】クレジットカードタッチ決済は、やっぱりnimocaとは決済手段としては全く別物でございますので、イメージとしては、同じようなところにカードリーダーは

ございますけれども、全然違う仕組みを2つ導入しているというふうにお考えいただいて結構かと思えます。したがって、イニシャルコストも倍、ほぼ倍になりますし、ランニングコストもほぼ倍になるというようなことでございます。

今回空港線に導入しておりますタッチ決済につきましてはですね、こちらは空港線を運行いたします合計32台に導入をいたしております、税込の総事業費でいきますと3,500万円ほどかかっているというような状況でございますので、1台当たり単純計算すると、110万円ほどかかるということになります。乗合バス全体で申し上げますと、約300台いるということになりますので、もし全部に入れるとなるとですね、やっぱり相当程度の費用が必要になってくるということもございますので、やはりその辺りの効果というのはですね、慎重に見極めた上で検討してまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。

多額の費用がかかるということ、しかしながらですね、タッチ決済というのは非常に大事な観点であり、東京とかでは確か、それも実証、今、実験とかやってるんじゃないかなと思いますので、観光県長崎としてはですね、通常の乗合バスにも導入をしていただきますようによろしくお願ひしたいと、検討を重ねてください。お願ひいたします。

次に、貸切バスについてお尋ねをいたします。

4ページになりますけど、貸切バスについては、令和8年度ですね、修学旅行の予約状況について、お尋ねいたします。どのくらい今入っているのか、確認させてください。

【江頭貸切事業部長】令和8年度の県外からやってくる修学旅行の予約状況かと思えますが、現

段階ではですね、例年の年間の校数、台数に対して、大体9割ぐらいはもう予約ができていているという状態になっております。修学旅行の場合は、ほかの予約に比べるとですね、1年半ぐらい前から予約が入りだしますので、予約のタイミングが早うございます。そういった意味では、実施年度に入った段階で、おおむね予約というのは終わっている状態にはなるんですが、とはいえですね、まだ来年の3月に実施する分とか、まだちょっと期間がある分についてはですね、実施年度に入っても、ぼちぼちと予約が入ってくるものですから、今後緩やかにではありますけれども、令和8年度の予約というのが増えていくものかなと思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。

ちなみにこの予約状況の推移は増えてきていますかね。令和8年度、7年度、6年度、5年度で、年単位で見ると、増えているのか、減っているのか、それだけ長崎が修学旅行先として選ばれるという証拠にもなりましようけれども、ちょっとそれも確認させてください。

【江頭貸切事業部長】県営バスにおきましてはですね、修学旅行の取扱いというのは、コロナ前まではですね、年間200校ぐらい取扱いをしておりました。コロナが明けてですね、我々の事情で、貸切バス等を集約して、台数を少し効率的に動かすということで、台数を絞り込んだりとかということで、事業規模を見直しましたので、令和6年以降はですね、大体150校ぐらいの取扱いで推移しております。令和7年度も150校ですし、令和8年度の予約も今既に140校ぐらい来ていますので、大体横ばいかなという状況になっております。

ただ、問合せの状況から見ますとですね、今回東京都の区立中学校がですね、もともと関西

の方に修学旅行に行ってましたが、オーバーツーリズム等の関係もあってですね、混雑を避けるために、方面変更というのを検討されてまして、そういった意味では、方面変更の先がですね、長崎もたくさん選んでいる学校がありますので、地域によって増えている地域もあるというような状況かなと思っております。なので、そこはもうしっかりチャンスと思ってですね、しっかり対応してまいりたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。

いい傾向にあるということですね、確認いたしました。

一方では、バスが確保できずに非常に厳しい状況というのも見受けられますので、できるだけ広く門戸を開けていただいて、可能な限りですね、対応していただきたいと思っております。

最後、1点、先ほど小林委員からもありましたが、バスの運転手不足についてですね、1つだけ確認いたします。これも前の委員会でいろんな議論があつてるかと思っておりますけど、改めて確認の意味でお聞きいたします。

バス運転士不足、これはどの地域でもそうですけど、佐世保市はですね、外国人労働者の採用に向けて、運行事業者と本格的な協議を重ねていくということが、昨年9月議会で明らかになりました。運行事業者と採用について、外国人労働者については、前向きに検討がされているようです。市の方も外国人のバス運転士の実現に向けて、支援策の検討を始めているという状況です。

政府が、2024年3月に法改定をいたしまして、外国人の採用にも可能になったということがありますので、県営バスとしても、今までいろんな議論があつているかもしれませんが、久しぶりの委員会なので、改めて確認しますけ

ど、県営バスとして、今後、外国人労働者のバス運転士の確保に向けた対策について、お聞かせください。

【岩崎管理部長】外国人運転士制度でございますけれども、国におきまして、特定技能ということで、分野にも追加をされたということがございます。また、警察の運転免許の2種免許の試験が、外国語で開催、実施ができるようになってきているとかですね、環境については徐々に整ってきていると思っております。

交通局におきましても、運転士不足が続く状況で、全国的な人手不足ということを考えますと、外国人運転士の採用というの、当然視野に入れて検討を進めていかないといけないというふうに考えております。

現状におきましては、私ども認識しておりますのは、昨年の12月に路線バスの外国人運転士が、沖縄県で初めて第1号が出たという状況でございます。大手のバス会社を中心に、徐々に取組が進んでいるという状況でございます。

一方で、受入れに向けて、我々としても整理をしないといけない課題というのがあると認識をしております。やはりバスの運転士は1人で運行しますので、例えば事故があつたり、災害が起こったときに、どうやって安全を守っていくのかというのが何より重要だと思っておりますので、その辺りをどうやって担保するのか、そこは接客・接遇とかも含めてですね、そこをしっかりと整理をする必要があるということに関係してまして、受入れに関しましても、教育体制をどうするかとか、例えば住居とかの準備も含めまして、育成のコストというのはかかりますので、その上で、現在の特定技能でいきますと、1号では5年働いていただくということになりますので、例えば1人、2人頑張つて採用して

も、やはり継続して採用し続けるような仕組みがなければ、なかなか回っていかない状況もあるかと思いますので、その辺りは先進的な取組をしております、佐世保市さんも今議論をしているというのは把握しておりますので、そういった状況をつぶさに聞きながらですね、どういった問題点をどういった形で解消していくのかというところを研究を進めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。

民間の企業も人手不足で困っている状況の中、どんどんやはり外国人労働者に手を向けていこうということで、例えば住居を確保したりとか、日本の文化を学ばせたりというのも、もちろん民間の企業でもされていらっしゃると思います。よって、県営バスにおいてもですね、ここは今後大事な視点かと思えます。

これ最後、局長、外国人労働者のバス運転手の確保に向けては、今、先ほどおっしゃったとおり、いろんなハードル、高いハードルがあるということは承知しているものの、先ほどもご答弁ありましたけど、若い方々に対したりとか、女性とか、いろんな形で対応されていかれると思いますけど、1つ外国人の労働者においてもですね、運転が大好きな外国人の方もいらっしゃると思うし、おもてなしが上手な方もいらっしゃると思うので、そういった方々をつぶさにキャッチしていくというのは大事だろうと思います。

局長、外国人の労働者のバス運転士の確保について、ご意見があればお聞かせください。

【太田交通局長】宮本委員のご意見、本当にありがとうございます。

運転士確保についてはですね、いろんなことをやっていて、ようやく確保できるというよう

な状況でございます。いろんな取組を続けておりますけれども、その中の1つとしてですね、先ほど管理部長からお答えしましたけども、研究を重ねながらですね、できるものやっていくという形で考えております。

【溝口委員】少しだけですけど、せっかくですね、交通局がですね、新たな発見をする着地型周遊ですか、周遊観光バス「ぶらりん」を企画運行されているんですけども、1か月だったと思うんですけども、それぞれですね、1人、料金は幾らぐらいで組んだのか、お尋ねしたいと思います。

【江頭貸切事業部長】周遊観光バスの「ぶらりん」につきましては、構想をですね、まずは長崎県内のいろんなところを目的地にしてですね、様々なコースで交流人口の促進を図るという目的でやっています。ツアーの中身によって、金額もですね、それぞれ異なるんですが、おおむね5,000円から1万円以内ぐらいの一人当たりの金額で実施をさせていただいているという状況でございます。

【溝口委員】分かりました。

カキとか、フグとかですね、それぞれ料理の内容がちょっと違うと思うんですけども、コースによってそれぞれ料金が決まると思いますが、それぞれの成果は今回どのくらいあったのか、お尋ねしたいと思います。

【江頭貸切事業部長】この2月にですね、小長井のカキと、杵の川酒蔵さんのコースと、あと小浜観光と戸石のコースと、伊王島のカキ、3コースやりましたが、合計で90名の方にご参加をいただいたということになっております。ちなみに、一番値段が高いのはですね、やはりトラフグのコースにはなるんですが、1万円以内ということですね、もう先に決めて実施しましたの

で、9,900円ということで実施をさせていただいております。

【溝口委員】分かりました。

ただですね、せっかくいい企画をこうしてやろうとしているのに、90名と言いましたかね、今回初めてですのでそのくらい分かりませんが、やはり広報をですね、やっぱり県民の皆様方に知っていただいて、なるだけたくさんの方々に行ってもらおうという形をつくれればですね、やっぱりトラフグにしても、カキにしても売れるわけですから、その辺はまず県庁内でも働いている方々がたくさんいますので、そこら辺が分かってくれば、やっぱり行ってみようか、一緒に行こうかという形に取れるんじゃないかと思うので、その広報の在り方をですね、どのようにやっていこうと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【江頭貸切事業部長】今回のツアーにつきましてはですね、受入れ施設の関係と、バスの空車状況の関係もあってですね、1ツアー当たりがもう20名で満席というような状態でやりましたので、予約状況を見ながら、追加の設定をやればよかったんですが、そこまではちょっとできていないという状況でございます。

広報につきましてはですね、県営バスのインスタグラム、SNSによる発信であったりとかですね、あとはこういった集中的に実施をする時期は、新聞の折込みなども入れながらですね、県民の方にも周知を図りながら実施をしてきたというところになります。

【溝口委員】分かりました。

やはり県民の方々に分かっていたかかないと使わないし、また受け入れる体制もですね、やはりいろいろと要るかも分かりませんが、私はやっぱりいい企画ではないかなと思ってるんで、

その辺についてですね、やっぱりしっかりとした広報活動をして、これが90名が、3倍も4倍もなってくれるようにですね、していただければ大変、トラフグとか、カキを買ってる方々も、そしてまたお酒を飲む、つくっている方にもですね、大変いいんじゃないかと思ってますので、ぜひ、今回また来年になるかと思いますけれども、ぜひしっかりしてですね、これを広めていただければと思っております。終わります。

【山村委員長】ほかにありませんでしょうか。

【鵜瀬委員】先ほどから出ました空港リムジンバスにつきまして、私も壱岐に帰るときですね、往復使わせていただいております。今、飛行機が遅くなりまして、夕方の便は東京や大阪、名古屋、あと韓国からですね、かなりの方が、かなり長蛇の列でバスを待っているような状況なんですね。でも、今度からキャッシュレスで、クレジットカードも使えるようになるんで、乗り降りの時間は短縮できるんじゃないかなというふうに、大変ありがとうございます。

とは別にですね、実は、今の県営バスターミナルにですね、今の古い建物なんですけど、長崎駅を降りたときに、県営バスターミナル、見えないんですよ。下のラインのブルーのやつを新しくしていただいたんですけど、その上がですね、三角通路があって、それで見えないというのと、あと古すぎて、交通会館、そして県営バスターミナルという、あの色を変えていただくと分かんないかなと思う。先ほど言われた大分、熊本は好評。そして多分九州号もいいはずなんですよ。そうしたときに、ぱっと見たときに、あそこが、その高速バスが出るというのが認知ができないんですね。

ただ、今、その通路の中で看板を幾つか立てられてますけども、字が小さくてですね、見え

づらい状況でありますし、景観的によくないんじゃないかというのと、あとは三角屋根の下の看板は、あくまでも長崎県内の周遊の行き先しか書いてないんですけども、駅出てすぐのところは、先ほど言われた大分や熊本、そして福岡というような形で書かれてるんですけども、先ほど言うように、字が小さくて、あと先ほどから言われるように、やっぱりインバウンドでかなり利用される方がいますし、私もあの周辺です、散策するときによく聞かれます。どこにあるのというのを。

だから、そういった部分でやはり分かるような形。将来的にはですね、あそこのターミナルを含めた大黒町の周辺の再開発があるときは、きれいになるんでしょうけども、それまでに完成するまでかなり時間がかかるので、内部でやはり分かりやすく周知、優しい県営バスとしてですね、していただければ、もっとお客さんも来るんじゃないかなと思うので、ご検討のほどよろしくお願いします。

【岩崎管理部長】長崎駅が交通の結節点でございますので、高速バス乗り場の表示、いかに、どこに行けば何に乗れるかという、すぐ分かるというのは非常に重要な視点だと考えております。空港リムジン行き乗り場というのは、令和5年度までは表示をしてあったんですけども、ちょっとやはり古くなってしまって、撤去をしたという経過がございます。

委員のご指摘のとおりですね、やはり利用者の利便性を高めていくということが、バスに乗っていただくということにつながると考えておりますので、表示につきましては、建物自体が老朽化しておりますので、どういう形ができるかというのは検討させていただきながら、対応させていただきたいと考えております。

【山村委員長】ほかにありませんでしょうか。

【田中委員】経理は管理部長が大体、資金繰り関係はなさるんですかね。管理部長がね。あれかね、私も20年近く、県営バスの関係やるけど、公な会計、公会計というのは難しいね。本当に分からない。何回やっても、見ても分からない。

7年度の数字で言うと、事業収益が56億3,415万円、これ間違いありませんよ。事業費用が55億2,738万円。普通はこれの収支が、差額が利益になるんですよ。利益にね。普通の企業は。差し引くと1億677万の黒字だから、いいなと思うんだけどね。

8年度でいうと、事業収益が63億7,503万円。事業費用が62億9,364万円になると、差引き8,138万の黒字と。もう事業収益と費用だけ見れば。

しかし、これはそのままあなたたちの、決算にはならないんだもんね。中にまたコーヒー代足したりする感じが多くて。

もう一つは、10年の中期経営計画というかな。30年から令和9年までのね。これはもう8年、9年。2年しか残ってないわけだから。これで、先ほどから話題になっている15億円の借入れの返済はできるんですか。10年計画で、間違いなく返済できるんですか。まず、それから聞かせてもらいます。

【岩崎管理部長】まず経営の、例えば令和8年度でいきますと、予算におきましては税込で表示をさせていただいているというルールになっておりまして、税込でいきますと、差引きで8,100万円の黒字と。消費税を計算する必要がございますので、消費税を計算しますと、1,400万円の黒字ということで見込んでございます。

7年につきましては、約9,000万円の、消費税抜きベースでいきますと、純損益が9,000万円の

黒字ということで見込んでおります。利益として9,000万円の黒字ということで見込んでございます。

経営計画に基づきまして、これまでも取り組んできているところでございます。運賃改定を27年ぶりにやりました状況もございますので、前提条件が、立てたときに比べますと若干変わっているという状況はございますけれども、当初の経営計画では、令和5年度、6年度で8,000万円ぐらいの黒字を出すという見込みでしたが、実際は4億2,000万円ぐらい計画を上回って推移をしているという状況もございますし、令和7年度、令和8年度も、計画に比べまして2億円ほど、これは運賃改定もございますけれども、上回っているという状況でございます。

一方で、資金につきましても、令和8年度末では24億円ほど見込んでいるということで、厳しいながらも何とか資金については資金繰りを確保しているという状況でございますので、こうした中で、今後も収支を保つことによって、特別減収対策企業債の15億円、残りの13億円につきましても、おおむね、順調に返していけるのではないかとこのように考えてございます。

【田中委員】この中期計画の30年から9年までの間では、無理だということだね。あと2年しかないから、もう8年9年しかないから。10億円以上残るのかな。10億円以上。それをそれからまた先、ずっと払っていくという話なんだけどもね。

先ほど言った数字の方は、消費税入ってる、入ってないの関係で違ってたので、理解はできた。消費税の中身が、入ってなかったから。それでその後、払っていくのは、私は太田局長に、収支ゼロになるまで頑張るよというふうな話をしたつもりなんだけどもね。もう道半ばで10億も残してお辞めになるわけでしょう。私は

引き続きやってほしいと思うけど。あとはそうすると、管理部長さんが引き継ぐの。あなたが。ああそう。新しい人が来るの。

交通局は、それでも本当に、真剣にやらないと、赤字出したら困るって、やっぱり、赤字は。儲ける必要はない。この辺もちょっと言い方おかしいけども、皆さん方の職員の皆さん方の福利厚生等々もあるからには、ある程度の利益を上げなきゃいかんけど、ここでもうけて本庁の会計に繰越しなんていう話は、我々も考えてないけどもね。赤字は困るのよ。

だから、何しろ頑張ってもらわなきゃいかんけれども、この資料を見させてもらおうとね、事業の概要というのを。もう92年になるんだね、歴史がね。92年。昭和9年の3月のスタートということだから、県営バスは、大変な歴史がある。当初の目的からとはもう全然違ってるから。当初の目的。だから、その中で、事業内容で、長崎、諫早、大村の3市の市内路線バス等の運行と、空港リムジンバス、佐世保線、雲仙線などと、中距離便の運行、それから県外高速バスの運行、貸切バスの運行、4つあるんだけども、どこが一番も儲けが良いの。どこが一番損するのね。一概に言えない。

【太田交通局長】まず、企業債の返還についてでございますが、15億円をお借りをしまして、これを15年間と、12億円を15年間で返す。そしてあと3億円はですね、20年、25年で返すという、そういう決まりになっておりまして、それを返すために、今、償還計画を立てているわけです。

その考え方といたしましては、毎年度、その償還分を上回るような黒字を出していくという形ですね、計画を立てますと、順調に返していけるという形ですね。今は計画を上回る数字を上げて、先ほど管理部長からも説明しました

けども、猶予資金としては、結構たまってきているというような状況でございます。

ですから、今後また9年終わりますして、その次の次期の計画を立てるといふ段階に入りますので、その中で、まず新たなその体制の中で、新しい知恵を出しながら経営をやっていくというのが企業経営のその事業を継続していく肝かなというふうに思っております。

昭和9年から、続いてきたわけですけども、いろんな事業がやりますして、一番今、赤字の部門と言いますのは、やはり路線バス事業でございます。これは、今、長崎市内それから諫早市内、大村市内で路線バスを運行しておりますけども、そこの運行については、総体では赤字でございます。それに対して、どのような費用負担をするかということで、関係の市の方からも補助金を頂いて、そして、県営バスのいろんな事業をやりながら、内部補助という形で補填をして経営をしていっているという状況でございます。

その中で、先ほども出ました貸切事業、それから県外の高速バス、そういうものをやりながらですね、路線バス事業、一般の乗合事業を運行しているというような状況でございます。

【田中委員】この業務の内容でね、何がもうかって、何が損するというのは、一概に言えないという感じだろうから、それはとどめますが、定期路線で、最初から赤字路線というのは7割以上あるわけだな。最初から赤字路線。こう書いてある。82系統が黒字で、216系統は赤字路線だと。最初から赤字で分かっているところを取り組むというのは、それは公営事業の務めかも分からんけど、それならそれでまた考え方、我々も変わるんだけども。

本当に福祉バスみたいな、県民の福祉バスの発想であると、我々もそれは県の当局からね、

お金入れてもいいじゃないかと。入れられないわけはないんだから、入れてもいいんじゃないかという話になるんだけども、最初から赤字と分かってて、頑張るといふのが、見通しがつかばいいよ、将来の見通しが。私はちょっとこう、首かしげるね。

だから、一生懸命言ったのは、前言ったのは、長崎バスとの合併しかないよと。合併って、一緒になることしかないよと。佐世保は西肥バスと市バスが一緒になったよという話をした記憶があるんだけどね。それでこの協働経営方式か、長崎バスとの。これは画期的なものだと私も理解している。これしか、生きる道はないのかなと、将来は。というのは、1つになることよ。1つになるとね、また考え方が全然変わってくる。しかし、そのときはやっぱり、本当の営業バスみたいな感じで、福祉バスじゃなくてね。県民の足を守る福祉的なバスじゃなくしてね。そういう流れになっていくんじゃないか。そうでないともたないと思うし、あんまり大きな赤字残すわけにいかんからね。昔は、本庁からの金で救済したこともあったかも分からんけどね。あったかも分からんけど。今後はそういうことは、やっぱりあったらいかんと思うからね。そこら辺を長崎バスと今後ね、どうやってうまくやっていくか、ここら辺に私は経営のみそがあるんじゃないかと思ってるんだけどね。どうですか。

【太田交通局長】地域の路線バス事業でございますけれども、これは県営バスだから、赤字のところをいっぱい走ってるということではございません。多くの、全国、日本全国、多くの民間事業、バス事業者がそういう状況でございます。県内でも他の事業者、民間事業者においても、やはり路線バス事業というのは今現在の状況でいきますと、大きな赤字を抱えております。

その中で、他の事業をやることによって、それを補填しているというのが実情だというふうに思っております。

【田中委員】全国的なことを言うと、県の公営バスなんてないわけだね。長崎県独自だからね。長崎県内で言うと、この県北なんかはあんまり影響ない。県営バスの影響。それは高速バスか何かはやってるかも分かんけどね。

だから、そこら辺をどういうこの目標を持っていくか。完全に営業という感じだけでやっていくと、もう長崎バスとやっぱりもう少しうまくやれば、私は活路はあると思う。

しかし、県民の足を守るんで、赤字でもいいんだということをやるとすれば、私はこれをよしとしない。赤字だからいいという話は、どこかではしかし、払っていかなきゃいかんわけだからね。最後、本庁からの金でという、昔やったようなことはできないと、私は思ってるからね。そこら辺が今からの課題だと思います。

どうしても、皆さんが赤字でも、県民の足を守るためには赤字でもやらなきゃいかんということならば、そういうことでまた我々も考えなきゃいけない。どうですか。

【太田交通局長】まず、共同経営方式によります長崎バスの路線の再編、非常に令和4年、それから6年にかけて、実施をしたところでございますが、非常に双方ですね、長崎バスさん、それから県営バスにおきまして、それぞれが責任持って走る区域を決めまして、そして路線の再編を行ったわけでございます。

そういうことで、非常にその効果も非常に大きく出ておりますので、これについては、その考え方というのは、今後も引き続き続けていきたいというふうに思っております。

それと、赤字の路線を維持をするということ

についてはですね、先ほど来、乗合事業部長からも話がありましたように、現在、各市単位で地域公共交通計画というのを定めるようになっておまして、その中で、路線バスで運行する地域とか、さっき、乗合タクシーで運行するとか、そういう全ての交通手段を使ってですね、地域の路線網を維持していこうという計画を立てるということになっております。

その中で、やはりその費用負担ということもですね、自治体がどのように負担をするのか、ご利用いただくお客様がどのような形で負担をするのかということも踏まえてですね、今後議論が進む、今も進んでおるわけですが、そういう形で路線維持をしていくということになるかと思えます。

【田中委員】もう終わりますがね、禅問答じゃないんで終わりますがね、1つはね、コロナの影響で大変だったというのは理解している。私も当時も委員会にいたこともあるからね。あのコロナの当時は大変だった。

しかし今度、総務に行って、交通にお金を、国からもらった金を割り振りしている課があるよね。総務委員会だね。県営バスには若干甘いなと感じてた。あの割り振りに。県営バスには甘いなって。やっぱり県同士だからだ。犯罪じゃないよ、それは別に。しかし、各事業体に配るときに、県営バスには少し甘いなど。実際、私は指摘したこともある。委員会で。いや、そんなことありませんよと。やっています、均一に。しかし、見られるところも多々あったと。それはまた一生懸命、長崎県、県としてのメンツで、やっぱり県営バスもちゃんとしていかなきゃいかんからね。

だから、あとはもう皆さん方の頑張りしかないんだけど、次の社長さんは大変じゃないの。

次の社長さんは、手を挙げてくる人がいたのかな。あとしばらくすれば分かるんだろう。もうはっきりしてるの。人事は。知事じゃないと言われんと。そうですか。まあ、期待しましょう、次の社長さんに。

太田局長が長年頑張ってくれたけど。頑張ってくれたけど。相当やった記憶がある。

一番はしかし、県営バスとの関係をもうちょっと考えろと言ったのは俺だよ。一緒になる前に。一緒になる前って、こういう形になる前にね。それは、佐世保の方で、市営バスと西肥バスの関係が一緒になってね。それで難しい、西肥の運営は大変みたいだ。一緒になって。

頑張ってください。終わります。

【山村委員長】ほかにありませんでしょうか。

【坂口副委員長】私から、経営状況全般についてですね、伺いたいと思いますけれども、田中委員にご質問いただいたことと重複する部分もあるかと思うんですけれども、まず、交通局の経営計画ですね、これ10年計画の、令和9年までと9年度までの計画となっておりますけれども、また10年度から新たな計画ができると思いますが、まずこれはいつぐらいから策定、新計画ですかね、検討されるのか、そのスケジュールについて伺いたいと思います。

【岩崎管理部長】現在の経営計画につきましては、経営計画の期間は10年としてるんですけれども、それを2つに分けて、前期と後期という形にしてございます。現在、後期計画ということで、令和9年度までということになります。ですので、令和10年からの計画につきましては、令和8年度、9年度かけてですね、しっかり今後の見込みを立てた上で検討してまいりたいと考えております。

【坂口副委員長】そうですね。前期後期の実行

計画ということで、分けて公表されておりますけれども、令和8年度からいよいよ策定に取りかかれるというご答弁だったと思うんですけれども、先ほど田中委員からもお話ありましたように、ちょっと若干やっぱりストック面ですね、経営状況というのが分かりづらい状況かなと。貸借対照表等ですね、決算書として公表されておりますけれども、収益的収支のフローのところはですね、ものすごく詳しくご説明いただいて、皆様ですね、ご尽力とかいろんな取組の結果というものをお示ししていただいています。

ただ、それはあるんですけれども、一方では先ほどの赤字路線とかですね、構造的のような課題にどう対応していくかというのは別問題としてあって、多分それは交通局だけの問題じゃなくて、やはり県政全般、地域、県下市町全体の問題としてですね、考えていかないといけないんでしょうけれども、ただこのままでいくと、他会計からのやっぱり負担比率というのがずっと上がってきているような状況だと思いますので、これもいずれですね、どこかの段階で考えるべきだろうと思いますけれども、話戻りますけれども、ストックの問題ですね。

その現金、預金、令和6年度末で20億円ありまして、これ令和4年の8億円からですね、大体倍以上になっているんですけれども、これ資金繰りのためにというお話だったんですけれども、今後、施設の建て替えとかですね、検討する場合に、基金としての意味合いもあるのかどうかですね、基金というのを設置されてないので、固定資産の部に基金というのがありませんので、これがいわゆる基金の役割も果たすものなのかどうかですね。もし果たすのであれば、その固定資産の基金として勘定を分けないのはなぜか

とか、あるいはその負債についても、先ほど15億円の企業債、あつてますけれども、6年度末で固定負債の企業債、他会計からの負債借入れで約20億円ですね。令和9年度償還の企業債が19億円と、まだ企業債の残高、あるいは他会計からの借入れの残高というのが多く占める中で、純資産比率、自己資本の比率が大体30%ちょっと超えるぐらいという、ストック面から見た経営状況ですね。これがどういう評価をすればいいのか。現状、ちょっと決算書等からですね、自分たちで読み取るしかないの、お聞きするんですけれども、こういったストック面からのですね、フローで、収益的なところで、非常に頑張らせていただいているというのは分かりますし、まずその黒字化がストック面の経営改善の前提となりますので、それは非常に理解できるんですが、じゃあストック面から見た経営状況がどうかということが分からないので、ぜひこういった面もですね、次の経営計画には少し盛り込んでいただくと、いろんな情報共有ができるのかなと思いますので、これは要望ですけれども、もし一言ありましたらお願いいたします。

【岩崎管理部長】委員ご指摘のとおり、フロー面だけではありませんで、ストック面も重視しながら経営していくということは、非常に重要だと思っております。

現在のところ、資金面ではある程度余裕がある状況でございますけれども、やはり特別減収対策企業債の13億円というのをこの中から返していくということになりますので、やはり経営の安定を図りながらやっていく必要がございますし、他会計の借入金等もございますので、そちらについても計画的に、経営計画をしっかりと立てて計画的にやることが重要だと思っておりますので、引き続き努力してまいりたいと

考えております。

【山村委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】ほかにないようですので、交通局の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 4時22分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時23分 再開 —  
-----

【山村委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 4時23分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時24分 再開 —  
-----

【山村委員長】それでは、再開いたします。

閉会中の委員会活動について、協議をしたいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 4時25分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時30分 再開 —  
-----

【山村委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山村委員長】それでは正副委員長に一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----  
— 午後 4時30分 閉会 —  
-----

# 観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和8年3月25日

観光生活建設委員会委員長 山村 健志

議長 外間 雅広 様

## 記

### Ⅰ 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 26 号 議 案	長崎県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 27 号 議 案	長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 28 号 議 案	自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 29 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 30 号 議 案	長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 31 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 32 号 議 案	長崎県営住宅条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 37 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 38 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 39 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原 案 可 決
第 40 号 議 案	財産の取得について	原 案 可 決
第 41 号 議 案	財産の処分について	原 案 可 決
第 42 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決
第 47 号 議 案	長崎県観光振興基本計画について	原 案 可 決
第 48 号 議 案	第 5 次長崎県環境基本計画について	原 案 可 決
第 49 号 議 案	第 5 次長崎県男女共同参画基本計画について	原 案 可 決

計 16 件 (原案可決 16 件)

委 員 長 山 村 健 志

副 委 員 長 坂 口 慎 一

署 名 委 員 堤 典 子

署 名 委 員 鵜 瀬 和 博

---

書 記 林 田 直 浩

書 記 和 田 周 也

反訳業務者 神戸綜合速記(株)